

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 12

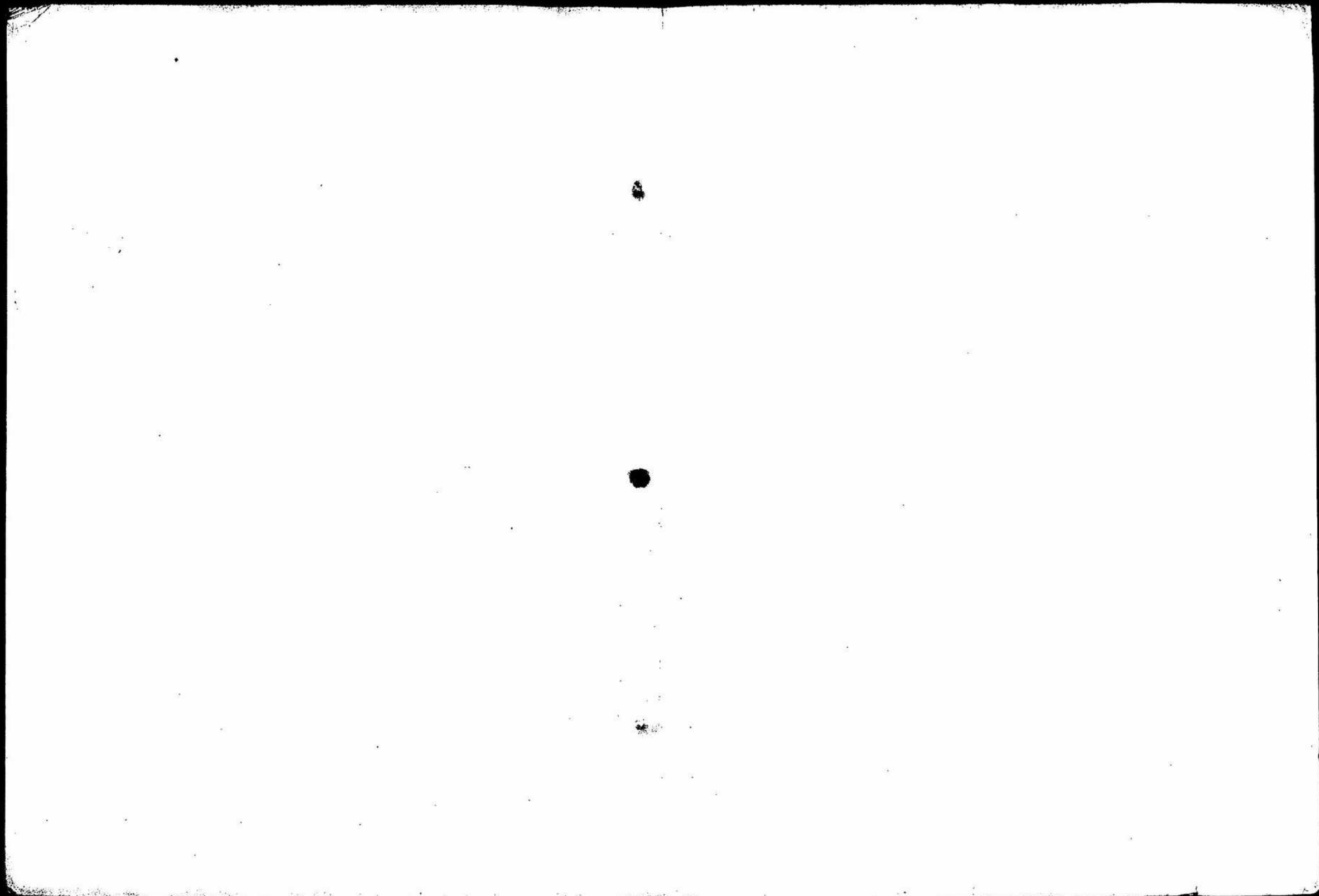
庫	文	閣	内
サ	三	九	和
一	九	一	書
四	七	七	
函	二		
一			
七			
架	冊	號	類

大正十一年度古蹟調査報告 第二册

南朝鮮に於ける漢代の遺跡

朝鮮總督府

3000
341

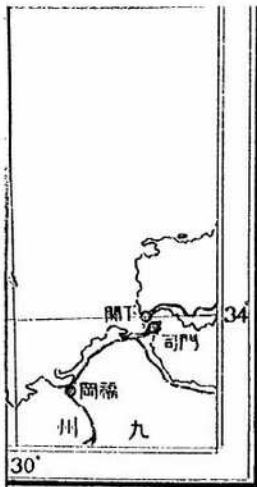


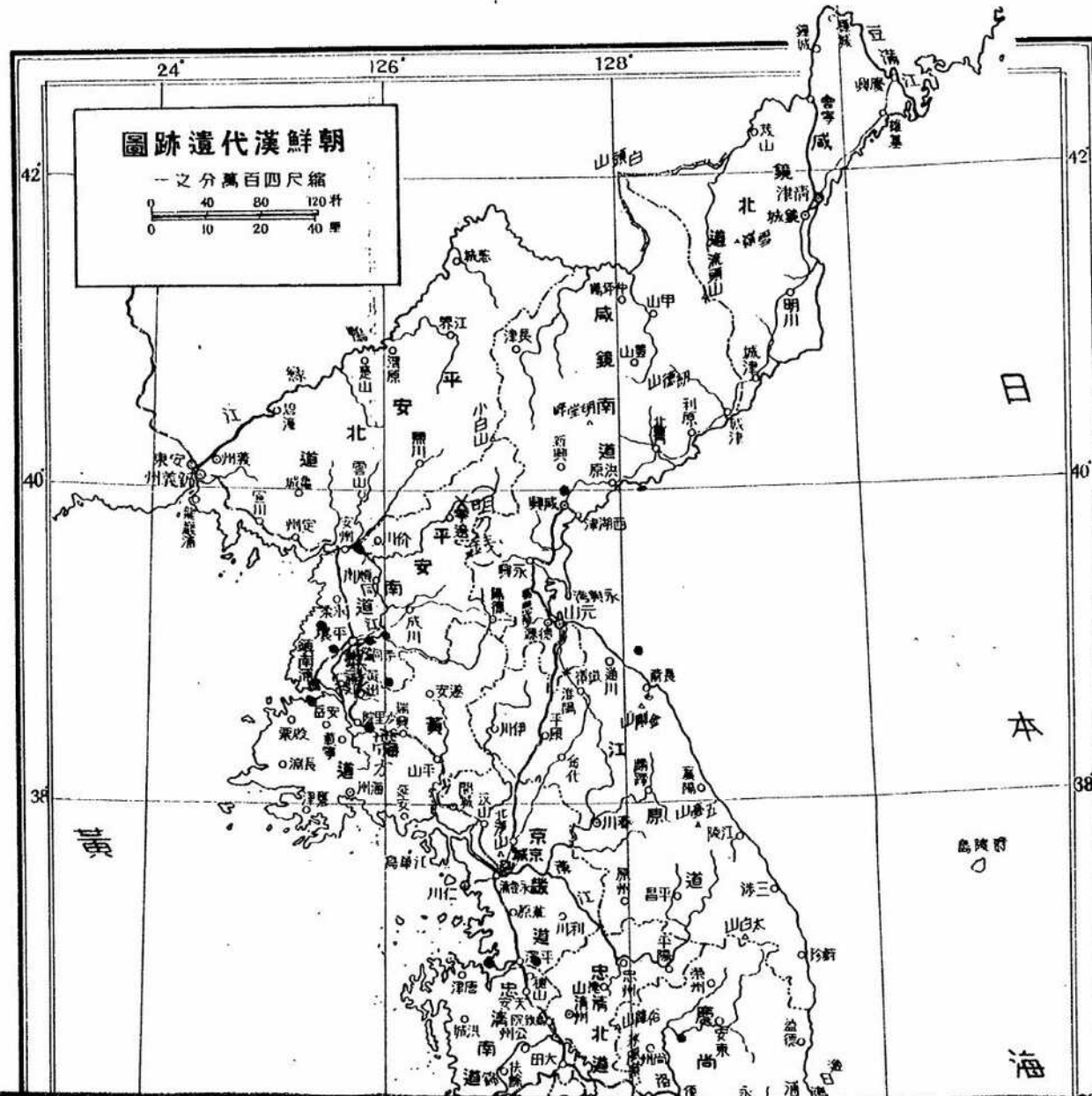
292
39/72
8

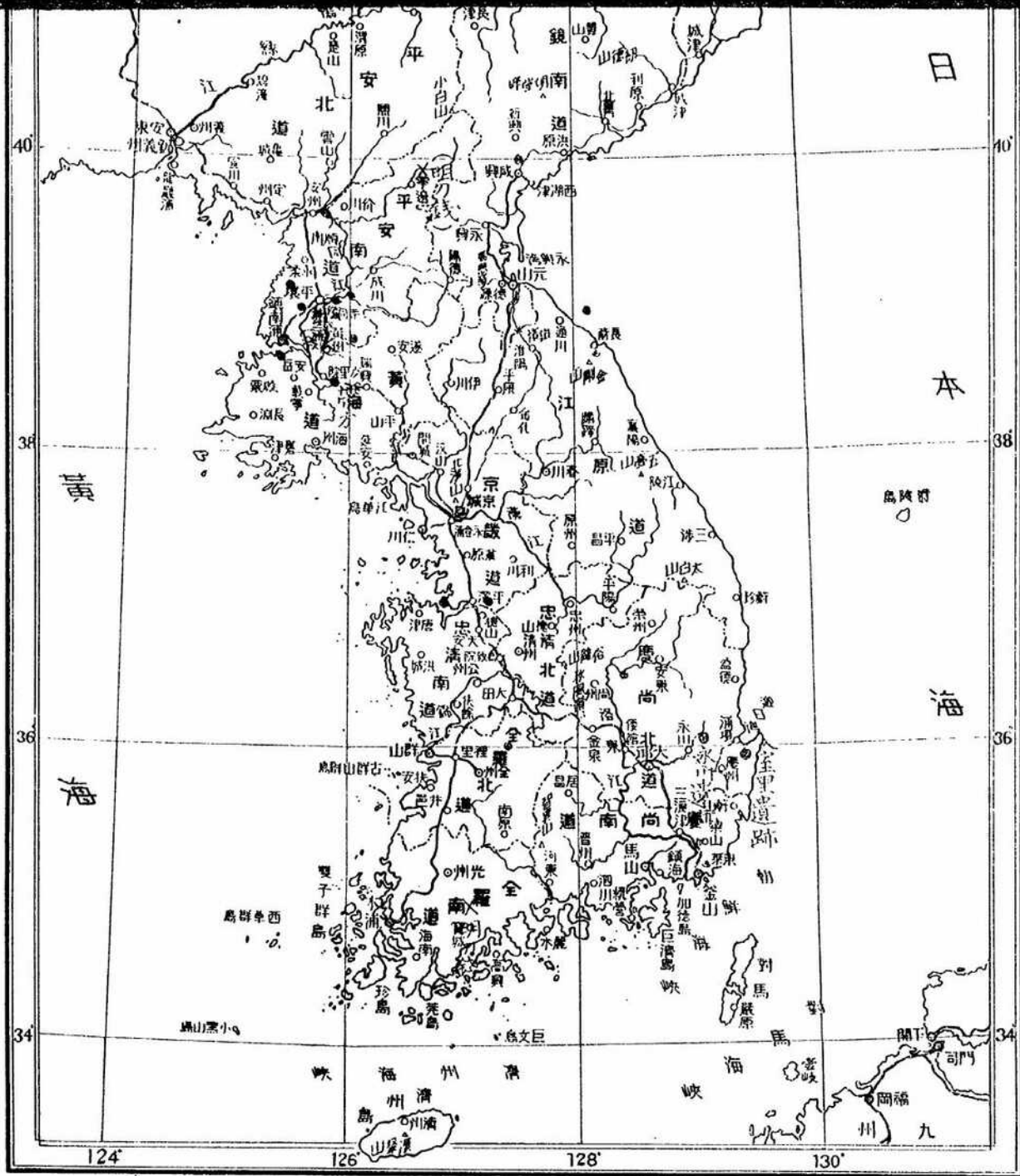
南朝鮮に於ける漢代の遺蹟

大正十一年度
古蹟調査報告

第二册







裏面白紙

例言

此の一篇の報告書は余等三名の共同調査の結果に成れるものなるも資料の整理と本文の起稿とは梅原主としてこれに當り然る後第一章より第四章までは藤田の修補を経たり但し第五章と附載第二とは印刷の都合上そのことなくして止みたり第五章は結論に當るを以て特に記す

本篇の主要なる遺跡遺物の調査は、其の責任を明し、調査は大正十一年度、これを了したるも資料の整理と報告書の作製とに日子を費す、自ら關係資料の新たに紹介せられたるものあり依りてこれをも収録せり、されば本文に載せしむべきは、大正十三年六月末日までに知り得たる事實なり。



本報告書は従來學者の注意を以て事實の記載に留意せり、遺物の紹介に當り單に寫眞のみならず、拓本實測圖等を併せ載せたるは主として右の主意に基くものなり。

北部朝鮮發見の漢代遺物は、その量に於いて頗る多く、別個の研究題目に屬し、現に關野委員の其の究明につとめられつゝある處なるも、中に就いて銅劍銅鉞に關する部分は、本篇の主題とせし、朝鮮の遺跡と密接なる交渉あり、これを併せ論ずるの必要なるを認めたるを以て、特に概要を第四章に附載することゝなせり。此の部分の資料の調査は、藤田小泉主として擔當したり。

朝鮮に濃厚なる分布を示す有柄式磨石劍は本員等の觀る處を以てせば本文論證する銅劍の類と密接なる關係を有するものなり。従つて當初これをも併せ報告する豫定の下に資料の蒐集を行ひしが、これに就いては學者の間に時に異論あり論究を要すると共に本報告書に附載するには資料多きに過ぐるを以て他日別に石劍調査報告書を作製して提出することゝなしたり。

一本編圖版に收むる寫眞は目錄に註記したる四五を除き全部囑托澤俊一君の撮影に係る。同君が熱心事に當りて余等を助けられ本編爲に光彩を添へたるは深く感謝する處なり。

一此の報告書の作製に當り、本員等は關野、島居、濱田、小田の四委員の厚意を受けたるに、共に委員李王職事務官末松熊彦氏、本府博物館協議員鮎貝房之進氏、本府囑托諸鹿央雄氏、同加藤觀覺氏、京城師範學校主事白神壽吉氏、慶州公立普通學校長大坂金太郎氏、東京帝國博物館鑑査官補後藤守一氏、大邱府河井朝雄氏、同小倉武之助氏、同増子謙藏氏、東京市鈴木熊太郎氏、大阪市農學士清水元太郎氏、京城府大和與次郎氏、同小野又一氏、同西村基助氏等より調査上多大の便宜を與へられたり、記して謝意を表す。

大正十三年七月

古蹟調査委員 藤 田 亮 策
古蹟調査事務囑托 梅 原 末 治
古蹟調査課囑托 小 泉 顯 夫

附 記

本篇提出後北部朝鮮に於ける漢代遺跡の盜掘頗る著しきものあり、一ヶ年間に多數の副葬品を出して内に銅銚銅劍に關する資料少なからず依りていま本文を印刷に附するに當り、その主要なるものを採りて附録一篇を作れり。右の調査は藤田梅原主として擔當起稿は梅原これに任じたり。本稿録する處の調査に際しては平壤府在住の鳥飼生駒氏、北村忠次氏、橋都芳樹氏、富田晋二氏、多田春臣氏、諸岡榮治氏、廣瀬憲二氏等より援助を受けたること多く、また寫眞に就いては澤君の外に一部分京都山本湖舟氏に負ふ處ありたり、並びに記して謝意を表す。

大正十四年九月末日

目次

序	説	一頁
第一章	永川琴湖面の遺蹟	三
第一節	遺蹟の狀態	三
第二節	發見の古鏡	六
第三節	自餘の遺物	一七
第二章	慶州郡外東面入室里の遺蹟と發見の遺物	三〇
第一節	遺蹟	三〇
第二節	發見の銅鉞銅劍	三七
第三節	作出の遺物(上)	四八
第四節	作出の遺物(下)	六〇
附載一	鮎貝氏所藏の遺品	七四
同 二	慶州内南面塔里發見物	七九
第三章	南鮮發見の銅鉞銅劍	八三
第一節	全州草浦面發見の銅劍	八四
第二節	忠清南道牙山の遺蹟	八五
H	次	

目次	二
第三節 忠清南道唐津の銅劍	八八
第四節 自餘の銅劍銅鉞	八九
第四章 北部朝鮮出土の銅鉞銅劍と其の遺蹟	九四
第一節 黑橋面の遺蹟と發見の遺物	九五
第二節 大同江面石巖里發見品	一〇五
第三節 東大院里許山の遺蹟と遺物	一〇八
第四節 自餘の遺物	一一五
第五章 考 說	一二七
第一節 年代觀(上)	一二九
第二節 年代觀(下)	一三一
第三節 遺物の上に現はれた支那文化の影響	一三九
第四節 遺物の示現する當代文化の考察	一四五
附錄 北部朝鮮にて新出の銅劍銅鉞	一四三

圖版目次

卷首	朝鮮に於ける漢代遺跡の分布圖	本文對照頁	一一五八
第一	(一)慶尙北道永川遺跡附近地圖 <small>(陸地測量部五萬分之一地形圖分載)</small>		三・四
第二	(一)永川魚隱洞遺跡所在地遠望 <small>(梅原寫真)</small>		四・五
第三	(一)永川魚隱洞遺跡發見日光鏡		八一・一〇一・一〇二・一〇三・一〇四・一〇五
第四	(二)同 上遺跡の局部 <small>(梅原寫真)</small>		四・五
第五	(一)永川魚隱洞遺跡發見四乳虬龍紋鏡		一〇六・一〇七・一〇八・一〇九
第六	(二)同 上發見變形渦紋鏡		一一三・一一四・一一五・一一六・一一七・一一八・一一九
第七	永川魚隱洞遺跡發見古鏡拓影 <small>(梅原作製)</small>		一一三・一一四・一一五・一一六・一一七・一一八・一一九
第八	永川魚隱洞遺跡發見銅製鏡		一二〇・一二一・一二二・一二三・一二四・一二五・一二六・一二七・一二八・一二九
第九	同上虎形帶鉤		一三〇・一三一・一三二・一三三・一三四・一三五・一三六・一三七・一三八・一三九
第一〇	同上馬形帶鉤		一四〇・一四一・一四二・一四三・一四四・一四五・一四六・一四七・一四八・一四九
第一一	同上各種小形銅製品		一五〇・一五一・一五二・一五三・一五四・一五五・一五六・一五七・一五八・一五九
第一二	同上青銅器類實測圖 <small>(梅原、小泉)</small>		一六〇・一六一・一六二・一六三・一六四・一六五・一六六・一六七・一六八・一六九

第一三	同	上青銅笠鍔形小飾金具	三三・三三・一三〇
第一四	同	上金具一部實大圖	三三・三三・一三〇
第一五	同	上玉虫形及蛙形飾金具	三三・三三・一三〇
第一六	同	上矩形飾金具	三三・三三・一三〇
第一七	同	上各種飾金具實測圖(小泉)	三三・三三・一三〇
第一八	(一)同	上發見土器片及砥石片	二七・三八
第一九	(二)同	遺跡地採集土器片	二七・三八
第二〇	(一)慶州入室里遺跡附近地圖(陸地測量部五萬分之地形圖分載)		三〇・三一
	(二)同	上遺跡局部見取圖(梅原、津田)	三一
第二一	(一)入室里遺跡附近の狀態(小泉寫真)		三一
	(二)同	上遺跡地(西方より望む)(同上)	三一
第二二	(一)慶州入室里發見狹鋒銅劍	三八・四〇・四三・四八	三八・四〇・四三・四八
	(二)同	上第一號細形銅劍	四〇・四三・四八
第二三	慶州入室里發見第二號細形銅劍及クリス形銅劍	四四・四五・四八・五〇・五二・五九	四四・四五・四八・五〇・五二・五九
	(一)同	上第三及第六號細形銅劍	四四・四五・四八
	(二)同	上第四號細形銅劍	四四・四五・四八
第二四	同	上第一第四第五號細形銅劍	四〇・四三・四八・五二・五九
第二五	慶州入室里發見銅鍔銅劍拓影(梅原作製)		三三・三三・一三〇

第二六	同	上銅鍔銅劍實測圖(梅原)	三三・三三・一三〇
第二七	慶州入室里發見蒲鋒綠細線鋸齒紋鏡		五〇・五五
第二八	(一)同	上細線鋸齒紋鏡一部擴大	五二
	(二)同	上小銅鐸(一)(側面及俯觀)	五五・五六・二四一
第二九	(一)同	上小銅鐸(二)	五六・五七・二四一
	(二)同	上銅製鐮形鈴(側面)	六五
第三〇	慶州入室里發見各種銅器實測圖(梅原)		五五・五九・六二・六三・六五
第三一	(一)慶州入室里發見銅製馬鐸		六〇・六二
	(三)同	上棒狀金具	六七
	(四)同	上銅鍔	六五・六六
第三二	慶州入室里遺跡發見馬鐸及斧頭(部分小泉寫真)		六〇・六一・七二・七三
第三三	同	上銅製異形有鐸鈴	六三・六四
第三四	同	上銅製鐮形鈴(東洋軒寫真)	六五・六六
第三五	(一)慶州入室里發見銅製笠形金具		六六・六七
	(二)同	上銅製劍柄	四四・四八
第三六	(一)同	上椀形土器	六九・七〇・二二七
	(二)慶州內南面塔里遺跡發見土器片		八二
第三七	傳洛東江流域出土異形鈴 二種		七四・七五・二三六



第三八	同 上銅製八手形鈴(表裏)	七五
第三九	(一) 同 上發見兩頭鈴	七五・七六
	(二) 同 上異形鈴及紡錘車	七七
第四〇	傳洛東江流域出土銅製品實測圖(梅原)	七四・七七
第四一	慶州內南面塔里發見銅製轡	七九・八二・二二〇
第四二	(一) 全羅北道全州郡草浦面發見細形銅劍	八四・二二二・二二七
	(二) 傳尙州發見細形銅劍被鋒銅鋒	八九・九〇・二二二・二二七
第四三	忠清南道牙山郡屯浦面出土細形銅劍被鋒銅鋒	八五・八七・二二二・二二七
第四四	同唐津郡唐津面發見細形銅劍	八八・二二二・二二七
第四五	(一) 傳慶尙南道金海郡酒村面出土銅鋒(據島居委員寫真)	九一・九二・二二二・二二七・二二九
	(二) 出所不詳細形銅劍	九一・二二二・二二七
	(三) 傳全羅道出土細形銅劍	九一・二二二・二二七
第四六	(四) 黃海道黑橋里出土細形銅劍	九五・九六・二二四・二二六
第四七	同 上實測圖(藤田、梅原、小泉)	八四・九一・二二二・二二七
第四八	黃海道黑橋面遺跡發見各種銅製品(據谷井委員寫真)	九五・二〇〇
第四九	(一) 同 上發見管狀銅器殘缺	九九
	(二) 同 上發見柄頭樣銅器(一)	九六・九七

目次

六

第五〇	同 上發見柄頭樣銅器(二)	九六・九七
第五一	同 上發見各種銅製品(一)被鋒銅鋒(二)結び組狀銅器(三)五銖錢	九六・九九・一〇一・二二二・二二六
第五二	黃海道黑橋面發見各種銅器實測圖(藤田、小泉實測、梅原製圖)	九五・一〇一
第五三	(一) 傳江原道發見細形銅劍	九二・二二二・二二七
	(二) 平安南道出土支那式銅劍	一一六
	(三) 同 大同江面發見銅劍銅鋒	一一六
第五四	北部朝鮮發見銅鋒銅劍實測圖(小泉、梅原)	一〇六・一一六・一二三・二二〇
第五五	平安南道大同江面石巖里發見銅劍	一〇六・一一六
第五六	同 上發見古鏡片	一〇六・一〇九
第五七	(一) 平安南道大同江面東大院里許山發見管狀銅器片	一一〇
	(二) 同 上發見細形銅劍	一〇六・一〇九・一一三・一一九
第五八	同 上發見片耳附銅壺	一〇六
第五九	(一) 同 上發見筒形容器	一〇九・一一〇
	(二) 同 上發見車軸頭及鋤頭樣金具片	一一一・一一三
第六〇	(一) 同 上發見銅製筒形容器(木の葉の附) (若を示す)	一一〇
	(二) 東大院里飛行場引込線工事發見柄頭樣銅器	九七・九八
第六一	平安南道東大院里許山發見銅製品實測圖(藤田、小泉實測、梅原製圖)	一〇八・一一三
第六二	(一) 同 上發見銅劍伴出銅器類(國野委員寫真)	一一〇・一一一

目次

七

第六三	(一) 黃海道黑橋面遺跡附近採集土器片	一〇〇・一〇七
	(二) 平安南道東大院里許山遺跡地附近採集土器片	一一四・一二五・一二七
第六四	平安南道大同江面發見銅銼銅劍類(山本湖舟氏寫真)	一四三・一四九・一五六・一五七
第六五	平安南道大同江面發見戈(同上)	一五一・一五二・一五七
第六六	同 上梧野里煉瓦土取場發見白銅鏡	一四六・一四八・一五七
第六七	平安南道大同江面發見銅銼 二種(一部分山本氏寫真)	一四九・一五〇・一五六
第六八	(一) 同 上發見細形銅劍片	一五三・一五六
	(二) 咸鏡南道北青郡青海面發見細形銅劍	一五三
第六九	平安南道大同江面發見銅銼實測圖(梅原)	一四三・一四九・一五六・一五七
第七〇	北部朝鮮發見銅劍戈實測圖(梅原、小泉)	一六一・一五〇・一五三
第七一	(一) 傳南鮮出土銅劍	一五三・一五五・一五八
	(二) 平安南道發見廣鋒銅劍	一五五・一五六・一五八
第七二	同 上實測圖(藤田)	一五三・一五六・一五八

目次

八

挿圖目次

第一圖	魚隱洞遺蹟局部見取圖(梅原)	頁
第二圖	日光鏡の諸例(一)老嶺山貝塚發見品、(二)遼陽古墳發見品、(三)遼陽發見品、(四)廣家屯貝塚發見品	對一〇
	(五)備前邑久村發見品	對一〇
第三圖	同 上(北部朝鮮出土品)	對一〇
第四圖	(一)大同江面戊墳發見明光鏡	對一〇
	(一)同 上變形虬龍紋鏡	對一〇
第五圖	關氏藏內地出土變形渦紋鏡	對一三
第六圖A	(一)大同江面附近發見銀製腕輪	對一八
	(二)同 上金銅製腕輪	對一八
第六圖B	南鮮古墳發見銀製腕輪	對一八
第七圖	永川遺跡發見馬形及虎形帶鈎	對二〇
第八圖	南朝鮮發見銅製馬形帶鈎	對二〇
第九圖	善山古墳發見銅製馬形帶鈎	對二〇
第十圖	備中國都窪郡神山古墳發見馬形帶鈎	對二〇
第十一圖	平安南道大同江面第九號墳發見小飾金具	對二四
	(一)平安南道大同江面發見飾金具	對二四
第十二圖	(二)支那出土銅製小飾金具	對二四

H 次

九

第十三圖 (三)慶尙北道慶州郡發見飾金具 對三〇

第十四圖 (一)入室里遺跡發見劍製劍柄實測圖(梅原) 對三六
 (二)筑前三雲發見柄附細形銅劍 對四六
 (三)肥前柏崎發見柄附銅劍 對四六

第十五圖 入室里發見銅鏡實測圖及文様復原圖(梅原) 對五一

第十六圖 支那發見銅鏡 對五四

第十七圖 入室里發見小銅鐸及異形鈴 對五六

第十八圖 淡路出土の小銅鐸 對五八

第十九圖 入室里遺跡發見小馬鐸實測圖(梅原) 對六一

第二十圖 (一)大同江面發見小馬鐸類 對六二
 (二)大同江面發見小馬鐸類 對六二
 (三)西域發見小馬鐸 對六二

第二十一圖 入室里發見柄附銅鈴實測圖(藤田) 對六四

第二十二圖 同上發見銅製笠形品及棒狀品實測圖(梅原) 對六六

第二十三圖 同上發見異形銅器圖(藤田) 對六八

第二十四圖 同上發見土器椀實測圖(藤田) 對六九

第二十五圖 同上發見土器圖(藤田) 對七〇

第二十六圖 同上發見鐵斧頭及劍身片 對七一

第二十七圖 同上實測圖(梅原) 對七二

第二十八圖 傳洛東江流域出土環狀双頭鈴 對七六

第二十九圖 慶州塔里發見鐸實測圖(梅原) 對七九

第三十圖 大同江面第九號噴出土鐸實測圖(梅原) 對八一

第三十一圖 大同江面發見柄頭樣銅器實測圖(梅原) 對八七

第三十二圖 平壤飛行場引込線工事の際發見の柄頭樣銅器 對八九

第三十三圖 (一)大同江面發見乙字形管狀銅器(山本氏寫真) 對九〇
 (二)同上異形鈴(同上) 對九〇

第三十四圖 (一)大同江面發見結び紐狀銅器 對一〇〇
 (二)内地發見同形玉製品 對一〇〇
 (三)平安南道發見石製結び紐狀品 對一〇〇

第三十五圖 (一)大同江面發見銅製結び紐狀品 對一〇〇
 (二)同上發見銅製馬 對一〇〇
 (三)對馬白岳發見銅劍其他銅製品(山本氏寫真) 對一〇〇

第三十六圖 同上發見土器類(山本氏寫真) 對一〇〇

第三十七圖 筑前三雲發見柄附銅劍實測圖(梅原) 對一〇三

第三十八圖 東京帝室博物館藏方格丁字鏡 對一〇五

第三十九圖 大同江面發見兩耳附銅壺(山本氏寫真) 對一〇〇

第四十圖 對一〇〇

第四十一圖	同 上發見車軸頭	對 110
第四十二圖	支那發見銅製車軸頭	對 110
第四十三圖	北部朝鮮發見車軸頭實測圖(海原、小泉)	對 111
第四十四圖	大同江面許山遺跡圖(三万五千分之一地形圖分載)	對 111
第四十五圖	内地出土の銅銼銅劍類(其二)	對 112
第四十六圖	同 上(其三)	對 112
第四十七圖	朝鮮出土の磨石劍の一例	對 111
第四十八圖	平安北道寧邊發見の明刀錢	對 113
第四十九圖	全羅南道康津發見の明刀錢	對 113
第五十圖	支那出土の銅銼銅劍(京都帝國大學所蔵)	對 112
第五十一圖	江原道江陵郡發見劍鏃銜片	對 112
第五十二圖	(一)吐魯蕃發見盤龍鏡	對 110
	(二)同 上發見變形四花鏡	對 110
第五十三圖	(一)朝鮮大同江面發見方格四乳紋鏡	對 110
	(二)吐魯蕃發見鐵製夔鳳鏡	對 110
第五十四圖	支那西安出土銅銼(鈴木大郎氏寫眞)	對 111
第五十五圖	大同江面發見鐵銼の精測圖(海原)	對 111
第五十六圖	支那發見銅劍類	對 111

南朝鮮に於ける漢代の遺蹟

朝鮮總督府古蹟調査委員 藤 田 亮 策
 同 古蹟調査事務囑託 梅 原 末 治
 同學務局古蹟調査課囑託 小 泉 顯 夫

序 説

上代南朝鮮
遺蹟調査の
沿革

南朝鮮に於ける上代遺蹟の調査は本府史蹟調査委員關野工學博士同谷井文學士等の十數年間に亘る熱心な探究に依つて明にせられた處が甚だ多く彼の三國鼎立の世から新羅統一時代に屬するものは宮址古墳寺址城址等に亘つて略ぼ調査を終り是等から歸納して半島當代の文化が其の基く處支那にあると共に一方内地の上代の遺蹟遺物とも密接な關係を持つてゐる事實を髣髴し得るに至つた然し乍ら更にそれから遡つた時代の遺蹟と遺物とに依る文化始源の狀態に就ては委員島居濱田兩文學博士等に依つて試みられた史前の貝塚遺物包含屑同散布地等の調査の一部分が世に發表せられてゐるのみにとゞまつて此の史前の文化と後の三國の世との交渉やまた支那の文明が何時頃から南朝鮮に及んだかを表徴する遺蹟に至つては從來殆んど知ることが出来なかつた蓋し此の種の遺蹟は後代の古墳が宏大な墳壘を有しまた城址や寺址が廣い遺蹟をと

南朝鮮に於ける漢代の遺蹟

々め、貝塚等が特殊の遺物を堆積して人目に觸れ易いのに反して多くは地下深く埋没して表面に著しい表識を缺くために、調査を不可能ならしむる場合の多いことに基くのではあるが、また遺憾とせざるを得ない。

南朝鮮に於ける二つの漢代の遺物の發見

處が近く此の四五十年の間に慶尙北道から此の種の重要な二資料が偶然見出されて埋藏物として本府博物館に將來せられ、こゝに研究上の曙光を得ることゝなつた。其の資料と云ふのは一は大正七年永川郡琴湖面漁隱洞で地方人士の拾得した古鏡、帶鉤はじめ各種の青銅器類であるし、他は大正九年の冬慶州郡外東面入室里に於いて輕便鐵道工事の際見出された銅劍、銅鉞其他の遺物の「フンド」である。兩者は後に詳述する様に其の示す手法や様式から漢代の製作と認むべく頗る注目し得るものであつたから、既に大正十年秋に於いて梅原は是等の調査に着手して個々の遺物の特質を調べ、從來不明瞭な如上の分野の研究に資する處があつたが、更に遺蹟と併せて其の精査の必要を信じたので翌十一年の五月余等三名が古蹟調査の爲慶尙北道に出張を命せられたのを機として兩者の綜括的調査を企て先づ遺蹟地に臨み、地方人士に就いて發見の状態を糺し、遺物の調査や散佚したその探求に従事した。此の企圖は發掘後少なからざる時日の経過の爲に充分な成績を擧ぐるこゝが出来ず、特に入室里の遺蹟に於いて其の感が深かつたのであるが、同時にまた思ひも設けない重要な資料に接して漢代に於ける南朝鮮と内地との文化關係を辿り、併せて是等の文化母國たる支那との古代に於ける接觸に向つて解決の鍵を見出したのは非常に愉快であつた。そこで本員等は歸來更に其の範圍を擴めて南朝鮮全般に

本編調査の經過

亘つて兩地の發見品に關聯した出土の遺物を探り、其の遺蹟の状態如何を察するにつこめ出来得べくば上は史前の遺蹟に、又下は三國時代のそれへの關係の有無を見出さんとした。而して末松態彦、鮎貝房之進、清水元太郎、大和與次郎、西村基助、小野又一、加藤灌覺其他諸家の好意に依つて續々新事實が現はれて、今や不十分ではあるが多少從來の缺漏を補ひ得るに庶幾い様に思ふに至つた。即ちこゝに上記永川と入室里との兩遺蹟を中心として蒐め得た處の資料を載せ、併せて如上の遺物から考へ得た南朝鮮に於ける漢代遺蹟に就いての管見を附記したものが此の調査報告書である。

第一章 永川琴湖面の遺蹟

第一節 遺蹟の状態 [圖版第一—第二]

漁隱洞遺蹟の位置

永川郡琴湖面漁隱洞は永川邑の西南約二里にあつて、琴湖江の流の南岸を占めた丘陵の起伏せる處である。村落は其の北西隅の川に臨んだ丘陵腹にあるが、余等のこれから述べる處の遺蹟は人家を去る東南約十町の同地から龜岩洞に通ずる舊道に近い鹽鎮谷と云ふ丘陵の尾の上であつて、(圖版第一)今は人里離れたまことに淋しい處で、こゝから漢代の遺物を見出したと云ふのは一見奇異の感がする。

遺蹟地の地形

實地に就て所在地の形勢を見るに、其の處は東方に聳ゆる標高百八十米突の一峯から

南朝鮮に於ける漢代の遺蹟

西方に延びた一の丘の尾の上に當つて、北側は琴湖江が近く流れ、その水蝕によつて絶壁の狀を呈してゐるが、南西の両面は傾斜が緩か、西の方の半島狀に突出した部分には縁に添つて數町歩の稻田が墾けて日當りがよい。丘は今一面の小松原で、其の南側の中腹には李朝期のもと思はるゝ稍大きな墳墓が群在して、總數五十を超へ、分布は一部分西側にも及んでゐる。遺物を發見したのは此の一部分に圓塚のある丘の西の傾斜面に當り、下の田の面からは高さ約二十尺あつて丁度地圖に×點を附した處である。

遺跡の局部

遺跡の局部狀態は此の者にあつては本來封土などがなくて土砂の崩壊した部分から偶然見出されたのであると云ふから、今其の地點を確め、これが詳細を知ることが難いが、附近の狀況は大要第一圖の如くで、緩やかな傾斜面に約十五六尺を距て、二個の墳墓、李朝代のもの(が)相並び、兩者の南側がすぐ流水の爲に土砂約三尺許り崩れ落ちて地盤を表はしてゐる。發掘者の一人なる具達先氏の談に依ると、今見る崩壊面は當初の土崩れが其の後度々の降雨で漸次浸蝕が加はり大きくなつたもので、遺物の出た當時のそれは上記の部分から南三四間の處であつたと云ひ、當時の地方廳の届書また發見の地點を記して、「龜岩洞に通ずる間道より約一町程北に入る松林中に墳墓あり、其の墓を距る約五間の處」とある。こゝに墳墓とあるのは現に存する相並んだ二基を指すものであらうから、兩者の示す處はゞ一致して發見地點の中心が第一圖に×を附した邊であつたと察せらる。余等は實査の際に同地點の稍南西に當る部分の土砂中で後に述べる様な土器片を採集し、而かも其の或破片が當初發掘の際見出して現在總督府の博物館に藏する土器と全然同じ

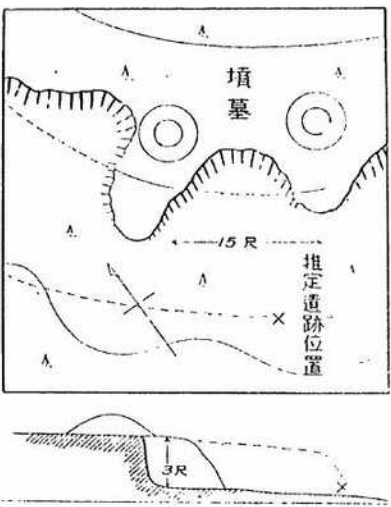
届書の記載

手法を示してゐることから、此の推定の誤らないことを信するのである。

遺物發見の顛末

此の局部から遺物を見出した顛末は當時の地方廳の届書には、琴湖面冷泉洞の具元出、具達先李出伊金享洛の四名が大正七年八月に芝草採取の爲に同地に赴いた時に、たまたま降雨の爲に掘り窪みを生じた處から偶然發見したのであると記し、更に具達先氏の話

具達先氏の云ふ遺跡の狀態



第一圖 遺跡見跡取原(原梅)

す處に依るに芝草刈りに出向いたが、あやにく風が寒いので、これを避けて一時日常のよい土砂の崩壊面に憩ふてゐた際、偶然手に觸れたものあり、怪んで掘り出したのが遺物であつたこと、從つて封土などなく、多くの遺物は互に密接して地表面から約二尺五六寸の深位に存し、周圍の土壤は心持ち柔かであつたと記憶すると云ひ

遺跡構造の推測

而して發見の年時はこれを大正七年の冬であるとしてゐる。遺蹟地の現狀が上記の如く、發掘またまことに偶然の機會であつたが、爲遺蹟の狀態など深く注意せられなかつたから、今日其の構造を確むる如きは全然不可能と云ふてよい。但し上來舉げた處に大なる誤りがないとすると、遺蹟の本體は本來地表下にあつたもので、遺物が互に密接して存した事から、それは自然の埋没でないことが推され、附近の土壤

が幾分柔であつたと云ふ事などから見ると、やはり一種の墳墓であつたものと察せられる。此の場合私共の注意に上るのは後に詳記する變形八乳鏡の縁に細代の一部分の附着遺存してゐる事實であつて、彼の上野群馬郡京ヶ島村大字元島名將軍塚の石室底部に同じ物質を敷いた例と對比すると、或はこれが塚の内部構造の一部を暗示してゐることも解せらるゝのである。

【註(1)】具連先等の談話を綜合するに彼等は遺物を発見した當時特別にその貴重なるものと云ふ様な考へがなく、たゞ四人で分配歸して子供の玩具としたと云ふに過ぎなかつたから遺跡など注意せなかつたらしい。その上この發掘の事が巡査駐在所の耳に入つて檢舉となり遺物が博物館に提出せられてから後如何なる故か當

事者がこれを黃海道出土の遺物と混じて帶方郡の遺品として陳列して置いた爲、人々の注意に上らず、遺跡を實地に就て調査する機会を逸くして一層不明瞭なものとしたのであつた。
 (2) 關總歸氏、彦狭島王御塚と稱する古墳及發掘遺物(考古學雜誌第一卷第八號)參照。

第二節 發見の古鏡

〔圖版第三十七〕

發見の遺物

本遺蹟の發見は上記の如く偶然の事情に基いたのであつたが幸にも當時の同地警察官の注意に依つて大部分散佚を免がれ埋藏物として本府博物館に齎されて現に同館に陳列保存してゐる發見遺物の大部分を占むるのは青銅製品であつて種々の類に亘つてゐて其の品目を掲げると次の如くである(目録の下段に記したのは地方廳の届書に依る博物館引繼の品目である對照の便の爲に附載した)。

遺物の品目

- 一 漢日光鏡 二面 漢式鏡 十二面
- 一 漢平緣四乳虬龍紋鏡 一面 同破片 十四個

- 一 變形渦紋鏡 十一面 青銅鏡(破損) 一面
- 一 變形八乳直線紋鏡 一面 青銅破片 二個
- 一 鏡片 二個 青銅製環 八個
- 一 銅釧 八個 外に破片若干 青銅熊(飾金具) 一個
- 一 虎形帶鉤 一具 同脚 三個
- 一 馬形帶鉤 一具 青銅馬具革金具 一個
- 一 銅製圓錐形飾金具 八十六個 青銅鼻錠(馬形) 一個
- 一 同蛙形小飾金具 六個 青銅革金具 七十九個
- 一 同短形飾金具 十八個 同破片 十九個
- 一 同形飾金具 十三個 青銅鹿頭 一個
- 一 銅製鹿頭 一個 青銅小馬 一個
- 一 銅製小馬 一個 青銅金具 二個
- 一 銅製車輪狀金具 二個 銅塊? 二個
- 一 銅製環狀金具 一個 土器片 二個
- 一 銅製異形獸首 一個
- 一 素燒土器片 二個

南朝鮮に於ける漢代の遺蹟

一、砥石片

一個

砥石片

八

一個

發見の古鏡

漢日光鏡(一)

此の外同地の出土品としては吾々が大正十一年五月に採集した土器破片若干個ある。さて是等の遺品中最も著しいのは古鏡類と帶鉤及び飾金具の一群であつて内に研究上興味を惹くものが少くない。次に鏡からはじめて其の一方の特質に解説を加へよう。鏡十五面と破片二個の内先づ擧げ可きは日光鏡である。

(一)漢日光鏡 大體同じ様なものが二面あつて、一は完存してゐるが他は内區と縁の一部とを缺失してゐる(圖版第(三)の(一))。完存した一は徑二寸、輕少の面に反りが見られるものは厚さ一分で内側を刳つた形式に屬する。内區の構圖は完好な圓座を有する鈕と内行八花紋との間に四條の弧線を現はし、各弧線の間花紋と弧の接觸部に四個の楕形に近い文様を置いて其の一半を形成し、次に兩側に斜行櫛齒紋を伴つた幅の廣い銘帶があつて、内部の四弧線に對する部位に外側より右巻きに簡單な渦紋各一を置き、紋間更に田字形の圖様を斜の位置に配して全帶を八等分し、その各に一字宛所謂ゴシック式の書體で次の銘文が表はされてゐる。

見日之光。天下大明。

漢日光鏡(二)

圖様整齊、刻線銳利に漆黒色の白銅質からなつて、小形ではあるが支那鏡中稀に見る優品である。其の二は徑二寸二分あつて内行花紋と銘帶の様式及び銘文は前者と略ぼ同一であるが、其の内區花紋と鈕の間は一條と三條との直線を交互に放射狀に配置し、また其の銘帶の内外に櫛齒紋なく、渦紋の左巻きとなつてゐるなどは少しく異なつてゐる點であ

つて、殊に縁は前者と違つて一段高い素紋の平縁であるのを特色とする。一部分に缺失あるので今銘文の存するもの

見日之光。天口大明

日光鏡の化學成分

此の種の日光鏡は支那古鏡中割合に數の多い形式であることは支那の圖録類に載する遺品の少くないのど、今日彼地から將來せらるゝ實物の數からと容易に知り得るのである。而して同じ形式の鏡は南滿洲の旅順老鉄山下の貝幕や同蘆家屯の貝幕遼陽の古墳等から發見せられたことがあり(第三圖の一、二、三、四)内地にあつても筑前筑紫郡須玖に於て甕棺内に存し、また備前國邑久村の前方後圓墳からも見出されてゐる(第五圖)本遺品との關係を考

銅 七三九七

錫 二二八九

鉛 一五四

銻 一〇六

銻 〇三六

亞鉛 〇二六

日光鏡の類

此の種の日光鏡は支那古鏡中割合に數の多い形式であることは支那の圖録類に載する遺品の少くないのど、今日彼地から將來せらるゝ實物の數からと容易に知り得るのである。而して同じ形式の鏡は南滿洲の旅順老鉄山下の貝幕や同蘆家屯の貝幕遼陽の古墳等から發見せられたことがあり(第三圖の一、二、三、四)内地にあつても筑前筑紫郡須玖に於て甕棺内に存し、また備前國邑久村の前方後圓墳からも見出されてゐる(第五圖)本遺品との關係を考

南朝鮮に於ける漢代の遺跡

乳龍紋鏡

へしむるものあるのみならず遼陽出土の鏡は王莽の貨泉と共存した點に於いて此の種古鏡の年代考定上の基準を示すものとして重要視すべきである。更に近時多數の遺物を發見して鏡鑑研究上一新时期を劃するに至つた平安南道大同郡に於ける漢樂浪郡の遺蹟の出土品中に此の種の遺品の數例を見るのは特筆すべく是等遺品は不幸伴出物を明にせないが同じ地域の出土品に前漢代と思はれる遺品があつて引いて年代推定の傍證を提供するのは注意すべきである。此の事は後章に於て説くであらう。

(二)平縁四乳龍紋鏡 一面破砕して今内區の半ば以上を缺失してゐるので一見構圖を究め難い感はあるが遺存の部分から推すと支那鏡に最も多い式であつて博古圖に四花鑑(1)とあるものと同式と視て誤りがなからう。復原面徑三寸五分縁厚一分三厘本來は五六厘の反りを有したものと思はれる。鏡背の構圖は中央の完好な圓座鈕を繞つて素紋の突帯があり内に直線と弧線とを表はし次に兩側に斜行櫛齒紋帯を伴ふた内區があつて圓座乳の間に二線から成る一種の字形の唐草樣線刻紋を置く。このものはそれのみでは圖形の基く處を究め難いが他の遺品からして乳龍形の簡單化したものと考へてよい様である。本鏡は破損の爲乳數明ならず従つて圖形の何程あつたかは詳でないが現存の部分からして四個を配した第四圖の(二)に示す様な所謂四花鑑の類ではなかつたかと考へる。銅質文様表現の手法等上述日光鏡と相似てまた精品の一と云ふべきである。但し本鏡には縁に斑狀の綠鏽が生じてゐる。此の種の鏡は内地の紀伊の椒濱の遺跡から完好品が見出されて居り、また北部朝鮮では中和郡下道面法樺里の發見品に其の例がある。(2)

(一) 老嶺山貝塚發見品



(三) 遼陽發見品



(二) 遼陽古墳發見品



(古鏡と伴出のもの)

(四) 芦家屯貝塚發見品



(五) 備前邑久村發見品



第二圖 日光鏡の諸例

第三圖

北部朝鮮發見の日光式鏡

平壤北村忠次氏藏



(一) 大同江面古墳發見品 (實大)

(二) 同

上 (實大)

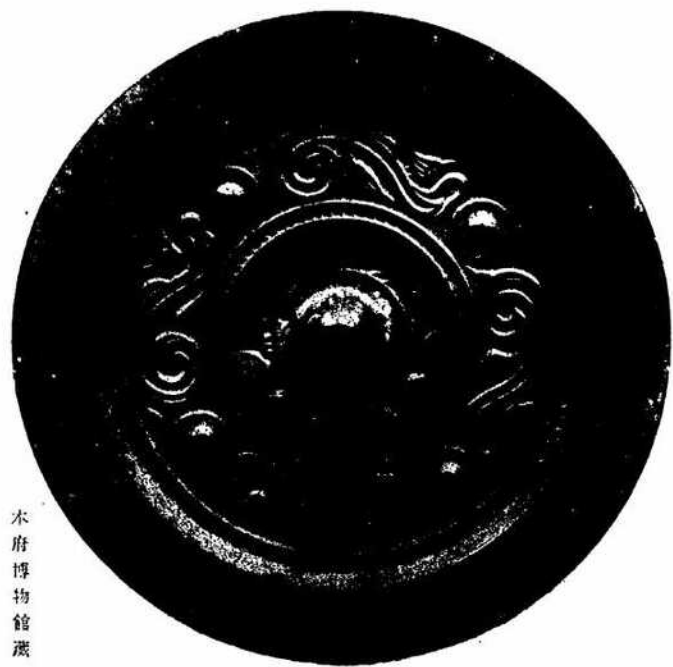
同 富田善二氏藏



第四圖 大同江面戊墳發見古鏡



(一) 內行花紋明光鏡 (寶天)



(二) 變形虬龍紋鏡 (寶天)

木府博物館藏

變形渦紋鏡

各鏡の特徴

(三)變形渦紋鏡 十一面、何れも徑一寸六分の小鏡であるので、幸に一面も破損したものがなく、すべて完全である。圖版第四と第五に其の全部の實大寫眞を載せたが、それで明な如く、孰れも簡単な式であつて、銅質鍍化滑澤のある白綠色を呈することをはじめ、文様の上でも縁に添ふて粗なる櫛齒紋のあることは全部に共通して居り、また主文様に渦紋様の變形したものを配し、其の表現の手法に於いて曲線的傾向を示す上に丸味を持つてゐるのはすべてに見る處の特色である。今更に其の一二に就いて特異な點を數へると、(イ)圖版第四の123に示したものは大體同一圖形のものと思へるべく、文様甚だ朦朧たる處多いが、是等は不格好な素鈕の周圍に蔽手に似た形や、S字様の渦紋とU字様の圖形を雜然と置いた極めて統一のない圖形に屬する。(ロ)圖版第五の2またこれに似てはゐるが、鈕の形が稍々整ひ、下に凹座があり、また内區の圖樣も明瞭を加へて、其のU字狀の圖形は二線から出來て、鈕より逆に二方に突出し、渦紋の一の其の外側を繞つた状態が見られる。(ハ)は圖版第四の4の遺品であつて、徑一寸六分餘、緣高一分また相似た小鏡ではあるが、素鈕の外に一圍繞り、内區の蔽手様渦紋は内外兩側から配して形にやゝ見る可きものを存し、また内にV字樣圖形を混じてゐる。

(ニ)同圖版の5は、綠鍍鏡背を被ふてゐる上、別に布片の附着などもあつて、構圖を明にせないが、前二者の孰れかに近いものと見ゆる。(ホ)圖版第四の6、第五の13の三面は、略同一の構圖を持つたもので、鈕の周圍に斜行櫛齒紋帯を伴ひ、内區に配する蔽手其他の幾何學的文様は、太くはつきりと、而も軟かな感じを持つた線で表はされて、恰も内地の銅鐸紋を

見るの趣がある形また比較的整齊で圖版第五の1の鏡は面徑一寸六分四厘面僅かに反り縁は厚さ七厘に達せず鈕の高さ一分五厘に過ぎないが十一面中で最も優れた遺品と考へるのを至當と思ふ。(6)最後に同圖版の4と5とは上記の諸鏡とはまた少しく内區が違つてゐる。即ち前者は素鈕に一圍繞り後者には内行の五弧紋を配してあるのみならず、主文様は渦紋の外に前者には魚の様に見ゆる著しいものが存し後者には魚虫状様のもの、外に文字の異形化した様な圖形があつて興味を覺ゆる。

變形渦紋鏡の特徵



鏡文渦形變土出地内漢氏關 圖五第

内地出土品との類似

全く別個のものたるは何人も否み得ないところであらう。斯くの如き特色は未だ現存の支那出土鏡には殆んど見ないのであつて、かへつて吾々はこれを内地出土の變形鏡に認めるのである。内地發見の是等の變形鏡に對する研究は數年來長足の進歩を示して今や種々の點から其等を以て彼の鏡を仿して邦人の作つたものとすることに學者の見解が一致してゐる。(7)果して然らば同じ特徴の著しい本遺跡の出土品また支那の舶載品と區別して

本鏡の性質

取扱ふべきであらうと思ふ。右の見地に立つて更に個々の遺品を再査せんか。吾々は十一面の鏡が孰れも初に擧げた支那の日光鏡に連絡を持つてそれを祖型としたことを推定すると共に個々の表現の差違の内にあつては、(6)の如き割合に原型の面影を傳へたものであるが、(7)の如きは變形の度が高まつて相違が著しくなつたものとも見られる。此の説が認容せられるとして假りに異形化の程度に依つて遺品を順列したのが圖版第七の右列である。右の諸鏡が内地の仿製鏡と同一の特徴を持つたもの、即ち支那鏡に基き而も圖様に特殊の表現手法を示したものであるとせば、次に内地と南鮮のそれとの間の關係如何が問題となるのであるが、同じ鏡の内地出土品あることが關氏の藏品に依つて明となり、その關係が確められると共に、こゝに見出された遺品の原型の年代から觀また伴出の遺物から推して、内地に榮つた多くの仿製鏡よりも製作が古いと考へられるから、後に大いに發達した此の内地作鏡の萌芽として上舉の遺品を見ることが出来る様である。(8)これは上代日鮮の文化關係を考へる上に重要な示唆となることと思ふから、後章鏡の年代を論證してから改めて説きたい。

變形八乳線紋鏡

(四)變形八乳線紋鏡 一面以上十數面の鏡が何れも小形であるのに較べてこれは徑四寸七分の中等位の大きさを示し厚さまた縁に於て一分五厘内外である。今内區に缺損した處はあるが、殘存部から其の構圖を見るに素鈕を繞つて突帯があり、内區は二つの部分に分れて、内の方は四條の直線で區分して各に八個の大形珠紋を配し、外帯は突縁に接して十二の内行花紋を置き、弧線間に井字形と直線紋とを表はして一種特異な線紋を形成し

組の遺存

てゐる。そして一々の圖様は圖版第六に示す様に明瞭であるが鋭く勁い處がなく、その線の與ふる感じはやはり前者に似て我が仿製鏡中に同一のものを見出すのである。此の鏡の鈕孔には今なほ紐と思はれる纖維質の腐蝕物が遺存するし特に背面の一部には鮮かな緑鏽の間に網代編みの席様の物質の附着物が殘存して本來の埋葬狀態を考へる上の資料となること既に述べた如くである。

鏡の化學成分

鏡は色澤に於て(三)の小鏡と同じく碧玉色に近い質の化學成分は幸に近重博士の好意に依つてこれを究め得た。

銅	六七・八二
錫	二二・三三
鉛	六〇・九
錫	三二・九
砒素	〇・六三
鐵	〇・二三
鈮	〇・六四
亞鉛	〇・一一

成分より觀た本鏡の特徵

博士はこの成分に徴して黄色銅鏡の一なり錫甚だ多きに依り朝鮮鏡なることを保證すと云ふべしと説かれた。こゝに朝鮮鏡と云ふのは後に高麗の墳墓に多い鏡を指されたのであらう。本鏡を以て直ちにそれと同一視することは出來難いが成分に於て漢鏡と異なるものがあり寧ろ後の高麗鏡と同じ特質を有する點の明となつたことは上述の表現の手法と對比して興味を覺ゆる次第である。

鏡片

(五)鏡片 二個。圖版第五の6に示すもの共に小片であつて原形を推し難く兩面なめらかなで文様も確め得ない。銅質は白綠色に近く、鏽があつて(三)(四)のそれと相似てゐる。蓋しまた同じ系統の鏡の破片であらうか。

二種の鏡

以上舉げた本遺蹟發見の古鏡を要約する中に二つの別がある。一は支那鏡中に同一形のものがあつて彼地から舶載したと認めて何等の差支のない遺品であるが他はこれに反して彼に同じ形式の遺品がなく文様の表現に於いて、獨自な點のあること我が仿製鏡に相似たものである。而して初めに舉げた三面が前者に屬し後の十二面と破片とが後者に當ることは既に一々の條下に附記して置いた。吾々は内地の古墳出土鏡を檢する時大抵この兩者の並び存するのを認める。例へば大塚村新山古墳の如きは現存遺品三十六面中支那鏡九面に對して後者二十七面を數へる次第であつてまさに本古墳のそれに相似た處がある。一體朝鮮に於ては北部朝鮮特に平安南道黃海道等往古漢の郡縣の榮々た地方の遺蹟からは古鏡の出土するもの少くないのであるが南鮮(10)にあつては慶尙南道に於ける古墳が學術調査の行はれたもの甚だ多いにも拘らず嘗て晉州の一墳に於て變形五獸鏡一面の發見せられた外他に實例に接せず従つて鏡のないと云ふことが南鮮古墳副葬品の一特質たる如き感があつてその點に於て同代の内地の古墳と著しい相違を示してゐる。此の因山の孰れにあるかを論ずることは本報告の範圍外であるから別の

南鮮發見の古鏡

小鏡副葬の
意味

機会に譲るを可とするが、かゝる現状にあるの際本遺蹟に一時に十數面の古鏡の發見があつて内に上述の如き二様の別の存することは鏡を副葬せなかつたのは當時古鏡が南鮮に傳はらなかつた爲でないことを明證するものとして、單に事實そのものだけでも特記に値するものがあり、更に其の支那鏡の年代が後述の如く漢代に遡り、また別の種類と本末の連繫を見出し得るに於て吾々の研究の中心點に緊密なる關係を保持すること、なるのである。尤も是等の鏡中其の大半をなす第二類の小鏡が果して鏡としての用途に供すべく作られたか否かに就ては今俄かに決し難い。支那にあつても漢代既に鏡が一種のアミュレットとして用ひられたと見るべき記事が『西京雜記』にあるから、南鮮の地で土地の人が模作したものであつて見れば別途の意味を偶することの可能性は甚だ多いわけである。内地に於て鏡が古く寶器となつたことなどもこの際思ひ合はすべきであらうと思ふ。そは兎も角として吾々は本遺蹟に於て南鮮ではじめての豊富なる古鏡の實例に接したことを愉快に感じ、これは確かに本遺蹟を特徴付けるものと信するのである。

〔註〕(1)本鏡成分の分析結果に對して近重博士は左の高見を漏された。

余が所謂黃銅鏡にして白色を呈せざる者なり、鉛分は既割を致ふ利あり。鉛分多きより考ふるに朝鮮製には非らざるか。然れども敢て主張せず。

(2)鳥居博士著、南滿洲調査報告第一、三三頁参照、合照の便の爲に第二圖の二に其の寫眞を載せた。其他同圖收むる寫眞に就いては村田次郎氏の好意を受けた。

(3)中山醫學博士、銅鏡副葬地の遺物追加(考古學雜誌所載)を見よ。

號所載)を見よ。

(7)本邦仿製鏡に就いては早く高橋健自氏の研究があり、これを集大成したものに故宮岡謙武氏の「日本仿製古鏡に就いて」(古鏡の研究所載)があつて、詳かに支那鏡との異同を論じてある。現在では一般の學者が此の標準に據つてゐる。

(8)此の點に就いては著者の一人たる梅原が「支那仿製鏡に就いて」(藝文第十四年第五號)なる文中に、詳しく説いたことがあるが、なほ後章に改めて論及するであらう。

(9)例へば上野國新田郡綿村大字上田中兵衛塚發見六給鏡の内訳の如きがそれである。

(10)梅原、佐味田及新山古墳研究参照。

(11)天正十三年六月までに藤田梅原の手で調査した古鏡の數は百二十面に達した、而してその大部分は平安南道大同江面の發見品である。

(12)この古墳は明治の末年に關野博士一行の調査せられた處であつて遺品は今本府博物館に藏してゐる。「古蹟圖誌」の第三を見よ。

(13)『西京雜記』の全文を次に引用しやう。
宣帝製郡邸獄辟月上猶帶史且婦合乘殿轉絲繩繫身毒
國寶鏡一枚大如八銖錢舊傳此鏡見狀懸佩之者爲天神
所相收宣帝從危後濟及郡大臣持此鏡感咽移長當以

第三節 自餘の遺物

〔圖版第八一第一八〕

漁隱洞發見の遺物は前節の初めに目錄を挙げた様に鏡以外に於ても數量の甚だ多い

南朝鮮に於ける漢代の遺蹟

〔註〕(1)同地横山橋一兵衛。出土の古墳は丘陵上に設けられた前方後圓墳で、主體部は礫石で作られたものと見ゆ。

(2)平安南道中相郡下道加法律里からの發見品は今平壤師範學校に保管せられ内地の紀伊國海草郡根村大字根濱出土品は東京帝國博物館に藏して居る。

(3)此の點に就いては早く著者の一人が論及して居る。梅原の「再び銅鏡に就いて」(藝文第十二年第十一、十二號所載)を見よ。

珠項簡盛之鏡以成里鐵成錦一目斜交飾帝崩不知所

(14)此種の鏡は博古圖の四化鑑西清古鑑卷十四清鑑九卷十の四乳鑑、寧壽鑑古卷四神鑑二と同一であつて、形は唐草化した草文の如くに認めらるるが、余等は何を金索六の位至三公鏡一、二、四、同延年益壽鏡の圖様に見る様に龍が漸次便化してS字形を呈するに至つたものと信するのである。羅氏の古蹟圖誌卷下に「君宜高官長宜子孫章」と稱したる鏡によりて龍文とS字形の關係は見られよう。

(15)天正十三年十一月學術調査を行つた平安南道大同江面の古墳中の戊墳から此の形式の鏡と上述の日光鏡と同系のゴジツク式鏡とが出た。この塚は前述の鏡の表面漆器の多數に出た丙墳よりも古いと考へられる點にて年代考定上に役立つものである。

(16)昨夏來の同地の盜掘に依つて見出された漢鏡はまた百面に上ることになった。是等の鏡は就いては梅原の「北朝鮮發見の古鏡」(東洋學報第十四卷第三號)及び「再び北朝鮮の古鏡に就いて」(同誌第十五卷所載の豫定)を見よ。

(17)今春德府博物館で梅原が昨年發掘調査した慶州路東里金鈴塚の遺物を整理中、その副葬品に一面の乳紋鏡のあるのを知つた。同じく珍らしい例である(15)以下の註は印刷の際の追記)

装身具 ものがある。中で装身具に属する類が著しく、なほ用途を詳にせない小銅器若干と土器片

とを見る。吾々は先づ装身具たる銅からはじめて一々に對する解説を試みよう。

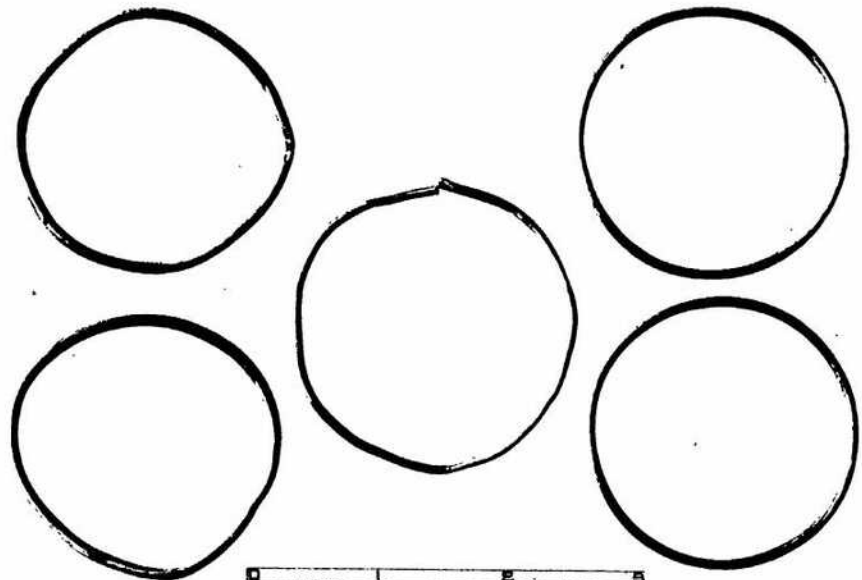
銅 銅

(一) 銅釧 完形品八個と断片五個とある。後者がもと幾個分をなしたかは、今俄かに定め難い。一個分の壞れたものでないことだけは破片の示すところから云ひ得られる様である。孰れも青銅質で可なり銹化したもの。環體は徑一分乃至六厘餘の均等でない間い線から成つてゐて、大さまた必ずしも同一でない。最も大きいのは環徑二寸三分七厘で、小さいのは二寸に過ぎない。完形品八個の内六個は切目がなくて全環の式であるが、他の二個には一二分の切り欠きが見ゆる。但しこの二者だけが形の歪んだものである處から考へると、或はもと全環であつたものが兩端の接點離脱してかゝる現象を呈したのであるかも知れない。(圖版第八の實)

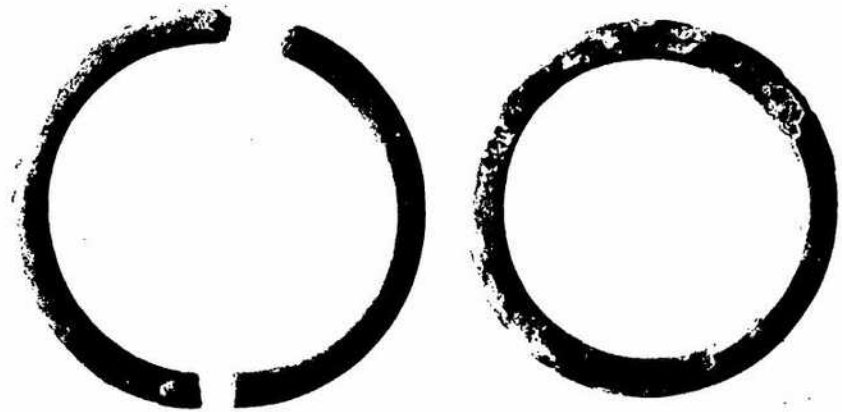
遺品の類似

金屬製の釧が朝鮮の各地は固より内地の古墳からも多數に發見せられることは考古學上著しい事實であるから、今更例證を擧ぐるまでもないが、朝鮮のそれは内地の遺品と同じく大部分側面が蛇腹となつてゐて、具輪との系統關係を暗示したものなのに、反し本遺品が單なる線から成つてゐるのは、今李王職博物館所藏の南鮮發見の銀釧⁽¹⁾と共に寧ろ異例と云ふべく、かゝる點からすると、北部朝鮮の樂浪の遺蹟からの出土品に一致するものがある。第七圖一に示した本府博物館所藏品は、同地大同江面の出土に係り、質料は銀であるが、其の形と製作とに於て上述のものと同く趣を一にしてゐる。同地石巖里の古墳から古く關野博士の發掘せられた遺品中にも同一式があり、濱田博士が同地で獲られた銅

大同江面發見の釧



輪腕製銀見發近附面江同大(一)

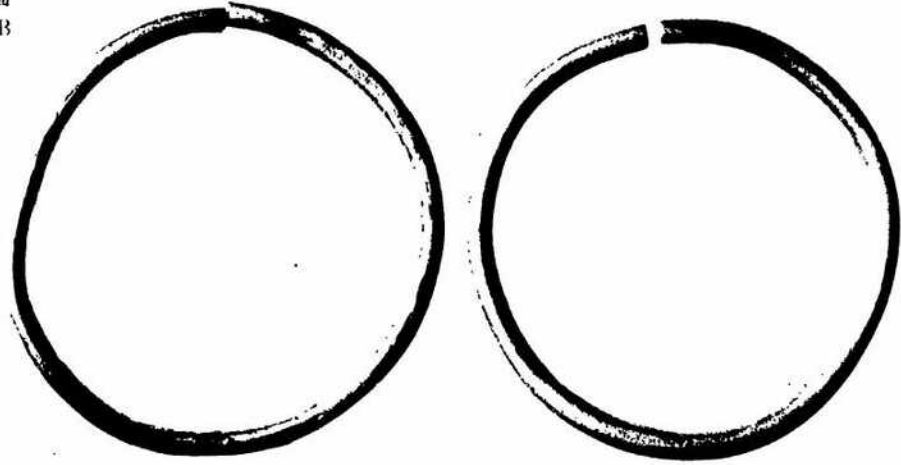


輪腕製銅金見發上 同(二)

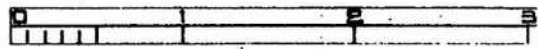
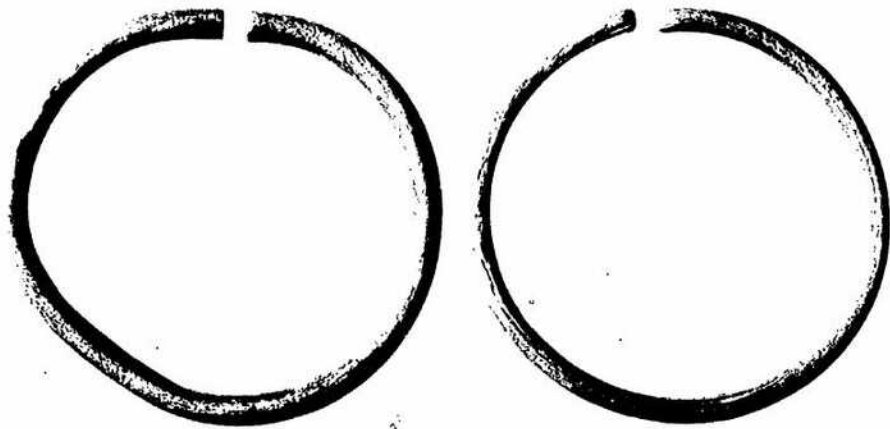
第六圖 A 北部朝鮮出土の腕輪

本府博物館藏

第六圖 B



(A 實) 輪腕製銀見發墳古鮮南(一)



廣館物博璣王李

上 同(二)

も亦た相似てゐる。

内地の銅の
研究

銅の如き遺品は其の性質から考へて必ずしも或一地點で作り出されたとする要はないが高橋健自氏が嚮に我が國上代の銅の綜括的研究を試み、石器時代の装身具たる貝輪との間に有機的關係を肯定し、その起源發達を論せられたのは傾聴すべきものである。茲つて考へるに支那に於ても古く同種の装身具のあつたことは「説文」にこれを載せてゐることに依つて知られるのであるが、其の形式の果して如何なるものであつたかは未だ充分究められてゐない様である。然し臂環である以上内地出土のものさよし起源を一にせずともほゞ相似た形であつたこと考へてよい。従つてこゝに見出された南鮮のそれが單に蛇腹のない點のみで直ちに内地のそれと別系統と見るの難いことは云ふを要しないが、上に述べた如くそれが北方朝鮮の漢の郡縣の遺蹟から出るものと同式であり、更に後述の如く製作年代が蛇腹のある精巧品に比して遡るものであるとしたならば或は支那の銅の流れを受けた式かとも想像せられる。即ち試みに記して他日支那から確かな資料が出て解決の光明に接するの目を俟つことにしやう。

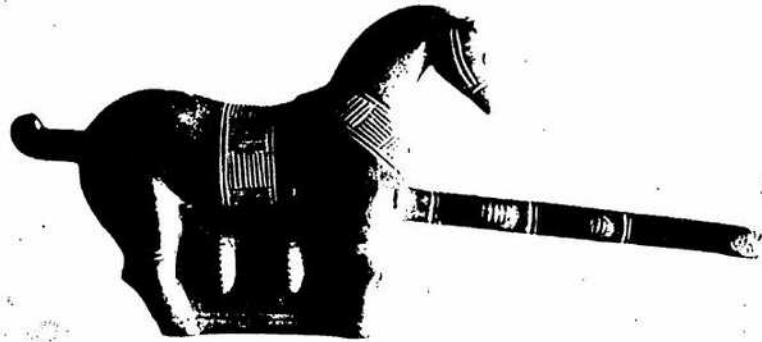
銅の性質の
比較研究

二種の帶鈎

虎形帶鈎

(二) 帶鈎 二個共に青銅製の表面に滑澤あるもので、形の上から一を虎形帶鈎と名づく可く、他は馬形帶鈎と云ふべきである。圖版第九は虎形品の表裏を實大に示したものの一部分に缺けた處があり、鈎狀の突起部また折れてゐるが、接合するとほゞ形を見ることが出来る。長さ六寸を超へた大形品であつて、据した獸形の側面を表はし、その前脚端から節狀の鈎部を突起せしめ、(長二寸五分) また下腹部の内側に笠簀様のものが造り出してある。薄手

第七圖 永川の遺物



鉤帶形馬見發蹟遺川永(一)



鉤帶形虎上 同(二)

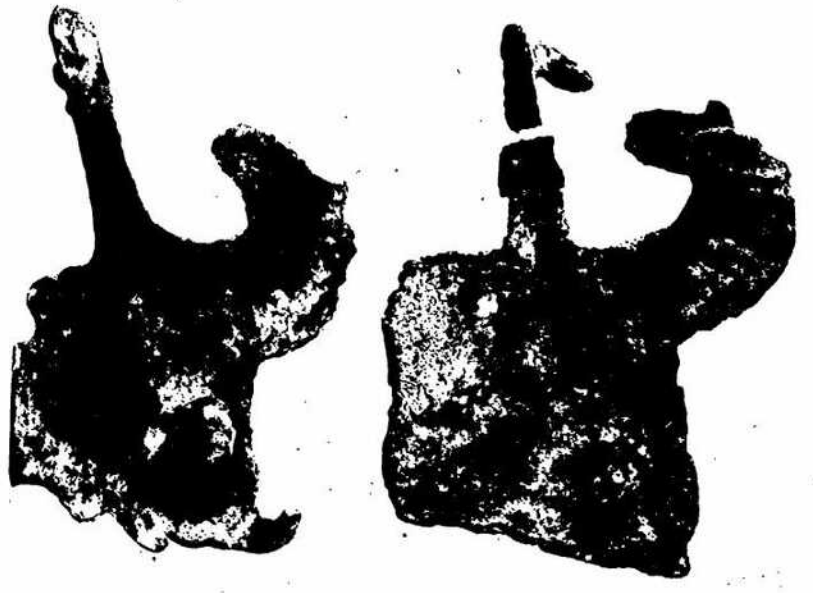
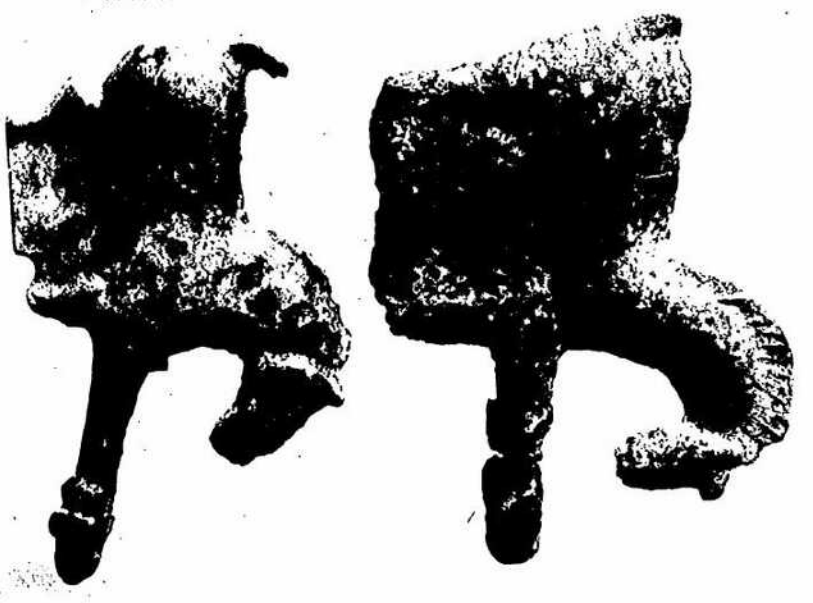
馬形帶鉤

永川琴湖面の遺跡
二〇
の鎔物であつて尾や脚などが作り出されてあり、その頭部は直線紋を以て顔面部を被ひ巧みに口を開いた處を表はし、胸の部分と腹とにまた同じ線紋を以て腹帶等を示してゐる。是等は幾分形式化はしてゐるが各部の均衡がよく、一見秦の虎符を連想せしめるものがある。本器には別に鉤を受ける一種の銅環が附屬してゐる。これは長徑一寸六分短徑八分五厘の小判形をした扁平體であつて表面に三條の溝を穿つて飾りとなし、裏の一端に鉤様の突起がある。後者は帶鉤の腹部のそれと同一機能を有するものであること云ふまでもなからう。

帶鉤の性質

馬形帶鉤は長さ五寸二分前者よりもやゝ小形ではあるが、些少の缺損もなく完形を保つて製作に一層優れたところがある。これは圖版第一〇に見る如く、馬の横面を表はしたのであるが、其の首は丸彫りで腹部以下は體の半ばを作り、こゝを帶を附すべく鉤様のもの、先に着いた突起があり、また前脚の上邊から虎形に於けると相似た長さ二寸四分五厘の鉤部を造り出してゐる。胸部と腹部に直線紋帯を以て飾つてゐるのは前者と同一であるが、大體寫實的に出来てゐて、特に首や後脚の曲げた工合などの手法見るべく、此の種の遺品としては蓋し特筆すべきものである。

帶鉤は本來支那にはなかつたと云はれてゐるが、既に漢代に於て吾々は其豊富にして且精巧な遺品を有するのであつて、内に騎馬人物虬龍魚形猿形其他各種の形像のものを見出すのである。然し今記した様な大形の獸を象つたものに至つては、まだ支那に於て同じ様な例證を尋ね得ずかへつて、南鮮と内地とに相似た遺品の實例を見るのは興味が多



(二) 五陽博物館蔵

(一) 南朝鮮古墳發見銅製馬形帶鉤 (美田)

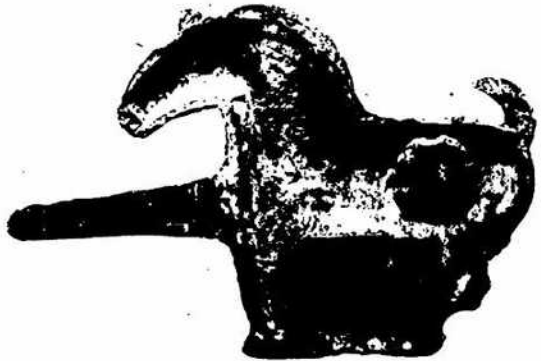
第八圖 馬形帶鉤の類例 (其二)

五陽博物館蔵

第九圖 馬形帶鉤の類例 (五)



一の表



一の裏
 (上) 傳善山古墳發見品
 (下) 同
 上 (二) (一)
 (共に實大)



二の表



二の裏

李王織博物館蔵

第十圖 馬形帶鉤の類例 (其三)

宮内省 御陵院 藏



德中國都宮都新庄下神山古墳發見馬形帶鉤
(實大圖と各の形狀圖)



い第八第九兩圖の示したのは南鮮發見の二三の例であつて前者は李王職博物館の所藏に係り南鮮の古墳の出土品と傳ふるのみであるが後の二者は善山古墳から出たと信すべき理由のある遺品であつて、上段に掲げた一の如き馬の形が餘程よく出来てゐる。善山古墳出土の同種帶鉤としてはなほ本府古蹟調査委員文學博士今西龍氏の所藏品のあることもこゝに挙げ置くべきであらう。内地の古墳では備中國都窪郡新庄下榊山古墳から第十圖に示した様に同じ遺品六個が発見せられた。其の一には鉤に相應する圓環一個をも見るのである。以て此の種の遺品が上代少くも南鮮から内地の一部に亘り行はれてゐたことが分明しやう。

如上三箇の
帶鉤の用途

以上銅製品は其の形から帶鉤であることは寸毫の疑を挿む餘地はないのであるが本遺蹟出土の如き大形品にあつては、それが人體の裝身具の一として腰間に佩られたものであるや否やに就いて多少の疑念なきを得ない。また其の馬の形を表はしたことをそれ自體に就ても考慮すべき點があらうと思ふ。ラウファア氏は其の著「古玉」に於て「史記」に見ゆる帶鉤が馬具としての金具であること指摘して以て帶金具に馬首を現はすものあるは其の起源を示すものなりと云ひ、更にその依つて來る處馬の力の快速を頌たんとする寓意なりとの説に對して考慮してゐる。これはなほ議論の餘地は大いにあるが、内に傾聽すべき所説を含んで馬形帶鉤の起源を暗示すると共にまた吾々をして如上のもの、内に或は馬具の帶鉤として用ひられた類のあるべきを想像せしむるのである。然し支那の出土品で確かに裝身具と認むべき帶鉤にかなり大きなものもあるから今輕々に斷じ

馬形帶鉤の
起源説

難い。こゝにはしばらく装身具としてこれを取扱つて置くであらう。

銅器の分類

(三) 小飾金具類　これは發掘品中數量の最も多いものであつて、内に種々形の違つたものが見られる。先づ笠形の銅器品を一括して挙げる。圖版第一二に示す如く總數八十六個ある。是等は底面平な半球に近い鈎狀の表面に文様を刻し、空洞となつた内面に一本の鐵棒を渡してとめとした點は同一であるが、表面の文様や形の細部から更に六種の別を立てる事が出来る。其の一是圖版第一三の上段に示した遺品であつた螺線卷きの文様を以て飾つたもの。これに徑七分五厘、高さ四分餘の大形品と、螺線が著しく尖つて階段状をして徑五六分の間の小さいものがある。(前者に屬するもの十個、小形に屬するもの十個) 第二は第一と同じ外形であるが圖版の中段に載せた様に其の刻紋が十字崩しとも云ふべき文様を中心として八方に直線を放射し、各の間に條線を配した整齊なもの。徑八分高さ四分に近い。(此の式の總數十八個) 第三は第二と似てゐるが、やゝ扁平の度を加へ、文様は三重の同心間帯の間に縦線を放射狀に刻してある。此の式は數が少く、現在數僅かに四個に過ぎない。第四以下は器の上端尖つて圓錐形を呈し、縁突起して座様をなした類であつて、これに(第四) 第二の文様から中心の部分を除き放射刻線を六條にした式(總數十個)と(第五) 素面滑かであつて、紋様の見られない類(總數四個)及び徑四分の小形品であつて、第四のものを一層簡單にして横の條線を省いた式とが混在してゐる。

小銅器の化學成分

是等の小銅器は中に錆を生じたものもあるが、大部分黒味を帯びた光澤のある良質の青銅から成つてゐる。近重博士の分析に依つて上記第四種の化學成分が明となつたから

次に挙げやう。

銅	七七五六
錫	一五七一
鉛	六〇八
砒素	〇三八
錫	〇二五
鐵	〇〇九
錒	痕迹
亞鉛	〇一一

扁圓形の小金具

玉虫形とも云ふべき形の飾小金具は現在十三個あるが、其の内側は孰れも長軸に直角に二つの鐵棒が造り付けられてゐる。表面の文様は(一)長軸に添ふて三條の縦の弧線を表はし、中間に横の刻線のあるもの、(二)前者と反對に横に三條の帯を置き、その間に縦の線を表は器の曲面に添ふて配した類、及び(三)列方のある三條線帯を十字形に印したのがある。(圖版第一四) (一)と(二)とはほぼ同じ大きさであつて、長徑九分四五厘の間にあり、兩者合して現存數五個であるが、(三)はやゝ小さく、長徑八分を示して、八個ある。

矩形小金具

矩形の金具また構造に於て大差はないが、これは扁平な作りで、其の上面に直線紋を刻し、兩側のみ薄板が折り曲げられ、こゝに兩者をつなぐ鐵の細い棒二條を見るが、他端は一文字に切斷してある。大形の八個は長九分餘、横八分を示して、其の文様直線を交互に配し

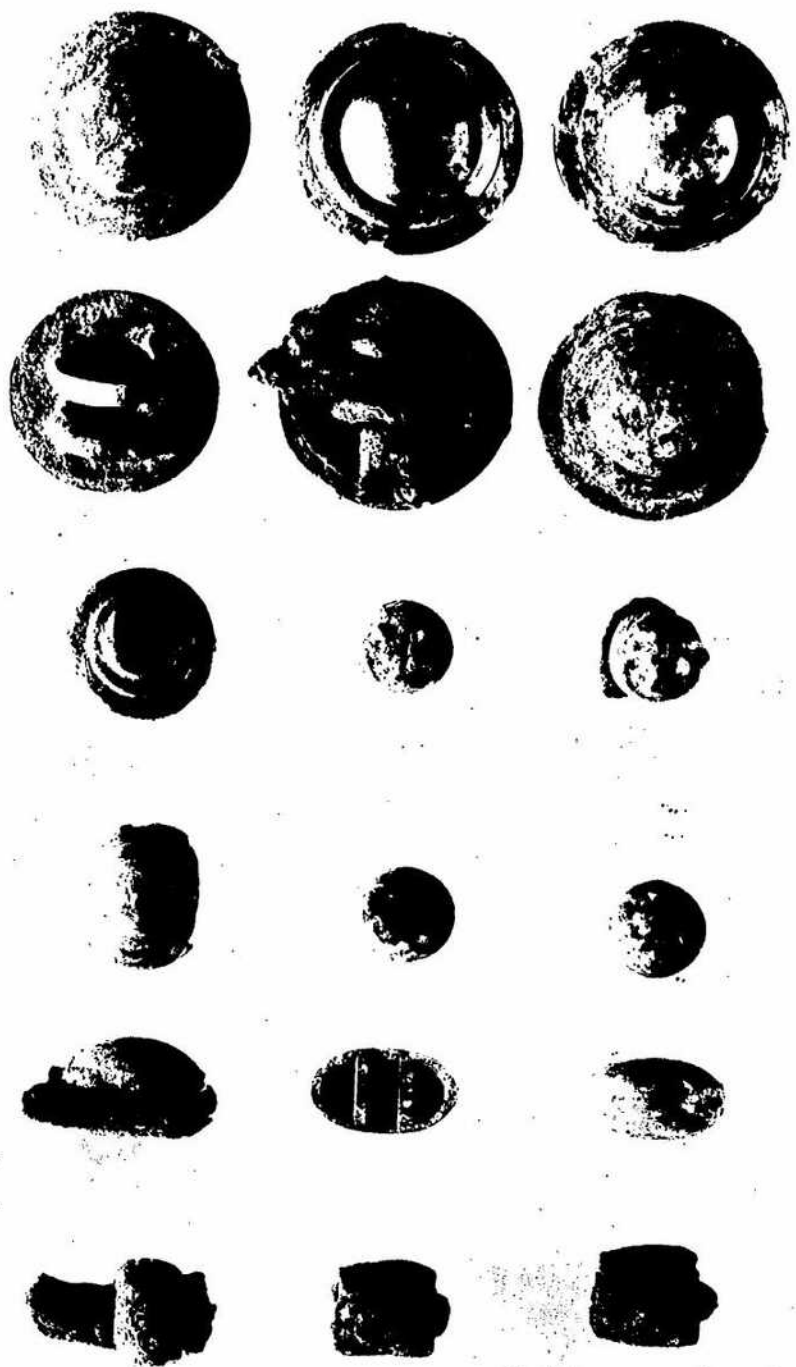
た編目様をしてゐるが他の十個は稍々小さく壓に施した列りを持つ條線紋の中央に横の深い一溝を劃した式である(圖版第二)

以上の三類に比して其の外形の珍らしいのは蓋し圖版第一四の一に示す蛙形をした小銅製品であらう。これは六個あるが内三個は密着してゐるから今形の明に見らるゝのは三個に過ぎない長さ三分五厘に過ぎない極めて小さいものであるにかゝはらず其の示す形圖版第一四の擴大圖に見る如く頗る寫實的であるのは珍重すべきである。内面はやはり空洞であつてその端に一本の棒が渡してある。

是等の多数の小銅製品は其の形の上から見て他の物質に附けた飾り品であつて裏にあるどめ棒がその密着に役立つ必要なものなのを容易に認め得るがさてこれを飾つた本来の遺品はどんなものであつたらうか。一體此の種の遺物は南鮮に於てもまた内地でも未だ其の發見を聞かず幾かに後者にあつてそれと關係ありと想定せられる巴形銅器なる一種の形式を見るのみである。然るに朝鮮西北部に於て吾々は割合に澤山な同じ笠簀様の金具の類品に接し中に本遺蹟の出土品と同形のものを見るのは興味を惹く事實と考へる。先づ舉ぐ可きは今本府博物館に藏する大同江面發見品の一例であつて故山田針次郎氏の蒐集に係るもの表面に文様がないのと内側は渡し棒でなく笠簀式に脚を有してそれで他の物質に縦じ附ける様になつてゐるのが前者と相違した點ではあるが外形から見ると同じ系統に屬すべきこと何人も首肯するであらう。同じ類は大正六年谷井學士一行の學術調査を行つた黄海道鳳山郡楚臥面養洞里の第三號墳からも發見せられて

大同江面發見の類品

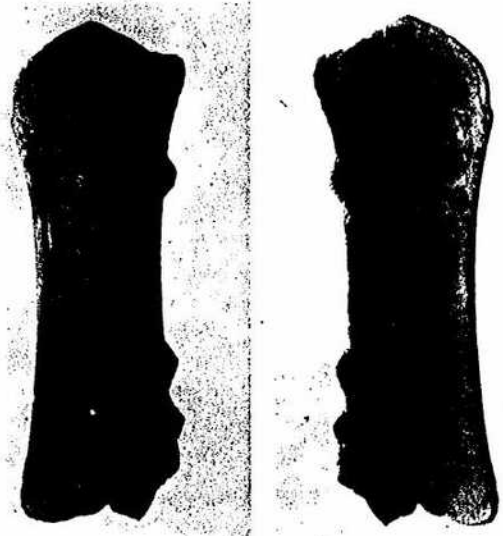
本府博物館藏



第十一圖 平安南道大同郡大同江面第九號墳發見金銅笠簀形小飾具

第十二圖

藤田亮策藏

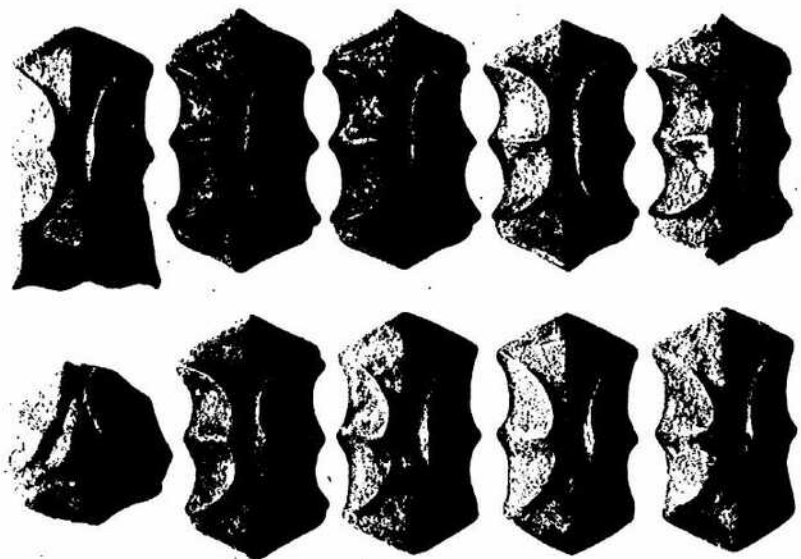


(三) 慶尚北道慶州郡發見飾金具

諸岡幸治氏藏



(一) 平安南道大同江面發見飾金具



(二) 支那出土銅製小飾金具(實大)

本府博物館藏

大同江面出土品の用途

むて其の或物には鍍金を施してある。然し其等にも増して吾々の考究上に大いに示唆となる遺物は蓋し大正五年秋關野古蹟調査委員一行の發掘調査した大同江面第九號墳の出土品中にある一類であらう。これは第十一圖に示した如く種々の形があり、また金銅品で文様はないが玉虫形のもの、如きは上記のそれと全然同一の構造を示し、上段圖示の圓座附笠鍍品また頗る酷似してゐる。而して考究上有益なことは是等の金具が孰れも着裝の原形を遺存して見出された點であつて、圖でも見得る如く今なほ革に飾り附けられた状態が窺はれるのである。尤も是等の個々の銅器がどんな風に附けられて一つの飾りをなしてゐたかに就いては不幸にも發掘當事者の報告がまだ公にせられて居らないからこれを知ることが出来ない。同時に局限された用途を究め得ないが、少くも遺品の示すところから推して革紐様の長いもの、處々に附けたことだけは確かである。

本遺跡出土品の性質

蘇つて上述本遺跡の出土品を見るに、其の數甚だ多く且つ種類に富む。で前者と同じ様に飾つたと推定すると、相當に長い幾條かの紐革が得られやう。既に、飾り附きの帶條を復原する時吾々は自らこれと上記二個の帶鈎との關係を想起し來るのであつて、如上の小飾具を以て帶飾の金具とするの推測に導く。前に云ひ落したが帶鈎に於ける長い飾狀鈎に楕圓形の突起飾を附したことも兩者の連鎖を考へしむる一證となると思ふ。

一種の帶飾

帶飾の起源

然らば此の種帶飾の起源如何これを上記の出土品の一々に就いて見るに、内に貝殻の形を移したかと思はれる笠鍍形第一種の如きものもあるが、其の大部分は整齊な文様を配して既に一程度の發達を示してこれのみに依つては俄かに論斷し難い。吾々は既に舉

げた類品の分布から推して遺品が直接支那に關係を持つことを想像するのであるが、後藤守一氏に従へば東京帝室博物館に支那の西安府附近發見と傳ふる漢代と見るべき相似た遺品があると云ひ、本府博物館にも昨年彼地から將來した同じ種類の金具(第十二圖の二)の一群を藏して寶物の上からそれを證明する様に見ゆる。然し更に遡つて此の種銀帶飾が果して支那に於て發生したものであるか、果た又た西方の影響を受けたかに就いては吾々は不幸にして推究を進むるの資料を持たない。嚮に露領トルキスタンのアナウの非常に古い遺蹟から玻璃製の鉦形裝飾品が發見せられてゐるから、或は後説を主張する學者の出づるなきを保し難いが、同じ遺品が古く歐洲の各地にも分布してゐて、而もすべてがなほ同一の根源から出たと考へる資料を缺く以上、輕々に斷じ難きは云ふまでもない。吾々は上記の帶鉤と共にその考究を他日に期したい。

車輪狀金具

(四)車輪狀金具 同形のもの二個ある。形は圖版第一七の1に示す如く、徑二寸四五分の間にある。やゝ歪んだ圓環の内に十字狀の草葉形をつないだ扁平體、厚さ六七厘である。質鏽化して青綠色を呈し、表裏共に夥しい鏽が附着してゐる。

環狀金具

(五)環狀金具 厚さ一分五厘の幅の廣い環狀をした環であつて、形は楕圓に近く、長徑一寸六分五厘、短徑一寸四分餘を示し、表面に尖端を内にした斜行鋸齒狀の刻紋がある。外長軸の側に長さ四分餘の細長い孔の貫通してゐることが注意に上る。蓋しこゝに革紐などを通じて飾り金具として用ひたものであらうか(圖版第一七の2)。

銅製小馬

(六)動物形小金具 三個、この内一個は圖版第一七の3に示した小馬であつて、本遺品は合

小金具の用途の推測

せ型作りの丸彫に屬し、長さ僅に一寸五分であるが各部の均衡よく、首の部分など上出來である。二は鹿の頭部であつて其の一對の又角に寫實的な特色を示すと共に、周圍に直線組帶紋等を表はして古式の面影をさやめてゐる。なほ此の金具は中空に薄く作られて、口邊に當る片側や背面などに小圓孔を穿つてある。高さ僅に九分、同圖版の5は其の實大圖に相當する。其の三また獸首ではあるが鏽化著しいのと破損やゝ大なるが爲果して何を表はしたかを確め得ない。大さ第三と相似て今耳の邊に當る處に圓孔が開いてゐる。是等三種の小金具が如何なる用途に供せられたかは前二者の金具と共に、これを確め得ないが、或は一種のミニエチユアの様な性質のものではなかつたと思ふ。

銅製弓箸

銅製品には以上の外なほ銅の弓箸殘缺が一個ある。同圖版第一七の7に示すものがそれであつて、今一端缺失してゐるが、ほゞ其の制が見られる。最も太いところの徑五分に近く、現存長さは二寸一分である。

礫石片

(七)礫石及土器片 銅器以外の遺物として今存するのはこの二點のみであつて、而も兩者とも破片に過ぎない。礫石は圖版第一八の3に示したもので、砂岩で作つた小判形品であつた様に見ゆる。破片は小さい。

土器片の特徴

土器片は當初多くの遺品と共に拾得せられたものが二片で、吾々が調査の際採集した破片十數個に達する。圖版第一八の上段が前者の實大寫眞、下段が後者の一部分である。孰れも破片が小さい爲形を復舊し得ないが、上の二片は共に壺の破片と覺しく、一は外開きのした口縁の一部分であつて、現狀から推すと、この器の口徑は六七寸もあつたらうと

二種の土器

思はれる質黄味を帯び緻密な粘土から成つて堅く、如何にも良質の漢式土器に似た處があり、古い趣が見ゆる。吾々の採集した土器片にこれと全然同一式の破片が二三ある。處が別に吾々の採集品には赤褐色を呈した面か、堅い質のや、彌生式に似た破片が多い。下段に示した破片は概ねそれであつて形もまた土器の角形把手や、口縁部の破片などがあつた。この口縁部から見ると本来の器形が口開きのあまりない深い筒状の壺であつたらしく考へられる。これ亦古い面影とゞめたものである。

以上の二種の土器は共に並ひ存して少しの差支のないものであるが、嚴密に云ふと後者は吾々が後に遺蹟地で採集したと云ふに過ぎないから、果して本来の共存品かどうかは決し難い。同時に出土前者を以て本遺蹟の示す土器の特徴を見るのが最も安全である。而してそれが上述の如く漢式土器に近いと云ふ事實は他の遺品の示す特色と併せて吾々の研究に興味を興ふる點が多いのである。

漁隠洞遺跡の特質

琴湖面漁隠洞に於ける本遺蹟はそれが偶然の發見であつた爲に、吾々の調査は學術上の見地からして充分満足すべき結果を得ず、また遺物の如きも一部の散佚を考へなければならぬのであるが、今は現存品に上述の如き重要な意義を持つものを存して學者の研究に寄與する處が多い。吾々は今遺品の記述から本遺蹟の占むる位置の大なるものを繰返し、特に遺物に銅製品の多いことが、その示現する文化の性質を物語るのであることを注記して、これに關する考説を後章に譲ることにしやう。

〔註〕(一)第六圖に其の質大寫眞を載せた。二對共に割合に太い

素環で、一方に切り欠きがある。復質鈍化せず割合によく形を存してゐることも珍らしい。

(二)朝鮮古蹟圖第一冊圖版第三九參照。

(三)濱田博士が大正十三年四月に蒐集せられたものであつて京都帝國大學に漢してゐる。これは遺跡が削られてゐて断面多角をなしてゐる。

(四)高橋健白氏「銅の研究」(考古學雜誌第三卷第七號)參照。

(五)R. Lantieri, *Tale* (Chicago 1912) pp. 263, 264.

(六)これは駒貝房と進氏の漢品であつて、簡單ではあるが首や脚の處まことによく出来てゐる。

(七)大正六年度古蹟調査報告所發今西委員報告第一編第四章、善山郡地方古蹟内遺物及其他に就きて、及附圖參照。

(八)巴形銅器に就いては後藤守一氏の考説が考古學雜誌第十一卷第三號に收められてゐる。此の銅器と木鉄形金

具との關係に就いては著者の一人なる梅原が其の著「佐味田及新山古蹟研究」中に論じた。

(九)後藤守一氏、再び巴形銅器に就いて(考古學雜誌第十四卷第一號) 插圖第三圖參照。

(十)同上及び Decheler, *manuel D'archéologie II* 等參照。

(十一)銅製小動物の漢代遺品として樂浪郡の遺跡から發見された一例に小馬がある。同じく合せ型作りではあるが前後脚を丸く抱き腹部分を割つて形も本遺蹟の小馬程寫實的ではない。此の小馬の背面首の著派には紐約の小環がつけてあつたことは京城黒田貫一氏所著の支那出土の同一品に見られるので明であり、支那古錢に精通せらるゝ黒田氏は之が所謂法馬であつて權に使用したものと云はれて居る。形の上からして漁隠洞出土の馬が此の種のものと同様關係がないかも知れないが相似たものとして參考の爲め記して置く。

第二章 慶州郡外東面入室里の遺跡と發見の遺物

第一節 遺 蹟 [圖版第一九—二〇]

入室里遺跡の發見

入室里は外東面の内にあつて慶州郡の東南隅に當り東川の流れに近く位置した一部落である。この地は從來史蹟として特に注目すべき何物もなかつたのであるが大正九年慶州蔚山間の輕便鐵道の工事中偶然遺物の一群が現はれた。程經て其の一部分が本府博物館に齎されて識者の注意を惹き調査を進めるにつれてそれが慶州郡に於ける遺蹟として甚だ重要な位置を占むる事を知るに至つた。吾々は本章に於て遺蹟の位置から始めて右に關する調査の結果を録して廣くこれを世に紹介したい。

(一) 遺蹟の位置

遺蹟の位置

さて入室里に於いて遺物の見出した處は新に設置せられた中央鐵道入室里驛の北方一町内外にあつて丁度鐵道線路の東側に當る後谷原と稱する部分である。此の地點は蔚山と慶州とを連絡する立派な二等道路と慶州郡南部の水を集めて南流する東川(吾連川)の上流の中間に位して地勢は東川に聳ゆる山群の下に川に向つて形成せられた曲狀の丘の背筋の一に屬し而も全體として西の方が漸次低くなつた緩かな傾斜地をしてゐる。(圖版第一九)従つて此の地域は南北凡そ一町の間平臺をなして兩側の地面よりは七八尺も高く漸次西方遞下して川に添ふた平地に達して該部は一種の半島狀をなした趣がある。

地形

遺蹟の現状

土層の現状

(同上) この平臺の大部分は現在墾かれてすべて平な畑となつてゐるが西端に近い處だけはまだ松林のまゝでこの芝草生じ其の間に李朝期の墳墓と見るべき八九個の土饅頭の散在してゐることが著しく眼に着く。現今輕鐵は右の高臺の西半に近い處を南北に深さ七八尺の掘り割りを作つてこの部分を通じ別にその南方に於いて線路を挾んで東方に長く約五百坪許りの間土砂を採掘した址をさめて其の採土の深さ原表面下八九尺にも達してゐる。遺物の見出された局部と云ふのは右の深く掘り込まれた部分であつて其の線路の東方に當る部分に外ならず種々の點から考へて圖版第二〇の二に×を附した邊と推定せられるのである。この部分の地層は土砂の掘り取られた爲に生じた北側の斷面に就いて見るに表面二尺許りの腐蝕土の下に鐵分を含んだ薄い岩層があり直ちに砂利を混じた赭色の粘土質となつてあつてその層序がほぼ表面に添ふて一直線をなしてゐる。鐵道の掘り割りの示す處では鐵分の多い岩層が北するに従ひ漸次深くなり中央で深さ八尺の位置に達しそれより又漸次上向して平臺の北端に至り南方とは同じ深位となつてゐるのが注意に上る。然しこれは自然の堆積作用の結果であつてそこに何等人工を加へたと思はるゝ點がなく従つて遺蹟との關係も考へられない採土した部分もまた同じ様な土地で何等表面に遺蹟の表彰たるべきものがなかつたとは地方人士の一樣に云ふ處である。従つて遺蹟の發見は全く鐵道敷設の爲に偶然發生した事件と見るべく當初は掘り出した人夫もあまり重要視せなかつたものなのである。

(二) 發見の顛末と調査の經過

南朝鮮に於ける漢代の遺蹟

遺物發見の
時日

次に此の遺物發見の時日に就いては、それが慶州に於ける一部人士の注意に上つてから大正十年一月十一日附で警察署に提出せられた大前豊氏の届書に同年一月四日と明記してあるので、一見甚だ明瞭の様であるが、今本府博物館に藏する銅銚銅劍類が慶州の邑内に齎されたのが、これに先立つ九年の十二月であるから、その時日は信じ難い、諸鹿央雄氏は遺蹟の發見を以て前年の十月初旬にありとせられたが、大坂金太郎氏の告ぐる處に據るに氏は同年九月外東面書堂に出張して入室里に一泊した際この發見を聞いて現場を一見したとの事であるから、少くもそれ以前であつたことを斷じてよろしからうと思ふ。して見れば實際は大正九年の八月頃の事でもあつたらうか。

發掘の經過

今主として諸鹿大坂兩氏の調べに基いて發掘の經過を推すに當時此の部分の工事を請負ふたのは大邸の世良朝吉氏であつて、同氏の配下の大前豊と鈴木友治の二氏が主として事に當り、多數の鮮人と支那人とを使役してゐたと云ふ。従つて當初これを掘り出したのは是等の人夫であつたらしく、はじめ其の何たるやを知らずに掘り起したらうが、其の數量が多いので上記二氏の注意する處となり、また引いて鐵道の關係者にも傳はつて、各自思ひ／＼に遺品を帶歸して出土品が四方に分散することゝなつた。只その中で銚劍併せて六口の一群は、人夫某の手から慶州邑の古物商栗原豊藏氏の許に齎されたことが諸鹿囑託の知る處となつた。氏即ち其の散佚を防ぐと共に、これを當時の警察署長岩見久光氏に報じて取締を求めた。他方入室里にあつても發掘の噂が段々と大きくなつた爲に、初めて同地駐在所の活動となつて、翌十年一月十一日に至り、大前氏の名に依つて當時殘

遺物の散佚

存した遺物三點を埋藏物として届出たのである。これより先發見品を滯歸した人士として明なのは鐵道關係の増子謙藏井上乙彦鈴木熊太郎氏等であるが、なほその外多人數に上つたことは、今日私等の知り得た資料の出所から容易に考へられる。

遺物の調査

かくて當時届出をした遺物三點も如何なる故か慶州警察署はこれを本府に送達するの手續を取らず、此の間諸鹿囑託の盡力に依つて銚劍の一群を栗原古物商の手から本府博物館に購入することとなつたが、このものまた同年の冬梅原が調査するまでは全く忘れられた状態にあつた。大正十年の十一月梅原は京城に滞在博物館にあつて同年九月に慶州にて發掘せられた金冠塚發見品の整理に従事しつゝ、あつた際一日偶然上記の銚劍を見て興味を感じ、その調査を志して諸鹿大坂兩氏の援助を求め、其の一斑を知るに及んで更に基本的調査の必要を認め、遂に翌年五月下旬吾々三人の實地視察となつた。そうして爾來散逸した遺品の探求に従ひ、遂に次記の如く多くの隠れた貴重品を見出した次第である。この間にあつて、吾々は鮎貝氏の注意に依つて大邸の河井小倉兩氏の許に多數の出土品のあることを知り、大正十二年三月藤田の調査に依つて、其の最も重要な遺物の一群であることを究めたこと、其の六月梅原は東京に出掛けて鈴木熊太郎氏に就いて遺品の存否を確めたことなどを擧ぐ可く、また諸鹿央雄氏が常に助力を與へられたことを特記すべきである。

(三) 遺蹟の構造

以上遺蹟の位置と發見の顛末の概要を記したのであるが、次に最も重要な遺蹟の構造は

調査の困難
と結果の不明
なる理由

どんな風であつたかを視なければならぬ。然しこれは既に記した如く發見が眞に偶然であり、且つ發掘が不用意の下に行はれたのであるから、たとへ其の當時直ちに實査することも吾々の希望する様な確かな資料を得難い事情に置かれて居た。況んや其の後二年の歲月を経過して、實際のことに當つた人々が四散した後に於いて、これを究めんとする様な場合にあつては、全きを期するの無理なのは甚だ明かである。従つて吾々が遺蹟の構造として調べ得たところの微力を盡したのであるが、蒐めた資料に種々の遺憾の點があり、重要な遺蹟の内容を示すものとして頗る明瞭を欠くものであることを豫め表白せざるを得ないのである。

遺蹟の構造
に關する記

先づ吾々の手に入つた資料としては、上述大前豊氏の十年一月十日附の届書を舉ぐべきであるが、それは單に、

畑上部約八九尺(の土)を發掘使用する事の承諾を得て、人夫をして後谷原の地を發掘中、人夫金某なるもの掘り出せるもの。

とあるのみで、深く構造に及んでゐない。梅原の求めに依つて大坂氏が最初調査せられた處また

出土の局部は上記採土場址内線路より約三間程東北に離れた處で、表面下約四尺の部分であつた。

委員の調査

と云ふにとゞまつた。處が吾々が、大正十一年五月下旬に實地を踏査した際、非常に苦心を重ねた末、當時現場を見たとき、云ふ金鍾遠氏に出遇ひ、不十分な通辯を介して、やゝ具體的な

金氏の遺蹟の局部
と状態

話を聞くことが出来た。氏に従へば遺蹟の局部は、大坂氏の示された處に一致し、その部分には何等石室等の設けはなかつたが、一種他と異なるところがあつて、墓であると感じた。と云ひ、銅劍の類七口は深さ三四尺の處に横にたばねて、紙の様なものに巻かれて置いてあつたと稱し、同時の出土器に鐵製の銅の如きもの一個、土器壺其他があり、遺物は各所に散在してあつたとの事である。

地下式の墓

氏の告ぐる處の内局部が他と異なつて、墓と認められたと云ふ點は甚だ重要な事實としてその理由の詳細を究めたいことを熱望したが、不幸鮮語に通じない爲に吾々はこの望みを棄てなければならなかつた。然し金氏の云ふ處にして事實であるとすれば、それは一種の地下式の墓であると思ふべきであらう。而しこれまた甚だ漠然としたものと云ふの外はない。こゝに於て吾々が調査を進めるには、どうしても當時此の部分の工事當局者に就いて究むるの外ないことを思ふて、先づ世良氏を訪ふたが、要領を得ない。依つて大前豊氏に面晤すべく種々の方策を講じ、諸鹿氏また大いに斡旋せられたが、滿二年を経過した今日なほ其の目的を達し得ないでゐる。けれどもこの間に於て諸鹿氏が遺物發見後間もなく實地に臨んだと云ふ増子謙藏氏に出遇つて、重要な事實を聞き出され、遺蹟の構造の調査に確實な一資料を提供せられたのは、吾々の深く氏に謝する處である。

増子氏の構造
に關する見聞

今諸鹿氏の報する處に依るに、増子氏は當時輕便鐵道會社監督として實地を見たのであつたが、同地は凡そ三百坪許り掘鑿してあり、地下約六尺にして其の一部に長さ九尺許り、深さ三尺許りの部分は土質に腐蝕物あるらしく、黒色を呈して、周囲の赭色土とは割然

區別せられる状態にあつた。而して遺物はすべて其の黑色腐植土の内から見出されたものであると云ふ。⁽⁶⁾

墳墓の構造

贈子氏の云ふところも黑色の腐蝕物質の幅を狭き又其れが孰れを長軸として存在したのであるか更に進んで内部に於ける遺物の存在状態等の點に就いては何等示してゐないが大前氏からの見聞に接し得ない今日にあつてはそれは唯一の信據すべき資料と云ふの外なく、如上の談話から吾々ははじめて朦朧ながら本遺蹟の主體が地下を穿つて營んだ直下廣の一種であつたのを想像する事が出来又該部分の黑色の腐蝕土であつたと云ふ事から本來の構造部分の木材ではなかつたかとの想像をも加へ得る次第であつて上述金氏の云ふた墳墓説もこゝに確實性を加へることになる。

類例構造の遺跡

北部朝鮮や南滿洲に於ける漢代の墳墓に主體を地表面に營んだものゝあることは既に學界に知られてゐる處であつて、今日大同江面に於ける樂浪墳墓の偶然發見の際屢々見るところ、其の最も顯著な例を吾々は同面梧野里の煉瓦土取場に於て實見するものである。而して別に不充分ではあるが北部朝鮮の銅劍銅鉞出土の主要な二遺蹟即ち黃海道黑橋面と平安南道大同江面東大院里のそれは吾々の調査から歸納するとまたほゞ同じ状態にあつたと考へられ自ら兩者の關係にも想到せられて興味が多いわけである。

要するに入室里の遺蹟の構造に就いて吾々の調査し得た處はなほ頗る不充分なものと云ふ外ないのであつて上來の記述からは單に一種の地下式墳であつたのを推測し得るに過ぎない。他日大前豊氏若くは鈴木友治氏に就いてより詳細にして確實な状態を聽

き、本節の不備を補ふべきことを所期する次第である。

〔註〕(1)此の事諸鹿鹿君の談話に依る。

(2)大正十年十二月梅原宛の書信に從ふ。

(3)同十二月四日附梅原宛大坂金太郎氏の調査報告の記載に依る。

(4)大前豊氏の居書には鮮人金某の發見とある。この居書全部後に引用する。

(5)一例を挙げると、今大坂氏の所談する小馬鐸は氏が毛火野長加藤氏から譲り受けたものであり、諸鹿鹿君の鐸形鎗と小銅鐸とはもと乾川野長の手にあつたものであると云ふ。従つて將來この方面に調査を進めたら更に隠れた出土品に接する機会があらう。

(6)大正十二年二月二日附梅原宛諸鹿鹿氏の書翰及び同年正月十一日藤田の親しく同氏に就いての談話に依る。

(7)梧野里の煉瓦土取場は丘陵間にある堆積土の平地であ

つて、もと平坦な地なのを四方から漸次粘土を採掘してゐる。現在では東西約三町南北約一町位の間を深さ六七尺乃至十尺位掘り下げて凹所をなし、なほ周圍に採掘を擡げつゝある。表面に何等古墳と見るべき表彰を見ないが、採土に當り無数の古墳の地下六七尺の處に存することが知られ、鏡、土器、刀劍、銅器等の副葬品が見出される。本年五月四日藤田、梅原が實査の際その處で遺蹟として確かなもの、十五を數へた。構造は墳墓の外に木柵を主體としたもの、栗石を用ひた式などが認められた。其の中で一つの木柵の如きは長約八尺、幅二尺五寸、厚さ三尺を示し、地表面下約六尺に存する工合は、上述贈子氏の云ふ入室里の遺蹟の構造を寫真せしむるものであつた。

第二節 發見の銅鉞銅劍

〔圖版第二一―第二六及第三五〕

銅劍の出土

本遺蹟發見の遺物として先づ注意に上つたのは銅鉞銅劍の一種であつて、現存數も多く、遺物の主要部をなしてゐた様に見ゆる。従つて此の類から説明を加へることにしたい。此の銅鉞銅劍は吾々の見たもの併せて九口の多數に上るが、これが果して出土の總數なりや否やは明でない。はじめ大坂諸鹿鹿兩氏が梅原の求めに應じて取調べられた處に依ると出土の鉞劍は併せて七口であると云ひ吾々が實査の際發掘の現場を見たとき云ふ上記

出土品の形式別

金鍾遠氏の談またそれと一致してゐるが信すべき遺品が九口存在する以上その誤りである事は云ふまでもない。大邱で聞き及んだ處に依ると本來十數口あつたと云ふが固より究め難い。今は現存の九口が比較的出土の總數に近いだらうとの想像を加ふるにせよめる外調査の途がない。さて現存の九口の銅鋒銅劍を形の上から分類すると狭鋒銅鋒二口細形銅劍六口クリス形銅劍一口となるのであつて細形銅劍の多い事が眼に着く。

鋒劍の所在

是等の遺品中細形銅劍の一口は當時埋藏物として鐵器二點と共に慶州警察署に届出たもので今同地の保存會の陳列館に保管されており同じ劍の二口は大邱府の河井朝雄氏と小倉武之助氏との所有に歸したが他の六口は大正十年一月本府囑託諸鹿央雄氏の紹介に依つて博物館に購入し今同館に陳列してゐる。而して此の博物館の收藏品こそ本遺蹟調査の動機をなしたものである。次に銅鋒から始めて一々の形狀特質を擧げやう。

第一號狭鋒銅劍

(一) 第一號狭鋒銅劍

圖版第二の一の一は其の兩面を載せたもので總長一尺三寸五分ある。今鋒部の及少しく毀れまた一部分に鏽を生じてゐるがなほよく本來の青銅質を保存して頗る銳利に作られてありよく利器としての特徴を備へたのを見ることが出来る。形式は身部の關に接する處廣くその部の幅約一寸四分を示しこれから上に銳い刃を附して鋒に至るに従ひ身の幅を遞減し鋒を有する扁菱の断面を呈する處内地の筑前國筑紫郡須玖發見の鋒や今京都帝國大學に所藏する支那出土の遺品に見るのと趣を一にして狭鋒銅鋒としての代表的の形を示してゐる。穂袋部は器端幅三分近く突起して扁平形をなし長徑一寸餘短徑八

形狀と特徴

分五厘を數へ中央の穴は深く關の邊にまで達して片側に縦に附けられた完好な環狀の把手と共に此の器に本來柄のあつたことを容易に考へしめる。蓋し銅鋒として最も整美な遺品の一とすべきであらう。

鐵蹄の附着

此の鋒今表裏に上述の銅鏽の外になほ鐵鏽が多量に附着してゐる。これは自餘の銅劍鋒にも見る處であつて遺蹟に於ける存在の位置が鐵器と近接した結果に依ること云ふまでもない。従つて此の種遺品が後に記する鐵器と略ぼ同じ處にあつたとの歸結に到達して明瞭を缺く副葬品相互の關係を見る上に一の重要な示唆となるわけである。

(二) 第二號狭鋒銅劍

第三號銅劍

第一號鋒に比して稍小形ではあるが鋒として最も著しい特色を有するもの。長さ一尺〇五分五厘其の銅質はほ前者に相似て形また穂袋部の端に近く環狀把手を附し身は先に至るに従つて幅も漸次減じて扁菱形の断面を示し鋒部の銳いことなど二者相近いか然し他方に於て其の身は稍幅が廣く關に近い部分の刃は丸味を帯びまた身は此の兩刃に沿つて各二條の樋を有して中間に突帯があり断面の著しく複雑となつた上に穂袋部にあつても端に近く外側に二條の凸帯を繞らしこの上部から身の一部分に亘る兩表面に各十條の縱溝を穿ち更にこれに加ふるに關に近く左右の兩側に二個宛の棘狀突起を作り出した處など極めて珍らしい形であつて是等はまさに前者との著しい相違と云ふべく此の如きの鋒は未だ本邦出土の現存多數の銅鋒中にも類例を見ないのである。本遺品は其の形から一面に於て鋒としての形式複雑化を意味するがなほ棘狀突起の銳利なの

細形銅劍

は鋒のそれと相俟つて實用の武器としての特色を備へたものと云ひ得るものであつて、身の縦溝の如きも或は同じ目的から加へられたものかも知れない。

細形銅劍六口は孰れも略ぼ相似た形であつて、内地の出土品に數多く見らるゝ部類に入るべきものではあるが、其の二々に就いて細部の手法を検すると、また自ら一々に特徴があるし、銅質また同一でない様に見ゆるでやゝ繁雜に亘る懸念はあるが、一々の形を擧げることとする。

(三) 第一號細形銅劍

今便宜上慶州の保存會に保管してゐる一口を以て假りに第一號と呼ぶことにするが、本遺品は鋒先に近い部分で切斷されて現在では二片となり、而も銅質を検せんが爲に其の一を磨削したから幾分か長さを減少してゐるが、略ぼ全形が見られて、兩片を接合すると、もと一尺に近い大さであつたのを推し得る。現存の長さは九寸四分、器の莖は断面杏仁様に近く、長さ僅かに八分五厘の短いものではあるが、其の延長は身部の中央を通じて鋒に達し、關から鋒に至る間身の幅が甚だ狭く、最も廣い部分でも一寸を超へず、これに鋭い刃が附けられてあり、また此の刃部は莖の延長の上にある、貳個の節狀扶に對應して莖に近い身の約三分之一の邊で二點の突起を有し、利器としての精巧さを加へてゐる。なほ一々の細部の手法に就ては圖版第二四の一の寫眞と同第二六に示した實測圖とを参照すべきである。

銅質は鋒の部分に少しく青錆の班點を見るの外殆んど全部漆黒色の美しい光澤を保

有するのは製作の精巧銳利と併せて出土の銅劍中武器として最も精良な一たらしむるものである。

(四) 第二號細形銅劍

今本府博物館藏する處の銅劍三口中の一で、圖版第二二の(2)として表裏を示したものの第一號劍と略ぼ同一の式ではあるが、稍小さく、總長八寸四分に過ぎない。器の各部を通じて稍丸味を加へ、銳さを缺くの點があるし、身の幅また少しく廣く見ゆる。兩刃を通じて齒毀れの度が著しく、莖の端また多少缺けた様である。銅色の黒味を帯ひた點は前者に似てゐるが、含錫量の彼に比べて少ないらしいことは、銹化の度から察せられる。

(五) 第三號細形銅劍

同じく博物館の藏品である、圖版第二三の一の(1)に載せた様に、細形銅劍の完好品で後述の河井氏所藏に係る一口に相比すべきもの、總長一尺〇四分あつて、形は前二者とは少しく異なり、莖は長さ一寸に近く、身は關から側面の第一節狀突起に到るまでの間漸次幅を増して、其の最も廣い處で一寸三分四厘を示し、この部分には刃と稱すべき程の加工なく、また莖の延長部上にある、抉りも右の第一節狀突起に對應する部分まではこれを缺いてゐる。處がそれから身の第二節狀突起に至る兩刃の抉り方はやゝ大であつて、第二突起のこの幅は前者よりは狭く、これから少しの間、輕い外反りを表はして、鋒部の尖りにつゞいてゐる。而して兩節狀間の長さは前者などに比しては狭く、位置も幾分關に近く、従つて鋒部の長いのを特徴とする。此の形狀は刺器としての銳利さに於て優れた前者に比して形

第三號細形銅劍の特徴

第二號細形銅劍の特徴

第一號細形銅劍の特徴

内地出土劍との類似

の上に變化を生せしめ、整美を増したものと見るべきであるし、なほ別に第一號劍が後述の平安南道大同江面東大院里許山や黃海道黑橋面の出土品と同一式に屬するのに對して、こゝに擧ぐる遺品の我内地出土の細形銅劍の多くに見る處と同一なのは系統上の觀察に興味を興ふるものと思ふ。

此の劍質精良其の一部分に鐵錆の附着があり、また僅かな銅鏽もあるが全面に光澤を遺存して、刃のつけられた部分の碧玉様銅質である外大部分黒漆色を呈するのが注意を惹く。此の部分に依り色澤に相違のあることは或は鑄造後に更に刃を銳利にする爲に磨きなどを加へたに依るものであるかも知れない。

(六) 第四號細形劍

第四號細形劍

圖版第二四の二に示すもので、これは大邱府の河井朝雄氏の所藏に係る。完好な遺品として特筆すべく、身部の二節間を通じて刃を附することは第一第二兩號劍と同一であるが、身の幅の第一節様突起の處で少しく廣くなつてゐるのは第三號劍のそれと相似て、まさに兩者の中間形をなすものと云ひ得る。總長一尺二寸五分幅は最も廣い上部の所で一寸四分に近く、莖は甚だ短かくて、兩側に型の合せ目を削つた痕を少々、また刃の部分に鑄造後磨した形迹があつて色澤に於てもその部の鉛綠色のやゝ著しいのに比して、樋や其他の部分の著しく黒味を帯びてゐるのが認められる。

(七) 第五號細形劍

第五號細形劍

同じ圖版の三に載せた一口で、今鋒先缺けて現存長さ九寸を示す。刃部の毀れを見るが形は第一號劍に近く、兩側の刃の幅は共に狭い。莖の兩側の合せ目はまことによく削られて滑かな楕圓形をなし、身部また一部分に斑錆を見る外美しい銅色を呈してゐる。而して此の銅色が別に存する銅柄と全く同一なのは注意すべきこと、考へる。本遺品は大邱小倉武之助氏の所藏に係る。

(八) 第六號細形劍

第六號細形劍

本府博物館收藏の三口の二である。第三號劍と略ぼ同一式と思はれるが、圖版第二三の二(2)に示す如く、鋒先は缺失し、刃部また殆んど片側を缺いてゐるが、其の身部はすべてを通じて刃を附したものであつたらしく、關から第一節様突起まで、ほぼ同一の幅を保つて、大き一寸二分内外に過ぎず、莖の扶り方は此の第一節様突起から加へられてゐるのを認め得る。現存長さ八寸であるが、これを破損の程度に對比すると、本來の長さ九寸内外であつたらうか、銅質は前數者に比すると粗惡の様で、如上の缺損は主として此の質に基くものらしい。今鏽化して一部分白緑に近い色澤をなしてゐる。

六日の形式劍

以上は今存する細形銅劍六日に就て形狀の上の著しい點を數へたのであるが、是等を通觀して形の上で興趣を惹くのは、第一號から數へて第二號、第五號、第四號、第三號、第六號の順位を以て、身の幅が細くて甚だ鋭い製作のものから漸次幅を増し、丸味を加へて形の整へるものに至るの過程を示したものである。劍が刺器としての本來の性質からすると、第一號劍が最も其の目的に適ふもの従つて上述の順列は直ちに一々の遺品の實年代の新古を定むるものでは固よりあるまいが、少くも各の相對的年代をこれか

形式製の示
ナ意義

ら見る事は出来やうかと思ふ。右の點に關連して内地發見の細形銅劍が殆んど第三號劍と形制を一にし若しくは更に其特徴を著しくしたこと例へば畿岐國仲多度郡善通寺町字善通寺瓦谷出土の文様ある遺品の如き類なのは孰れも第一號式との間に距りの存するものであり反對に北部朝鮮出土のもの、後者との一致は、やがて黃海道黑橋面發見の第一號の如き細形銅劍の實年代推定から我が銅劍の年代觀察に示唆を與へ、また此の如き形式上の推移が朝鮮に於て見られ、それが更に内地に著しい事實は、これに依つて表徴せらるゝ文化の流入の徑路に就ての考察にも重要な據所となるべきものなるを思ふ。此の點は猶後章朝鮮に於ける銅銚銅劍を綜括論述する際重ねて説き及ぶであらう。

(九) クリス形銅劍

總長八寸八分五厘、闊部の幅三寸二分五厘あり、身は中央部で幅約一寸四分餘を示し、断面は扁菱形をして厚さ三分を超ゆる。刃部は特殊の關から急に減少した身の兩側に附けられて、これから鋒に近づくまで略ぼ同じ幅を持続すること圖版第二二の(1)に示すが如く、此の特質は内地に例證の多い同式の狹鋒と廣鋒との中間型を示したものと云ふことが出来る。莖は幅廣いが短く、身の兩面中央の背の左右に各一條の樋があつて、一部に稜杉葉樣紋を浮彫し、また其起點に當る關との接觸部に一雙の小孔あること、此の種劍通有の式を襲つて居る。質は青銅で、今身部には群青の錆と附着の鐵錆とがある。

是等の銅銚銅劍の性質や、また從來知られてゐる内地西半部の出土品に對する關係などを考察することは本遺蹟の研究上最も重要な部分を占むるのであるが、既に初にも一

クリス形銅劍

九口の銚劍
の通有作

言した様に吾々の調査に依る、と朝鮮に於てはなほ同じ遺品が可なり多く見出されてゐる。従つてそれを紹介した後に總括して説くのを適當と考へるから、こゝでは詳しく論じない。たゞ上述の三種九口の遺品に於てクリス形劍を除く他の九口が孰れも銳利な刃を有し、製作に精良な技巧を示してゐる處多くの内地出土品に優るものがあり、今もなほ刺器として實用に耐ふる感ある點が、やがて其の製作の國土をも推測せしむることを舉げるといふやう。

銅銚劍柄

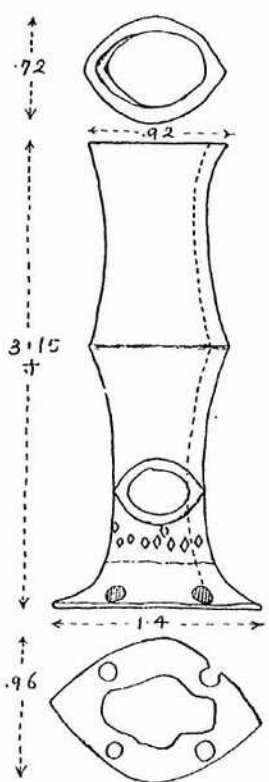
銅銚劍劍の紹介を終るに當つて此の節に併せ記すべきものに同時出土の青銅製の劍柄一個がある。本遺品は大邱府の河井氏の珍藏に係り、興味を帯びた中空菱形の細長い筒から成つて、外面の中央に近く一個の節狀突起を設け、此の兩側が内反りを示して幅の廣がつた端につゞく處握緊に適した形を取り、徑の大きい一端の外側の一小部分を除く外全面に穀粒様の文様が鑄出されてゐること圖版第三五の二に示すが如くである。右の開きの大きな一端は外側の無紋の所と共によく磨研せられ色澤また他と少しく異なる處があり、堅一寸四分横九分六厘の面の中央に開いた不整形な貫通孔とは別に徑一分の四個の圓孔が各邊のほゞ中央から外側に向つて穿たれてゐるが、他の一端はこれとは反對に切り放しの儘で何等見るべき加工がなく、前者よりは断面の菱形の興味稍々著しく、寧ろ杏仁様に近い。そして中央の貫通孔は楕圓に近く、長さ六分四厘、短徑五分二厘を示してゐる。銅色は帶青の暗褐色で滑澤あること細形銅劍の類と相似て、内面には別に黝綠の錆が生じてゐる。型を合せて造つた鑄物であることは、側面に合せ目を削つた痕があり、特

銅劍着裝状態の推測

に其の片側の如きや、型の噴ひ違ひの存するに依つて容易に知り得る。
如上の外形からこれが上記の細形銅劍の柄であるだらうとは何人も考へ及ぶことと思ふがさてこの内にどう云ふ工合に銅劍の莖が挿入せられたかに就ては俄かに定め難い開きの大きい端に四小孔のある事は、一見其の部分が銅に當つて中央の孔に莖を挿入した上に兩者の離脱を防ぐ爲めの結び紐を通じたものであらうとの推測を加へしむる

第一推測説

第十三圖 入室里発見銅劍柄實測圖(梅原)

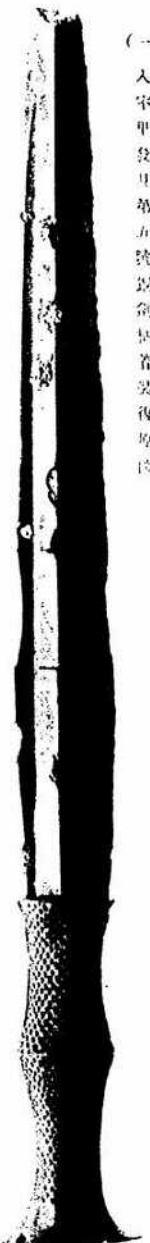


ことである。恰も細形銅劍には備前國兒島郡甲浦村飽浦及び筑後國三潞郡三潞村高三潞塚崎出土品の如くに關に近い邊に二個の

第二推測説

穿孔の存するものが存して柄との對應を物語り、右の推測の實らしさを増すのであるが、然し釐つて考へると、かゝる穿孔がない以上細形劍の制では柄の小孔に通じた紐を結びつける處を身の上に見出し得ないし、柄の實物の示す處其の部の中央孔が甚だ異形で莖を入れるに不適當なのに反し、狭い一端の孔の方が丸味を帯びて如何にも劍の短かい莖(即ち柄)の形状に相應してゐるのは、如上の見解に疑念を懐かしめる。更に柄の身につゞく部分に磨研など加へ乍ら端に當る部分に何等の飾りなく切り放した儘であるとするの

(一) 入室里発見第五號銅劍柄着裝後實測



(二) 備前佐土郡三雲谷見所附細形銅劍(側面及正面)



(三) 肥前杵松浦郡柏崎見所附銅劍



第十四圖 銅劍柄着裝状態

實例
柄附銅劍の

も不自然に見ゆる。從來此種の銅劍の柄の資料は甚だ稀で、特に遊離したもの、確な例は寡聞なる未だ他に類例を知らないものであるから、他の例に依つて拵の原形を推知するに困難を感ずるが、今博多の聖福寺に藏する筑前の怡土郡三雲出土の劍に造り附けた柄の拵を見ると、それは本品よりは一層複雑を加へたこと第十四圖の二に示す様であることは云ひ乍ら節状突起のある處など同じ系統なのを察せしめる。而して右に依つて柄の劍身に對する着裝の工合を検するに兩者の接觸部には何等の著しい加工がなく、幅にも差違を見ないのに對して、端の方には特殊の飾りが加はつてゐるのが注意を惹く。

肥前
三雲出
土品

肥前
柏崎出
土品

同じく造り付けではあるが、今一口柄の拵を徵すべき肥前國東松浦郡久里村大字柏崎から出た遺品は、前二者とは全く違つた形式に屬してはゐるが、同じく柄の端の部分が環状となつてゐるのは南露スキタイ族の銅劍に似て(第十四圖の三参照)こゝにも柄の共通性が窺はれる。して見れば本品の場合また前の推定とは反對に飾りのない幅の狭い部分に劍身を挿入したこと第十四圖の一に示した如くである。と解するのが穩當の様である。さうして四孔のある他端は柄の端としてそこに更に飾りの類が附加せられたと見るべきではあるまいか。此の銅劍柄が上の六口の細形劍の何れの柄であつたかは、今到底究め得ない。或は散佚して現存せないものに附されたものであるかも知れない。然しこれを銅色其他に基いて假りに六口の中から適應した身を選ぶならば、小倉氏所藏の第五號細形劍を以て最も恰好なものと思ふ。第十四圖の寫眞は右の劍に柄を着裝したものなのである。就いて見るべきである。

劍柄表面文様の意味

此の銅劍柄に就てはなほ其表面に穀粒様紋を印したことも注意すべき事項の一であらう。寫真で見るとその工合の如何にも藁革の様な感を與へることはやがて本來握り易い爲に藁に革の類を巻くことに此の種柄の起源の一半を求むべきか少くも、もと柄に革を巻いた者のあつたのを察せしめる。これまたこゝに擧げ置くべきであらう。

註(一)これは大正十二年六月大邱府朝鮮民報社員野坂氏の吾人に語つた處であるが、根據が明瞭でないからどの程度まで信じてよいかを究め得ない。従つてたゞ一説として記する。

こととする。
(二)梅原、南鮮發見の銅劍銅鐸(人類學雜誌第三十七卷、一、二、三、合冊號)參照

第三節 伴出の遺物 (上)

一 銅鏡と小銅鐸 — [圖版第二七—第三〇及第三五]

發見の銅製品
前節に記した銅鐸劍の外に本遺跡から見出された遺品として特記すべきものに他の銅製品の一類のあることは既に記した如くであるが如何せん出土後此の類は散佚著しく、鐸劍のほゞ遺存するの類頗る趣を異にしたものあるのは研究上洵に遺憾の至りである。梅原が當初此の發見品を學界に紹介した際には出土の確かな銅製品としては僅かに小馬鐸二個を數へ得たに過ぎなかつたが爾後探索の歩を進めた結果幸にも今や十數個の遺品を見ることが出来散佚した遺品に就いても其の性質を窺ひ得る若干の手掛りを得前者の中から鐸劍にも優る重要な遺品の存在を知り得たのは獨り吾々の幸のみにはとゞまらないのである。

銅製品の檢出

現存の品目

さて是等の銅製品は今孰れも慶州大邱等の好事家の手にあるものであつて吾々の實見した品目を擧げると次の如くである。

- 一 銅鏡(鏡蓋) 一面
- 一 小銅鐸 二個
- 一 小笠形飾銅器 一個
- 一 小馬鐸三種 五個
- 一 銅鐸 一個
- 一 柄附小鈴 一個
- 一 鐘形鈴 一個
- 一 銅製劍柄 一個
- 一 小銅棒 一個
- 一 圓頭筒形有銜銅器 一個

散佚した銅器類

即ち十種十五點で種類が多い。然し以上が全出土品の僅に一部分であることは種々の點から考へられる。梅原が東京の鈴木氏に就いて聞いた處に依るに氏が入室里遺跡發見の報を得て實地に臨んだ際圓頭筒形有銜銅器十數個のあつたのを見たこと云ひ現に其の一個を上記の井上乙彦氏から譲り受けて滯歸した。これは近頃まで氏の手にあつたが今中村猪之助氏の有に歸したることである。鈴木氏は同時になほ二個の異形銅器を土器と共に將來したと云つてゐる。次に大坂金太郎氏の調べに従ふと小馬鐸の出土はなほ多數

に上つたと信すべき理由があるし、また小泉の井上氏に聞いた處では當時氏は曲つた柄の附いた銅鈴一個を確かに見たとの事である。して見れば失はれた遺品の品目に現存以外のものゝあつたことを想定してよい様である。今次に鏡からはじめて一々の特質を擧げ散佚品に就いても、其の或物は聞書を附記することにした。尤も銅製劍柄は既に前節に記したから省略に従ふ。

(一) 銅鏡 一面

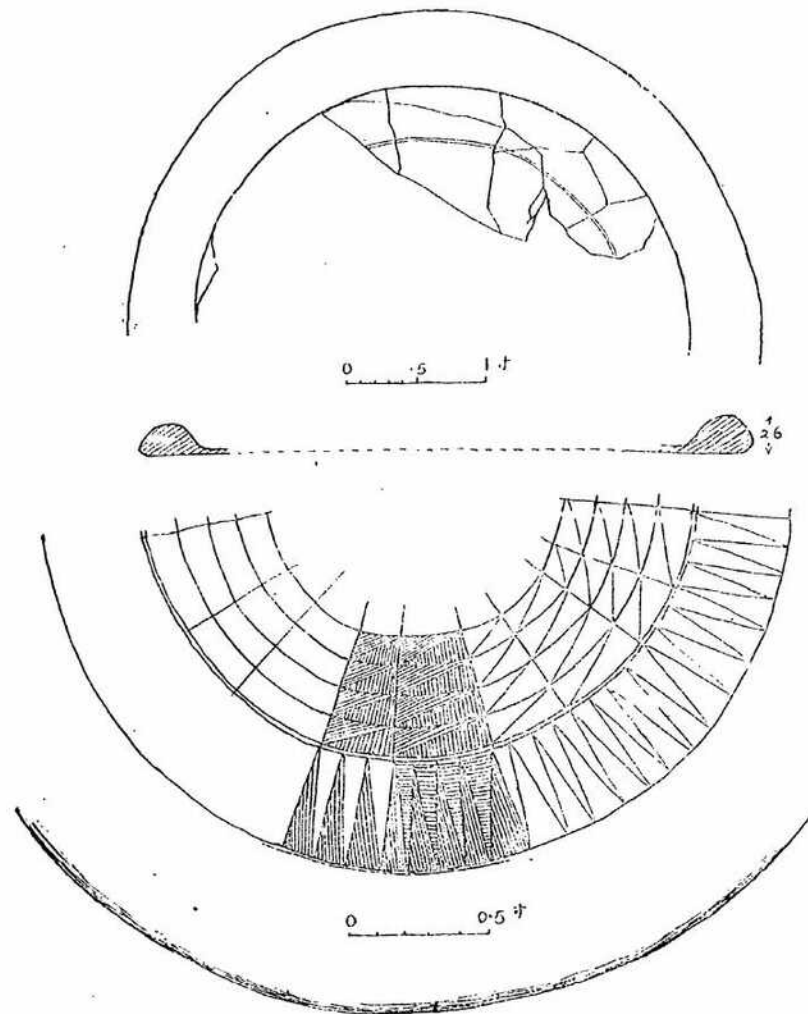
細線鑿齒紋

銅 質

大邱府東雲町河井朝雄氏の所藏品であつて、今内區の殆んど全部を缺失してゐるが、蒲鉾形縁細線鑿齒紋鏡と呼ぶべき特色のある遺品に屬し、研究上最も重要な役目をなすものである。先づ銅質から見ると、殘存の部分に銹化した處もあるが、全體は帶暗緑の鉛黑色を呈し、其の滑澤ある處、銅劍の最良品の色澤と相似てゐて、破碎面を檢すると銹化は内部に及ばず、其の部にはなほ白銅の光を遺存して、本來の精良な質であることを示してゐる。圖版第二七に示す様な徑四寸四分五厘の圓鏡で、面の周縁には幅約七厘の面取りを施してゐるのが眼に着く、反りは内區の缺失の爲に究め難いが、多くの鏡に見る様な外反りのなかつたことだけは確かに云ひ得る。今内區の一部の殘つた處では縁を加へて約一寸五分に對して一分内外の内反り、即ち面の凹入が認められるが、碎けたものであるから、これが果して本來のものであるか否かを俄かに定め難く、よしまた本來あつたものとしても全體の度合のどの位であつたかを見出すことは出来ない。

鏡の様式

形式は縁が蒲鉾形であることが著しく、又内區が平面をして細線紋を以て飾つてゐる



(原 梅) 圖原復様文及圖測實鏡銅見發里室入 圖五十第

厚さの不同
と厚の合せ
目の痕

のを特色とする。此の後者は大部分の缺損に依つて全構圖を知り難いが遺存した部分から推すと高さ二分六厘幅五分の蒲鉾縁に接して四分幅の二帯を劃し細線から成る一種の鋸齒様組帯紋を置きそれから内を中心部から方射状に出した細線で凡そ二十區に分つて其の各に今度は横に組帯紋を配すると云ふ式になつてゐる。圖版第二八の一は其の一部を擴大して寫したもので、これから右の圖様の局部の特質が推し得やうし、また第十五圖の梅原の描いた復原圖から鏡の一斑が察せられやう。但し鈕の位置や形は今全く不明であるから復原圖に描くことが出来なかつた。文様を記した序に併せ挙げたいのは破損面に就いて見る處、本鏡の内區の厚さの一定せないこと(七厘乃至四厘強)と其の裏面の文様の間に型の合せ目の痕をや、甚だしくのこしてゐる點とである。縁や鏡面が頗る滑かに磨かれてあるのと反對に後者のかくの如くなつてゐるは鑄造後の加工が細紋を磨滅するのを懸念して手を加へなかつた爲と思はれる。そしてこれに依つて本鏡の鑄造法

本鏡の特質

の一端を察し得るのは吾々の興味を感ずる處である。
以上に於いて吾々は本鏡に就いての著しい點を數へたと思ふが、其の形式の從來世に知られた支那の漢式鏡とは全く趣を異にしてゐることを何人も否み得ないであらう。今同じ式の類例を求めると先づ第一に指を屈す可きは大正七年の五月上旬に大和國南葛城郡吐田郷から銅鐸と共に見出された双鈕の細紋鏡であり、第二にはこれより前に長門國豊浦郡梶栗濱で銅劍鏢生式土器など、併存した三鈕細紋鏡、第三には今も浦鹽斯徳の博物館に藏すると云ふ黒漆蒲鉾縁の遺品を據ぐべきである。而して三者中最もよく似

本鏡の類例

吐田郷の鏡
と本鏡との
一致

た鏡は蓋し第一のものであらう。吐田郷發見の鏡に就ては著者の一人なる梅原が別の所で既に詳しく報告したことがあるし、⁽⁶⁾其他にも關係の論著が多いから今は細説を省略するが、銅質が黒漆の白銅から成つてゐることや、内區の細紋の配置など、上述の遺品と全然同軌に出で、同じく破損してゐるとは云ひ乍ら、このものには二鈕が遺存して特色のある形を示し、尖はれた本鏡の鈕の原形を推し得る點が難有く、梶栗濱の出土品は小形で、銅質稍粗悪ではあるが同じ構圖で、これは鈕が三個ある。浦鹽斯徳の一鏡は沿海州シュコトワ附近の出土と傳へ、大正九年の秋島居博士の調査に依つて學界に知らるゝ様になつた。細紋の種類は違つてゐるが蒲鉾縁や其の黒漆の銅質亦本遺品と一致するのである。

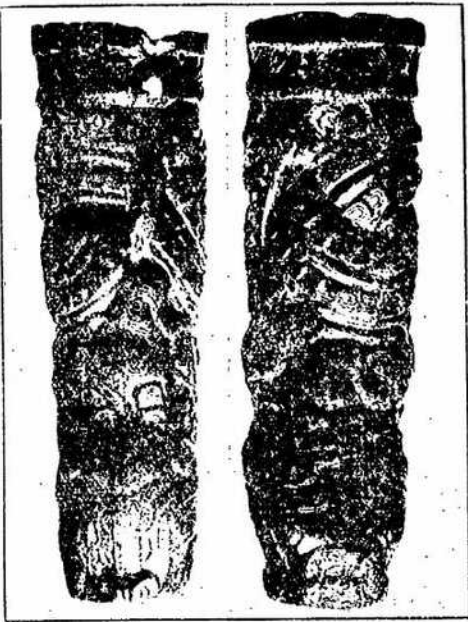
鏡の性質論

是等の鏡の性質に就いては吐田郷の遺品が見出された時に梅原は其の從來支那鏡に例證を見ないこと、構圖上の特異な點とからして或は邦人の手に成つたのではあるまいかとの臆説を發表したのであつたが、⁽⁶⁾高橋健自氏また同じ見地に立ち特に其の細かな鋸齒紋上に組帯紋としたものの配列や鈕の二個以上ある處などから本邦製作説を主張し、更に歩を進めて此の鏡は銅鐸を作つた民衆の有した文化の一の表はれと見ることに依つて意義あるものであると説かれた。氏の見解は後藤守一君の奉ずる處となつて學界の有力なる説の如く見ゆるが、其の後梅原が島居博士からシュコトワの遺品を示された時に先の臆説に疑を挿み、⁽⁶⁾ついで銅鐸の手法を精査することに依つて一層其の感を深めた。而して今や南鮮の一に此の遺品を見るに及んで該形式鏡を以て製作を内地に局限し、且つ銅鐸のみに特殊の關係ありとするの當らなかつたことを知ることが出来た。一體此

同上の見解
所以不可なる

製作上から見た内地品との相違

の種の鏡は吐田郷及び本遺跡出土品等が示すやうに銅鐸のみならず銅劍銅鉞と同時に存してゐるのであるが當時邦人の手に成つたと信すべき多くの理由のある鐸やまた舶載品と區別せらるゝ大形の銅劍銅鉞類の製作を詳細に調べる時は等は單に質がよくないといふのみではなく鑄上りの如何にもまずいのを否み難いのに對し鏡が如何に小形で且つ用途が違つてゐることは云ひながらそれに細密な文様が表はされ鑄やすからざる良質な白銅を用ひて厚さ五厘内外の薄い遺品が手ぎはよく作られてゐることは同じ程度の工人の手に成つたとするに不自然を感ぜざるを得ないのである。當時の内地の文化や技術の發達の程度から考へてこれは充



第六十圖 支那發見銅鏡(内羅士藏)

文様上の考察

分疑を挿ましむるものであるが更に他方面から考察するも細紋を地紋として鏡背に表はすのは古式の支那鏡に多く見る處のものである外其の一種の組帶紋は銅鐸製作者の好んで用ふるものなりとは云へ同時にこれは世界に廣く行はれてゐる文様の一で支那

高橋氏の新見解

にあつても繁縟なる饗餐紋や雷紋以外に先秦の銅器に同じ紋様が細かな帶紋として時に用ひられたものゝあることによつて一層其の感を深くする次第である。第十六圖に示したのは近く内藤文學博士の手に歸した銅製鏡であるが其の上邊の組帶紋は同紋の早く支那にも行はれたのを如實に物語る好例である。で文様からも邦人の手に成つたとは斷じ難い。聞く處に依れば高橋健自氏亦近く如上遺品の分布に考へ、嚮の所説を撤回して、この類を以てツングース系民族の所産とするの新説を立てられたと云ふ。右の資料から見れば一應尤もな結論であつて、彼の高麗時代古墳發見の回紋式鏡に鏡背平面にして二鈕三鈕のものゝ存することから推して或は北方系民族に此特殊の鏡式が用いられて居たかとも察せられるが北方民族系統の地方は云ふまでもなく支那本土に於ける考古學上の調査の殆んど行はれてない現在にあつては、なほ輕々にこの事の斷じ難いのを思ふ。吾々は今は單に其の大陸に於ける製作とする可能性のあるのを記するにとゞめて、其の究明を後日に期することにする。そして後章別に從來示された遺品相互の關係を辿つて次項の小銅鐸と共に其の特殊の意義を考へることにしやう。

同説の批評

第一號小銅鐸

(二)小銅鐸 二個

内一個は前者と同じく大邱府の河井氏の所藏に係るもの、其の形の上からまた(一)の鏡と伴出してゐる事實から上代遺物の研究上に重要な寄與をなす遺品として特記に値するものである。鑄銅製なのは前者と同一であるが質を異にした爲か今錆化して碧玉色を呈し一部分に滑澤があり、また綠鏽を生じ特に内面が甚だしく美しい鏽色をなしてゐる。器

は圖版第二八の二の實大側面圖や俯觀寫真に示す様に高さ三寸八分の小形で下膨れのした厚さ七厘内外から成る扁平形の鐸身を主體として上部に孔の開いた半月形の鈕を附し之に連続して身の兩側に短い小突起が鱗狀についたもの而して何れの部分にも文様はない。

本鐸細部の特徵

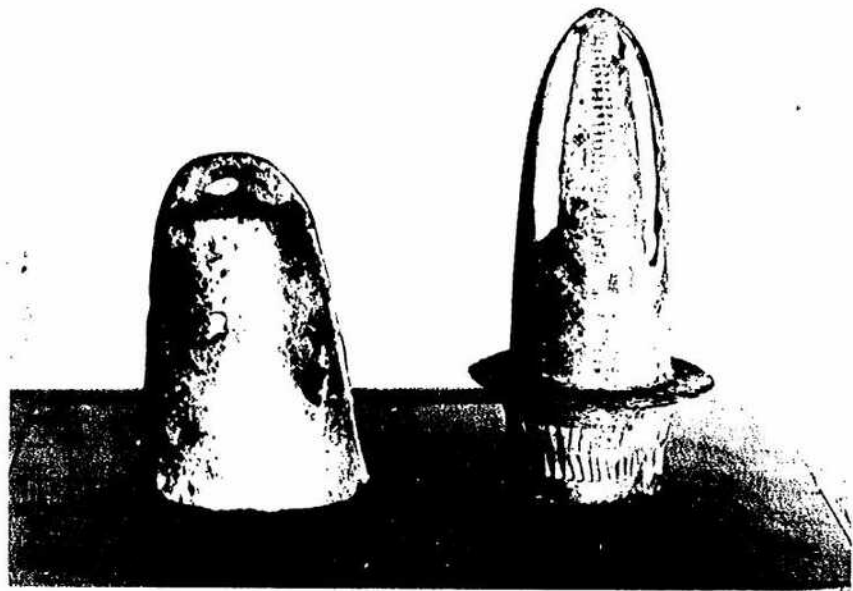
更に細部に於て注意す可きは鐸身の上下即ち支那の鐘の舞に當る處に鈕を挟んで二個の穿孔があつて(徑三四分の間)あり其の相對する内側の断面が擦り減されてゐるのや鈕孔の上邊部に幅四分内外の同じ磨滅があつて面の著しく滑かとなつてゐること上述の兩側にある鱗部は實は型の合せ目でそれが本鐸にあつては少しく喰ひ違ひを生じて突起たる感を著しくした點などである。鐸身の側面が内反りを示さず其の廣がりがほゞ直線の形を取つてゐることや面に銹損じの孔の多いのもまた擧ぐべきであらう。

本鐸の用途

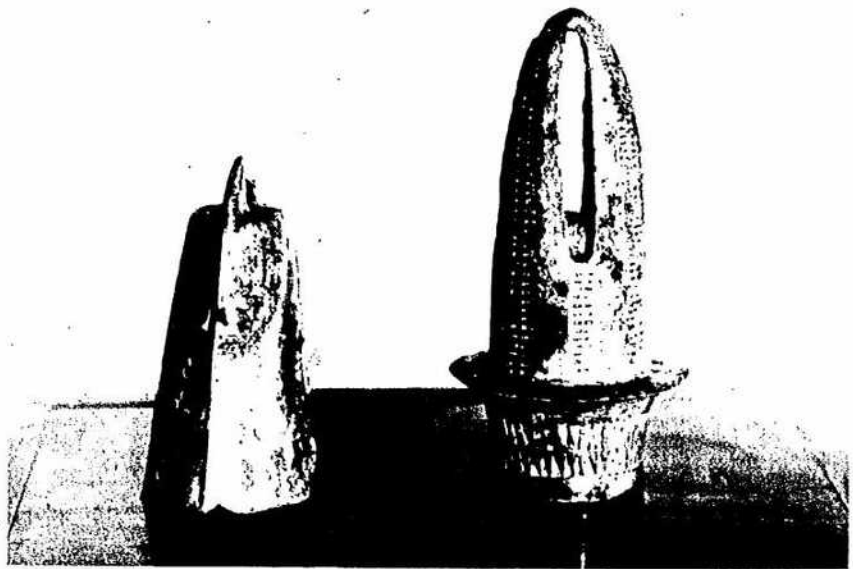
是等の細部の示す事實の中で鈕孔の上邊の滑かとなつてゐるのは此の部に紐を通じて他の物から垂下した名残と見る可くまた所謂舞の二孔の一端の磨滅は内に舌の類をつるした結果で本遺品の用途の想定に役立つ手掛りであるし突起部の示す處は鑄造の技術の幼稚さと共に別に發達した鐸の鱗なるものゝ起源をかたるものとして吾々に興味深い。

第二小銅鐸

第二の小銅鐸は後に擧ぐる鐘形銅鈴と共に慶州の諸鹿央雄氏の所藏する處であつて今慶州保存會の陳列室にならんでゐる。共に近く(大正十三年四月)氏が朝鮮鐵道の従業員から譲り受けたもの入室里出土の疑のない確實な遺品である。鐸は今鈕の部分で消失し



第十九圖 入室里發見小銅鐸及異形鈴



河井朝雄氏藏

第二小鐸の
化學成分

てゐるが其の形が下開きのした筒形で、兩側に銻合せの痕の緒狀に遺存するなど、すべて上記河井氏のそれと趣を一にしてゐること、圖版第二九に示すが如くである。現存鐸身高さ二寸五分、底長徑二寸、短徑一寸五分餘、内側には底周縁に近く我が銅鐸に見ると同じ突帯がある。製作は粗で兩面に銻損じの穴が多く、且つ割合に厚い。質は前者と相似て、今銹化して白綠色を呈し、一部分に鮮綠の鏽がある。所藏者諸鹿氏が厚意を以て上方所謂舞の部の破片を寄與せられたので、近重理學博士に御願して分析した處、其の成分が次の如くであることが分明した。但し分析に使用した資料が著しく銹化したものであつたから、銅分の游離した形迹がないとは斷じ難く、従つてこゝに得た所が直ちに本來の成分であるかどうかは疑問である。

銅	五九・一八
錫	二九・九九
鉛	七・七二
錫	〇・九〇
鐵	〇・五七
鉍	〇・五五
亞鉛	一・〇九
砒素	痕迹

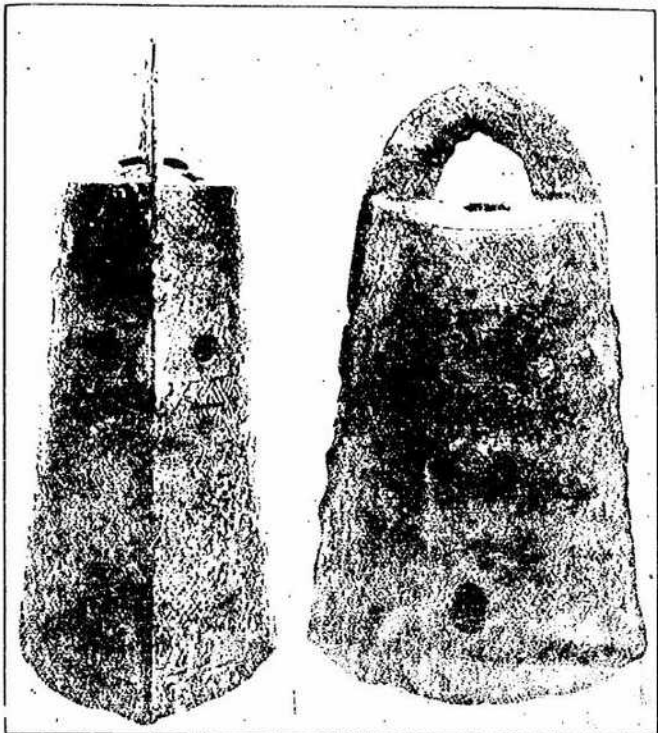
我が銅鐸と
の類似

以上の遺品に於て特筆すべきは其の形が我が内地に數多く見出さるゝ銅鐸と著しく相似て、兩者の間に密接な關係の存在を想定せしむる點にある。尤も本遺品には全く文様

がなくまた形の甚だ小なる點などは從來世に知られた大形装束紋の銅鐸や整美な流水紋の遺品などとの間には可なり距離が存することであり、また本遺品は上に述べた細部の示す處から恐らく馬鐸として用ひられたと考へられるから従つて用途のなほ明でない我が銅鐸とは同一に論じ得ない様に見ゆるが、續つて我が銅鐸の一般研究を精査する時に一般研究者の認めて銅鐸の二大形式とする如上の装束紋と流水紋式とは別に少數ではあるが稍々趣の違つた一類の存在を考定し得る様である。最近梅原が雜誌「藝文」⁽⁴⁾の上で論述した厚手の小形品がそれであつて、

大き一尺を超へず鐸身は外反りのない筒形を呈し鐸に普通見る底部の二個

内地古式銅鐸の特徴



淡路出土銅鐸 第八十圖

古式鐸と本致鐸との一

の切り欠きと身の上邊の兩側にある二孔とは見當らないか若くは後に加へたものであり、鐸部は極めて狭く、鐸身の主文様は一種の顔面を表はしたものと見るべく、或は整裝紋の崩れたとも解すべき特殊の圖様から成る諸特色を有するもの、而してそれが銅鐸として形式上年代の遡るものなのを考へしむる點が多い^(第18圖參照)。今遺跡から見出された二遺品は文様こそなけれ、自餘の部分に於て此の類と甚だ酷似したもの、尤も本遺品が果して鐸として最も古い式なりや否やに就いてはなほ考慮すべきであるが、形の上で同じ系統の内に加ふべきものなるは私共の信せんと欲する處である。果して然らば本遺品の發見は上記の銅鐸と共に我が銅鐸問題の解決に大なる寄與をなすものと云ふ可く併せてまた上代日鮮の關係の考察の上にも曙光を投ずる次第であつて興味が多い。この事また後章改めて説くであらう。

- 【註】(1)人類學雜誌第三十七卷第一三三合冊號(大正十二年三月)所載、南鮮發見の銅鐸鐸參照。
- (2)大正十二年六月二十四日に梅原の直接給本氏聽いた處に依る。此の銅器は同年九月の大震災で焼失してしまつたであらう。
- (3)梅原「大和國吐田縣發見の銅鐸と銅鏡とに就いて」(原史地理第三十二卷第一號)の三銅鐸の條參照。
- (4)同上の四、古式鐸の年代の條參照。
- (5)高橋健自氏「南葛城郡名瀬の銅鐸及銅鏡」(奈良縣史蹟勝地調査報告書第六回)參照。
- (6)後藤守一氏著「漢鏡文様」(藝苑第十號所載)の三の條參照。
- (7)この點に就いて梅原は自著「銅鐸鐸の就いて」の(五)(史林第九卷第一號)に詳しく論じた。
- (8)高橋氏の右の學説は本編附稿「日本青銅文化の起源」(古史學雜誌第十三卷第十二號)に於いて説き及ばれてゐるのを見た。
- (9)梅原「淡路出土の二遺品を記して銅鐸の形式の分類に及ぶ」(藝文第十四卷第十二號)參照。

第四節 件出の遺物 (下)

―白餘の銅器土器鐵器―

〔圖版第二九―第三六〕

銅製品の第三として擧ぐべきは

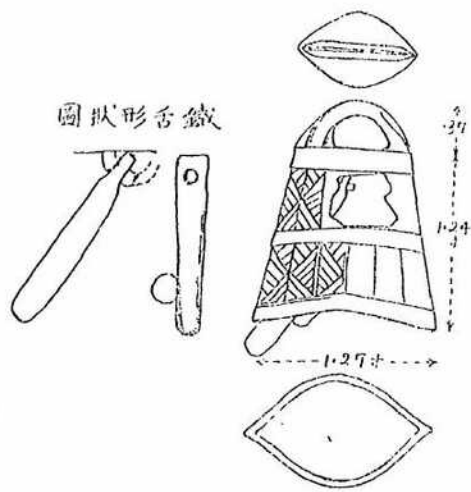
(三) 小馬鐸

小馬鐸の所有者

の類である。これは本來數多く存在したものらしく、今存して吾々の矚目した遺品は二種五個を數へる。一々の所在を記すと(一)は大坂金太郎氏がもとの中央鐵道の佛國寺驛長から譲り受けて現在慶州保存會陳列館に出陳してゐるもの(二)は慶州郡陽北面甘浦在住の原進氏の所藏品(三)は大邱の小倉武之助氏の手に残すもの、(四)は同府の河井朝雄氏の手にある遺品是れである。是等の内小倉氏所藏の一器を除いた他の四個は孰れも同一形であつて恐らくは同じ型で作られた者であらう。圖版第三二の一は右の原氏の藏鐸、二は保存會にある大坂氏の寄託品また圖版第三一の二は小倉氏の所藏品の正面と側面觀とである。今中で形の完好な小倉氏藏の遺物を取つて之に圖版第三二の三に二倍に擴大して撮つた大坂氏の鐸を參照して少しく解説を加へると器は高さ一寸六分内外の小形で鐸身は下張りのした筒形から成り銑間は内に凹入し、長さ一寸三分あり内外上邊に半環狀の小鈕が附けられてゐる。主要體の断面は杏仁様に近く割合に薄(厚さ一分未満)而して身には兩面とも上下の端と中央とに横の三帶を置き中間區はやゝ放射狀に配した縦の細い直線を以て六つに分つて各に一種の直線組帶紋を鑄出してゐる。此文

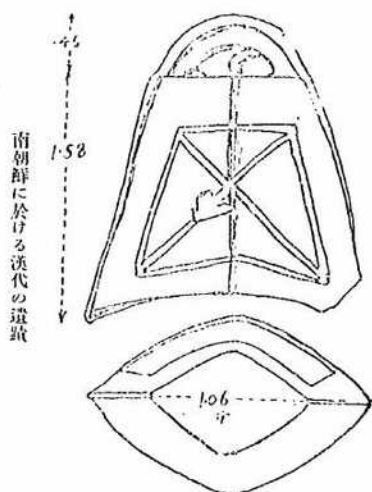
第一式小馬鐸の形式

鐵舌の形狀



圖九十第

舌の類例



(原物) 圖測實鐸馬小見發跡道里室入

様は既に記した銅鏡に印する細紋と同一系統に屬し、また小形の我が銅鐸紋にも時に現はるゝ處のものなのである。小倉氏の藏品には上記の鐸身の内面に鐵製の舌がなほ遺存してゐて其の制を見る事が出来るのは珍らしい。實物を見ると鐸の上邊即ち鐸の内側の中央に曲つた鐵製の突起が造り附けられてあつて、それに本の扁平部に小孔を穿つた長さ一寸四分の丸い棒狀の舌を垂下した。他の三者には今かゝる舌は遺存しないが河井氏の一口には内面に夥しい鐵鏽の附着があつてもとはやはり同じ設けのあつたのを推知せしめる。之は現に諸陵寮に藏する伊豫國宇摩郡妻鳥村東宮山古墳出土の馬鐸に木舌の殘存してゐるのどまさは一對の好資料と云ふべきである。本馬鐸は四個共に帶灰綠色を呈し、表面に美しい光澤を持つたものであ

第三式の馬鐸

馬鐸の他の一個なる小倉氏藏品は高さ二寸三分あつて形圖版第三の一に示すが如く鐸身は下開き大きく斷面丸味のある菱形を呈し底部で堅二寸横一寸二分ある。兩面には外縁に沿ふた突帯の區劃内に對角線を加へた單簡な文様が鑄出されてあり、兩側から上部の鈕に亘つて型の合せ目がなほ一部分残つて鑄狀に見ゆる。なほ鈕孔の舞に接した部分に紐形に緘れた鐵片の遺存してゐるのは蓋し器を懸吊した名殘か、或は内に舌を垂下した痕の孰れかであらう。

山馬鐸の來

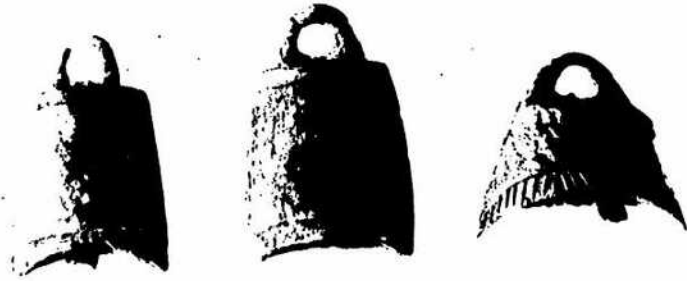
此の馬鐸は上記四個の遺品が孰れも滑澤を有するのに反して面が粗であつて其の綠色の銅鏽にも相同じからざる處がある。従つて河井朝雄氏の如きは入室里の出土品とするに疑を挿んでゐるが所藏者の小倉氏はこれを稻本氏から譲り受け、稻本氏の獲たのは發掘當時の關係者である處の増子氏であると云ひ、小倉氏が増子氏に就いて其の眞否を糺したところ氏はこれを承認した上更に同じ様な馬鐸のなほ三四個あつた事を物語つたとの事であるから、入室里の發見品と云ふ所傳は信じてよいと思ふ。

(四) 有銜異形銅鈴

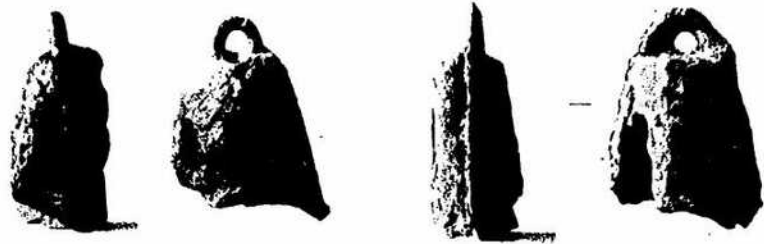
銅鈴の形狀

現存品一個、今大邱河井朝雄氏の珍藏に係り、同氏が上述の鏡鐸と共に收得した出所の最も確實な遺品である。器は面に綠鏽があり、質鏽化して鮮綠の滑澤ある地色をしたものであるが、形は圖版第三三の寫眞の如く、總高五寸二分五厘、下端の徑一寸七分の細長い器體をなし、その内部のほぼ中程に區壁が設けられて、二つの部分に分れ、端の丸形に尖つた

第二十圖 北部朝鮮及西城發見馬鐸



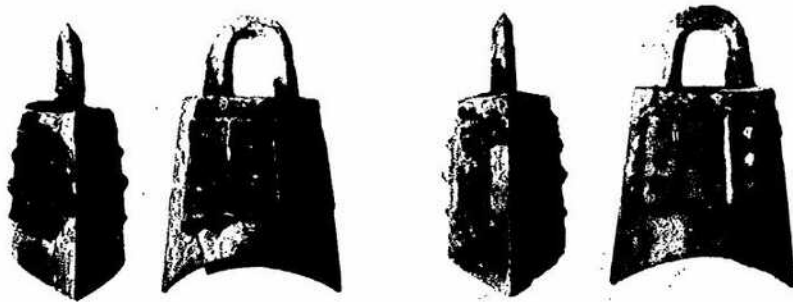
品見發墳儀九第面江同人道南安平 (一)



品見發番替社 (三)

品見發近附城土 同 (二)

(藏館物博府木上以)



藏氏二番田富

品見發面江同大道南安平 (四)

本鈴の使用
法

上半は中空をなして、外側に四孔裂あり内に銅丸徑六分餘を容れて鈴を形作つて居り他の半は内が袋をして、底なくその中央部の外方に恰も鐸の様な突帯を造り出し外形の單調を破つてゐる。この突帯の一隅には器體に添ふて長四分幅二分の猪目形に近い一孔が貫通して結縛などの便に供した名残をこゞめ、また表面には上半部に堅縞様の沈刻條帶、下方には尖端の相向つた二條の鋸齒様紋を沈刻して裝飾してある。全體の形は所謂鉦頭に似てゐるが、また自ら別の趣もあり、これを打ち振ると音聲を發して、やはり一種の鈴なるを認めしめる。このものが如何にして使用せられたかに就いては、今確かなことを記し難く、種々の想像を加へ得るのであるが、中でやゝ實らしい考へを三つ擧げると、其の一は器半の袋となつた部分に長い柄を挿入して鈴であると共に裝飾としての意味を偶し、たと解すること、即ち所謂鉦頭の一種とする見解であり、其の二はこれに反して器そのものを鉦頭即ち車軸頭とすることである。後説は形の相似て袋部の太い點から見且つ鈴が車輪の廻轉につれて音響を發するものとせば、如何にも都合のよい解釋ではあるが、たゞこれを軸に密着せしめるには側面の小孔のみでは甚だ物足りない感じがするし、なほ元來縦にあるべき形に作られた鈴を横に使用すると云ふ不合理も生じて、これを斷案するに踟躇せしめる點があるので、それから第三の同じく車の飾具ではあるが、軸又は轅の上に軸を立て、之を挿して車の廻轉と共に鈴聲を發したものと考へる見方が加へられる。然し以上は孰れも臆説であつて、其の實際の用途に就いては尙考究を要するのであるが、たゞ私共は木器の製作から考へて、これを支那からの舶載品とするよりも寧ろ上述の小

三つの解釋

南鮮製作説

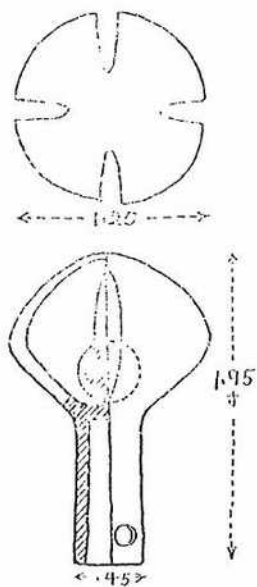
鐸など、共に南鮮に於て造られたものと推測するの穩當なるを思ふのである。
此の銅器今存するもの單に一個のみであるがもと多數個存して其の一個を鈴木氏⁽²⁾が東京に齎し歸つたことは既述の如くである。但し今同氏の手を離れて遂に見るを得なかつた。なほ同じ遺物が別に鮎貝氏の所藏品中に二個あつて洛東江上流地方出土と傳へてゐる。これに就いては後節に説くであらう。

柄附銅鈴

(五) 柄附銅鈴 一個

第二十一圖

入室里發見柄附銅鈴實測圖 (藤田)



大邱の元中央鐵道工務課増子謙藏氏の珍藏に係るものであつて形第二十一圖に示す如く横張りのした扁球の器體(長徑一寸二分五厘短徑一寸餘)の四方に柳葉狀の切り目があつて、内に徑四分の銅丸を容れ、一方に附いた丸柄は長さ一寸に近

く(徑四分五厘内は袋となつてあつて、端の方の側に圓孔が貫通してゐる。此の孔は袋部に挿入した木柄をさめる爲の用意なのは云ふまでもない)形整ふて銅質は白緑と帯灰綠色との交錯した斑色を呈し、處々に鮮綠の銅鏽を點じた滑澤の美しいものにして僅に鐵鏽の附着が認められる。

(六) 鐘形鈴 一個

鐘形銅鈴の形狀

諸鹿央雄氏の所藏品である鈴自體は前者と同一であるが全形が鐘狀をして稀に見る珍しい遺品である。銅製で通體白綠色に近く、處々鮮かな青鏽を有する處、入室里出土品に共通な特色を示してゐる。形は幅五分餘長さ四寸に近い扁平體をなした柄の端に内反りの枝を附し、其の兩端に銅鈴を着けてあり、此の鈴には柳葉狀に四孔を縦に穿ち、内に銅丸を容れた處まさに實用の器であつたことを思はしめる。なほ柄の本には徑三分に近い圓孔を穿つて垂下に便にし、兩枝及び柄には組帶、山形等の幾何學的文様を表した上、特に柄の一面には横に三條の刻り方を加へて器を飾つてゐる。其の詳細は圖版第三四の表裏兩面寫眞と第三〇の實測圖とを参照せられたい。

遺品製作の因上

此の鈴は其の製作精巧とは稱し難く、枝の部分などに型を合せて作つた痕をとめてゐるのは、文様の整齊を缺くことや、形の特殊な事實と共に、これが何れの地で作られたかの問題に對して示唆を與ふる處のものと思ふ。

散佚した鈴

銅鈴の現存品は右の三個のみであるが、小泉が井上氏に就いて聽いた處では、この外になほ同じ様な有柄の銅鈴で、而も曲つた柄の遺品一個あつて實見したとの事である。その形の詳細は今固より究め難いが、氏の云ふ處に依ると、或は後に述ぶる鮎貝氏所藏の異形鈴に近いものであつたらしくも見ゆる。

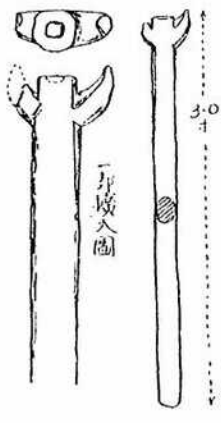
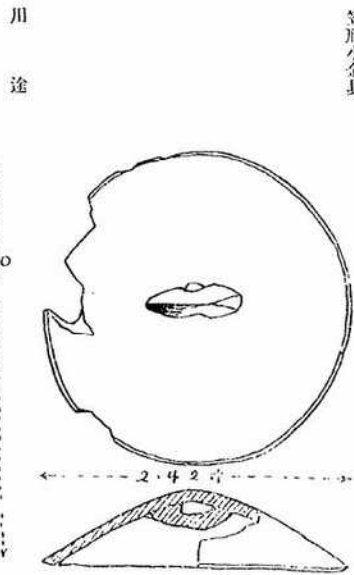
(七) 銅鐸一個

徑一寸四分に近く、全環の式に依り、これは型を合せて作つたものと覺しく、周縁の磨研が充分でない爲に合せ目に當る部分がなほ一部分遺存して條線の断面は扁平の(中央橫徑一分)

南朝鮮に於ける漢代の遺物

杏仁様に近い。質は銹化して綠色を呈し表面には滑澤がある。局限した用途は知り難いがやはり一種の飾りであつたらう。(圖版第三)
 此の鑽今河非朝雄氏の所藏に係る。
 (八) 笠形小金具 一個

笠形小金具



圖二十二第 (原物) 圖測實具金狀棒及具金形笠見發里室入

は他日新資料の出づるを俟つて解決する外ない。

小倉氏の藏するところ、今一部分に缺損はあ
 るが形は圖版第三五の一の上下に其の表裏
 を示した様に徑二寸四分餘高さ六分の圓い
 笠形をして内側の中央に長六分五厘の環狀
 突起を附し中間せばまつてこゝに紐を通じ
 たものと見ゆる。厚さは七八厘の間にあり縁
 には少しく面取りが加へられてある。如上の
 形からして本品は内側の環鈕に紐を通じて
 他に結縛した一種の飾りであつたことは想
 像に難くないが其のどんな處に用ひられた
 かに就いては未だ他に類例を知らないこと
 でもあり且つこのもの、發見狀態が不詳な
 處から明にすることが不可能である。では

本銅器の色

此の器の銅色は幾分鉛色を帯びて表裏共に鮮かな青綠鍍を以て被はれてゐる。其の銅色は馬鐸の一個と共に自餘の銅器とはや、趣を異にしてゐるので或は入室里發見品ではないのかとの疑もあるが小倉氏に従へば確かに同地の出土品として小馬鐸と共に輕鐵の従業員から譲り受けたものであると云ふから如上の銅鍍の工合は質に依るか、それとも所在の局部の相違から來たかの孰れかであつたとすべきであらう。なほ後考を俟つべきである。最後に

(九) 棒狀銅器

棒狀銅器

一個は圖版の第三一の三に示す如きもので、ほゞ銅鍍と同一の銅色を呈して滑澤がある。總長三寸、一端丸く其の半ば以下は斷面楕圓形(長徑一分七厘)の棒狀をしてゐるが、他端に近づくに従つて一方に直な面取りが加へられ、端の部分の兩側に角狀の小突起を恰も翼の様に造り出し更に先端面に淺い掘り凹みがあるのは單なる銅棒とは趣を異にしたものである。同様の遺品の存在に就いては多く知る處なく、また其の性質如何も今考へ及ばないがたゞ大和國南葛城郡三室の西浦古墳の出土品に相似た銅製の小棒があつて、鐵と認むべき銅製筒形品の内部から出たと云ふのは右の考察に對して一資料を提供するものと云ひ得るであらう。

其の用途

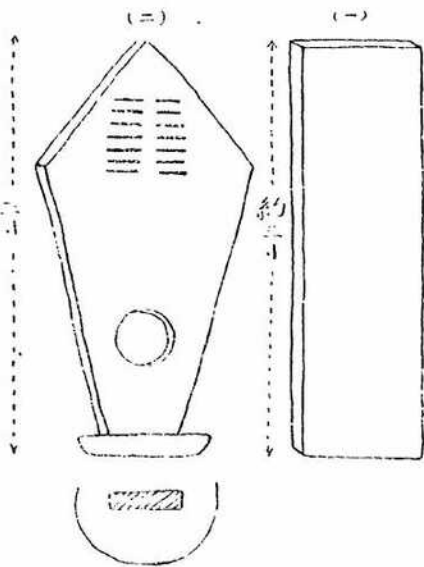
以上は吾々の今日まで囑目した銅器類のすべてであるが、なほ此の外に散佚した銅器の少くないことは既に説いた如くである。但し今其の一々の形を究め難いのを憾とするが中で鈴木氏の東京に滞歸した三個の内の二個の遺品は同氏の談話と略圖とに依つて

鈴木氏發見の銅器

南朝鮮に於ける漢代の遺物

其の概形を察することが出来る。今氏に従ふに一は長さ約三寸の長方形をした卦算様の單純な形であるが他の一は圓盤の中央に扁平な器體を造り附けた高さ三寸内外のもので該扁平體は木から漸次幅をひろめ上部に至つて急に内に傾斜し先の尖つた鉢狀を形

入室里發見の銅器の特色と其の意



圖三十二第 (氏木鈴棟) 圖器銅見發里室入

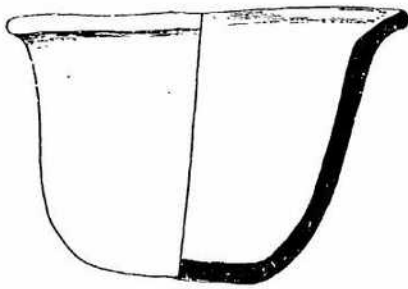
造り木に近く圓孔を穿ち又上部に二段の直線紋を現はしてゐたと云ふ。第二十三圖は氏の示した圖であつて如何にも珍らしい形である。實物がないから用途など全く考へ得ない。こゝに尖はれた銅器中に珍奇なものゝあつたことを推す一例として擧げて置かう。

さて入室里發見の是等現存の銅製品を通觀する時に吾々は其の間製に於てまた製作の技巧に於て支那の古銅器に見るところと少なからざる相違があつて寧ろ内地發見の古銅器に近いものあること例へば小銅鐸に於ける如きそれであり第二は遺品の種類に於て鏡、鐸、鈴等はじめ種々なものを含み而も異形品の存することは是れである。この二つの特徴は如何なる理由に胚胎するものであらうか。凡そ一國に於ける

土器

一の文化の現はれはその自國に於ける漸次の發達の結果か若くは他のより高い文化國の影響に依り模倣の結果急速に生ずるかの何れかに依るのであるが如上の本遺物の示すところ簡單に二者の孰れかの一に因由を求め難いものあるを感せしめて吾々の學的興味を惹く點が多い。後章に於て其等に關する部見を記するであらう。

小倉氏の土器



圖四十二第 圖器土見發里室入 (田藤)

次に土器の類は現に大邱の小倉武之助氏の珍藏してゐる素燒鉢の完形品の外にもど鈴木氏の許にあつた一個を數へ得る。前者はもとの中央鐵道今の朝鮮鐵道慶東線の乾川驛長の珍藏したもので遺品群の中心にあつたと傳へ入室里出土品として略ぼ誤りのない確かな遺品と考へられる。器は圖示(第二十四圖)の様な碗形で底部は少しく丸味を帯びてゐるが所謂平底の式に依り(徑約二寸)胴部は筒に近く口縁に近づいて約一寸の外開きを示してゐる。形に歪みがあつて高さは一端二寸八分に對し他端二寸四分五厘に過ぎないから口部傾きまた口の平面も正圓ではない(長徑四寸一分、短徑三寸九分)。土質は長石、石英、雲母等の細粒を混じたやゝ粗鬆な粘土から成つて今赤褐色を呈し其の製作には轆轤使用の迹なくたゞ口の開きの部分に篋を用ひた痕跡をさ々むるのみであつて手づくねなのを推測せしめる。器體には何等の裝飾はないが外表面の胴部に刷毛目様の線の斜についたのが眼につく。なほ口縁は丸味を帯びて

土器の特色
厚さ二分底部に至るに従つて少しくそれを増してゐる様である。概括するに此の碗は慶尙南道昌寧の古墳等から出る素焼土器と同一系統に屬するものではあるが、他方砂利を含みまた手づくね造りの處など慶州其他の遺物包含層から石器と伴出する素焼土器とも一致して、兩者の連絡を示すのは重要視すべき點であらう。

鈴木氏舊藏
土器の形状歸
大坂氏拾得
の土器片



約四寸五分
（氏木鈴鐘） 陶器土見發里室入 圖五十二第

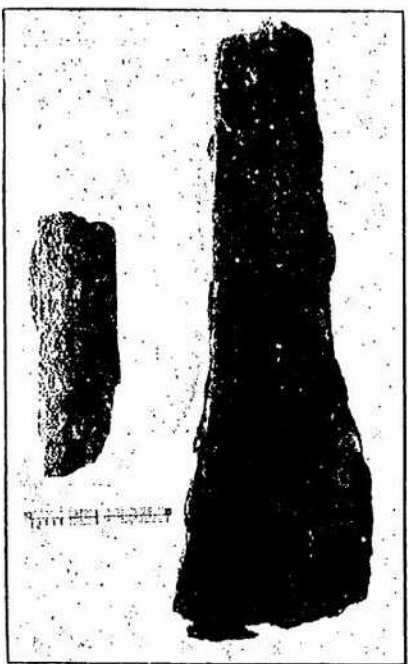
土器の出土
數

第二の鈴木氏舊藏の土器一個は今不幸にして行方を失したが遺跡發見後間もなく氏自ら遺跡地を訪ふて既に記した銅器類と共に滯歸したものだとの事であるから最も確かな遺物と云ひ得る。同氏の梅原に示された圖（第二十五圖）と其の談話とに基くに此の土器また同じ素焼の碗形で、高さ四五寸の間であり器は半ば缺けてゐたが殘存部の口邊に近く、一個のやゝ長い角形把手を有した遺品であつたことが察せられる。角形把手は南鮮及び内地の西半部に於て石器類と伴出する所謂彌生式土器の著しい特色の一つとして、底から側面のくびれの部分に亘るもの、製作の古拙なのは前二者と似てゐる。土器の類が此の外幾點あつたかは今究め難いが、世良氏が壺管で一個を藏したのを京

山小間氏に送つたと云ふことを傳へ聞いた。然し陶質品であると云ふからその確實性を究め得ない。大正十年秋大坂氏の同地派出所の駐在巡查に就いて聴かれた處に依ると土器は多く出たとの事であるから、勿論本來の出土數は二個にとまらなかつたことであらう。然し鈴木氏の告ぐる處に依ると、氏が出土後間もなく入室里の遺跡を訪ふた際銅器

第二十六圖

入室里發見鐵斧頭及劍身片



は多數に實見したが、土器は單に氏の齎した一個のみであつたから缺けてはゐたが保存する氣になつたのだと云ふ。果して然りとせば如上の三點が或は出土土器の主なるものである様にも見ゆる。それは兎も角として右の三者に依つて本遺跡の土器の性質の一端を推し得るのは吾等の愉快とする處である。

出土の鐵器
と現存品

最後に鐵器の類の澤山にあつたことは實見者が多數に出たと云ひ、また既に舉げた銅鉞銅劍に鐵錆の附着の甚だしいことに依つて認められるが、現存するのは慶州保存會に保存する二點のみに過ぎない。これは遺跡發掘の翌月即ち大正十年一月十一日附で入室

南朝鮮に於ける漢代の遺蹟

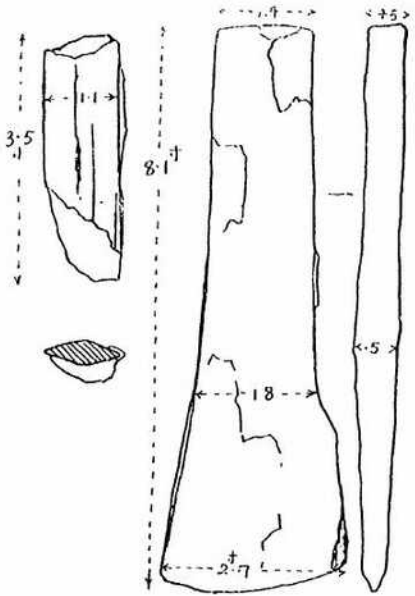
里の巡查部長から報告した埋藏物發見届書に添へられたものであるから、同地の發見品として疑ふの餘地はない。

東鐵斧

二個の鐵器中一は稍長手の撥形を呈し、長さ八寸一分其の幅の廣い部分に刃が附けられてある。刃幅二寸七分最も厚い處で僅か五分の扁平品ではあるが形の上から斧頭と認め、誤りはないであらう。而して袋のない處から見ると鐵の様に上邊に横に柄を附した

第二十七圖

入室里發見鐵器實測圖(梅原)



類と解すべきである。相似た形の斧は内地では山城葛野郡松尾の葉室塚發見品に存するが、何れかと云へば鐵斧頭としては數の少ない式で特に葉室塚の例か本に近く器軸に對し直角に穿たれた柄の挿入孔のあるのに反して、本品に何等それらしい形迹のない處、柄の着裝は簡單な石斧の場合を思ひ浮べしめる。

他の一は當時の届書に鐵塊とあ

鐵劍片

るものだが、形から劍身の斷片であることが察せられる。現存部の長さ三寸五分、刃幅一寸餘あり、断面扁菱形を呈し、破砕の部分に鍛煉の末に出來た精品である事の痕を示してゐる。今表面の片側に厚い鐵の被物が附着して鞘の拵などを究め得ない。此の一小破片から

附記

劍の全形を推すことは固より困難ではあるが、幅や厚さ等から考へると全長一尺四五寸を超へない中形のものであつたらうか。序に附記するが慶州の保存會に以上の二品と共に今鐵釘二十餘本が保管されてゐる。諸鹿囑託の談に依ると、これ亦同じく入室里の發見品で同時に齎されたものであると云ふ。果して事實とすれば遺跡の主體に木造の架構部分のあつたことが肯定せられるわけで、注目を惹くが當時の届書に其の記載がなく、本員等が大正十一年五月實見の際、岩見署長が入室里發見物として示したもののにもこれが存在してゐなかつた。尤も同時に慶州邑の城壁の一部から發見したと云ふ鐵器類があつたから、或はその混じたのかも思はれる。従つて今採らない。

入室里遺跡の概括

要するに入室里の遺跡はそれが偶然の發掘に係り、當初既に調査を缺いたのみならず、其の後一年以上も識者の注意に上らないで過ぎ、爲に遺物四散して基本的調査をなし難くなつたのは切に憾む處であるが、なほ特志家の助力に依つて銅器鐵器土器等に亘る如上の遺品を蒐め得て、それに依り本遺跡の性質を窺ひ、一々の出土品の研究が古代朝鮮の狀態を知る上に一大躍進を齎すものであるのを知り得たことを欣ぶ次第である。吾等は後章に於て先づ遺跡の年代を論じて後、其等の點を考究するであらう。

【註】(1)高橋健自氏「銅鉄劍片」(『古學雜誌』第六卷第十一號)

至第十三卷第七號所載)参照、なほ小馬鐸に古の垂下

した遺品は平安南道大同郡大同江面第九號墳から見出

されたものにもある。第二十圖の上段に載せたのはそ

れである。

(2)鈴木氏の齎し歸つた二個は井上氏が同氏に與へたもの

南朝鮮に於ける漢代の遺蹟

であると云ふ(小泉氏四書)

(3)梅原大和御所附近の古墳(『歴史地理』第三十九卷第四

號)参照。

(4)相似た手法を示す古い土器の一例としては、今慶州保存

會に陳列してゐる同地川北面東山里の石器包含層から

出た碗を舉ぐべきであらう。

(5) 上來擧げた河井朝雄氏の遺品はすべて近く大邸の市川醫學士の有に歸したと云ふことを喜田博士から聞いた

然し本文脱稿後であつたので、今こゝに注記するにと
ゞめる。

附載一 鮎貝氏所蔵の遺品

〔圖版第三七―第四〇〕

鮎貝氏所蔵
の銅鈴と其
の來歴

有鐔異形鈴

上來列擧した慶州入室里發見の遺物中、銅鈴の類は中に珍奇な鐔形や鐔のある筒形な
ごを存して吾々の興味を惹くところ少くないのであるが、こゝにそれと全然趣を一にし
た遺品として吾々の注意を佚することの出来ないのは本府博物館協議員鮎貝房之進氏
所蔵の銅鈴の一群と考へる。これは異形の銅鈴七個と土製紡錘車二個とから成る「フンド」
であつて同氏が「大正九年若くは大正十年に慶尙北道開慶の人から洛東江流域の出土品
として購入せられたものである」と云ふ。私共は本調査に着手の以前即ち大正十一年の五
月上旬同氏の好意に依つて委員關野博士と共に是等の遺物を觀て其の極めて珍重す可
きものなのを認めたのであつたが入室里の殘存遺品の明となるにつれて一層の興味を
感じた次第である。今次に其の一々に就いて吾々の調査した處を録して遺品を學界に報
告し併せて上述のそれとの關係に及ぶことにしやう。

銅鈴七個の中で先づ擧ぐべきは前節で説くところあつた有鐔の異形鈴と全く同じ作
りの遺品二個である。これは圖版第三七の一に載せたものであつて二個共全く同じ形か
ら成り其の上部の所謂鈴部の四方に柳葉狀の孔を穿ち内に徑四分の銅丸を容れた點を

はじめ右の孔間から鐔部に至るまで縦直線の縞目様紋二條を捺型様に沈刻しまた鐔の
下袋部の外側に横の鋸齒紋二帶を印したことをさては鐔狀の突帶の一隅に上下の貫通孔
あるなど細部まで彼と一致してゐる。尤も上述の文様自身には多少の相違があつて下の
鋸齒紋帶の如きは一は彼と同一であるが他の一個はそれと反對に鋸齒紋の尖端が外方
になつてゐる。大さ通體四寸八分五厘下方の徑一寸六分あつて器そのものは帶黒の綠色
を呈し表面滑澤あり作りが精巧である。

八手形銅鈴

其の二は我が鈴鏡に酷似した外形の鈴であつてまた同じ品が二個ある。その一は鈴二
個を尖つてゐるが他の一は完全であるから形制を詳にすることが出来てまことに珍ら
しい遺品である。形は圖版第三八に完形品の表裏を示した如く中央にやゝ内反りを示し
た八方突起の扁平體があつて外側に環狀の鈕を附し内側は外形の八弧に従つて一種の
細密な直線紋の沈刻を飾り更にその八個の突端に扁平型の鈴一個宛を造り附けたもの
而して各の鈴の表面には内地の銅鐸紋に多い双頭渦紋を沈彫とし裏に葉形の二孔を開
き内に銅丸を容れて立派な鈴を作つてゐる。兩者共に黒味を帯びた滑澤のある銅色で殘
缺のある一個特に面に光澤を持つて古色のまことに掬す可きものがある。如上の形は内
地の古墳に數多い鈴鏡との相似を思はしめる點に於て吾々の關心に値するが、其の用途
に就いては器の形の上から推して恐らく裏にある環鈕に紐などを結縛しその紐に依つ
て打ち振つて音響を發せしめたものであらうと思ふ。

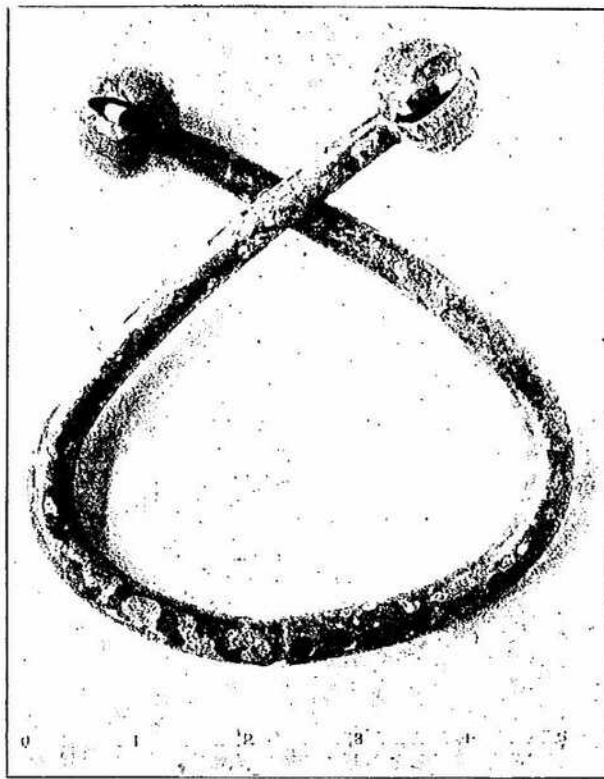
鈴鏡と類似

双頭鈴

第三の鈴もまた同じものが二個ある。これは双頭の細長い鈴であつて長さ六寸中膨み

南朝鮮に於ける漢代の遺品

のある棒の兩端に各一個の鈴を造り、附けたもの三個中の一は兩鈴が根本で切斷した上



船貝氏所蔵の遺品 圖八十二第

刻は更に一見平柿に近い外形をした鈴の透し孔の間にも及んで全面の装飾を形造つて
かる。兩端の銅鈴は徑一寸三分五厘あつて透し孔柳葉狀に四方に開き内に銅丸を容れた
ところ入室里發見柄附銅鈴と同巧に出で、また支那人の旂鈴とするものにも近い。此の鈴

環狀双頭鈴

中央を握つて打ら振れば今も愛す可き音響を發する。
今一つの鈴は二つの部分が合して一つの器體を形造るもので、これまた珍らしい鈴で
ある。即ち圖版第三九の二の様に各「つ」の字形に彎曲した丸い銅棒の段々細くなつた方の
一端に前者に見たさ相似た鈴を附し他端は一方は周圍を細くして臍さなし他方は内部
を列つて臍穴を作り側面に釘留め孔二個を穿つて互に接合せしむるに備へ接合せると
器體が環狀をなし兩端の鈴が交叉した先に相離れて存する一種特別の形をする様にな
る。完形をなした處を測ると器體の横徑四寸九分あり高さは五寸六分を數へる。此の鈴は
器體部には何等の飾りを見ないが鈴には透し孔の間に斜行櫛齒樣紋が柳葉形狀に印せ
られてある。

銅鈴の形狀と特色

是等の遺物の表徴する鈴は支那に於て古くから存するものであつて既に注記した様
の中に支那の旂鈴の類に相似た形のものがあり、博古圖載する處鈴の數六個の遺品を載
せて漢代の作としてゐるが如きも上述八個の鈴を附した遺品との連絡を想定せしむる
ものとして是等は本遺品の製作年代の考定と相待つて其の器の基く處を考察するに資
する點が少くないと思ふ。この事は後段に説くであらう。

土製紡錘車

土製紡錘車は二個の内一は完全であるが他は半ば缺けてゐる其に徑一寸内外の薄い
圓板で中央に孔が貫通したもの、厚さは完形品二分餘であるが他は三分五厘あつてやゝ
厚い赤い質の素焼であつて從來金海貝塚や昌寧の古墳等から出るものさ何等異なるさ
ころがない。

本遺物の
出土地に就
ての推測

以上舉げた一群の遺物中特に銅鈴の類は孰れも銅色を同じくして同一個所の共存品
なのを思はしめるが其の出土の地點の詳細を究め難いのは遺憾である。既に舉げた様に
其の内の有錐異形鈴は入室里出土品に全く同一のものがあり而かもそれが彼の遺跡か
らは多數に見出されたのであつたが殆んど全部散佚したと傳へてゐる。環狀双頭鈴の如
きもまた井上氏の云ふ入室里の出土で散佚したと云ふ鈴の一に相近い様に考へられる。
従つて右の一群或は入室里の發見品の轉々したものが誤つた傳へを得たものではない
かとも思はれるのである。然し鮎貝氏の購入が私共の初めに聞いた處にして信すべしと
せば本遺品は入室里遺跡發見以前に世に存したことになるから、やはり別個の遺物とし
て取扱ふのを穩當としやう。して見れば入室里遺跡と相似た内容を有するものが他にも
存在したと云ふ事になるので、其の出土の局部はよし不明とするも本題の考究上看過す
べからざる價値を示すことになるのである。

鮎貝氏所藏の遺品

七八

〔註〕(一)大正十一年五月はじめ此の遺物を實見した際鮎貝氏は
其の購入を大正九年の秋と話されてゐたが本年六月に
再び見た時には、金冠塚發見の時即ち大正十年秋で
あると云はれた。
(二)本銅鈴と内地の鈴鏡との文化關係に就いては著者の一
人である梅原が「歴史と地理」(第十三卷第二號)誌上に

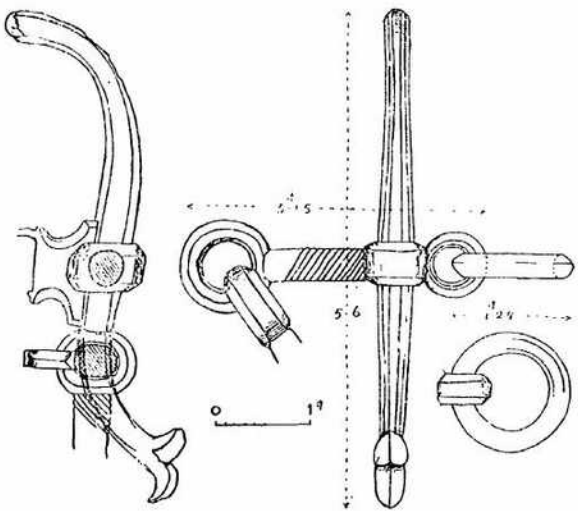
「鈴鏡に關する二三の考察」と題して論じたことがある
から今は論及することを省く。
(三)是等の紡錘車に就ては、大正九年度古蹟調査報告の第
一冊の金海貝塚の調査報告に記されてゐる。なほ同じ
ものが近く發掘した大郡遠城公園の古墳からも、また
慶州路東里の西古墳からも發見せられた。

附載二 慶州内南面塔里發見鐔

〔圖版第三六・第四一〕

遺物の發見

鐔の形状



(原梅)圖九十一・三第 慶州發見鐔實測圖

これは大正十三年五月梅原小泉の
兩名が囑托澤俊一君と共に慶州に滯
在路東里の古墳調査中偶然遭遇した
一新事實であつて、前者の如く一つの
群をなすものではなく、遺物の單獨の
顯現に過ぎないが出土地の明なこと
、該出土品の特色ある點に於いて注
意を惹いたものである。

發見の遺物と云ふのは圖版第四一
に示した鐔であつて同年五月八日に
出土してから轉々して十三日に諸鹿
囑托の手に入り、余等の見るを得たも
の。器は一部分銹化を來し、また縁鏽も
存するが通體白銅色に近き色澤を有して銅質の佳良なことを思はしめるが上に、其の示
す様式は各長さ三寸一分五厘ある二つの壯重な作りの兩頭有環體の一方を連接して銜
となし他端に徑一寸三分に近い環を加へて引手の紐を附するの便に供へ別にそれに近

南朝鮮に於ける漢代の遺跡

七九

類員の銅幣

く長さ五寸六分のS字形棒状の鏡板を附したところ、單筋ながら轡として特色のある式と云ふ可く、製作また優れてゐて従來慶州から出た遺品とは全然趣を異にしたものなのが看取せられる。これと似た轡として何人も氣附くのは、いま本府博物館樂浪室に陳列してある平壤の對岸大同江面の第九號墳から出土した遺品であらう。同古墳出土の轡は二對あつて形制第三十圖の實測圖に示すが如く、共に青銅を以て作り、一部分に鍍金を加へた立派なもの、尤も兩者を比較すると細部に於いて若干の相違があり、本慶州出土品の方が進んだ形式を示してはゐるが、銜の作り、工合や鏡板のS字形をなす處など同じ系統に屬すること一見明瞭である。而して右の轡の出た大同江面の第九號墳が王莽前後の營造たること、同出の遺物の有する記銘から立證せられたことに依つて、本遺物の年代また器の形式の進んだ點を考慮すると自ら導き出されて其の後漢代に置く可きことが考へられる次第である。

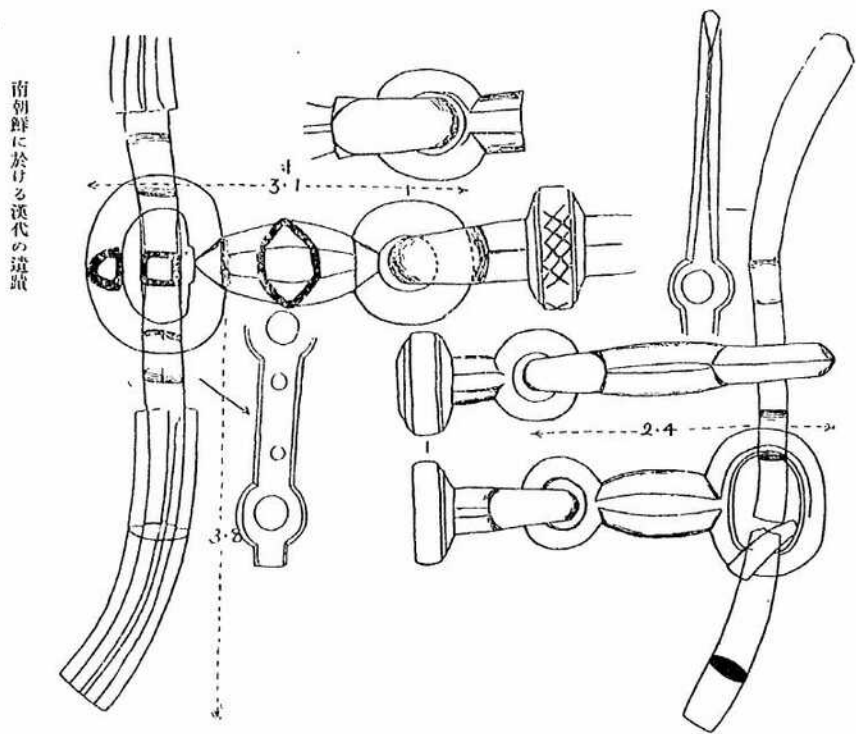
遺品の製作年代

發見の地點

さて此の轡を發見した地は慶州郡内南面の塔里のうちに屬して、西川の東岸に近く、五陵のある處から栗洞里に通ずる小徑に添ふた俗に鬼橋員と呼ぶ地點である。この邊は川邊であるが沖積土の爲か一面や、高い畑地をなしてゐるが、特に上代の遺蹟の存する様な特異點を地形の上に表示してゐない。たゞ其處にも寺があつたと傳へて古瓦片だけは可なり多量に散在してゐる。前年から此の邊一帶を約二尺二三寸地下げを行ひ、河岸に堤防を築くと同時に該部を田圃となすべく、地方人士によつて時々作業をつゞけられて大正十三年五月に至つたが、其の八日に地下げ地域の北部の地下二尺位の土中から偶然掘

發見の顛末

發見地の状況



第三十三圖 大同江第九號墳出土實測圖(原稿)

り出されたものを右の轡とする。發見後一週間の後梅原が諸鹿囁托と共に實地に臨んで、なほ工事を行つてゐた人等に就いて埋没の状態を糺したところ附近に通有な小石を含んだ堅い土質で、古瓦土器片の往々存する間に存したものであると云ひ、同一局部に他の遺物はなかつたとの事であ



附遺の發見

遺物の存在の理由

る。當時現場に遺棄してあつたものには長さ一尺幅五寸五分厚一寸六分の敷瓦をはじめ、新羅時代の瓦當片などがあり、作業に従事してゐる者の拾得物に瓦當の完形品や新羅焼の容器等を見たが、孰れも辨は時代の下つた類であつた。たゞ私共のつとめて採集した土器片中に一二古い形式を示した類を混じた然し破片小にして確證となし得ない。従つて右の辨の發見によつて直ちにこゝに特殊の遺物の存在を想定することは困難であり、其存在は遺蹟が破壊せられてこのものみ偶然のこつたとすべきか、或は他からはこぼれ埋まつたか、また別の事情に依るかはいま決し難い。さり乍ら孰れにするも慶州の一部に此の古い辨の埋まつてゐた事實は入室里の遺蹟と連關して興味を感せしめるものである。是れ附載の二として紹介する所以である。調査に當つて諸鹿君の與へられた援助を感謝し併せて遺品のいま慶州古蹟保存會の陳列館にあることを記して置く。

〔註〕(一)此の種の辨は大正十三年から十四年春に亘つて行はれた平壤の對岸大同江面の古蹟の發掘から多數に發見せられて、其の或物は平壤の好事家の手に歸してゐる。(二)此の墳野博士に依つて後漢の中頃の營造とせられてゐたが本年に入つて古蹟調査委員小場恒吉氏が副葬品の一なる漆盤に居攝三年の銘のあることを見出し、こゝに年代の基準が示されたのである(以上の註追記)

第三章 南鮮出土の銅銚銅劍

南鮮に於ける銅銚銅劍の遺蹟

銅銚銅劍出土の遺蹟

發見の沿革

以上の二章に於て吾々は南鮮の永川と入室里とに於て見出された二つの漢代遺物を藏した遺蹟に就いての調査を録しなほ類似の遺物の二三をも併せ紹介したのであるが、同様の遺蹟は單に如上にとゞまらないで、自餘の地方にも段々と發見せられてゐる様である。一例を挙げるならば慶州郡外東面冷川里に於ける小銅銚の發見の如き⁽¹⁾また江原道江陵郡に於ける銅銚銅劍の銚型の出土の如き⁽²⁾それであつて、大正九年濱田博士及梅原の調査たし慶尙南道金海の具塚から王莽の貨泉を見出した事及び全羅南道康津に於ける明刀錢の發見等も著しい事實と云はなければならぬ。而して吾々は更にその外に南鮮に於て入室里の遺蹟から多數に發見せられたあの特色のある銅銚銅劍と同じ類の出土の例證を少なからず見出すことに深き感興を覺ゆるのである。こゝに其等に就いて吾々の調査した事項を挙げて比較研究の便に供へ、主題の報告を全くすることにしたい。

さて此の種の遺蹟中先づ最初に注意に上つたのは全羅北道全州の遺物であつて忠清南道屯浦の遺蹟これにつき、本文起草中に同道唐津に於ける遺物の發見に遭遇した。なほ此の外南鮮出土と傳ふる同種の遺品が多い。次に全州からはじめて節を分つて其の一事に就いて紹介しよう。

〔註〕(一)此の銅銚は島居委員が同地調査の際鮮人から獲たものであると云ひ、實物は今本府博物館に所藏してゐる。(二)同じく島居委員の蒐集に係り本府博物館に藏してゐる。但しこれに就いてはまだ何等の報告も公にせられない

ので單に出土の事實を知り得るのみに過ぎない。
 (三) 唐津から明刀錢を發見した事實は古蹟調査課長小田吉香氏に依つてはじめて學界に知られるに至つたもの、同氏の手許と李王城の博物館とに實物がある。同地で井戸を穿つた際地下から偶然出たものであると云ふ。

なほこれに就いては後段に論及しやう。
 (四) 大正九年度古蹟調査報告第一冊所載濱田梅原「金海貝塚調査報告」参照。
 (五) 梅原は其の「南鮮發見の銅劍銅銚」(前出)の文中にて此の劍を紹介した。

第一節 全州草浦面發見の銅劍 [圖版第四二・第四六・第四七]

發見地と其の由来

細形銅劍一口であつて、今本府博物館の收藏品となつてゐる。これは大正九年八月廿日全羅北道全州郡全州面の上野茂雄氏が同地から高山面に通ずる草浦面雲上里地内の等外道路の修繕工事中偶然見出し埋藏物として本府に提出して來たものである。⁽¹⁾

銅劍の形状

劍は圖版第四二の一に示す様な完好品で全長壹尺〇五分ある。質は水銀銅に近く、今表面稍々綠味を帯びた黒色を呈して美しい光澤を示してゐる。細形銅劍としては通有の式であるが製作佳良、一見漢代のものであることが認めしめる。發掘の際加へられたものでもあらうか今兩刃とも處々に小缺損がある。

遺跡の状態の推測

發見地草浦面は全州邑の北方にあつて、萬頃江の流域に屬してゐる。未だ出土地を實査するの機會がなく、地方廳の届書また簡にして發掘の状態に就いて何等記するところがないから遺跡の性質を究め難いが、雲上里の地内にて道路修繕中偶然見出したのであつて、他に伴出物の存在を記してない點から見ると、或は内地に於ける同種遺品の出土の際に例の多い、地下からこれのみ單獨に出たものとすべきであるかも知れない。なほ後考を

俟つべきである。

遺品の價值 全羅道から出土したと傳ふる銅劍は後に述べる様に李王城博物館其他にもあるが確實な遺品としては、此の草浦面の一口を以て最初のものとするべきであつて、それが遺品の分布の上に新事實を示すことを特筆せなければならぬ。

[註(一)] 此の出土の顛末に關する記載はすべて當時の地方廳の届書に依る。なほ其の状態を詳にたく本人に照會し

たが回答を得なかつた。

第二節 忠清南道牙山の遺蹟 [圖版第四三・第四六・第四七]

遺品の發見と鳥居委員の調査

この遺蹟の發見は全州のそれに比して古く、既に早く大正參年貳月のことに屬し、其の後間もなく鳥居委員が實地を調査して土器片を採集したのであつたが如何なる故にや其の結果の報告が發表せられず従つて學界には紹介せられないでゐた。余等は、大正十一年に至つて小倉進平、加藤灌覺兩君の注意に仍つてはじめて此の事を知り、ついで大阪在住の農學士清水元太郎君等の盡力に依つて調査をすゝめ、やうやく其の一斑を髣髴し得ることゝなつたのである。

木具等の調査

發見の顛末

遺蹟の所在地は牙山郡の内屯浦面屯浦里に屬する龍出山の東南腹の中央であつて、此の部分を開墾して果樹園を經營す可く、其の基礎工事中偶然銅劍銅銚等を見出したものである。云ふ遺蹟は既に原形をさゞめない上に當時發掘の事に當つた大和初吉氏が既に故人となつた爲に出土の詳細を糺し得ないのを憾とするが、この事に關係の深かつた

遺跡の状態

西野理作氏と大和興次郎發掘者の兄氏夫人の談話を綜合するに遺蹟地は丘陵の緩かな斜面であつて上にはもと何等封土らしいものがなかつたと云ひ、開墾の作業中一日偶然地下に石圍ひを發見したので、内部を調べたところ高さ七八寸の素焼の灰色の壘があつた。これは當時誤つて打ち壊してしまつたが翌日二月四日再び同所に就いて精査した處、銅銚及銅劍が一口宛存し、別に銅匙一本をも獲た。而して是等の遺品の存した部分の土壌は眞土に赤土を混じたものであつたことである。此の談話中にある石圍なるものが果して如何なる構造であつたかは兩氏の注意を逃し、また早く遺蹟を調査せられた鳥居氏の調査が公にせられないから、今明になし難いが、其の一種の箱式棺であつたことは種々の點から想像せらるゝのであつて、内から見出された土器と銚劍とは其の副葬品と解して誤りがない様である。この點に於て長門梶栗濱の銅劍出土の遺蹟と同様であつたものと見ゆる。⁽³⁾

棺一種の箱式

遺品の所在

さて出土品中土器を除く他の三點の遺品は今龍山漢江通十二に住する發見者の兄に當る大和興次郎氏がこれを所藏してゐて、實物を調査することが出来る。就いて檢するに銚劍共に立派な作りであつて銚の方は狹鋒の式に屬し、劍は朝鮮出土に最も多く見る細形銅劍である。次に少しく兩者の解説を加へやう。

狹鋒銅銚

銅銚は圖版第四三の二に寫眞を載せた様に、長六寸三分の比較的短かい式であつて、袋部は歪んで楕圓狀を呈し、この部は殆んど銚放しのまゝであるが、外側の端が突帯となつて居り、それに近く片側に徑二分六厘の目釘孔が開いてゐる。これは深さ二寸の袋に挿入

細形銅劍の形式

した柄をさめる爲のものであることは云ふまでもない。身部は關に近い部分が開き最も大で幅一寸五分を示し、これから鋒先に向つて漸次狭く磨きをかけて割合に鋭い兩刃を作り中央の筋と相對して利器としての主要部を立派に形造つてゐる。現在では刃にこぼれた處があり表面銹化して所々に鮮綠鏽を點じてゐるが、全體は滑澤ある暗綠色である。

銅劍一口は圖版第四三の一、總長一尺〇九分五厘あつて、細形銅劍通有の特色を備へたものであるが、中で比較的身の幅の細い式に屬してゐる。銹化の爲刃にこぼれ落ちた部分が少くないが、而も鋒先の如きは断面偏菱形に鋭く作られて其の利器たるの特質を具ふること上述の銚に優るものがある。多くの例の如く、此の器また合せ型で鑄たのであるが、身部は銚上りの後加工したに反し、莖の部分は銚放しのまゝで、爲にこの部にはなほ型の合せ目の痕をさぞめてゐる。銅色は前者と相似たものであるが、樋の部分は特に黒色を帯びて見ゆる。

銅匙

伴出したと云ふ匙また銅製であるが、これはヒ面は楕圓であつて柄の端が燕尾狀をなし、高麗古墳から陶磁器と作出する處のものど全然同一形式に屬して、上記の二者とは全然性質を異にしてゐる。従つてこれは後に混入したものと見なければならぬ。

〔註一〕此の土器片、鳥居委員が本府博物館の爲に滯留せられたと云ふが、今も見當らない。但し素焼のものであつたことは同行澤後一氏の云ふ所に依つて知り得る。

〔註二〕本遺蹟また破壊し終つていま見ることが得ないが、高橋健白氏の「銅銚銅劍考」に概要を載せてある。

第三節 忠清南道唐津の銅劍

〔圖版第四四・第四六・第四七〕

發見の顛末

大正十一年八月唐津郡内柿谷里で偶然見出されたもの、劍の式は細形に屬してゐる。これは翌十二年四月發掘者である同里舊上公里四百三十五番地の成奎鋪なる者が本府博物館に齎したので、はじめて出土の事實を知るに至つた新資料である。

銅劍の形狀

本銅劍は其の表裏を載せた圖版第四四に依つて明な様に立派な細形式劍の部類に入る可く、其の身の幅は中等位にあり全長一尺に對して幅の最大一寸三分を示してゐる。全面は滑澤のある黒漆狀に鍍化して、これに青綠鍍が斑點狀に生じ美しい色彩の對照を見る事が出来る。其の合せ型を用ひて鑄た痕跡の短かい莖長八分五厘の側面に殘つてゐるのは多くの場合と違ふ處はない。そして關から附けられてゐる刃は銹化の結果缺けた處多く、正しい形を見る事を得ないが、而も兩刃が比較的鋭くついてあつて、一部分に實用の利器として用ひられた面影をさやめてゐる。此の劍成氏より譲り受けて、今本府博物館の所藏品となつた出土地に就いては未だ實地を調査する機會がないから、これを詳にせないが、將來成奎鋪の告ぐる處に従へば出土地點は同面柿谷里の鷹峰山麓に當つて、上公里から自隠里に至る道路がまさに坂にかゝらうとする傍であつたと認むべく、遺物の出土狀態はこの部分で、偶然土砂の崩壞面に劍の一部の現はれてゐるのを見付けて掘り出したのであると云ひ、附近に何等特殊の設備なく、また伴出物も見なかつたのである。果して然らば本遺品は内地の銅劍銅劍出土の際に多く例證を見るところと酷似

出土地と其の狀態

した發見例と解して誤りがない様である。なほ後日の精査を俟つことゝしやう。

第四節 自餘の銅劍銅劍

〔圖版第四二・第四五・第四七・第五三〕

二類の遺品

右に擧げた三者は南鮮に於ける出土地の明確な遺品であるが、既に初にも一言した様に、この外なほ南鮮出土と認むべき遺品が少くない。今これ等を通觀するに、出土地の詳細を究め得ないが、遺品の現存するものと、他方遺物は散佚したが、出土地のほゞ確かなものと云ふ二類に分ち得る。前者の最も顯著な例は傳慶尙北道尙州出土の銅劍銅劍と李王職博物館所藏の細形銅劍類とであつて、後者には鳥居委員調査の金海出土の銅劍加藤灌覺氏に依つて知ることを得た京畿道餅店附近出土の銅劍其の他を數へることが出来る。今前者からはじめて是等を一括して紹介しやう。

(一) 傳尙州出土の銅劍銅劍

これは今京城在住の殖産銀行員の西村基助氏の珍藏するところのものであるが、氏が尙州支店長在任中獲たものであると云ふ。はじめ余等は鮎貝房之進氏から此の遺品の存在を聞き、ついで西村氏の好意に依つて調査することが出来たのである。

狭鋒銅劍

西村氏の銅劍銅劍は共に一口宛で、其の形狀は圖版第四二の二に載せた銅劍は長さ七寸六分五厘あつて、狭鋒の式としては最も整つた形を示し、鋒部鋭く明かに實用の刺器たるを物語つてゐる。袋穂は作りがよく、厚さは割合に薄くて、其の袋孔は深い處まで入つて

南朝鮮に於ける漢代の遺蹟

細形銅劍

あるし端は正圓形をして別に縁に近く一双眼の目釘孔が貫通し、こゝにも利器としての用意が認められる。現在表面銹化して刃部に少しく缺けた處を見るが、鮮緑の色澤全面に存し、樋の黒色を帯びた部分と相對して非常に美しい感じを持つた遺品である。銅劍また銹と同じ光澤を有して先づ兩者の同時の出土品であるべきを肯かしめる。長さ一尺〇三分あつて形は全州出土の細形銅劍に相似、作りが一層精巧となつてゐる。兩刃も比較的よくのこつて居る(實測圖參照)。蓋しこの兩者は朝鮮出土の同種の遺品中最も優れたものゝ一と云ふべきであらう。

出土地に關する附書

この銅銹劍の出土地に就いては最初藤田の西村氏に聞いた處では、尙州邑から洛東江畔を大邱の方へ四五里下つた古墳群集地から出たと思はれる(このことであつたが)も、さより確證あるのではない。但し後大正十二年五月實物調査の際氏がこれを獲得した顛末として梅原に告げたところを挙げると、銹劍を手に入れたのは約三年前であつて、當時尙州郡洛東面邑内の郵便所の工事中、右の工事を受負へる大工の許に附近の鮮人が將來したものゝを轉々して入手したのであると云ふ。果して然りとせば尙州郡内の出土と見ることだけは出来る様である。

(二) 李王職博物館所藏銅劍

後節に述べる黃海道黑橋里の出土品を除いて同館にはなほ三口の銅劍がある。孰れも細形銅劍の式に屬し、帯緑の黒色をした所謂水銀銅質のものである。事務官末松熊彦氏に従ふに、出所不詳の一口を除いて其の一口は全羅道地方の出土と傳へ、今一口は江原道の發

李王職博物館の銅劍

傳全羅道出土の銅劍

見と云ひ、古く大正の初に商人の手から購入したもの、此の二者は既に同博物館の圖録にも收められて學界の一部に知られてゐる。

傳江原道出土の銅劍

今實物を見るに其の全羅道出土と云ふ一口は長さ一尺〇八分あつて、身の幅中等位の細形劍に屬し、製作精巧、其の刃は第一突起部から鋒先まで附けられてゐる。現在では莖の端少しく缺け、また刃にこぼれた部分はあるが、はゞ完形が見られる(圖版第四五の三參照)。江原道出土と傳ふる他の一口は前者に比して稍々小形であつて、破損の程度またやゝ大であるが、其の製作は身の幅の狭い鋭い式で、その狭い身の中央の樋に添ふて隆起部を設けた處後に述ぶる北部朝鮮出土の劍と一致してゐる。身を通じて見る刃は割合に幅が狭くて鋭い様であるが、今缺けた部分が多い現長は九寸八分である(圖版第五三の一參照)。李王職博物館に藏する出所不明の銅劍は上述の傳全羅道出土品に近い形であるが、其の莖や、長く刃部は脆いので多く鈍となつてこぼれた爲に全體に丸味を帯びた感と與へる點が多い、鋒先を缺失してゐるから全長明でないが、現存長さ八寸一分五厘ある處から推すと、もと九寸位のものかと思はれる。この劍帶青綠色を呈し、同じく表面に滑澤がある。

出所不明の銅劍

次に第二の部類に屬するものとして先づ擧ぐべきは大正六年十二月末島居委員が同地の古蹟調査の際實見した

(三) 傳慶尙南道金海發見廣鋒銅劍

一口である。これは當時朝鮮に於ける筑紫銹の發見と題する博士の談話が大阪朝日新聞紙上に掲げられて學界一部の注意を聚めたのであつたが、後其の出土の確實性に就いて

調査の由來

銅劍の形状

疑を挿む者が出で遺品また散佚し去つて今日これを究め得られなくなつたのを遺憾とする。但し銅劍は鳥居博士調査の際撮影せられた寫眞を特に本報告書に掲載する許容を得たから形の大體はそれに依つて窺ひ得る。圖版第四五の一参照。即ち劍は長さ二尺七寸五分あつて、中央で折れてゐるが接合すると完形が見られ、それは内地に廣く分布してゐる廣鋒の通有品に屬し、銅質また同じものと考へられる。

發見に関する傳へ

當時博士と同行調査せられた本府囑託澤俊一君に聽くに、此の劍は同地酒村面の鮮人が金海の邑に將來したものであつて、大正四五年の頃に發見したのであると云ふ。余等が大正十一年金海に赴いた際にも同地の小學校長から同様の談話を聞いた。然し將來の鮮人の名を迭したので今これを確むるに由がない。此の點に於て余等は當初調査せられた鳥居委員の報告の發表を冀望する次第である。

餅店の銅劍の由來

(四) 京畿道水原郡餅店附近出土の銅劍
此の遺品の存在は全く加藤灌覺氏の注意に依つて知り得たものであつて、氏の告ぐる處を録すると次の如くである。

餅店に於ける遺品の發見は大正二年の頃のこと、其の銅劍は當時の仁川測候所長たる故理學博士和田雄治氏の手に歸した。遺品は長さ一尺七寸内外あつたが、莖は極めて短かく長さ六七分に過ぎない。なほ形は簡單なもの、而してこれが徑五六寸、長さ二尺二三寸の陶質の土棺内から見出されたのであつた。

右加藤氏の云ふ處實を傳へたものとすると、その劍は細形の部類に入るべきものである。

し遺蹟は北九州の銅劍銅錐出土遺蹟中の著しい特色をなしてゐる。魏棺と交渉がある様に見えて興味を感ずる。吾々は和田氏の遺族に就いてこれを亂すべく種々骨折つて見たが不幸にして今なほ其の目的を達せないのである。従つてこゝには單に右の聞いた儘を録して他日の機會を待つことにする外はない。

傳慶州出土の銅劍

(五) 加藤氏所報南鮮出土の銅劍
同じ加藤氏から吾々はなほ次の二個の南鮮出土の銅劍の存在を教へられた。其の一は慶尙北道慶州郡外東面の出土品であつて、これは南山につゞいた山の岩の間から見出されたものであると云ふ。大正八年頃氏が慶州にて該遺品の鮮人の手にあるのを確かに聞いた。この事であり形式は細形銅劍であつたらしい。第二は全羅南道木浦附近の發見と傳ふる銅劍一口を同地の人が秘藏してゐると云ふ報告である。併せ録して後日の調査の資に供する。

傳江原道出土の銅劍

(六) 傳江原道出土の銅劍
李王職事務官末松熊彦氏の報せらるゝ處である。氏は大正九年の頃京城に於て江原道出土と云ふ細形銅劍一口を實見せられた。これは今行方を失つたが、氏に従ふと同式の劍として通有の形を取り、長さ一尺内外李王家博物館所藏の傳江原道出土品と酷似してゐたことである。

第四章 北部朝鮮出土の銅銕劍と其の遺蹟

北部朝鮮の漢代遺蹟

北部朝鮮⁽¹⁾に於ける漢代遺蹟の豊富なのは夙に學界に知悉せられてゐることで今更事新しく論ずるまでもないが特に近時大同江岸の樂浪遺蹟の調査の進むにつれて重要な當代の遺品が續々現はれ漢代に於ける韓半島一部の文化の榮然たるものゝあつたことが明かになつて來た。此の北部朝鮮の漢民族の遺蹟の研究は南鮮のその考究上交渉するところ多いのは云ふを俟たないが是等に就いては大正五年以來關野博士が全力を傾倒して研究を續けられ其の成果が近く發表せられるとの事であるから吾々は今それに及ぶのを差控へる。たゞ吾々の南鮮で調査した銅銕劍に關するそれは本文の論證上直接の關係がある上この方面には博士の詳細なる調査も及ばない様であるから其の諒解を得て多くの遺蹟中から特に此の種の遺蹟のみを取つて其の調査の結果を録し以て論證に便にすることにした。

本章論述の遺蹟の性質

主要なる遺蹟

此の北部朝鮮に於ける銅劍銅銕出土の遺蹟として最も著しいのは黃海道黑橋里のそれを第一に擧ぐべきである。蓋しこれは出土品が李王職博物館の有に歸し既に「朝鮮古蹟圖譜」にも載せられて廣く世に知られてゐるからである。然し右の外に大同江面東大院里許山から大正十年の頃に見出された遺物の一群と平壤の故山田針次郎氏の蒐集に係る銕劍の類及び同じく昨年大同江面の石巖里から出た銅劍類があつて共に重要な位置

を占むるものである。こゝには先づ黑橋里のそれから説かう。

〔註〕(一)茲に北部朝鮮といふのは主として漢江以北の朝鮮半島の意味であつて、漢江以南の所謂南鮮と相對して假に呼ぶ略稱である。南鮮に對して北鮮といひたいのであるが、従来の慣用上成鏡道の稱呼と混同する患があるので遠慮した譯である。

(二)此の遺蹟發見の當時發見者から埋没物として届出があつたのであるが、如何なる故にか平安南道の警察部が上申の手續を取らなかつたので散佚に歸せんとしたのを翌大正十一年晚春關野博士藤田學士が平壤地方調査の際この事を知り出して幸に事實の概要を知ることが出来たのである。なほこの事後節に詳記する。

(三)古蹟圖譜第一冊、樂浪郡の遺蹟の條參照。

第一節 黑橋面の遺蹟と發見の遺物

〔圖版第四五・第四八―第五二及第五四〕

現存の遺物

本遺蹟の發見は明治四十年八月のことであつて當時注意に上つた遺物の全部が李王職博物館の所藏に歸したことは既記した。今同博物館に就いて現存の品目を檢するに、細形銅劍狭鋒銅銕各一口をはじめ柄頭様異形銅器三個結び紐狀銅器一個管形銅器二個五銖錢二個の六種十點あり別に其の後關野博士一行調査の際同地にて採集した土器片數個が本府博物館に所藏してゐる。⁽¹⁾

細形銅劍

是等の遺品中細形銅劍は現存長九寸二分あり鋒先僅かに缺け及のこぼれた部分も少くないがほぼ形を見る可く精巧な鎔物で中央の背は大きくこれに加へられた節狀突起の位置は中央部に近い。身の幅は餘程狭い方で背と及との間に一條の段が設けられ及は

南朝鮮に於ける漢代の遺蹟

狭鋒銅鏃

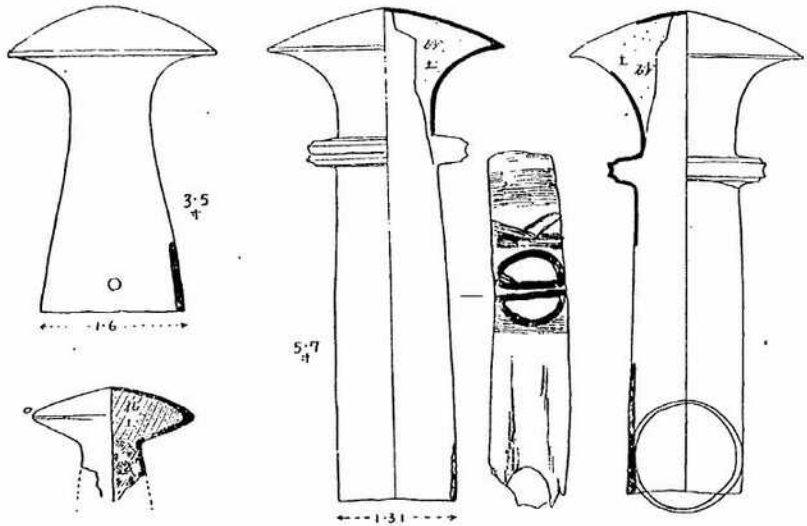
狭くて鋭く附いてゐる。莖の部分は型の合せ目が割合に大きく、これを削り取つた痕の歴然たるものがあり莖は或は錆上つてから後作つたものでないかとも思はれる。(圖版四五の四参照) 狭鋒銅鏃一口は長さ四寸九分の小形であつて、前者の鋭利なのに比べて一體に丸味を帯びた感じを持つもの。今一部分に鐵錆かと思はる、赭色の粘土の膠着があるが全面は鮮緑色の銅鏃を以て被はれて美しい色澤をしてゐる。形圖版第五一の一に示す如く、袋穂の端は圓形で形割合に大きく其の外側の端に近く廣い突帯があり鋒部は幅狭くして及附けが直立つてはゐない。袋穂に就いて注意したのは、その緑の消磨してゐること、内部に赭色の粘土が糊着してそれに麻糸と思はるゝもの、遺存してゐることである。後者は挿入の柄に巻いたもの、纖維の残存物であらう。

柄頭様銅器 第一種

第二の柄頭様銅器三個中の二個は全く同一形であつて、この方は圖版第四九の二の如く、長さ五寸四分の器の主體は先の漸次細くなる筒形ではあるが其の端は徑二寸五分の丸味を帯びた笠形をして其の下に近く外側に面取りを加へた突帯を有する處特色のある外形をしてゐる。筒部は袋になつてあつてこれが深く笠部にまで達し、こゝに他の物質を挿入したことが明に認められる。一部分黒色を帯びたところは、其の大部分は鮮緑若しくは濃緑であつて美しい光澤を持つてゐる。其の二また大體の形前者と同一であるが、一層整美で且つ少しく大きい。圖版第五〇に載せたのは其の側面觀と少しく俯觀して撮した寫眞である。全長五寸五分五厘上端の笠の徑二寸六分五厘あつて飾りの環帯は笠部の直下の外なほ器端近くにもあつて右の環帯の内面は兩者ともに外側に對應した

同上第二種

柄頭様銅器 第三種



第三十三圖 大同江面見柄頭様銅器實測圖 (原梅)

部分が深く溝狀に凹入してゐる。通體帯青の乳白色に黝青及び褐色を點じたところ、滑らかにしてまた如何にも美しい鍍色である。

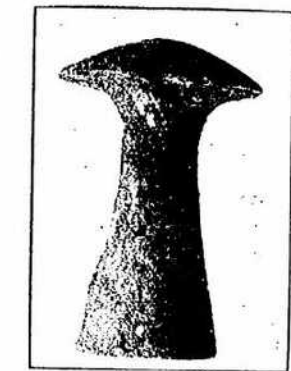
此の種銅器は大正十年から着手した平壤飛行隊の引込線工事の際に三個ばかり見出されたものがあり、また山田次郎氏の大同江面に於ける蒐集品中にも殘缺一個がある。是等の内前者中の二個は同形で、同一箇所が発見と云ひ形上連第一のものに酷似してゐるが、筒部や膨みを持つて製作の優つた處があり、その一には袋部に挿入した木柄が植物質の纖維で巻いたまゝの状態でなほ遺存して器の用途の考察に重要な役立ちをする點に於て特記すべきである。(註) 長さは本遺蹟出土品よりはやく大きく、五寸七分程ある。飛行隊への引込線の工事中

南部鮮に於ける漢代の遺蹟

山田氏蒐集の柄頭様器

に出た他の一個は以上の諸例に比しては簡單な式で笠狀下に環帶がなく別に筒部の端に近く釘孔と覺しきもの、穿つてあるのを特徴とすべきであらう。これまた伴出物其他を詳にせない。山田氏の蒐集品は筒部の大半を缺失してゐるから完形を究め得ないが上記引込線工事発見の第二のそれと同じく環帶のないものであつたらしく上部の笠形は徑一寸八分あつて内に粘土充滿し、また遺存した筒部の中には鐵が殘存して、これの内部に挿し込んだ物質の單に木材のみに限らなかつたことを示してゐるのが興味を惹く。

本銅器の用途の考察



圖二十三第 平壤農行隊引込線工事銅劍柄頭様の見發の

さて是等の銅器の用途に就ては上記の形の上からその袋をなす筒形の部分に柄を挿入して用いたものであることは何人も異存のない處であつて現に東大院里出土の一個には木柄が遺存しまた山田氏蒐集品には鐵が殘存してこれを如實に示してゐる。さり乍ら此の銅器か飾りとして柄に附屬したものであるか將たまた銅器そのものが主體をなしたか。換言せば銅器の局限された用途如何に就いては今容易に斷じ難い。高橋健自氏は其の「銅銚銅劍考」に於て寫真に依つて本遺蹟発見の遺物を記し、何等踞踏する處なくこれを劍柄なりと斷じ上述三個中の一を以て初に紹介した細形劍の柄として用ひられたもの他の二個また本府博物館に銅劍の破片ありと想定して、それとの關係を肯定してゐられる。然し本府博物館には氏の云ふ如き銅劍片がなく、なほ實

高橋氏の劍柄説

非劍柄説

物を見るにこれが劍柄である。と早斷し難い點がある。高橋氏の斷定は今博多の聖福寺に藏する筑前國三雲出土の柄造附銅劍の柄の形から來たものと推察せられて、一應の理由はあるが今如上の遺品を通觀する時に吾々は銅器を自ら甚だ整つたもので、また必ずしも劍と伴出せない様であるから、これ或は劍の附屬具ではなく、一つの獨立した器具の主要部をなしたものの例へば「西清古鑑」に扛頭とある様な類ではないかと思はれる。こゝに別個の解釋を提出して他日其の孰れが當れるかを決すべき原形を遺存する實物の出現を俟つことにしやう。

管狀銅器の形狀

第三の管狀銅器は二個共に兩端に缺損があるので完形を確め得ないが現存部は圖版第四九の一に示す如く中空の管が一方に緩く外反りを示し、そのカーブの稍々大なる邊に至つて急に反對の側へ直角に曲つた平假名の「て」字様の一種特異な形を呈した。圖版の向つて右は現存長約五寸管は正間で徑五分七厘を示し、他は長五寸五分あつて、斷面楕圓に近い。兩者共に銅質の銹化甚だしく白綠色を呈し、表面は脆くなつてあり、鐵錯の附着が多い。管の内には麻糸及び木片の附着する外前者には長さ一寸七分ある中空の木片が遺存して、其の表面を麻様の植物質の纖維を以て巻き付けた痕が見ゆるのは本銅器の性質を考へる上に重要視すべき點である。但しその用途の何なるかに就いては全く不明といふ外はない。

結び紐狀の銅器

所謂結び紐狀銅器は圖版第五一の二に表裏を示した様に、其の平面形が一見十字に近い形をした特殊なもの、其の主要部と思はるゝ部分は長さ二寸五分餘で、丸味を帯び、兩端

一種の飾り

類

隆起して表面に二條の列り方を加へた處マンドリンを合せた如き形をしてゐることも云ふべきであり、而もその裏面が表に照應して凹んで作られたものである。今表面漆黒色を呈し其の美麗なること、多く他に比を見ない。此の銅器は形の上から一種の飾でないかと思像せられるが固より是れを確むるものがなく、現在では前者同様用途不詳と云ふ外はない。然し類似の遺品は内鮮兩地から往々發見せらるゝことがあつて、私共の囑目したものに大同江面土城里出土の遺品三個と對馬白岳發見の一個とがあり、明治の初年大和石上神宮から出た玉の中にも似た形のものを見出すのである。土城里の發見品は何れも故山田針次郎氏の蒐集に係り、今本府博物館に藏してゐる。一はその主體と思はれる小判形をした丸い部分の表面に穀粒紋が鑄出されたもの、二は十字形の中央部に方柱狀の突起を造り出して複雑な形をしてゐる(第三十四圖の一、二)参照その三は破片ではあるが器體の一がマンドリン型をした所上述本遺蹟出土品と同巧に出づるもの、對馬發見の銅製品は鳥居博士の將來せられたものであつて、現在東京帝國大學人類學教室に藏し、其の形は第三十六圖に示す如く、また本遺蹟發見品に酷似して形が歪い此の對馬の一個は伴出の遺品と認めらるゝものに銅劍一口輪鍔樣銅器、角形銅器其他土器等があつて問題に上つた遺品と銅劍類との密接な關係のあることを示して興味が深い。

對馬の遺物

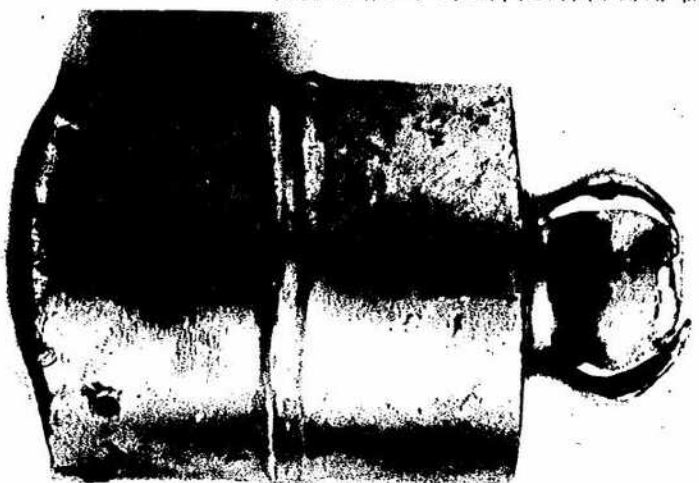
五銖錢

五銖錢二枚は圖版第五一の一、三に其の實大寫眞を載せた。これは所謂穿上横文五銖に屬し、前漢から隋代に亘り行はれた五銖錢中、年代を確定することの出来るものである。穿上横文五銖は前漢の宣帝神爵二年即ち西紀前六十年の鑄造に係ることは顯著な事實であ

第三十三圖



(一) 平安南道大同江面發見之字形銅器



(二) 平安南道大同江面發見異形銅器

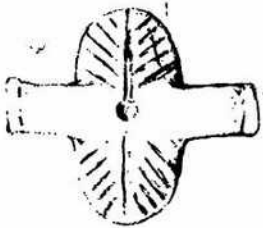
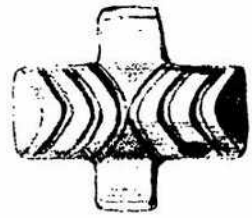
第三十四圖 結び紐状器の植品 (一)



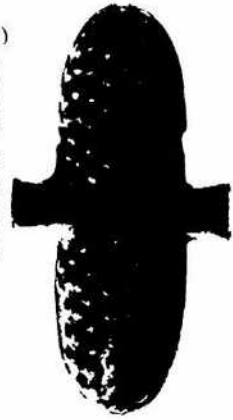
本府博物館蔵



(一) 平安南道大同江面出土銅製品



(三) 内地出土玉製品

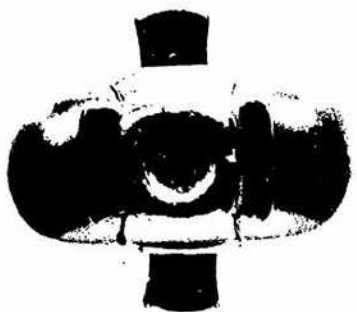


(二) 平安南道大同江面出土銅製品



本府博物館蔵

(一) 平安南道發見石製結紐狀品



國寶を以てす



(三) 大同江面發見銅馬



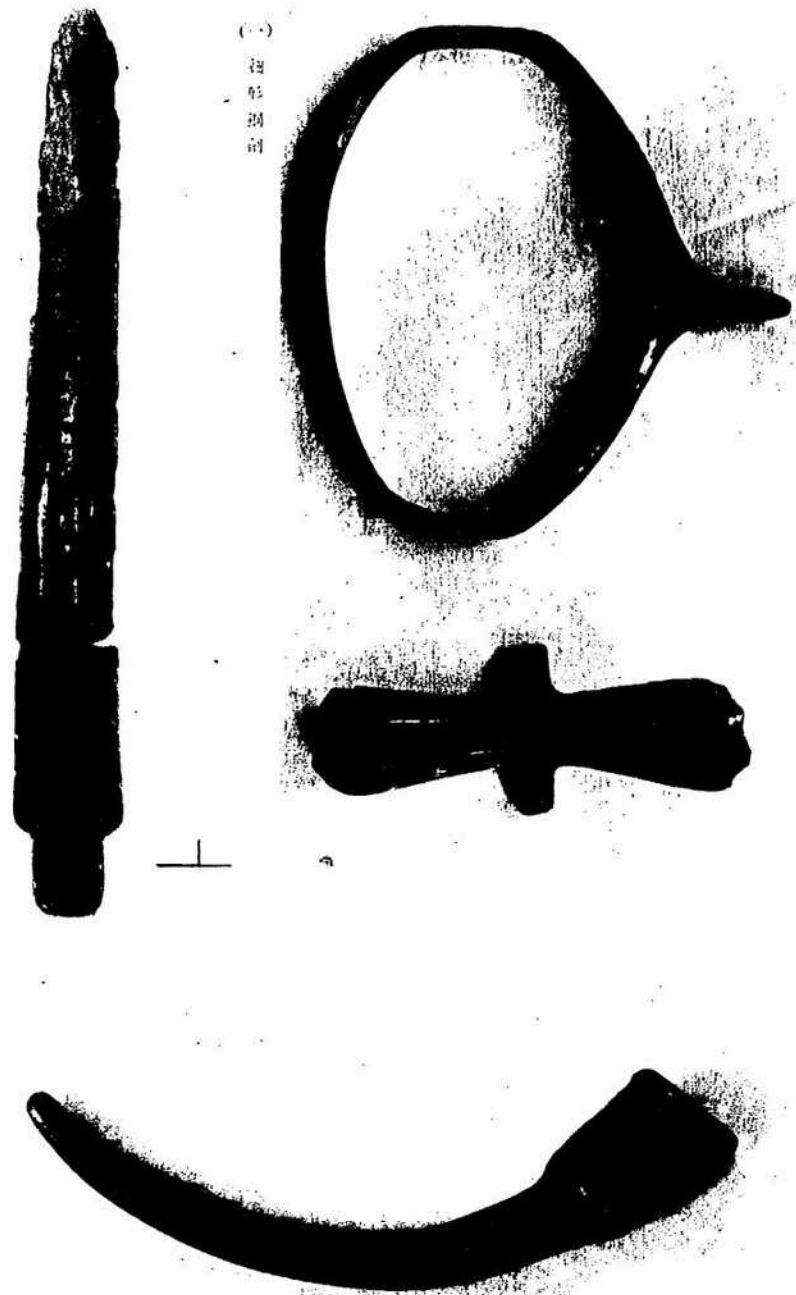
中西嘉市氏藏

(二) 平安南道大同江面古墳發見銅製結紐狀品



第三十五圖 結び紐状器の類品 (其三)

第三十六圖 對馬白岳發見各種銅製品



(a) 細形銅劍

(b) 銅鏡

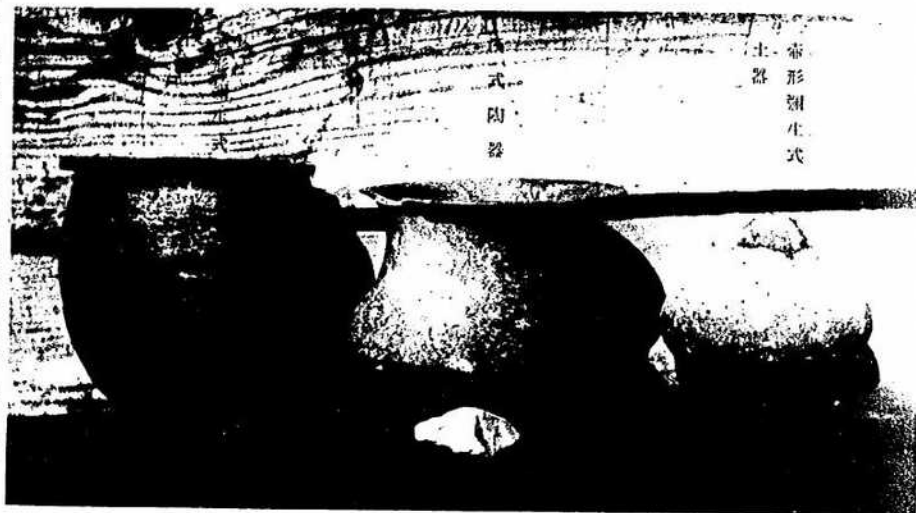
(c) 銅鈎

(d) 銅刀

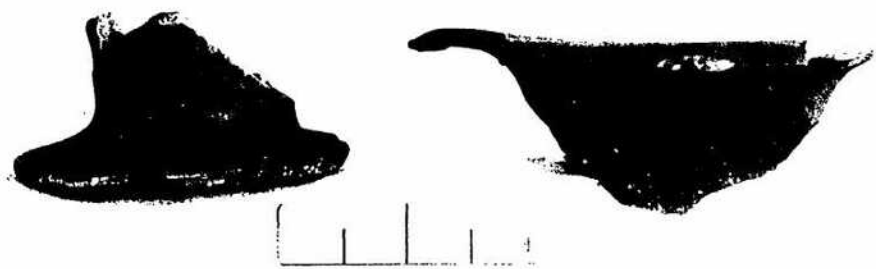
東京帝國大學人類學教室藏

第三十七圖

對馬白岳發見陶器土器類



品藏所長學小武佐 (一)



品藏所室教學類人學大國帝京東 (二)

るからこれを有する本遺蹟年代の上限また自ら割し得らるゝわけであつて最も重要な價値を有するものである。なほ詳しくは後章説くであらう。

土器の形式

土器の類は孰れも破片であるが、これを精査すると其の間に少くとも四種の異なつた器片を見出すことが出来る。其の一は帯黒色の堅緻な薄手の壺の破片であつて、残存の口縁部が推すと、本来の口徑は一尺六寸内外あつて割合に大きい。其の二は口頸の開きの大きい内地で云ふ趣に近い形の壺の類であつて、今特色のあるクビレ部の破片を遺存してゐる。質は前者と大差はない。三は前二者とは違つた青灰色をした緻密な土質の器の小片であつて、表面に繩縵紋を印し、漢式土器の特徴が著しい。其の四またこれに近く、灰白色の素焼である。但し捺紋はない。是等の土器片は酸化鐵を含んだ土壤中にあつたと見へ何れも表面赤褐色をしてゐる。土器片は發掘後六年有餘の年月を経過してからの蒐集であるから、これを以て直ちに上述の諸品と共存したものと斷じ難いが、當時博士に同行調査に當つた谷井學士の談に、孰れも遺蹟の局部で採集したと云ひ、上述土器そのものもの示す手法を見るに、どれも漢代の遺品と認められるから、兩者の關係を想像しても大いなる誤りがないであらう。なほ既に注記した遺品に銚をのこした鐵器は全部散逸して、今何物をも存してゐない。

漢式土器

鐵器の散佚

遺蹟の状態

以上列記した遺物の發見は本来三井鑛石の採掘に當り偶然見出されたものであるから、遺蹟の状態の如きも、より詳細なる調査を缺いて居る。大正二年關野委員一行の調査の結果として「古蹟圖譜」載するところ、

古蹟園譜の記載

明治四十年黃海道黃州郡黑橋面黑橋驛の東方約五十町なる平野の高臺に屬する地點より出でしものと云ふ。大正二年其處を調査せしに僅に陶器の小破片を獲たるに過ぎず(下略)

宋松氏の遺跡の見聞談

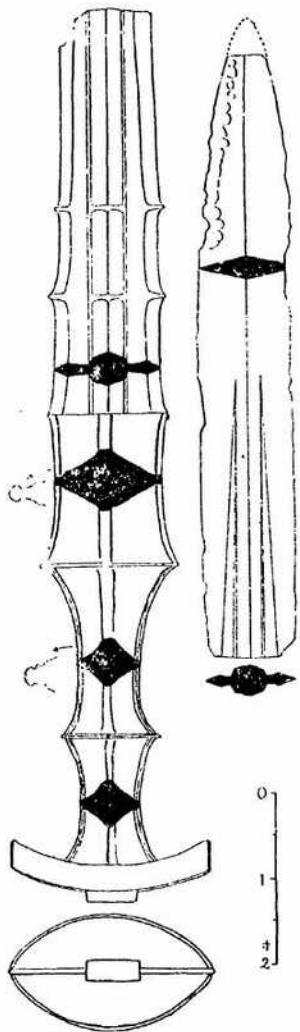
とあるのみで更にそれから十一年餘を經過した今日これを究明する如きは殆んど不可能である。然し乍ら發掘後間もなく實地を調査せられた李王職事務官末松熊彦氏の談を聽くと發見地は黑橋驛の東方約一里の高臺地であつて、その處に鑛石を試掘した擴が掘られてあり遺物は此の凹所の部分から出たのであると云ひ氏が調査の際には何等の殘存物がなく、埴片など一も存しなかつたとの事であり、大正二年調査した谷井學士の談もたこれと大同小異である。果して然らばこれは少くも埴築の墓ではなく、また大きな封土を有したものでなかつたと解せられる。

〔註(1)〕高橋健白氏は其の「銅劍劍考」の(七)(考古學雜誌第十三卷第二號所載)に於いて本遺跡の出土品を論じ本府博物館列品にも銅劍殘片らしきもの一個ありと記してゐられるが、これは何かの誤りであつて、博物館にはそんなものはない。
(2)是等の遺品は大正十一年春藤田が關野委員と共に平壤附近調査の際堀り出して調査したもので平壤商品陳列所に陳列されてあつた。
(3)此の銅劍今其の一は白神壽吉氏の手に歸し、一は本府博物館に購入した。共にまことに薄い作りの精巧品である。其の首部の内に焼けた砂土の充ちてゐるのは製作の際に砂型を用いた名残であらう。高橋健白氏は

其の「銅劍劍考」に於いて、誤つて此の銅劍を以て次に舉ぐる東大院里許山の遺物としてゐられるが、同じ頃出たと云ふ外何等の關係はない。其の出土の局部や伴出物は今ま究め得ないが、他に鐵の物質のあつたとだけは鐵錙の附着から推察することが出来る。
(4)此の銅劍に就いては既に第二章に説き及んだが、こゝに參考の爲梅原の實測した圖を掲げて参照の便に供しやう。柄の端に横に附いた飾りが、云はゞ問題の銅劍の首部に比すべものかも知れない。
(5)對馬白所發見の遺品に就いては後藤守一氏の詳細な報告が考古學雜誌第十三卷第三號所載の「對馬發見錄」中にあるから、詳しくはそれに譲る。

第三十八圖

真前三雲發見柄銜銅劍實測圖



(6)此古錢を以て穿上横文五銖であると斷ぜられたのは高橋健白氏であつて(同氏「銅劍劍考」關野博士は「朝鮮古蹟園譜」第一冊の解説には單に五銖と見てゐられたのである。

(7)此の種乙字形の管狀銅器は次記の許山出土品の外に昨年末平壤の對岸大同江面の古墳群の内から立派な一對が見出されて、いま橋都芳樹氏がそれを所藏してゐる。第三十三圖の一は其の寫眞であつて、長さ四寸に近く、

全然同一形を示してゐるが、これは銅の上に他の金屬を鍍した爲か表面が白光色を呈して美しい。同色澤の遺品に同圖の二の一種の鈴と、第四十一圖に示した車輪頭とがある。鈴のその工合がごとくなく、上に記した南鮮出品に似てゐることが注意に上る。依つて並び裁せた。なほ管狀銅器が三例とも一對宛ある處からすると一對で器の用をなすものと察せられる。(註追記)

第二節 大同江面石巖里發見の銅劍と鏡

〔圖版第五四—第五六〕

遺物檢出

是等の遺品は大正十二年の春當時の平壤高等女學校長白神壽吉氏が同地の農家より譲受けられてはじめて世に知らるゝに至つたものであるが、其の發見は既に八九年前に

南朝鮮に於ける漢代の遺蹟

銅劍の形状

あつたと云ふ。現存遺物は銅劍二口と古鏡破片二面分とであつて其の半ばは白神氏の手
に、他の半ばは今移つて平壤覆審法院檢察長關口半氏の有に歸し共に珍藏してゐる。¹⁰⁾
銅劍二口は共に同じ形の小さい簡單なものであつて、白神氏所藏のものは完形を保ち
〔長五寸〕關口氏のそれは鋒部と莖の一部とを缺いてゐる〔現存長二寸七分〕今前者に依つて
形を見るに、短い莖の延長が身の中央を通じて背をなし長さ五寸に對し身の幅は關の處
で八分に近く、刃は兩側を削つて作つたもの、純銅に近い質料を以て作られたと覺しく、そ
の特有の銅色をしてゐる。尤も表面に灰黑色の附着物があり、縁鏽も一部分に生じ、完全な
一の莖に鐵錯の附着してゐるのが眼につく。一體兩者共に面粗鏽損して歪んだ部分など
があつて、まづい鑄造と云ふ外ない。なほ詳しくは圖版第五五に載せた二口共の表裏の寫
眞と第五四に掲げた其の實測圖に就いて見るべきである。

異式の内行
花紋鏡

鏡は二面共に破砕した上、缺失した部分があるので、完形を見ることは出来ないが、白神
氏藏の一は内行花紋鏡の特殊の式とす可く、關口氏の其は所謂方格丁字鏡の異式であつ
て、兩者共支那古鏡鑑として珍らしい形式に屬するものである。前者の内行花紋鏡は圖版
第五六の一に示す如く、現存の部分は内區の半ばに過ぎず、鈕も缺失してゐるが、殘存部か
ら推すと、面徑は約四寸あつて、背面の構圖は小形の鈕を繞つて、ヒ面をなす一條の突帯が
あり、内區は該帶の周圍に凸線から成る八弧の簡單な文様を配したのみで、他の部分に何
等の裝飾を加ふることなく、外區の部分に至つて一段高くなり、それから縁に至る間の内
面に列りを加へ、突起縁をなした特殊の斷面を示してゐる。而して面にはいさゝかの彎曲

をも見ない。此の鏡今一部分に綠斑鏽はあるが質は精良な白銅で、表面漆黑色を呈し、光澤

異形方格丁
字鏡片



第三十九圖 異形方格丁字鏡片

南部鮮に於ける漢代の遺蹟

まことに掬すべく、また頗
る薄手の作りであつて、内
區の如きは厚さ僅に二厘
縁に於ても一分を超へな
い。鑄造の精まことに驚く
可きものがあり、上述の銅
劍と好對象をなしてゐる。
關口氏の所藏鏡片また
前者に劣らない銅質を以
て鑄た佳鏡である。この方
は缺失の度前者よりも一
層甚しいが、全形を復原し
難くはない。復原面徑約三
寸七分、縁厚一分三厘、面
直なこと、縁の内側が刳つ
た式なること、及び極めて
薄い作りである點は前者

丁字鏡の類
品と破片の
復原

と何等異なるどころないが縁端が前者の凸線なるに對して、これは後世の和鏡に見る様な若干の幅を有し且つ一體に丸味を帯びまた内區に頗る複雑な文様を配してそこに特色が見られる。本鏡背の圖様は漢鏡に普通に見る様な帶圍の區別がなく、鈕を繞つて七面取りの方形格から縁に至る廣い内區の間に外縁の四方から斜行の大形の丁字形を置いて主文様とし空間を埋むるに寶珠形、曲線渦紋珠點等を以てしてゐる。是等の文様の分子の配列には規矩がある様であるが本鏡にあつては表現や、丸味を帯びてゐる爲明瞭を缺く點が少しとせない。たゞ今東京帝室博物館に藏する同一鏡に依つてほどこれを知らることが出来るから第三十九圖に寫眞を載せた參照するに於て形式が察せられやう。

二鏡の化學
成分

此の二種の鏡は其の形式が從來の漢鏡と異なるのみならず、色澤其他に於ても特に優れてゐる様に見えるからその化學的成分を検して研究の基準を確立したく思ひ破片の割愛を白神氏に請ふた處快諾してこれを與へられた。依つて近重博士をわづらはして分析を行つてもらつた。今博士から得た成績を載せると次の如くである。

異式内行八弧紋鏡

異式方格丁字鏡

銅	七〇五〇〇	七二六四
錫	二六九七〇	二四二六
鉛	一六五三	二〇六
鐵	〇・二二三	〇・一六
鉍	〇・二二三	〇・二〇

亞鉛	〇・一九六	〇・一九
砒素	痕迹	〇・一七
鏡	〇・三三五	〇・四二

遺跡に就て

即ち兩者共に白銅質に入るべきであつて此場合鉛の少ないことは注意を要する。以上の遺品が如何なる状態で發見せられたかまた他に伴出物の有無如何さては遺蹟の構造がどんな風であつたか等の重要な點は今不幸にして孰れもこれを究め得ない。たゞ同時の出土品がこの二種に限られなかつた事だけは劍の莖に鐵錆の附着があることからこれを推測し得るのである。出土地石炭里は大同江面に於ける樂浪墳墓分布の中心地域に當り古塚累累として今日關係遺品の發見の最も多い處である。關野博士一行の調査に從へば是等の古墳の構造は大別して、

- (一) 木槨のみを有するもの
- (二) 木槨の底部及び四周に玉石を詰めし墳墓
- (三) 木槨外部を磚にて包みし構造
- (四) 磚槨にして天井部のみ木製のもの
- (五) 磚槨にして穹窿天井を有するもの

構造の推測

等である。云ふ本遺品が後に述ぶる如く漢代のものであつて而も附近の畑地耕作中獲たものとするれば、如上の孰れかに屬する構造部分の副葬品であつたらうと思ふ。

【註(一)】是等の遺品に就いて關野博士は大正十二年秋「銅劍と

伴出したる最古式鏡」なる短編を草して謄寫版刷とな

し知友に頼つて、其の貴重なる遺物であることを紹介した。

(2)本府印行「古蹟調査特別報告」第一冊「平壤附近に於ける樂浪時代の墳墓」に依る。

第三節 東大院里許山の遺蹟と遺物

〔圖版第五七―第六三〕

許山の遺物の發見

遺物の品目

其の後の経過

細形銅劍の形式

平壤府の對岸の平地に新設せられた飛行第六大隊への鐵道引込み線工事中、大正十年に同地許山に於いて偶然遺物の一群が見出された。出土品目は細形銅劍一口、片耳附銅壺一個、筒形銅器二個、銅製車軸頭殘缺三個、異形管狀銅器殘缺二個、鋤樣小銅器殘缺一個等である。是等の遺物は當時發掘者小野氏から埋藏物として正規の手續を了して届出でたのであつたが、如何なる故にや平安南道廳警察部は獨斷にて學術的價値なしとして、これを本人に返附した爲に此の貴重なる遺品はあやうく散逸に歸せんとした。幸にも翌十一年五月其の一部分が關野委員等の注意に上り、同博士の盡力に依つて本府博物館に將來せられ、自餘の分また所有者に就いて調査することが出来ることになつた。これは吾々の深く博士に謝する處である。

發見の遺物中細形銅劍一口は、乃に若干のこぼれがある外は、完形を存し、全長一尺〇三分形は上述黒橋面の同式劍と酷似して背の部分大きく、これに比して身の幅細く、鋒先を除いた全部を通じて背に添ふて段を設けたところなど全然趣を一にしてゐる。圖版第五七の二参照、両面とも今も青緑の鮮かな鍍色を以て被はれてゐるが、莖のみそれとやゝ

莖に遺存する其の解

色彩の異なるものあるのは、或は柄を附してあつた爲かとも解せられて興味を惹いた。此の莖はすべての細形劍に於けると同じく、長さ五分にも足らない短いものであつて、鑄上つてから型の合せ目を削つて周囲に稜角を作つた痕が明瞭に認められる。本銅劍は次に掲げる片耳附銅壺と共に今まなほ發掘者たる小野氏が所藏してゐる。

片耳附銅壺

片耳附銅壺一個は出土品中完形を存するもの、随一とす可く、鑄造の工合の明に見られる重要な標本である。圖版第五八は正面と側面とを表はしたもので、器高約五寸三分、少し中膨れのある筒形の壺で、口部に縁を附し、それに近く片側に一個の環狀耳を堅につけてゐる。合せ型で作つたのであるが、接合の際型の合せ目に少しく喰違ひを生じ、全體に亘つてはそれを削り取つてあるが、なほ底部の中央には、それが段階状になつて遺存して居り、口縁部の如きも厚さが一定せないのみならず、平面が歪んで、一方の徑三寸八分に對し他方三寸六分五厘と云ふ寸尺を示してゐる。銅質銹化黒味を帯び、一體に粗造な野趣の多い銅器である。

筒形銅器

次に筒形銅器は同形のもの二個ある。一つは半ば破損してしまつたが、他はほぼ形を見得る程度に遺つてゐる。この後者に就て見るに、器は徑二寸九分、高三寸に近い圓筒に少しく丸味を持つた底を加へた簡單な形であつて、口縁部は一文字に切られてあるが、縁の工合は全部一樣ではなく、内側へ少しく突起して斷面撚形に近い形をした所と、これに反して切り缺きを加へ狭くした部分とが見ゆる。そして其の厚さは一分五厘乃至一分の間である。本銅器は表面に可なりひどい青鍍を生じ、破損した一の如きは銹化してゐる部分す

其の銅色

南朝鮮に於ける漢代の遺蹟

銅器附著の木の葉

ら多いが本来良質の白銅を以て作った事は鍍を剝落せしめた底部が美しい白光色を放つてゐる事に依つて認めらるゝのであつてその點は前述の壺と著しく相違してゐる。

此の銅器に就いてなほ一つ吾々の注意に上つたのは完形に近い一個の器の側面の下方に木の葉の鍍附いた痕の歴然として見らるゝことである。圖版第六〇の一はこれを撮影したのであつて該枝葉は栗などの穀斗科植物と思はれるがそれがこゝに印せられたに就いては埋葬の際偶然混入したものでなくば一種の供物として果物のある樹枝を埋葬したか或は内部に樹枝を敷いたかの孰れかとせなければならぬ吾々は今その孰れであるかを決することは出来ないが興味ある一事實としてこれを特記して他日關係の資料の出るのを俟つことにしやう。

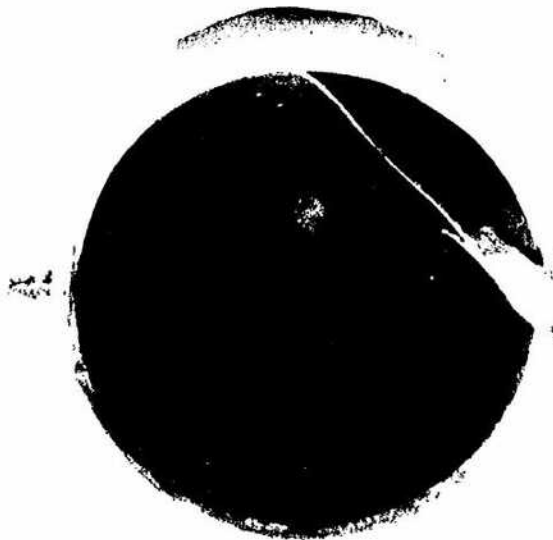
管狀銅器の形狀

管狀銅器殘缺二個は既述の黒橋面遺蹟の出土品と全然同一のものであるが二者共に鍍化の度は彼よりも著しく兩端の缺失の更に大なるものがあるので圖版第五七の一固より本來の形を究め得ないが大なる一は現存長さ四寸二分乙字形をした器幹部は徑六分五厘のほぼ正圓に近い断面を示してゐるが先端の横に屈曲した部分は楕圓形に近く管の内面に麻緒様の纖維が螺線狀に遺存してゐるのが眼に着く小なる一また器體の構造前者と同一であるが幹部の中心に鐵棒があつてそれが上邊の屈折部にまで達し本來管狀の柄として挿入せられたことを察せしむるものあるは將來この器の用途を考へる際に重要な據所となるであらう。今此の鐵部と銅管との間には粘土が満ちてゐる。

鐵形小銅器

鋤形小銅器殘缺一個現存長さ僅かに一寸五分の小斷片なので原形も用途も明になし

俯視形



側面形

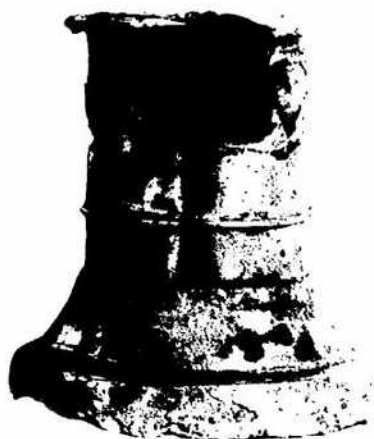
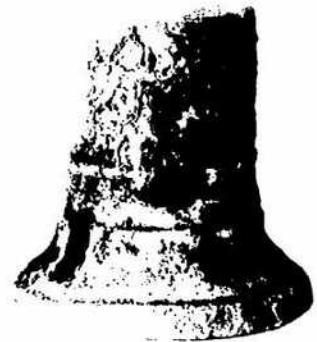
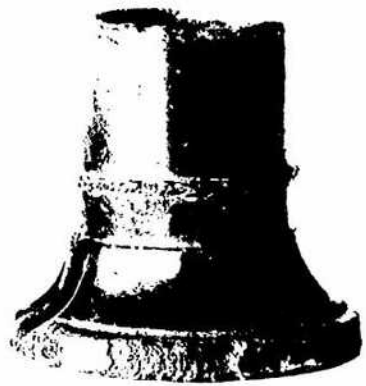


平壤を田春臣氏蔵

第四十圖

平安南道大同江面發見兩耳附銅壺及甗

第四十一圖 平安南道大同江面發見銅製車軸飾具



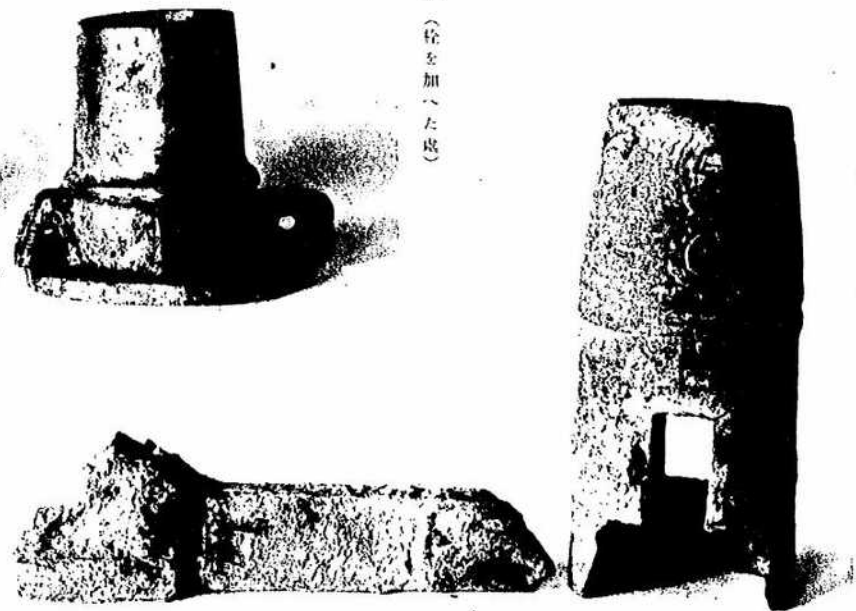
一三四 故山田村次郎氏藏品

本館所藏

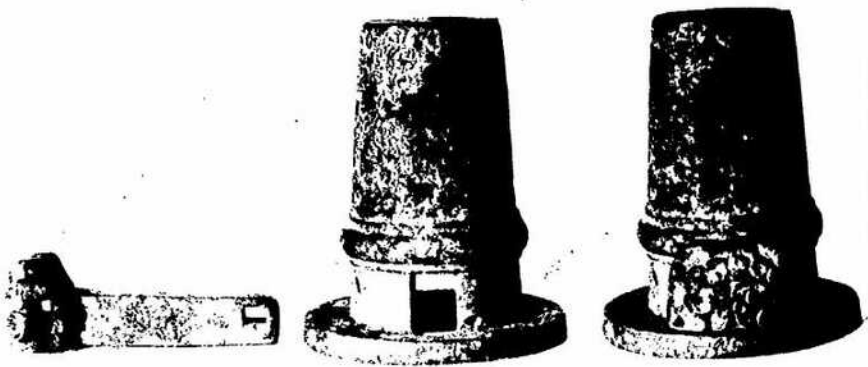
五・六 橋本方田氏所藏品

第四十二圖

支那發見銅製車軸飾具



其一 (栓を加へた處)



其二 (栓を加へた處を脱したるもの)

本府博物館藏

支那發見銅製車軸飾具

支那發見銅製車軸飾具

得ないが、もとは先端の尖ったV字形のものであつて、恰も我が鋤の先に近い形をしたものと思はれる。幅二分の表面には列り方が加へられ、内側突起し、裏はこの部分に他物を挿む受け部が造り出されてゐる(圖版第五九の二参照)

車軸頭器

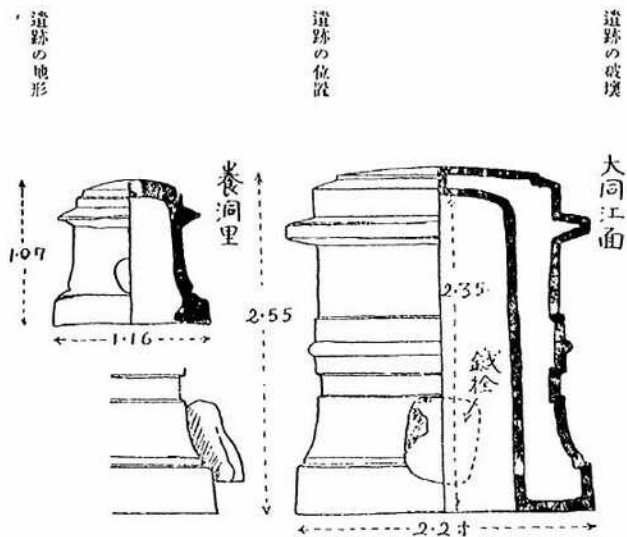
車軸頭器殘缺二個(圖版第五九の二段)に其の側面と上下兩面觀との寫眞を載せたもの、二者全く形を一にして對をなしてゐる。中空の圓筒形をして一端の徑一寸六分幅狭い縁を附し、それから上は狭まつて美しいカーブを見せ、そこに栓を加ふる二個の切り缺きがある。上部缺失、高さ僅かに五分の器端の部分を残すのみなので、一見何たるやを斷じ難い感はあるが、之を第四十一圖に示す完形品と對比する時、同じものゝ一部であることは何人も首肯するであらうし、更に其のものが支那の學者の認めて車軸頭即ち缸頭となす類

用途の考定

と同一類に入るべきことにも異論はないと考へる。此の種の銅器は支那に於いては古くから見出されてゐるものであつて、第四十二圖に掲げたのは關野博士が前年支那で蒐集して本府博物館に齎されたもの、軸の兩端に附して車輪の動搖を防ぐものたるはこの形と栓の工合とから容易に察せられるのである。同じ遺品は北部朝鮮の漢代の古墳からも割合に多く發見せられてゐる。前の圖に載せた四個は、故山田村、針次郎氏蒐集品中の大同江面發見に係るものと同じ地から出て、今ま白神壽吉氏の所藏する一對は、その破損の程度本遺品とほぼ相似てゐる。更に確實な遺品としては、大正五年秋關野博士一行の學術調査を行はれた石巖里の第九號古墳出土の壯重な青銅製品一對と、翌年谷井委員が發掘調査した黃海道鳳山郡楚臥面養洞里の第三號墳に於ける小形の一對とがある。この内前者には

類 品

基部の孔に挿入した鐵栓がなほもとの儘に遺存して居り、またすべて一對宛ある處に其の車軸頭なることを推測せしめる。(第四十三圖参照)



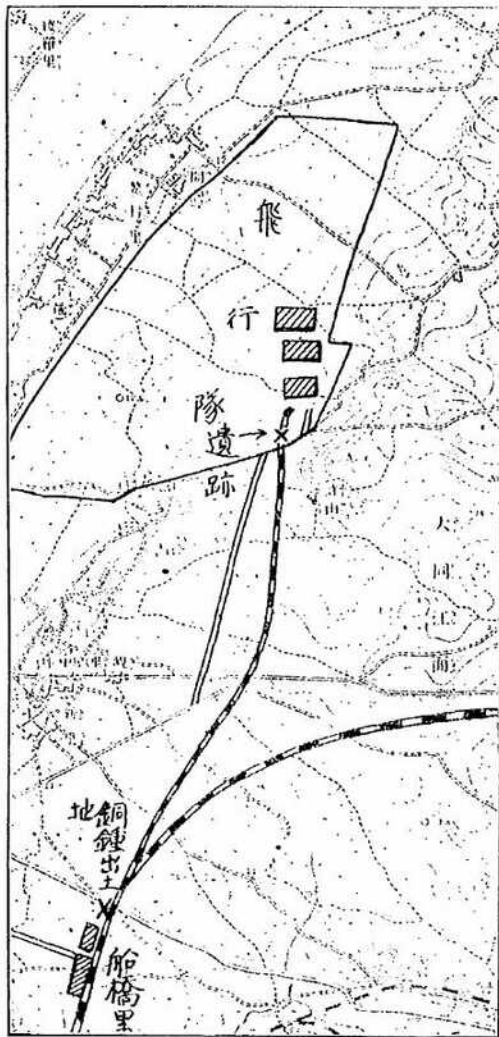
第四十三圖 北部朝鮮發見車軸頭(原小泉)

に藤田と梅原とは平壤警察署長岡本氏の東道で該地點を實踐したが、は北東から延

びて來た丘の端を占めて高さ三間内外を測るが、西方はまもなく降下して廣い平地となつて居り、眺望がよい。丘上はいま一部分犁いて畑地となつて表面には何等古墳の表彰と

遺跡地の現狀

第四十四圖 東大院里許山遺跡附近圖(二萬五千分の一地形圖分枝)



なる様なものを存しないが、處々に漢式土器片の散在が認められて、私共もそれを蒐集した。引込線はこの丘の端に近い處を南北に通じてゐるから、従つてそこに掘割りが出来る次第であり、地中深く埋没した遺蹟の發見は全く此偶然の機會に依つたのである。上に引

南部朝鮮に於ける漢代の遺蹟

遺蹟の構造
に關する問題

其に關する
解釋

木材の大き
と榫の復原

用した小野氏の圖と同氏の談話とに基いて遺物の埋没の位置並に其構造を窺ふに、前者は表面下約十一尺餘の處であつて現在の線路面には近かつたらしく、同地を掘り下げた際、右の部分に至つて偶然四寸角位の腐朽した木材十三本を並べ置いたものを發見、これを取除いた處、其間から銅劍其他を發見したものであると云ひ附近は全部粘土質の赭色土であつたが、木材の周囲のみ石灰などにも混じたかと思はれる様に白色を呈して特異な土質をなした一種の腐物様のものゝ存在も認められたとの事であり、同地點から二三間北の處からは、地下八尺の邊に土器が多數に埋没してゐるのを發見したと、こゝに小野氏の云ふ木材の並列は墳の主體たる棺槨を構成したものと見る可く、周圍の異様の物質は固めの爲の設備でもあらう、大正十一年十一月に藤田が小野氏から聞いた際、右の木材を以て氏は棺臺ではなからうかと云つてゐたが、其れが本來どんな形であつたかに就ては當時詳しい調べをしないで破壊したから明でないとの事であつた。

然し當時現場に遺棄した其の木材中の若干は東大院里の巡查駐在所に運ばれて、折柄建築中の家屋の床の間の用材となり、また全一本が關口半氏の有に歸して幸にも保存せられてゐるので、十三個と云ふ數に誤りがなく、またそれが相並んであつたこととは、其の大きが算出せられることになる。駐在所の床の間に用ひた二個は既に一部に加工を見るが、それでもなほ約三寸角の太さを有して長六尺餘あり、木質緻密で黒色を呈するところ、栗材かと思はれるもの、關口氏の本また同じ栗材と覺しく、諸岡祭治氏の實測圖に依るに、總長九尺三寸五分あつて、切口は方ではなく、矩形を呈し、一方太く他端に至るに従

木槨墳か

つてそれを減じ示すところ、前者が竪六寸二分五厘横三寸七分五厘に對して他端竪四寸五分横三寸七分五厘である。假りに十三本の材がはゞ同一のものとして同じ大きを示す横幅に従つて密接して並べたものとすると、竪九尺餘横五尺の大きが得られるし、竪に互違ひに並べたと解すると、竪九尺餘横七尺の大きとなるわけである。これに木材の腐朽の爲の大きの減小と並列に多少の空隙の存在を考慮すると、其の占むる面積は可なり大きくて、棺とは云ひ難く、寧ろ榫の一部と見るのが適當の様である。榫を木材で構成した古墳の大同江面石巖里の遺蹟に多いことは大正五年の學術的發掘の結果に依つて明にせられた。この點からすると、木墳また同じ類と察せられて興味を加はる。たゞ構造の細部に至つては今日ではこれ以上究め得ないのを遺憾とするが、致し方がない。

〔註一〕此の際藤田は關野博士に同行してゐたので、特の木遺蹟の性質に留意して、以後主として調査の事を擔當し、榫原これを助けた。

(二) 此部の觀察は小泉が行つた。
(三) 右の土器は大部分破壊したが、内一個は完全に採取せられたので、小野氏がこれを保管し、後本府博物館の藏となつた。圖版第六二の二に載せたものが是れであ

つて、漢式土器の特徴を具備してゐる。
(四) 此の銅器と非常によく似た遺品が近く平壤の對岸の古墳から見出されて、いま平壤多田春臣氏の所藏に歸した。第四十圖に示すものは、是れで、高さ五寸五分に近く、これには環狀の耳が一對あり、また別に内に銅匙を穿れてゐるのが面白い(本註印刷の際追加)

第四節 自餘の遺物

〔圖版第五三・第五四〕

北部朝鮮發見の自餘の銅劍

右の三者は吾々の見た北部朝鮮發見の銅銼銅劍の著しいものであるが、なほ此の外に遺品のみ單獨に存する二三の例がある。其の一つは故山田針次郎氏の蒐集品中にある銼

南部朝鮮に於ける漢代の遺蹟

劍であつて他は鮎貝氏所藏の支那式銅劍一口である。

後鋒銅銚

山田氏の蒐集品は今ま本府博物館に收藏してゐるが、その銅銚は圖版第五三の三に示す如く狭鋒の通有の形式に属し現存長さ約五寸五分、刃丸味を帯びて鋭からず穂袋は杏仁様の断面をして今ま端の方が缺けてゐる。銅劍の一は鋒部を缺失してゐるが細形としては簡單な形で、上記石巖里出土品に相似た手法を示し莖短く、又はこぼれて面磨減銳さを缺く(圖版第五三の三參照)現存長さ三寸九分幅は一寸に足りない。其の二は長さ一寸七分の鋒部の小斷片であるが形から見ると後述の支那式銅劍の一部分であることが肯かれる。是等の遺物は孰れも山田氏が大同江面に於いて獲たものであるが、一々の出土地點や作出遺物などは明にすることが出来ない。従つて今まは單に樂浪代の遺物であつたことを推測し得るに過ぎない。

銅劍

銅劍片

鮎貝氏の支那式銅劍

鮎貝氏の遺品は平壤の人の將來したものであつて前者に比して更に出所地すら究め難く、單に平安南道發見と云ふのみに過ぎず、資料としての價値の少ない感はあるが、其の形圖版第五三の二に示す如く、銳利の作りで支那式銅劍の特色の顯著なもの、この點に於いて上記大同江面の小破片一と共に注目すべき遺品と思ふ。此の劍總長一尺五寸餘、今ま所々に綠鏽を生じてゐるが、通體は黒味を帯びた赤銅色である。

第五章 考 說

第一節 年 代 觀 (上)

——永川の遺物——

考證編に於ける年代觀の位置

以上に於いて吾々は永川と慶州とから偶然見出された二つの著しい遺物と、それを藏した遺跡の状態に關する調査を録し併せて慶州の遺品中に多く存在した同じ劍銚の出土地を南朝鮮に求め、更に北部朝鮮にも記述を及ぼして、ほとん事實に對する記載を終へた。次に是等の遺物が如何なる意義を有するかを考察するに當つて先づ究むべきものゝ年代觀なることは蓋し何人にも異議のない處であらう。尤も吾々は既に本報告書の表題に於いてこれを漢代遺跡と明記したし、また上來の事實の紹介中にも遺品の類例を挙げた處に年代觀に及んだ部分が少ないから、右の四章を通觀することに依つて自ら遺物の示す實年代の推定がつくであらう。さう乍ら本來それは事實の記載を目的とした章中に於いて單に論及したと云ふに過ぎないから、固より論じて意を盡さず、改めて特に論究を要する點が鮮くない。即ち後論の初に少しく考察を加へることにしやう。

遺物群に於ける二種類

さて既に記載した遺物群に於いて、中に二つの著しい類の存することが吾々の注意に上る。其の一つは慶州入室里の遺跡の代表する銅銚銅劍を藏した類であつて、他は永川の遺跡に見る鏡を主としたそれに外ならない。二者の中では前者の遺跡が各地に分布して、

南朝鮮に於ける漢代の遺蹟

本題の考究の重要な分野を占めてゐるが、後者また遺物の豊富などから、其の年代を種々な點から考察することが出来て、學的興味が多いで、こゝには先づ此の方から觀察に入ることにした。

永川遺物の年代

第一章にて指摘した如く永川から發見した遺物群は、其の種類が多くて、中に所謂漢式土器の特徴を備へた土器片の存在するのをはじめとし、平壤の對岸の大同江面の第九號墳(大正五年十月發掘)其他から出たボタン様の小金具が多數に存し、また古調を帯びた銅鑿、帶鉤の類などをも含んで遺跡が支那の漢代に相當する時期に屬することを推測せしめる次第であるが、右の既述の年代觀察に對して進んでそれを實證し、出來得べくんば年代を今少し局限したい企圖に對し、寄與するものは蓋し古鏡の示す實年代であること云はなければならぬ。永川發見の古鏡は十五面を超へてゐるが、確實な支那製作品は三面に過ぎない。そしてこれを形式の上から分つと所謂日光鏡二面と四乳虬龍紋鏡一面となるのであつて、その形こそ小さいが、孰れも該形式の特徴を具備し、且つ精巧な部類に屬することは既に詳述した一體此の日光鏡と云ふのは其の銘文に依つて支那人の命名したものであるが、本邦學者は特殊な其の銘文の體から呼ぶにゴシック式銘鏡なる名稱を以てするもの。本式の年代に就ては支那の金石學者中には夙に漢代の作品と見て冠するに漢なる文字を以てしたものがあつた中には錢培の如き優れた見解を有した人士もあつたが、他方に於いて其の銘に表はれた特殊の書體が吳の天發神讖碑、神國山碑等の文に似てゐる處から、本邦學者中にこれを魏晉代の形式と見る説が一時有力であつた。右の説を排して本鏡の年代

發見の支那の年代

日光鏡の年代

前漢鏡

觀の解決に力を致されて動かない見解を示したのは故富岡謙藏氏であつて、氏は先づ其の銘の體の秦漢瓦當文に酷似したもの、あるのを指摘して、錢培の説に贊し、更に考古學上の同出の遺物に基づく事實に依つて、考察を新にする處があり、遂に同鏡を以て前漢時代に行はれた一つの形式であるとせられた此の説は、其の後現はれた資料に依つて裏書きを得る場合が多くて、學者の贊同を得、高橋氏の如きは、其の「銅銚銅劍考」に於いて、これを以て「故富岡氏の支那鏡研究中特筆すべき業績の一である」といふや、學界の定説となつてゐる。蛇足の感はあるが、右の見解の傍證となる考古學上の實例を擧げると、本文に引用した滿洲遼陽の古墳出土の同式鏡や、蘆家屯の貝葉發見の鏡などは、それであつて、前者は鳥居博士に従ふと、箱式の埴塚内に王莽代の大泉五十、小泉直一等の古錢と共に存してゐたこと、從つて其の年代が推測せられるわけである。で、本遺跡の鏡また右の標準を以て律して誤りがなからう。

四乳虬龍鏡の年代

日光鏡に對して他の一面の示す所謂四乳虬龍鏡は、支那人の所謂四花鏡と稱する式であつて、これは前者の如く銘文がないから、考察に困難を感ずるか上になほ考古學上共存遺物からする好資料をも求め得ないが、先づ其の大體の構圖に於いて、縁が一段高くて素文など、ころや、鈕座の周圍の形狀などは、故富岡氏が認めて前漢代の遺品となし、多くの學者の同意したところ、前漢鏡の特徴の一に一致するので、他方其の正文様たる所謂虬龍の線の表現の漢代に盛行した方格規矩四神鏡と同軌に出づる點などから、また同じ漢盛時の作品と見ることが出来るのである。

南朝鮮に於ける漢代の遺蹟

仿製鏡の年
右の支那鏡の外に永川から出た自餘の十二面の鏡の年代は、それが一種別個の特色があり、支那の製作品ではなくて、其の仿製に係り、年代の徴すべき點に乏しい感がある。さり乍ら既に詳記した如く、其の大多數の遺品の基くところが上記の日光鏡であつて見れば、仿製と云ふ點を考慮して、大體の年代を導き出すこと必ずしも不可能ではなからう。而してそれ等は初に記した漢式土器圓錐形小飾金具、虎形帶鉤等の示すところとも排致するものではないや、重複するが是等に就いて二三の附記を試みるに、虎形帶鉤の外形の秦の虎符に近いこと、の如き、また同じ銀様小金具の出た大同江面の第九號墳が、其の豊富な副葬品から、おそくも後漢の中期を下らざる遺跡なのを考へしむる點など、それを含む本遺跡の年代考定に向つて、鏡と同一歸結を示す一資料となるのを信ずる。以上の諸點から推して第一に記した永川琴湖面の遺跡を以て後漢代にありとする見解が大體に於いて是認せられるわけであり、またこの發見に依つて漢代の文化所産の同地に入つたことを立證し得ると思ふ。

自餘の遺物の年代

慶州塔里の

序に記するが、慶州塔里發見の銅鐸の年代、また大同江面第九號墳出土の遺品に比較し、また同じ類の樂浪の遺物中に多く見る處から、同じく漢代のものですべきことが考へられる。この事また單獨出土とは云へ、本題に關係を持つものである。

【註】(一)例へば「西清古鑑」卷三十九に録する「明光鑑」と稱する類がそれで、銘句は同一ではないが同じ式に屬する「ゴシツク式鏡」を漢としてゐる。同じ「ゴシツク式鏡」で、更複雑なものを漢とする事は既に「博古園」に見ゆる。

(二)錢坫「鏡銘集」參照。なほこの方面の優れた研究を示した人士として、孫星衍をも挙げ置くの要があらう。

(三)一例を挙げると、東京帝室博物館に於いて、四五年前まで此の種鏡を以て魏晉代の遺品として陳列してあつた如

きはそれで、富岡氏の「支那古鏡圖說」にもそれが載つてゐる。

(一)故宮圖說「漢氏」九州北部に於ける銅劍銅鐸及び彌生式土器と作出する古鏡の年代に就て「考古學雜誌」第八卷第九號參照。

(二)高橋氏「銅鐸銅劍」(九)「考古學雜誌」第十三卷第四號の件出遺物に據れる考察の簡參照。

(三)鳥居龍溪博士「南滿洲調査報告」參照。

(四)此の鏡、いま旅順博物館に蔵して第二圖に載せた。同

館員森修氏に依ると、このものは五銖錢と共存してゐたと云ふ。

(五)此の種の鏡を以て漢代としたことは既に「西清古鑑」が漢の字を冠してゐることに依つて知られるが、それは勿論唐に對立しての概括的のものたるに過ぎない。

(六)第三圖に擧げた大同江面戌墳に同式鏡の存在したことは右の年代の考定に有力な傍證を提供するのをこゝに附記して置かう。(此の註追記)

第二節 年代 觀 (下)

銅鐸銅劍

銅鐸銅劍

上に記した類に比べると、慶州入室里遺跡の代表する處のものは銅鐸銅劍なる特殊の遺物でもつて同じ類は、其の分布か割合に廣く、同中に形式の相違も認められるから、先づ該遺品の形式の先後に考察を加ふるの要があり、然る後種々の方面から實年代推定の觀察を行ふ可きものなのである。

此の銅鐸銅劍の類は内地では一に筑紫鐸とも呼ばれて九州北部を中心とした舊日本の西半部に多數に見出される上代の特殊な一遺物であつて、遼畿を中心として分布する銅鐸と並べ見るべきものなのは蓋し顯著な事實である。然しながら如何せん其の出土の特殊な場合が多い爲に、研究上の據所を得難くて、銅鐸と共に我が考古學界の難解な一遺

銅鐸に關する研究の諸

南朝鮮に於ける漢代の遺蹟

銅鐔の基礎
的考察

物として學者に取扱はれてゐた處がこのものも數年來一方彌生式土器に関する研究の發達と他方支那古鏡鑑の沿革の究明とに負ひ、また本編記する朝鮮半島に於ける資料の新出によつて著しい發展を遂げて其の性質がやうやく究められるやうになり、銅鐔またそれから解決の曙光を得んとしつゝあるのは、まさに輓近に於ける内地考古學の發達の齎した著しい業績の一として數ふべきものである。此の基本調査に對して力を致された數多い人士の中で九州帝國大學の中山醫學博士と京都帝國大學の故富岡講師との功績は特筆すべきであり、高橋健自氏の『銅鐔銅劍考』⁽¹⁾は其等に基き廣く資料を求めて右の遺物の綜括研究を行つた著作として、同編に於いて銅鐔銅劍の性質がはじめて科學的の解釋を施されるに至つたものと稱すべきである。著者の一人たる梅原の『銅劍銅鐔に就いて』の小編⁽²⁾また右の機運に促がされて同じ遺物の性質を論じたもの、なほ別に『京都帝國大學考古學研究報告』の附録として銅鐔銅劍の集成圖を發表して遺物それ自躰の基本事項の究明に資したことであつた。是等の三者孰れも朝鮮の出土品を論述の對象の一部に加へ、其の年代觀の如きは寧ろそれに負ふた點が少くない。従つて本節にて論證するところの幾分は既にその中に見出すのであるから、こゝに述べんとする形式觀年代說の記述はつとめて重複を避けて朝鮮出土品が示すところと、それが該遺品の研究上に占むる位置を主として記して後段の論述に資するにとゞめたい。

本來銅鐔銅劍なるものは其の名の示す如く武器の一種として作られたものであつて、形の上から、共にそれに柄を附して刺器としたものなのは改めて論ずるまでもあるまい。

本編記載の
銅鐔

銅劍の形式

こゝに論證の對象としてゐる朝鮮出土のそれまた同じ類に入るべきは一見頗る明瞭であつて既に個々の遺品の記載に於いて指摘した様に現に刺器としての鋭さを保持する類を見受けるのである。いまこれ等の遺品を更に形に基いて少しく觀察を加へて見るに、先づ劍にあつては中に大同江面石巖里古墳出土品及び同じ大同江面で故山田氏の拾得した一個の如き單純な形のものがあり、また慶州入室里の出土品に一例を見るクリス形銅劍なる特殊な形式も存するが朝鮮出土で最も多いものは高橋健自氏の所謂細形銅劍であつて吾々の注意に上つたもの、南北を併せて其の數十個あり、孰れも身の兩側に二つの節狀突起を存し、又莖の甚だ短いと云ふ共通の特徴を持ち、其の一々の間の相違は殆んど身の幅の廣狭にのみ存してゐる。試みに其の幅の狭い類から數へると平安南道東大院里許山黃海道黑橋里出土の二個と李王職博物館藏の傳江原道出土品が第一位にあつて最も鋭くそれにつぐのが慶尙北道慶州入室里發見の第一號劍同第二號劍忠清南道牙山屯浦面出土品傳慶尙北道尙州發見品等であり以下全羅北道の全州の銅劍慶州入室里第四號劍から忠清南道唐津の出土品傳全羅道の出土品慶州の第三號劍の順に幅が廣くなり、特に最後のもの、如きは下方の幅の著しく擴大して形の上に一特色を加へた様に見ゆるし李王職博物館藏の出土不詳の一個は刃の鋭さを缺く點から、また同じ類と見らるべきものである。

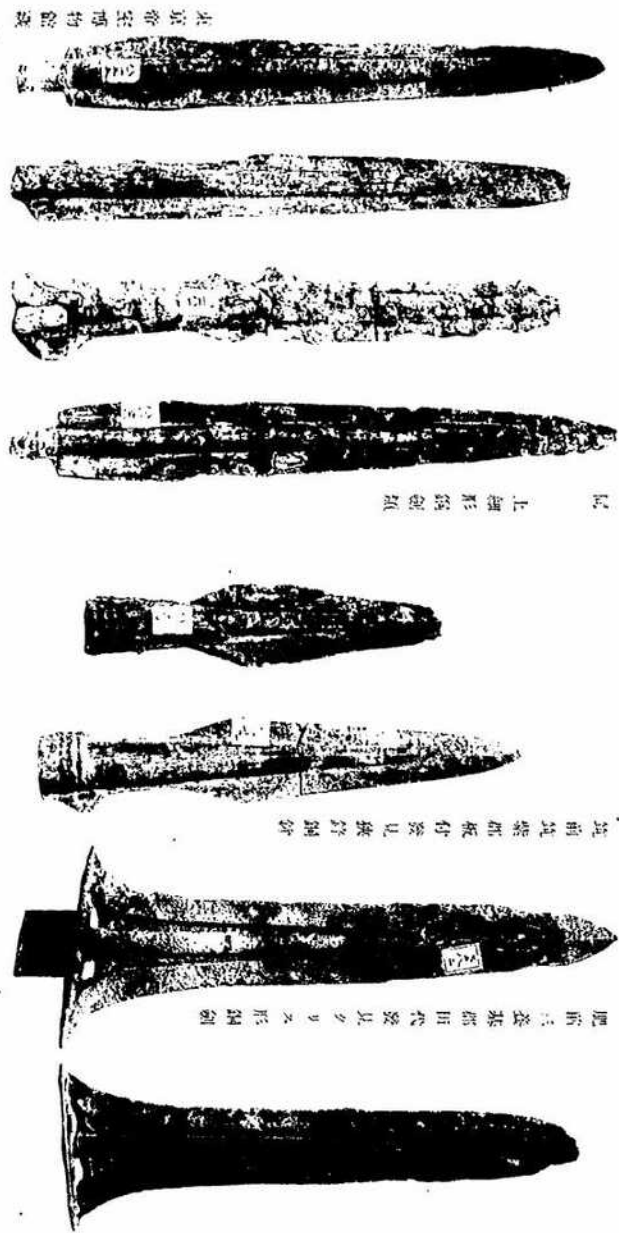
轉じて銅鐔の類を見るに是れは七口を數ふる遺品のうちに傳慶尙南道金海出土の一個の如く鋒が廣くて刃が殆んどない長大なものもあるが、其の大部分は長さが割合に短

銅鐔の形式

くて鋒部が尖つて鋭く、また其の穂袋が深く入つて柄の着装に便に出来た共通の特色を持つて居り、最も大きい入室里の第一號鋒が一尺三寸五分で、短かい黄海道黒橋面のそれは五寸にも足りない大きさである。而して是等の類の質たるや利器に最も適した眞の青銅から成るものと認められるのである。

内地發見の銅劍の形式

これに比べると内地の西半部から出る銅劍銅鋒の類は、うちに上に擧げたと同じ類のあること例へば銅鋒にあつては第四十五圖に示す筑前筑紫郡板付發見品の如く短かくて先端の尖つた同一の特徴を備へたものや、また細形銅劍にあつても第四十六圖に見る備前飽浦長門罷栗濱の出土品の如く、上記慶州入室里發見第三號銅劍とほぼ同一程度の幅を有する類の存在に依つてそれが如實に示されるが、同時に著しく注意を惹くのは銅鋒にあつては同じ狭鋒のそれであつても第四十六圖の一の右の筑前筑紫郡須玖出土品の様に形の長大なものや、同じ圖の二の一例對馬大網出土品の如く形の大きいのに加へて鋒部の幅の著しく廣くなつた類及び其の特徴が更に甚だしくて殆んど刃を見ない式が多い。此の後者の一例は南鮮に傳金海出土の一例もあつたことながら、内地に廣鋒鋒の多數見出されることは眼立つて見ゆる。銅劍また上記細形銅劍の下幅の廣さのより多くなり、反對に鋒部の鋭さを失つて扁平な形と化した式が半ばを占め、こゝに高橋健自氏の所謂平形銅劍の存在を指摘し得ることゝ、入室里に一例のあつたクリヌ形銅劍の出土數の細形劍に雁行することなどであり、この後者には時に第四十五圖の三の如き鋒部の狭くて鋭い形状もあるが、概ね刃の丸くなつて且つ幅の過大となつた類が多い。⁽⁶⁾



第四十五圖

内地出土の銅劍銅劍類 (其一)

(一) 武前瓦部須攻發見狹鋒銅劍



(二) 對馬下縣郡大綱發見廣鋒銅劍



(三) 長門豐浦郡鹿野濱發見細形銅劍



(四) 備前兒島郡甲浦村能浦發見細形銅劍



第四十六圖 内地出土の銅劍銅劍類 (其二)

朝鮮と内地
出土品との
形式上の関
係

是等の今日まで知られた資料を通観すると兩者の中で朝鮮出土品は概して其の身の幅狭く鋒部の鋭い鉞劍が多く内地の出土品はこれに近いものから幅の擴大したものとや更にそれが形式化した類に富むことが看取せられて其處に梅原の『京都帝國大學考古學研究報告』第七冊に載せた様な兩者の形式の順列を導き出される。而してそれが北から南へ南からまた東へと大體に於いて形の變化が地方的な分布の上に見られることに興味を感じる。然しそれは後に論ずることにして、如上の形式列に於いて上に記した如く鉞劍が刺器たる性質からすると形式上初に來るもの、幅の狭くて鋭い類なのは何人も首肯する處であらうから朝鮮出土品が内地出土品に比して相對的年代の遡ることまた自ら認められるわけである。

鉞劍の實年
代觀

右の遺品の形式觀に對して然らば其の實年代如何が次に當然問題となるのであつて、これが遺品の占める文化上の位置を考ふる上に一層重要な意義を持つものである。さりながら銅鉞劍にも、それ自體には記録がないから器其のものに年代を究明すべき據所を持たない。これはどうしても他に證據を求めなければならぬ。幸にも吾々はそれを右の鉞劍と伴出した遺物に見出し得るのである。既に指摘した内地發見の銅鉞劍の性質の究明が主として伴出の鏡と土器とに基いたと同じく朝鮮出土品の場合また同種の遺品に負ふ所多く兼てまた共存の古錢に一つの重要な據所を見出し得るのは特記を要する。即ち第四章に於いて挙げた細形銅劍の最も細くて鋭い一例と短い狭鋒銅劍の出た黄海道黃州郡黑橋面の遺跡からは同時に前漢宣帝の神爵二年に鑄造した處の穿上横

伴出の遺物

古錢よりの
形

文五銖二枚が出てゐて遺跡營造の上限を測ると共に、銚劍と古錢との年代の接觸を考へしめ、こゝに實年代觀の一つの基準を求むるの可能が認められる。これは高橋氏が其の「銅銚劍考」にて注記せられた處であり、吾々も亦それを採らんとするものである。然しこの一例のみで直ちに年代觀を立つることの危険なのは、伴出物の有する性質の上から當然考へなければならぬ。吾々は更に他の方面に於いて同様の事例を求めて、其の確實性を増すの必要がある。

さて自餘の遺物に於いては右の古錢の場合の如く明瞭に其の實年代を定め得るものはない。例へばこれを鏡鑑に就いて見るも、其の年代觀の大本はやうやく確立したとは云ひ乍ら、なほ細部に於いては學者の間に異説があつて、一つの見解を以てすべてを律し難い状態に置かれてある。さりながら所謂前漢鏡の諸形式に對する學者の見るところは故富岡氏の新説提出以來は、一一致して異説がない様であるから、同じ形式の特徴を具備した古式鏡二面が石巖里に於いて銅劍二個と伴出してゐる事實は、遺品の年代觀上また據るべき一つの重要な資料と思ふ。

小馬鐸

次に最も多數の遺品を出した慶州入室里發見の小馬鐸が平安南道大同江面の第九號墳出土の馬鐸と相似たことや、それに特殊な鈴の相似たものが五峯山を中心とした漢の樂浪の遺跡から出てゐる事實などは、第四章に擧げた北部朝鮮に於ける銚劍出土の遺跡が例へば東大院里許山の如く漢式の墳墓と認められる點と共に、年代考定の上に關係する處が多く、其の出土品たるや所謂樂浪郡の遺跡出土のそれに一致するものを多數に見

古鏡よりの考察

出すのである。樂浪郡を中心として漢の郡縣のつゞいたのは前漢から後漢を経て六朝の初期に至る四百餘年の永い間ではあるが、従來多數の遺物を見出して樂浪郡遺跡の中心と云はれた平安南道大同江面の古墳にあつては、五峯山周囲のそれは、出土の遺物から推して主として漢盛時の營造と解すべきこと、研究者の一致するところであつて、第九號墳の如きは其の代表的ものと云つてよい。従つてそれに含まれた副葬品と同じ類品に伴出する銚劍は、よし確證とするには不十分であるとするも、少くも同時代のものと見る傍證とする可能性はあるであらう。

土器に基く年代觀の推測

最後に考古學者の研究に最も重要な役立ちをする土器に就いて觀るに、北方朝鮮出土の銅劍、銅銚と伴出した黒橋面のそれは、漢式土器の特徴を備へたものであり、許山の遺跡の附近に存した類の同じ式なることも既に是れを指摘したが、彼の慶州入室里發見の土器は、それが同地方に於いて石器と伴出する所謂彌生式系の土器と同一の特色を帯びたものである事實は、大正九年秋發掘調査の金海貝塚に於ける貨泉の發見に依つて、同地に於ける金石併用期の西暦紀元前後にあつたとする推測説と相待つて、また同出の銚劍の實年代を推測する上に示唆となると思ふ。

是等から導き出される年代觀が其の據る所の資料の少ない點からなほ不十分の憾みあることは、吾々の認める所であるが、他方内地の北九州に於ける須玖や三雲等の主要な銚劍出土地に於ける伴出の遺物からする年代觀とそれが合致する點からして、これを以て現時に於ける據るべきものとせざるを得ない。いまこゝに得た實年代推測の基準事項

如上の推測より歸納し、六年代觀の推測

遺跡の年代

を上記した遺品の形式観と對比することに依つて單獨出土の場合に於ける遺物の年代また推測の可能が生じて来る。而して是等を綜括して形式の割合に古い鈍劍即ち朝鮮の出土品の年代の漢代——これを局限すると前漢末から後漢に亘る——にあつたとする見解が得られるわけである。吾々はかゝる見地からして南鮮出土の銅鈍劍の類の時代を支那の漢代にありと想定するものであり、引いてまた是等を藏した遺跡の營造の年代をも推さんと欲する。而してこの肯定はやがてまたそれをれよりも大體に於いて形式化した内地の遺品の年代を律する上に重要な役立ちをすることを擧げて置きたい。

【註】(1) 中山醫學博士の九州北部に於ける銅生式土器の基本調

査は考古學雜誌の第七卷以降に連載せられてあるが中で本題に密接な關係を有し特筆すべきものを「九州北部に於ける先史原史兩時代中間の遺物に就て」(七ノ一〇—八ノ三)、「銅鈍劍並に石劍發見地の遺物」(八ノ八—七)等とする。故宮岡氏の鏡の年代研究は九州北部に於ける銅劍及び銅生式土器と作出する古鏡の年代に就いて(考古學雜誌八ノ九)で論せられた、これにはじめて前漢鏡の形式觀が説かれて、鈍劍年代考定の重要な規準を得たのである。

(2) 高橋健自氏の「銅鈍劍考」は「考古學雜誌」の第六卷第十一號から掲載せられたが第七卷第五號以下久しく中絶して、やうやく第十三卷第七號に至つて前後十二回を以て完結した。氏はこれに補訂を加へて近く「銅鈍劍の研究」と題して公にせられると云ふ。

(3) 府原の「銅鈍劍」に就いては雜誌「史林」の第八卷第九卷の兩號に連載して七回に亘つた。其の後半高橋氏の

論著との重複を避けて、前者以外に論述を及ぼした。鈍劍の成分を論じた如きは其の一例であり、また朝鮮のそれを論じた部分も割合に多い。

(4) これは同大學考古學研究報告の第七冊の附録に收められてある。其の集成に當つては専ら濱田博士の指導に依つて主として府原これに當り、藤田、小泉、また一部分援助した。

(5) 「銅鈍劍考」の第一回に擧げられてゐるところ、以下形式別の名稱すべて同書の記載に従ふ。

(6) 此の筑前板付發見の銅鈍劍に就いては中山博士の報告「銅鈍劍の新資料」と題して「考古學雜誌」に出てゐる。作出の局部狀態は詳でないが、同時に石器の出てゐる點と後鈍劍の如何にも實用的な點から注意を惹いたものである。高橋氏は其の「銅鈍劍考」(前出)にこれを支那の製作品としてゐる。後段の論證に必要なであるからこゝに註記して置く。

(7) 右の須玖出土の銅鈍劍は從來未だ學界に知られないもの

であるから此の機會に紹介したい。これは本府古蹟調査委員大原利武氏の珍藏に係り、氏が前年同遺跡發見の際破鏡一面と共に譲り受けて歸したもので、同地出土品としては優秀品の一つである。

(8) 此の降上記「銅鈍劍考」及び「銅鈍劍研究」に據る。

(9) 「銅鈍劍考」(七)、「考古學雜誌」三三ノ二(一〇)、(同上)三三ノ五の記事参照。

(10) 大同江第九號墳から出土した漆盤に前漢末の居攝三年の銘のあるものも存することは既に上章の註の追記に擧げて置いたが、昨春秋末見出された五峰山鏡の大

形古墳の出土品中記銘のある類を見るに、總督府發掘調査の河原をはじめ出土の漆器の銘は王莽の始建國を最後としてそれよりも遡る前漢後半期のものが多く、年號鏡たる内行花紋系の異體字のものまた居攝元年とあり、戈の如きは秦の始皇の廿五年と認むべき銘のあること附録に載する如くである。従つて是等の出土五峰山鏡の古墳群を以て漢盛時の營造とする學者の推測は確實性を大いに加へたわけである(此の註追記)。

(11) 本府印行大正九年考古蹟調査報告第一冊「金海貝塚發掘調査報告」参照。

第三節 遺物の上に現はれた支那の文化の影響

遺物出現の理由

以上二節に於いて吾々は本報告に取扱つた處の遺物の質年代に對し考察を加へて是れを支那の漢時代にありとする推定説を得たのであるが、その歸結と同時に理論の上から考慮を要するのは是等の遺物が果して韓半島に於いて同時代に生じたものなりや果たまた他からの高度の文化の影響を受け其の所産を傳へたに依るものなりや否やの點である。然し此の問題に就いては既に上來の記述に於いて度々そのうちに支那の製作品の存在を繰返したことであつて彼の永川琴湖而出土の日光鏡四乳虬龍紋鏡の如き、また黄海道黑橋而發見の五銖錢の如きは其の最も顯著な例と云ふべく、上記の年代觀の如きも甚く處質に是等の支那古代の文化所産の示す質年代にあつたのである。従つて如上の

支那文化の影響

南朝鮮に於ける漢代の遺蹟

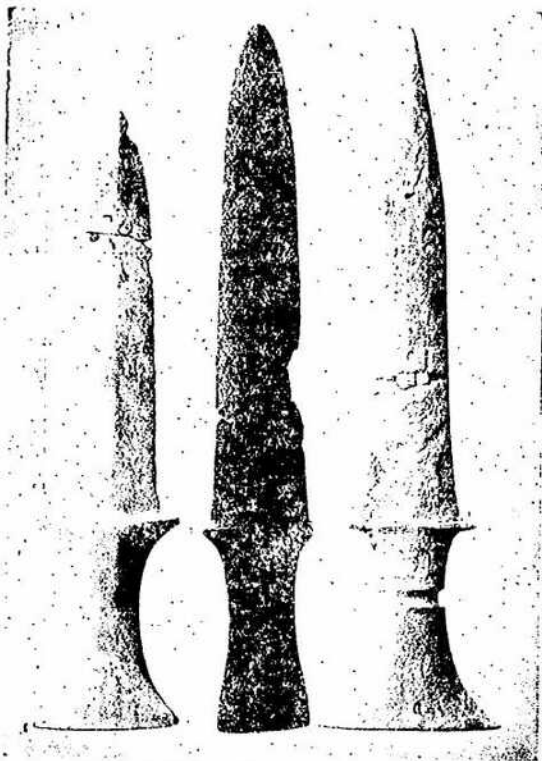
銅劍の支那
關する異說

遺物中に支那の文物の影響の存することは改めて説明を試みなくとも自明であらうと思ふし、更に他方に於いて近時やうやく究明の域に達した韓半島の石器時代の遺跡遺物の知見からは是等を以て朝鮮に於ける独自の發達とすることの困難なことも多言を要しないと信ずるたゞ私共の取扱つた遺物中の著しい一たる銅劍銅劍の類に就いては鳥居委員の如くこれを以て別に朝鮮に廣く分布する磨石劍に系統上の連絡があつてそれに負ふて作られたとの解釋を與へ、他方また該石劍を以て土耳其式劍の影響に基くと云ふ説を有せらるゝ人士のあるに於いて、對して多少の論述を加へるの要が認めらる。

朝鮮乃至内地出土の銅劍銅劍の類が其の遠い起源は兎に角として直接の系統を支那に求むべきことは高橋氏がこれを説き、梅原またそれに替した如くであつて其の理由とする所支那の植民地たる樂浪郡の遺跡に多くの漢代遺物と共に同遺品の見出されてゐる事實が同じ朝鮮の内地であるから除外するとしても、同じ類が南滿洲をはじめ支那内地に於いて發掘せられ、そのもの、内地に將來せらるものあること、例へば細形銅劍に支那保定府發見品の東京九段游就館にあるが如き、同じく支那内地出土の狹鋒銅劍の京都帝國大學に藏する等の實例があり、また南滿洲蘆家屯貝墓發見の細形劍が旅順の博物館にあるから是の類を以て朝鮮で發生したと見ることの不合理なことが知られやうし、また劍鋒ともに形の上で既に一程度の發達を示してゐるから先行の形式なく突然このもの、發生を想像することが出来ない。此の場合論者の擧げてゐる石劍が果してそれに適應するものであらうか、朝鮮の磨石劍の類は第四十七圖に一例を載せた如く、其の形が

磨石劍の支那
起源説と其
の理由

磨石劍に關
する解釋



第四十七圖 扶餘鳳山麓發見石劍

所謂支那式銅劍と相似て、兩者の關係を肯定せしめるものではあるが此の種の石製品たるや、それ自體に於いて甚だ形式化した處があつて、一つの形式の起原をなすものとは解し難く、又利器としての特色を失ひ、その形が實用の石製利器としての發達の過程上自然に到達したものとして、あまりに不似合に見ゆる。而してこれを實際に於いて調査するも、該遺品は自餘の石器とは形の上で全く游離した存在であつて、中間型式がないで、如上の支那式銅劍との類似こそは、彼の形を石で模した爲とするのが最も穩當な見解であらう。此の種石劍の或物に製作の際金屬器を使用したらしい形迹の存するもの、あること右の推測を助くるものである。吾々は如上の理由から單に石製の劍であるの故を以て石器時代の所産なりとし、銅劍鋒の原形

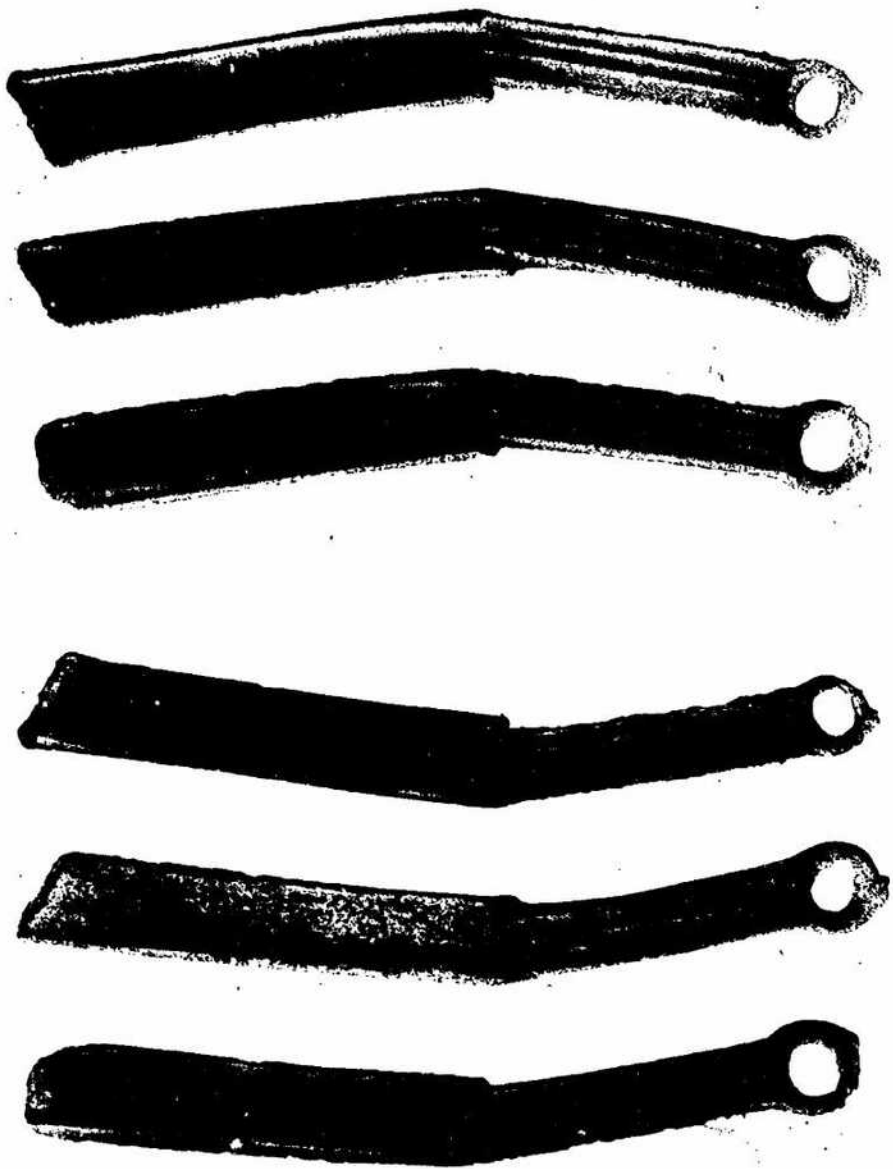
南朝鮮に於ける漢代の遺跡

遺物に表は
れたる支那
化の影響

をそれに求むる説には賛し得ないのであつて、鈍劍の出現また是れを大陸に於ける遺物の將來に依るとするの妥當なのを信じたい。彼の從來南洋のクリスに酷似したと云はれて名稱に其の名を冠した異様な外形の所謂クリス形銅劍すら其の形式の起源を求めると支那の古代の戈にあること高橋健自氏の唱導せられた如くである。事實上支那文化の影響は多くの點に見られるのである。此の場合吾々が前節に論及した鈍劍の形式に依る分布が大陸に近い北部朝鮮には、相対的年代の古いものが多く、南鮮がそれにつき内地の遺品が更に形式化の大となつた類に富むの概括的の事實またその基くところの大陸——支那にある有力な一の傍證となるであらう。

支那文化流
入の年代

以上の點からして吾々は銅鈍劍の朝鮮に現はれた事を以てまた支那の文化に負ふ處のものであることを肯定するのである。然らば支那の文化が何時頃から果して半島に波及したであらうか。またそれが如何なる影響を當代の民衆の上に與へたらうか。是等の點が果して遺物の上に表はれてゐるものありや否やを究むることが新たな考究の題目となつて来る。先づ前者に就いて見るに右の問題たるや從來幾度か古代史家の論述の對象となつたものであるが現在の學界に於いてなほ解決を得ることの困難なる状態にあるもの。而して前漢武帝が四郡を置いたことからは同代に北部朝鮮に支那文化の流入した事は學者の一般に認むる處であるが同代に南鮮の内部にそれが及んだことを疑ふ論者が少くない様である。然しこの點に於いて上に縷述した遺物と其の年代觀とからして吾々は漢の盛時に既に南鮮にも支那の製作品の齎されたことを實物の上から考定し得

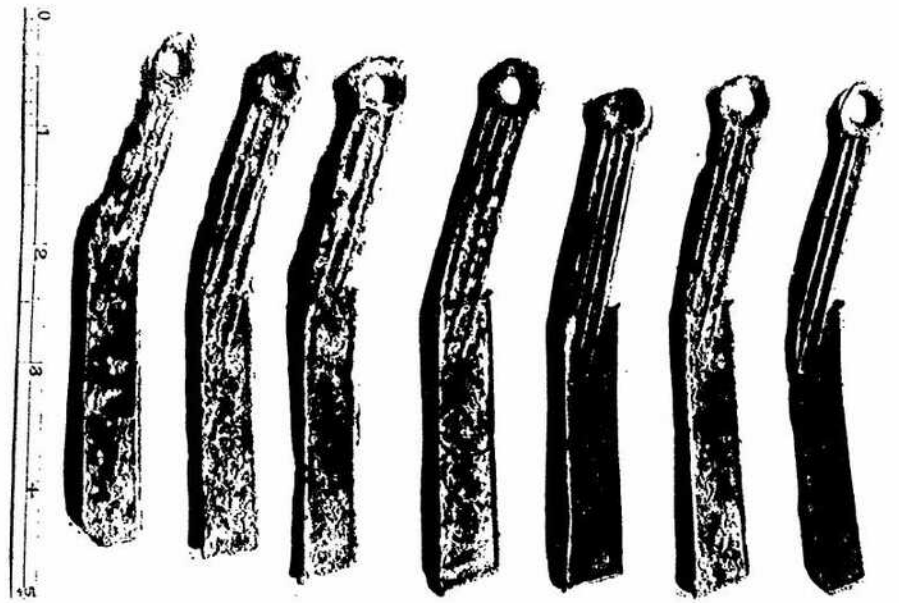
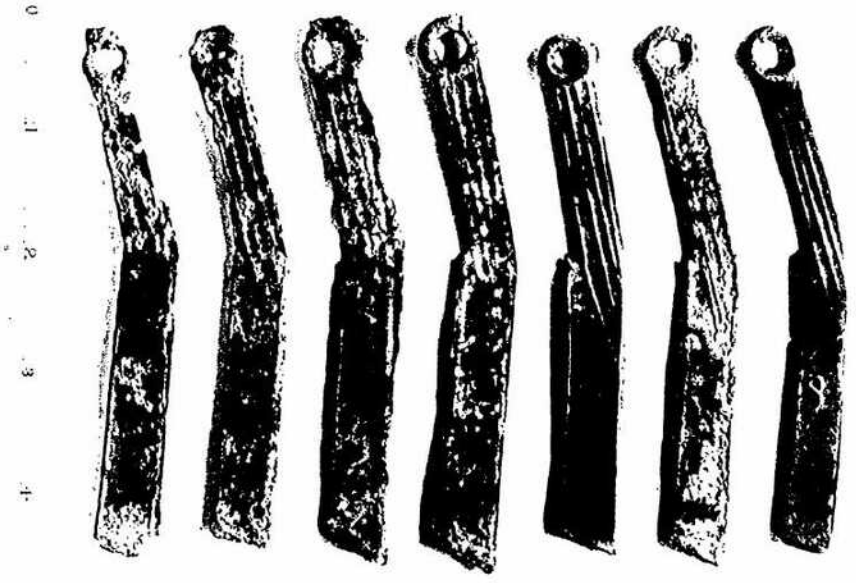


第四十八圖

平安北道寧邊發見の明刀錢 (表裏)

高橋健自氏著

第四十九圖 全羅南道康津發見の明刀錢 (表裏)



全羅南道康津發見の明刀錢

明刀錢の發見

ることを欣ぶと共に遺跡の分布の上からして甚だ不充分ではあるが其の波及の單に交通の便利な沿海地方にのみ限らず、永川や慶州などの大陸から見ても僻遠とせなければならぬ地に重要な遺跡を見る點から漢代にかく内地に流入するに於いて、それに先立つ時期の影響の可能に自ら思ひ至らしめる。右の點に就いて遺物の上の重要な資料として擧げなければならぬのは蓋し平安北道の寧邊と全羅南道の康津とに於ける明刀錢の發見であらう。

寧邊と康津とに於ける如上の遺物の發見は共に偶然の現象として表はれたのであるから遺跡の状態に關する正確なる調査を缺いて學術上の資料たるの價値に乏しい感の多いものではあるが然し兩地から右の錢貨の出土した事實だけは認めて誤りが無い様であり、現に寧邊のその如きは本年度の出土に係り、地方廳からの届書が博物館に廻送して來てゐる。いま其の實物を見るに前者は第四十八圖の如く橋都芳樹氏所藏品、また後者は第四十九圖に示すものが是れで、李王職博物館藏品、あつて共に明刀錢として確かな遺品に屬する。この支那の戰國の錢貨の一つは北方からまた他の一つが半島の南端に近い地點から見出された事實は、支那文化の半島流入の年代推測の上に重要な奇與をなすものであり、こゝに本編論じた漢代と認むべき遺跡の半島各地に散布し、また内地に存することも右の先行のあるに依つて其の理由が自ら了解せられるわけである。⁽⁵⁾

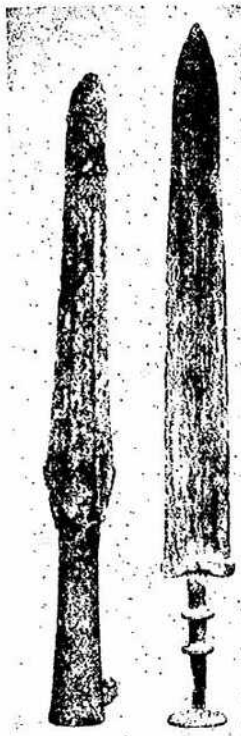
〔註〕(一)前出「金海日原調査報告」等参照。

(二)本府印行「大正五年度古蹟調査報告書」所收の島居委員の報告参照。同氏は其の八〇三頁の石劍の條に於いて、

南朝鮮に於ける漢代の遺蹟

「然レハ石劍ハ銅劍ニ類價スレトモ決シテ之ノ模シク
ルモノニアラズ(中略)銅劍ノ形狀ハ石劍ヨリ移リ時代
ノ進歩ハ遂ニ石器ヲ金屬ニ轉化發達シタルモノナラン」

(3) 人類學雜誌第三十七卷第九號所載島居博士「土耳古式短剣に就て」の緒言の條参照。この文中で博士は朝鮮に多い磨石剣を以て金屬製品を模したとする説を排し乍ら別に「假に鮮滿等石製短剣を金屬製の其れから模したものと見ると果して何れの短剣に似て居るであらうか」として氏の所謂「土耳古剣」を擧げてゐられる。(4) 是等の遺品は高橋氏の増補せられた「銅鉄銅剣考」(單行)に載せられる筈であるからこゝには詳記せない。



第五圖 支那發見銅劍

(7) 平安北道靈海出土の明刀錢は埋没物としての屈出があつたにもかゝらば、其の手段中に實物の大半が散佚したらしく、昨年末にその十數枚が平壤梧都芳樹氏の許に歸されて諸家の間に分散した。現在この刀錢を所藏してゐる人士を數へると右の橋都氏をはじめ、同地の宮田晋二、諸岡榮治、中西嘉市、多田春臣等の諸氏、京城の稻葉岩吉、白神壽吉氏があり、女塚本府博物館と京都帝國大學の所藏品にもなつたものがある。序に附記するが、平壤の中西嘉市氏は平安南道の大同江面

たゞ參考として京都帝國大學所蔵の狹鋒銅劍の寫眞を第五十圖として掲げて置く。
(5) 此の磨石剣に就いては例言に記した如く個々の資料の示すところを精査してそれに考査を加へたものを別に報告書として提出するから、詳しくはそれに準ることとする。
(6) 高橋健自氏「銅鉄銅劍考」(五) (考古學雜誌第七卷第五號)の格式の由來の條参照。

から出たと云ふ同じ明刀錢二個を所藏してゐる。遺物は確かなものであるが、その出所に就いては疑問があるからこゝには採らない。
(8) この支那文化の半島に流入した事に就いては報告者の一人なる梅原が「上代の南朝鮮に就いて」(思想第四號所載)なる文中に論じたことがあり、一部分次節の問題にも觸れた。

第四節 遺物の示現する當代文化の考察

前節に於いて吾々は本編録した遺物の出現を以て支那の文化所産の流入に基くものなを推し進んで其の文化流入の年代に對して遺物の上から一二の考察を加へたが今や其等の外來文化が當代の韓半島の民衆に如何なる影響を及ぼしたかと云ふ他の重要な方面の觀察に入るべきの順序となつた。而して其の考究の直接の資料を如上の遺物の群に見出すことは大いに興味を覺ゆる次第である。

事實の記載の章に於いて吾々は報告の正確を期した爲につとめて見解を附することを差控へたのであるが、なほその主要部をなす銅製品に二種の別のあることを隨所に擧げ、その因つて然る所以にも論及するところがあつた。こゝに其等を綜括して更に特徴とする點を明確にしやう。それは是等の遺跡から見出された遺物中に前節に記した如き確實な支那の舶載品の存すると共に、他方相似た遺物ではあるがやゝ違つた手法を示して從來支那の内地に同じ類を見ない一群の遺品の存すること是れである。而してこの類を分布の上から見ると北部朝鮮の出土品よりも南鮮のそれに多數に存在してゐる様に解せられる。いま右の點をなほ明にする爲に二三の實物に就いて説くとするに先づ彼の永川出土の鏡に於いて、一方三面の確實な漢鏡のあると共に、他方其の十二三面は相似た作品ではあるが前者とは質及び文様の表現の手法などの點で全く別個な感じを與へる遺品であることが著しく注意を惹くわけであり、また慶州入室里發見の小馬鐙に於いて、

銅製品に見
ゆる二種の
區別

二者の實例

南朝鮮に於ける漢代の遺蹟

銅鐸の場合

一方に北部朝鮮出土品と同形で支那にもまた類品のある遺物の存するに對し、他方我が國銅鐸と全然同じ色澤と形とを有する小鐸があつて、兩者が互に特色を示してゐるの擧ぐ可く、更に慶州と傳洛東江流域出土と云ふ遺物群に多い鈴の如きも、支那古代の銅製品と手法に於いて甚だ異なつた點のあることを看過することが出来ないであつて、彼の慶州入室里等から出てゐる異形の有鈴鈴が一説として擧げた所謂鈺頭とすることが當つてゐるならば、それが漢の墓から出る同じ車軸頭との間に種々の點で相違が見られて一つの好對照をなすことを何人も否み得ないであらう、而して此の點は彼の銅鐸銅劍に於いても一部分に其の傾向を認めることが出来る、即ち前節特記した支那からの舶載品と考へられる狭鋒の鋭い劍や銅鐸の類と共に他方に於いて少數ではあるがクリス形銅劍があり、また廣鋒銅鐸一口が金海から發見したとの傳へを有して、兩者の示すところ銅質は云ふまでもなく、其の鑄造の技術の上にも可なり著しい相違を示してゐるのである。

二者の性質

以上試みに擧げた諸例に於いて二者の示現する特徴を綜觀すると、支那から舶載した明證のあるもの並にそれと認められる類は概ね製作がよろしく、また本來の器の性質に適應した形を有した類なのに對して、他の一群は粗造の類が多く、形が異様なものとなり、そこに別個の趣を呈し、本來の用途に相添はないものなを著しい點として擧げ得るのである。この二者の相違が如何にして生じ、またそれが同時に並存したかに就いては理論上からは種々の解釋が加へ得るであらうが、然し中で最も穩當な見とすべきは蓋し後者の類を以て前者即ち外來文化所産の流入に依つて刺激せられた民衆が此の新しい物

兩者の存在の理由に對する理論上の解釋

該推測の肯定

品の獲得に對する努力の一つの表はれと解するにあらう、即ち彼等の新奇な舶載品に對する驚畏はやがて憧憬となり、その獲得に力を致したらうことは容易に推測することが出来る、而も外來品の得易からざることから當然同一物を模倣製作する心を起さしめたらうが、當時低い文化の程度にあつた彼等に取つては、同じ精巧品を作り出すには、技術が及ばず、また彼等の智識が外來の文化所産を充分に咀嚼理解するに至らないで、單に珍重視した結果、模造品が遂に斯くの如き特殊なものとなつて現はれたとすることが極めて適切な解釋である、と考へる。この推測は兩者が並び存することに依つて、妥當性が加はり、また所謂異形化した銅器の類が漢の郡縣のあつた北鮮に稀であつて、南鮮に多いことにも注意に上る。そして更に廣く日鮮兩地域に亘る遺物の比較研究に依つて、價値づけられやう、此の點を正當に評價することはやがて上代に於ける南鮮文化の始源と其の内地の文化發達に對して占めた位置を見出し得ることになるのである、次に二三の實物を取つて少しく此の興味が多い問題を論じて見やう。

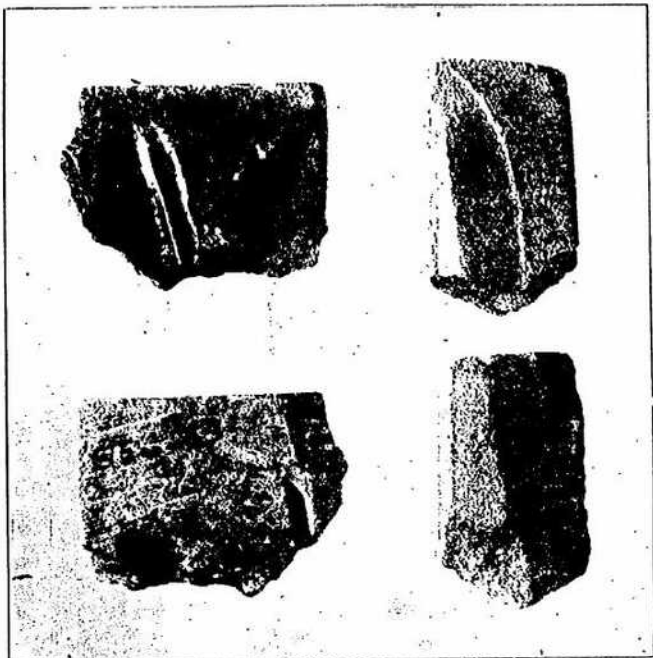
銅鐸銅劍の基に考察

遺物に立脚した右の觀察に當つて先づ注意に上るのは南鮮の遺物に最も多い銅鐸銅劍の兩者である、これは既に第二節に特記した様に形式の上から見て、北部朝鮮の出土品が幅狭くて鋭く、南鮮のものは大體にてこれにつき、内地の西半部に多數に發見する類は前者と同じ遺品の外に、上段に私共が認めて異形化の器とした類が少なからず存在してゐるのである、而してこゝに興味を惹くのは内地に於いては右の異様な形をした鈍劍の範の發見があつて、其等の或物か内地で作られたことを如實に示す點に存する、内地發

發見と上代に於ける銅鐸の内地發達

南朝鮮に於ける漢代の遺蹟

見の鈍劍の銚範に就いては高橋健白氏の「銅鈍劍考」に詳細な記述があるから改めて説くのを要を見ないが、從來發見の例は殆んど筑前一國に限られて同國筑紫郡春日村大字須



江原道發見劍銚範片(大實) 第一一五圖

玖發見の廣鋒銅鈍劍を以て、め糸島郡三雲のクリス形銅劍範其他孰れも鋒の幅の廣くて形の特徴のあるもの、みであつて未だ一個も劍身の鋭い類の銚範を得ない。かゝる點から高橋氏はこの範ある類の銅劍を以て日本製となし鋭い式を以て支那の舶載品と解せられた。そして多くの學者は其の説に一致してゐる。然らば同じ特徴を持つ朝鮮出土と云ふ金海の廣鋒鈍や入室里のクリス形劍また右の規範を以て律す可きであり、先づ考へに上るのはそれは内地西半部の製作品を彼に傳へたものとするに

朝鮮に於ける銚範の發見

銅銚の銚範

銅鈍の銚範

鏡に依る考

あるが同時にまた同じ製作の事が南鮮でも行はれたことも考へ得る。而して此の後説は朝鮮の一部から銚範が發見せられてゐる點から確かさを増す。朝鮮發見の銚範は委員鳥居文學博士が大正三年に江原道江陵郡方面で採集せられたものであつて、いま本府博物館蔵するものに第五十一圖に示す破片二個がある。圖の向つて左は銅銚の範と見ゆるが右側は砂岩で出来てゐる銚の鋒の部分と覺しく小形ではあるが其の鋒の丸味を帯びた處、狭鋒銚の鋭い式の範とは見ゆる。遺品に對する鳥居博士の報告は未だ公にせられないから詳細なる状況を知ることが得ないが同行の澤嶋托の談に依ると、出土地は史前の遺跡地帯であると云ふ。果して然らばこの發見品は如上の解釋——即ち既記の遺品に朝鮮製作品のある事を肯定せしむる有力なる證據となり引いて又この類を以て同じ銅利器の傳へられた初期に於ける半島民衆の所産とするに傍証を與へるものと云ひ得やう。

觀察を鏡に轉ずるに當つて吾々は上に舉げた二類中に於ける其の異形化した式の示す處が學者の認めて本邦仿製鏡となす類に一致してゐるのを見逃すことが出来ない。一體我が内地の古墳から多數の支那古鏡鑑を發見することは頗る顯著な事實であるが同時にそれと相似て面も表現の手法や様式の違つた類の少くないことまた學界周知の事實であつてこのものが永川の異形鏡と一致した手法を示すのである。右の古鏡の類は高橋氏故宮岡氏の研究に負ふて、我が上代人の鑄造した所のものであり、内に非常に優秀な作品の含まれてゐる處から我が上代の鑄造技術の發達の特に顯著であつたことを肯定し、また引いて當代の文化にも考へ及ぼし、こゝに其の特殊相を見出さうとする試みが行は

内地製作品
の將來説

中亞に於け
る支那の
模造

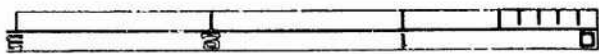
北部朝鮮の
模造

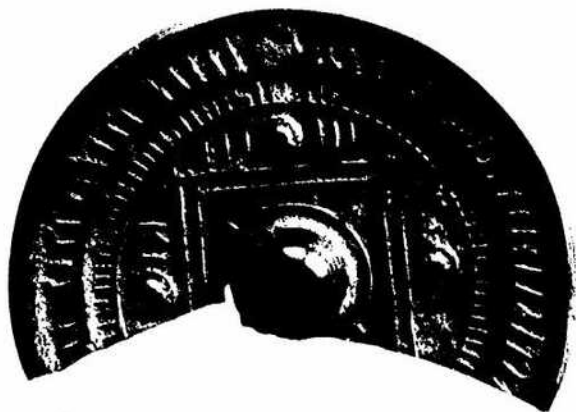
れてゐる。然らば同じ特色を持つ永川の遺品の製作の國土は如何。如上の見解に加へて其の大部分を占める變形渦紋鏡と同一の遺品の内地に存することよし出土の局部は不詳とするも上に記した如くであるから、この類を以て内地作品の南鮮に傳へられたものとするの可能が考へらるし更に三國鼎立時代の南鮮の古墳に日本の上古遺物を特色づける勾玉の類の多く埋藏せられてゐる點や同代の古墳の副葬品に殆んど鏡を見ない點などを思ひ合せると一層その實らしさが加はるわけである。さり乍ら著者の一人たる梅原が別のところでやゝ詳しく指摘した如く支那鏡を模倣する事は單に日本のみに限られた現象ではなく、古く支那の文化の及んだ國土に可なり廣く行はれた形迹のあること、前世紀末以來の中央亞細亞の探險に依る將來品から推測が出来るのである。英吉利のスタイン博士の齎し歸つた遺品中に支那鏡片と共に所謂我が仿製鏡と同じ特色の見られる破片の存するのは其の一例であるが、いま本府博物館に收藏する我が大谷光瑞氏の探險隊が吐魯蕃にて發見した鏡の類蓋し右の最も顯著な實例とすべきであらう。それは第五十二、五十三の兩圖に示す如く所謂盤龍鏡の異形品をはじめ變形四乳鏡と鐵製の夔鳳鏡とであつて其の表現の手法は固より文様の異形化の我が内地の仿製鏡と同軌に出たこと一見頗る明瞭である。更にこれを近時鏡鑑の出土の多い北部朝鮮に就いて檢するも、吾々はまた同じ性質を備へた遺品を彼の樂浪の古塚から見出す。第五十三圖の一に示した一鏡の如きはそれであつて銅質は佳良であるが文様の表現法は明に所謂仿製品の式に屬し支那鏡とは違つてゐる。して見れば南鮮出土品を以て強てこれを内地の鑄造品を傳

(一) 吐魯蕃發見盤龍鏡 (徑四分)

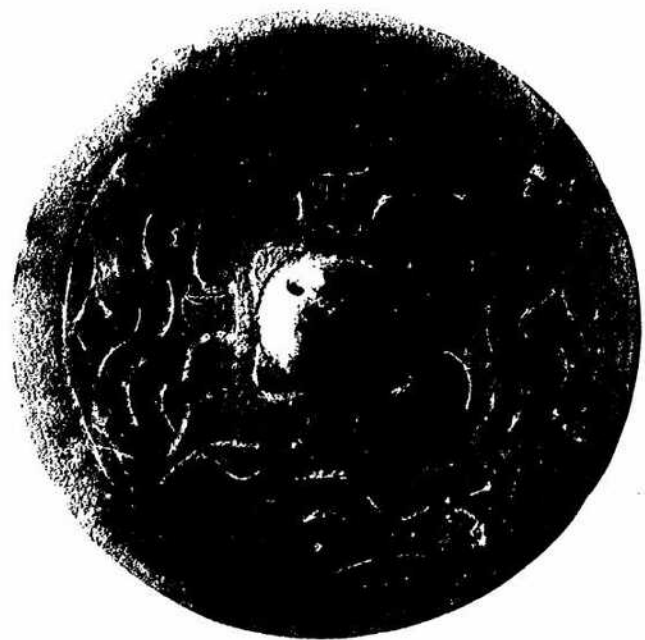


(二) 同上發見變形四乳鏡 (徑三分)





(一) 朝鮮大同江面發見方格四孔紋鏡(實大)



(二) 吐魯蕃發見鐵製夔鳳鏡(徑五寸三分)

本府博物館藏



へたと解するの要がなく支那鏡の齎された際同地で模作せられたとするも差支がない。そしてこれは其の鏡の原形式の年代観を顧みる時に於いて、上記朝鮮の實例の示すところ内地にあつて仿製鏡のみに發達した類に比して古い式なること、近重博士の示された其の一鏡の化學成分の所謂高麗鏡に近いこと云ふ事實などに依つて朝鮮製作説が一層可能性を増すことである。吾々はこれに朝鮮の地理的事情に對する考慮を加へて内地に榮いた仿製鏡鑄造術の萌芽を韓半島に於ける如上の遺物に求め、それが内地に傳はつてこゝで大成するに至つたことの推測説をも導き出し得ると考へるのである。孰れにするも是等から上代日鮮兩者の密接な關係 充分肯定出來やう。

同じ様は實例はこれを慶州入室里遺跡發見の小銅鐸に於いても見ることが出来る。右の小鐸の形が支那の馬鐸に似ないで我が所謂銅鐸に酷似したことは既に第二章に詳記した如くであるから改めて繰返すを要しないが、本來我が銅鐸なるものは銅器として一種の特色を有つてゐて未だ支那其他に同一の遺品がなく、甚くどころの器形は大陸の文化所産にありとするも、それ自らに別な性質を具象し且つ本邦で鑄造せられたものと見ること、學者の見解が略ぼ一致せんとしてゐる。従つて同じ類の慶州に於ける發見は、よしそれが鳥居博士の云ふ如く中國邊から傳はつたとするも、當代兩者の關係の考察に向つて重要な意義を有するものである。而して吾々は右の遺品の本邦から齎されたとする見解の外に内地で作られたとの推測を加へるの可能性を前二者の場合から充分考察し得るのであるから遺物の示現する興味は一層加はるわけである。

果して然らば是等の遺物に依つて當代半島民衆の大陸文化享有の一斑を推し得ると共に同代に於ける日鮮の文化關係の考察も若干の光明を受けることにならう。即ち我が古代文化の黎明期に於て特色を示した銅銕劍銅鐸の類と古墳盛行期に著しい發展を遂げた鏡の鑄造とが孰れもかく韓半島に關係があつてそれが彼に萌芽が發し、東海の島國たる内地で特殊の實を結ぶに至つたと見られる。これは別に考證した年代觀に依つて南鮮自體の當代の文化狀態を察するに緊要な事實であると共に内地の上代の研究に重要な示唆となるべきである。たゞ私共の取扱つた資料はなほ極めて貧弱であり、これのみでは別な解釋を加ふるの餘地が全くない譯ではない。將來資料の新發見を注意すると共に上に記した銅製の利器の形を石に寫したと認むべき磨石劍の調査報告を完成該遺物に示現せられた特質を考査して以てそれを他の方面から究明することにしたい。

- 【註】(一)高橋健白氏「銅銕劍考」(四)『考古學雜誌』第七卷第三號所載)の鑄造の條參照。該條にて其の數へられた鑄造は東洋銅銕劍の發見地四ヶ所十一個、クリス形廣鋒劍劍三ヶ所四個である。
- (二)此の圖は孰れも實大であつて、且つ表裏兩面を示した銅銕劍の鑄造の形が二つ現はれてあり、その部分の焼けてゐるのが興味をなす。これに關する島居委員の詳しい報告の發表を冀望する。
- (三)高橋氏「鏡と玉」成富岡氏「古鏡の研究」參照。
- (四)和辻哲郎氏「日本古代の文化」參照。
- (五)梅原「仿製支那古鏡に就て」(『藝文第十四年第五號』)
- (六)此のスタイン博士の採集した鏡片は同氏の名著たる Ancient Korea 及び Germania に載せてゐる。梅原の論文にそれを詳しく引用してあるからこゝには改めて擧げない。
- (七)最近梅原が昨年度發掘調査の慶州金鈴塚の遺物調査中一面の小孔紋鏡を見出した。これは南朝鮮古墳出土鏡の第二の記録である。
- (八)此の類の鏡また最近に其の例を加へた。一例を擧げると富田晋二氏所藏の「吳氏作鳥紋鏡」の如き、關口牛氏の「半四方形帶孤線乳紋鏡」の如きそれである。
- (九)銅鐸に就いては、いま刊行中に關する梅原の「銅鐸の研究」を見よ。(以下註追記)

附 錄

北部朝鮮にて新出の銅劍銅銕

〔圖版第六四—第七二〕

新資料の發見

大正十三年の八月に吾々が本報告書を提出してからこゝに印刷に着手するに至るまで既に一年有餘を経過して、此の間に於ける關係の資料の發見は少くなかつた。中で最も著しいのは平壤の對岸大同江面の古墳群の盜掘の結果として同方面から本篇の主題の一であつた銅劍銅銕に關する重要な遺物が數點見出されたことである。是等の遺物はそれが盜掘と云ふかなしむべき因由に依つて遺跡の構造並びに伴出物を詳にせないから、研究の資料としては甚だ不十分なものではあるが、遺物自體が興味ある形を示してゐるのと、出土地が時代のほゞ明確な漢の郡縣の遺跡であることから、本編の考證に關係を持ち、それに有力な傍證となる點がある。で附録として本年三月から五月に亘る間の實見に基いて是等の概要を録することにしたい。この調査に當つて平壤の遺物收斂家の厚意を受けたことを初に記して感謝の意を表したい。

橋都氏の飾付銅銕

さて右の新出の資料として先づ舉ぐ可きものは平壤の橋都芳樹氏の所藏する銅銕と同じく多田春臣氏の藏する同じ遺品とである。橋都氏の藏品は昨年八月十日頃大同江面梧野里の一本柳墳から發見したものであつて、後藤守一氏、多田春臣氏等に從ふに同時

南朝鮮に於ける漢代の遺蹟

の出土品に古鏡二面漢式土器五個其他の鐵器類があり是等の遺物の大部分は平壤府南門町辰巳彦三郎氏から埋藏物として届出があつて本府博物館の有に歸したがこの銅銚のみは如何なる故かその中から佚して個人の手に入つたのは研究上から見ても遺憾な事である銚はいま柄こそ朽ちたれ石突をも遺存して原形を推し得る點にて珍らしい遺品と云ふ



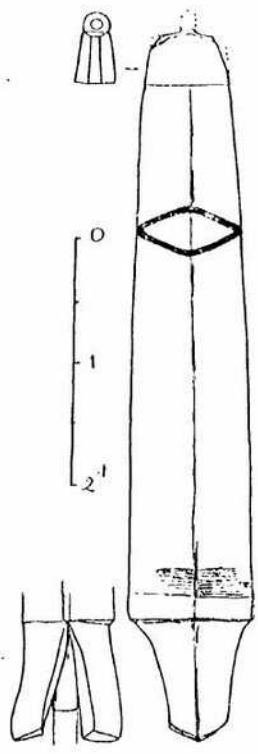
第四十五圖 支那西安出土銅銚 可く橋都氏の告げた銚と石突とが約六尺を距て、一直線上にあつたといふのが事

銅銚の形状

實であるとする柄の長さも推測せられて興味を加はる銚は通體緑と群青との鍍を以て覆はれてゐるが利器にふさはしい青銅質から成つて其の作りは圖版第六九の實測圖に示すが如く關を有する式に屬して總長一尺一寸三分あり内身は七寸一分を測つて丸味を帯びた肉太であつて兩面に筋が附けられてあり銚先は極めて鋭いこれは銚として

箱口の金具

は珍らしい形であつて近く京都帝國大學の有に歸した西安出土品(第五十四圖)はあまり多くない同じ類の一例である次に袋部は其の上端身に接する部分約一寸五分の間にのみ左右に刃のついた小突起がありまた下部に近く丸い器體の一方に有孔の耳の造り附けてある點が注意に上るそして袋穂は深く内部に入つて挿込みの柄の木片がなほ遺存し右の柄がもと黒漆塗りであつたことも残つた部分から確められる以上の外なほ本銅銚の著しい特色として數ふべきは關の部分に一種の銅製品の存することであらうこれは第五十五圖 大同江面發見鐵銚の箱測圖(母原)



圖にても明な様に上下二段から出來てゐて下部は舌狀に似た形をして袋穂の上部をはさみ上部は鋸齒狀を呈して身と少許の隔りを置いて周圍を繞つてゐる。一見すると同部の飾りの様にもあるが然し形からすると銚部を覆ふた鞘の下端の飾りだらうと思はれる。而してその事が同じ橋都氏の藏品中にある鞘附鐵銚の断片から證明せられるのは面白い。此の鐵銚鞘と云ふのは第五十五圖に見るが如く同部の完形を存して下部に本銅銚に於けると同一の鐵製飾りがあつて本鞘がそれに接し上端更に別の飾り金具を着けたものなほ漆塗にした表面上に白と朱とから成る彩畫の痕

迹の見ゆるのは珍らしい。大きさは本銅銚に及ばないが兩者の飾り具の一致から鞘の朽ちた本遺品のそれも同じ形であったことを推測するに充分である。銅銚に附屬する石突は同じく青銅製に屬して長さ四寸四分弱の間筒形をなし中央部に節狀の突帯が繞り、徑一寸に近くこれが銚の穗袋端の徑一寸弱と對應して作りも銚も兩者同じい。

同出の遺物
本銅劍と同時に見出された副葬品としていま本府博物館に藏するものに次の品目がある。

- 一 古鏡 二面
- 一 銅製圓頭銚 六個
- 一 石版 二個
- 一 帶鉤破片 二個
- 一 弩箭頭破片 四個
- 一 鐵製轡斷片 一個
- 一 鐵劍斷片 一個
- 一 太刀 一個
- 一 素燒大形埴 二個

二面の古鏡
是等の一々に就いて詳述することは別の機會に譲つてこゝには其の主なるもの特に年代考定に緊要な關係を持つ鏡二面をや、詳しく紹介することにしやう。

この鏡は圖版第六六に載せた如く一面は完形を存するが他の一面は破碎して約三分

明光鏡

の一を缺いたもの前者は所謂明光鏡の系統に入る可く後者は方格規矩四神鏡なのである。明光鏡は面徑三寸三分弱あつて厚手に屬し面に輕少の反りの存在が認められる。鏡背の文様は圓座鈕を繞つて内行八弧紋がありこれと一段高い素縁との間に兩側に斜行鋸齒樣紋帶を有する銘帶を置いて中に所謂ゴジツク式體の特殊の銘辭が存し其の全文は次の如くである。

内面清而明而以照而明而象而夫而日而

方格四神鏡

圖で見ると如く銚化した部分が多く滿面鏽を以て被はれてゐるが同式鏡として製作の優れたことが其の鏽の間から看取出来る。第二の鏡また鏽を見るが一部分に白銅の光澤を遺存してゐて厚い作りの四神鏡である。徑五寸三分餘縁厚一分六厘を測り其の構圖は四葉座鈕の周圍に方格があり内區に三種の所謂規矩形と四神等の圖形を置くところ普通見る式と云ふ可く外區は波紋帶である。而して兩者の中間にある銘帶には此の類の作品に最も多い尙方作の銘文があつて、いま次の文字を遺してゐる。

尙方佳莫莫大巧上有仙人不知……食棗天之保兮

白餘の遺物

其の缺失した部分の銘辭の老渴飲玉泉汎の六字であることは他の例から推し得られる。白餘の遺品中素燒の大形埴は二個共に砂粒を多量に含んだ土質から成つて灰白色を呈する厚手の作りに屬し腹に凸帶のある所謂漢式土器の特色の顯著な遺品なのを記す可く、鐵轡破片は鏡板を失つてゐるが大體の形式は上記大同江面第九號墳出土のそれに似て銚の中央のみが銅から出來てゐるらしい。石版二個は共にスレートを以て作つたも

のであつて、一個は薄い一面を磨した長方形の普通見る類であるが他の一は方形をして上部に同形の造り出しを持つた異式のもの、前者の表面に朱漆片の附着した點から同器の共存が考へられる。同頭鏡六個は大部分に十字様の座金具が伴つて其の一には内に纖維質の木材の挿入せられたまゝ、遺存してゐてこのもの、棺の飾り金具であつたことを示してゐる。其他の弩箭頭及び帶鉤などは大同江面の古墳から多數に出土する普通品に過ぎない。

右の遺品の年代

以上の副葬品は孰れも所謂樂浪遺品として普通に見る處のものであるから従つてそれと伴出した銚の年代また自ら推し得るわけであるが中に存する二面の鏡の示すところ明光鏡は漢代の前半に主として行はれたものであり、方格規矩鏡は前漢の後半に完成して後漢に亘り盛に鑄造した著しい形式であるから、兩者の存する遺跡の年代は更に局限せられやう。而してそれは同時に本文の年代考證に一つの有力な資料を提供するものであることを愉快に思ふ。

多田氏の飾附銅銚

多田春臣氏所藏品また前者に比肩すべき優秀な作品であつて、其の纖巧な作りは利器として寧ろ不適當なのを感せしめる位である。出土地に就いては單に大同江面出土と云ふのみであつて、前者の如く出土の局部や伴出物など明でないが、器の示すところ總長一尺一寸八分餘の細長い器體の三分の一が身であつて、それは斷面扁平な六面體をなし、兩刃が鋭く、關を経て八角形の袋穂へつゞく部分に、前者と同じく被せ鞘の飾りと思はれる丁字形に近い金具が遺存し、其の下に垂れた部分が龍首をなしてこれが口を開いて袋部

精飾り

を啣んでゐる形を表はしてゐるのが珍らしい。柄を挿入する穂袋は右の八角形をした部分から節帯を置いてつゞき、兩側の端に扶りを持つた華奢な作りで、その反對の兩側に小圓孔が開いて、中に柄をさめた銅銚がなほ存し、柄の木片また袋の中に遺存、木心の周圍を或種の植物の纖維で巻いて挿込んだ痕が見られ、また中央の節帯部に破損はしてゐるが、右孔の突起の造り出されたものがあつて、器形上の一特徴をしてゐる。此の銚前者の如く鏽は多くないが、鏽化した部分があつて美しい色澤を呈してゐる。

諸岡氏の銅銚

大同江面の遺跡發見の銅銚には以上の珍らしい二例の外になほ三個の新品がある。其の一つは諸岡榮治氏の所藏品であつて、作りの頑丈なもの、形式は圖版第六九の二に示すが如く、總長一尺一寸六分を測り、其の身の扁六面體の斷面を呈することは多田氏の銅銚に同じく、銚部が長く、關から直ちに間い穂袋につゞき、この部の一方に突起を作り出した點は、初に擧げた橋都氏の遺品に似てゐる。さり乍ら側面の突起には孔はない。銅質暗綠色を呈して鏽はあるが、青銅質をとゞめて、いまなほ實用に供し得る鋭さを持つてゐる。其の二は多田春臣氏の所藏に係り、第一と近い形を呈するが、鏽化甚だしく、白綠色を呈して銚部には刃こぼれがあり、且つ曲りを生じてゐる。而して製作また巧みではなく、穂袋部の如き型の合せ目を削つてゐるが、なほ兩側にその痕が著しく、このつてある。總長九寸八分、身は關に近い部分が最も幅廣く、所謂狹銚なのである。穂袋に僅かに殘存した柄は中心の木材に周圍竹様のものを巻いて上に朱漆を塗つた形迹が認められる。第三は前四者と違つて本文載せた黒橋面發見品に近い小形の銅銚であつて、平壤高等普通學校の所藏

多田氏の銅銚

平壤高等普通學校の銚

に係るもの圖版第六七の寫眞に見る如く、穗袋部の延長が鋒にまで達して筋があり兩刃が附けられてある。總長六寸弱を示し袋穂の端に近く外側に二條の帯があり、また目釘孔一個を存する。銅質銹化玉質となつて美しい色澤をなすこと、また黒橋面の遺品と軌を一にしてゐる。此の鋒には多量の鐵銹の附着があつて鐵器との共存を認定せしむるが、その如何なるものであつたかは盜掘に依る出土品なので是れを知ることが出来ない。

次に銅劍の類としては平壤中學校所藏の一口が顯著であつて、なほ外に多田氏と藤野氏が各一口宛を獲た。中學校の銅劍は本文記した鮎貝氏の藏品と同じく所謂支那式銅劍に屬して製作頗る見るべきものであるが上に、金銅造りの飾り柄が更に附け加へられてゐるのが珍らしく、またそれが秦始皇廿五年と推定せられる銘のある戈と伴出したこと、に依つて學術上の價値の多いものである。右の劍はいま折れて四片となつてゐるが接合すると完形が見られ、身は長一尺一寸八分あつて通體鉛黒の銅色を呈して光澤を持ち銅質の佳良なのを示し、また兩刃は鋒上つて後鑢様のものにて研いだ痕をさやめ、それが所々にこぼれはあるが極めて鋭くついてゐて現在なほ實用に供し得るに充分である。此の身の下には幅一寸五分五厘の環が造り出され、次に有節の柄となつてゐるので、同部の兩側には鑄造の際の型の合せ目の痕が見られる。普通の支那式銅劍ではこの有節の柄の端が秘となつて全い器形をなすものであつて、本銅劍またもと右の秘があつたものと推測せられるが、現在ではそれがなくて有節の柄の端に別に一種特異な飾り柄が附けられてゐること初に一言した如くである。此の飾り柄は長さ三寸八分の金銅製であつて、金色

平壤中學校
所藏の支那
式銅劍

飾り柄の形
状

の粲然たるもの劍の柄に接する所は單なる筒形をして莖を内に挿込してゐるに過ぎないが、先端は龍首をなして、それが口を開いて玉を銜む形を鑄出してゐて特色が見られる（圖版第七〇）の實測圖參照。而して玉の端は四葉形をなして、こゝに紐の類でも垂下したのか四隅に小孔が開いてある。この飾りと劍柄との接合部には帶狀に組物の類を纏ふて離脱を妨いだ痕がある。従つて本飾り柄の附けられたのは銅劍としては第二次的な特殊な加飾と見るべきであらう。

作出の銅戈

本銅劍と作出した戈は平壤高等普通學校に所藏してゐて、圖版第六五の如き形を示すもの、其の援の兩刃の鋭く銅質並に色澤の上記銅劍と全然同一なのは所傳と表裏しても同一所に埋没した事實を肯定せしめる。長さ八寸二分あつて、其の援の直下莖をなす所謂内の先端にも鋭い兩刃が着けられて、同部に開いた長方孔の片側に上の陽文が存し、更に兩面に亘つて刻銘が見られる。字體奇古解讀に困難を感ずるが、本府修史官稻葉岩吉氏に依ると、上の陽文のある面には「郡庫」の二字が明に、他の三字また「洛都武」と讀むべきであると云ひ、他の面は即ち紀年を刻した重要なものであつて、全文三行十八字のうち讀み得るところ。

廿五年上郡□□

造高奴工師寶

承□工□□□

としてゐる。前者の洛都の下の一文字が果して武であるか否かに就てはなほ疑問があるが、

南朝鮮に於ける漢代の遺蹟

銘文の解釋

後者の主銘に就いては、第一行上郡の次の一字は守と覺しく、また第三行目の承の下の一字は申であらう。さて此の文中上郡とあるのは漢書地理志に

上郡戸十萬三千六百八十三口、六十萬六千六百五十八縣二十三

とあるものであつて、また師古の注に「秦置」と見ゆるもの、其の地は今の陝西省西安府の北の延安縣の附近に相當り、屬縣二十三のうち、洛都があり、また高奴も存してゐる。而して後者に就いては、史記の項羽本紀に「立董翳爲翟王、王上郡、都高奴」とあるから、郡中で重要な所であつたと考へられる。紀年の廿五年とあつて、年號を冠しない處と、其の示す年數とからすると、指示する年代は、稻葉氏の云ふ如く、是れを秦の代に當てるのが穩當であり、其の書體が秦の權量の銘に似、また羅振玉氏の「秦刻字」載するところの秦の戈の文字にも一致してゐることは右の傍證たり得ると思ふ。して見れば、此の戈は秦代に上郡高奴縣の工師が製作しても、同じ郡の洛都の庫に納められてあつたものなの推知せられるのであつて、それが直ちに現存半島最古の金文として重要な位置を獲得すると共に、また本文の對象とする遺物に取つても、全然同じ作りの上記の銅劍の年代の相近かるべきを考へしめる點で、貴重な資料となるわけである。これは今年に入つてからの大同江面の發見品中、居攝元年の年號銘ある鏡と並び稱すべき重要な遺品と信する。たゞそれにつけ、本品が如何なる構造の遺跡中に、他の如何なる副葬品と共存したか、即ち研究上からこの遺物を更に價值づける處の事實の知り難いのを切に遺憾に思ふ。

多田氏の劍

第二の銅劍は前者とは違つて、我が上代の鐵劍身に普通見る式に屬し、關があつて、莖は

遺品の價值

細長く六寸六分を超へ、先端に近く一個の目釘孔がある處からすると、これにはもと木柄等が着いてゐたものであらう。身は折れて五片となつてあるが、接合すると長さ二尺三寸餘の完形が見られ、断面扁菱形を呈し、兩刃が附いてある。本銅劍はいま中西嘉市氏の藏する丁字柄頭の銅刀、諸岡榮治氏所藏の銅製環頭太刀と共に、日本上古の鐵利器と式を同じくする好例として、兩者の關係の考察は研究上の興味が多いわけである。銅劍の三たる藤野氏の藏品は、石巖里の出土と傳へ、殘缺していま存するのは、身の上半五寸四分の部分に過ぎないが、鎗を有し、また兩刃を附けたところ、細形銅劍の特色の鮮かな式であつて、而も幅の中等位に屬するものなのである。

藤野氏の細形銅劍

北青發見の細形銅劍

以上は私共の囑目した大同江面出土の遺品であるが、この以外になほ記すべき遺品が二三ある。其の一は後藤守一君の注意した咸鏡南道の北青發見の細形銅劍一個である。これは昨秋氏が本府から民家並に土俗の調査を依頼せられて、同地方旅行の際の實見に係り、出土地は北青郡北青面土城里の土城であつて、大正十三年四月頃李延鎔なる者の偶然發見したものであると云ふ。出土状態の詳細は後藤氏の調査の公にされる時に譲るが、同氏の盡力に依つて博物館に購入した遺物を觀るに、それは前者と相似た細形銅劍であつて、全長一尺〇七分あり、形は慶州出土の或物及び唐津の銅劍に髣髴たるものがある。右の發見に依つて吾々は漢代文化の北方に於ける波及の範圍の推測に一つの據所を得たことを欣ぶものである。

傳慶尙道出土の銅劍

其の二は大正十四年初夏の頃慶尙道方面から發掘したと云つて、京城の古物商池内氏

身の形式

の博物館に將來したものである。此の劍帶黃の青銅質から成り、表面全部に水銀を塗抹したものと見ゆ。水銀銅の色澤を残存するところ其の濃青綠色の鍍の工合と併せて支那出土品に見る特色を備へてゐるので其の出土地點に就いて疑を挿むの餘地はあるが然し池内氏がこれを南朝鮮から將來したことは信すべき理由があるから附記することにしよう。劍は圖版第七の一に示す如く精巧なる出來榮のものであつて完存し特に其の柄の形が珍らしく銅劍研究上の好資料とすべきもの。先づ其の身から形を觀るに、同部は總長九寸九分に對して長さ六寸三分を占め、割合に幅廣く一寸弱中央に鑄を通じ、断面菱形を呈してゐるが、鑄の兩側に僅に一線を劃して少しく段をなす處は所謂支那式銅劍に近く、その下にある鞘口に當る瓊また同式劍と同一の特色を示してゐる。柄は扁平な多角形で握り易く作られ上下に輕少な節が設けてある。此の部分に紐等を巻いたか否かは明でない。而して柄の先端には双頭環狀の飾りが作り附けられてあつて、其の形第十四圖の三に示した肥前東松浦郡柏崎出土の劍柄に髣髴たるものがあるのは興味を感ずる。序に記するが鑄造の際に生じた型の合せ目は本遺品にあつては奇麗に削り取つてあるので殆んど見られないが、たゞ柄頭の内部に痕迹が存して、その鑄造法を示してゐる。

本劍の特色

此の劍の形に於いて吾々は既に其の一部が支那式銅劍に似、又他方本邦出土の劍柄の一例に合致するのを指摘したのであるが、同時に其の全體の形が鳥居博士の所謂土耳古式短劍と制を一にする事實を看過することが出來ないのである。此の種の劍が古く支那に入つて行はれた事は鳥居博士の論證してゐられる處であつて、彼の支那式銅劍なるも

柄の形状

の、形の前者に近いものある、また吾々の夙に注意する處である。然し兩者の關係は別の機會に譲るとして、右に擧げたと同じ銅劍が北方亞細亞のエニセキ河の上流やミスシンヌク地方から發見せられてゐる事實は本遺品を假りに朝鮮出土と認むることに依つて近時一部學者の間に提唱せられてゐる西方文化の北方亞細亞を経て東に及んだと見る觀察に向つて一の興味のある資料を提供するものであり、また鳥居氏の主張する朝鮮出土の磨石劍を以て基くところ土耳古式劍にありとする見解にも傍證となる様にもある。たゞ上にも記した如く本遺品はこれを南鮮出土とするに疑問の存するもの、従つて如上の推測は出土が確定せられてはじめて成立することものなるを擧げて、今後の資料の發見を俟つことにしよう。

土耳古式劍

第三の資料は最近に平壤の商人の手から本府博物館に購入した身の幅の廣い銅劍であつて、本年の初秋の交大同江面ならぬ平安南道の某地の遺跡から出土したものと傳へ、九月頃に一鮮人が平壤の市中を賣り歩いてゐたのを買求めたと云ふ(中西嘉市氏談)。この劍が出土後間もないものなのは器になほ新しい赭黄色の粘土の附着した點から察せられる。右の傳へは大體に於て信じてよろしからう。さて劍は圖版第七の一の二に示す如く、總高八寸六分に對して身の幅は最も廣い處で一吋三分餘を示す廣鋒の式に屬し、其のほゞ中央(鋒先から約四寸五分の邊)の兩側に細形銅劍に見ると同じ突起はあるが、これから關までは團扇狀を呈して形式化の痕があり、上部の鋒また幾分丸味を帯びてゐる。尤も節狀突起から下約二寸許りの少しく抉り入りとなつた部分の縁には鑿を以てそれに刃を附してありま

平壤將來の
一銅劍

南朝鮮に於ける漢代の遺蹟

木銅劍の特
色

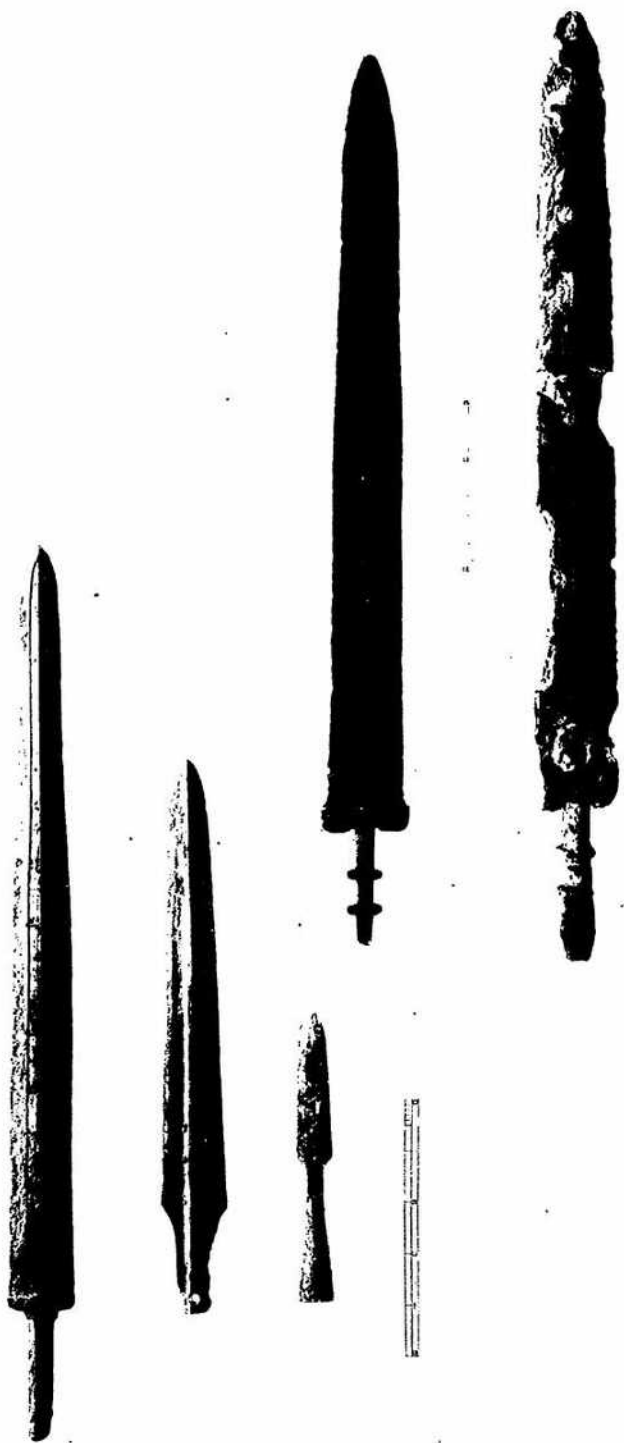
た中央に丸く太い鎗が通じて其の一部の葉は比較的高く柄を附け易い状態をなしてなほ實用の利器たるの性質を示してゐる。然し其の外形に於いて上來挙げた朝鮮出土の銅劍の多數とは趣を異にして寧ろ我が内地の四國に發見せられる平形銅劍に近いものがありなほ同一形品を旅順の關東廳博物館の考古館所藏の同地牧羊城發見品に見るのは興味を感ずる。此の牧羊城出土品は其の形から推して既に實用の利器たる性質に缺くる處のもの質また甚だ粗悪であつて同地方で鑄造せられたと認められる類である。本遺品はそれに比べると銅質がよろしく、現在葉の部分は銹化してゐるが自餘の部分は緑黑色をして質青銅と覺しく、内部の黄銅色なるは慶州入室里出土の銹劍に近い。従つてこの形を以て直ちに牧羊城のそれや、また内地の平形銅劍と同一視することは出来ないが、兎も角も其の形の上に表はれた特徴は注意に値しやう。

新資料の示
す事實

新たに見出された以上の銹劍中に於いて吾々は大同江面の古墳の出土品中に例へば平壤高等普通學校所藏の狹鋒銅銹の如き、また藤野氏所藏の細形銅劍片等本文に記したと同一遺品の存在を指摘し得ることに依つて此の種銹劍を漢代とした本文の見解に更に傍證を加へたことを欣ぶものであり、また發見の遺物から其等が多く漢人の墳墓と考へられる點から同じくその類を支那からの舶載と見た上記の推測をも助けるわけであつて興味が多い。さりながら上に列記した大同江面出土の新出の銹劍に於いて別に注意を惹いた一つの點は其の主要なる遺品が前者とは寧ろ形式を異にした類であつて、これから漢の郡縣時代に同地に本文に記したとはやゝ趣を異にした銹劍の別に存在したこ

樂浪遺跡に
於ける特殊
の銹劍の存
在

粘貝母之進氏藏



第五十六圖

支那發見銅劍類

本府博物館藏

其の年代

この考へられることは是れである。先づ劍にあつては平壤中學校所藏の支那式銅劍を舉ぐ可く、鈍では同じ狹鋒ながら身の断面の扁六面體に近い類の多いことが著しく、其の代表的の作品として橋都氏の藏品がある。是等が孰れも漢盛時の遺品であることは右の平壤中學校の劍が秦の始皇廿五年と推定せられる戈と伴出し、また橋都氏の梧野里出土の鈍が前漢鏡の一形式と認められる所謂明光鑑と同代末から王莽代後漢に亘り盛行した方格四神鏡と伴出してゐる事實とに依つて察することが出来る。然らば北朝鮮に於ける二者の混在に對して、南鮮や内地にはその類が殆んど存在せず、獨り本文に記した形式のみの多い事は如何なる理由に因るものであるか、又新たなる疑問となる。尤も南鮮の調べはなほ甚だ不十分な點があつて、將來の發見を豫想することが不可能でなく、現に末尾に記した一例の如き其の所傳を正しいとすると相似た形式の存在の肯定となるわけであるが、比較的調査の行届いた内地にあつて、百數十例中一も同じ式のないことは其處に何等か特殊の理由がなければならぬ様に思はれる。右の解釋として考へ得る一つの場合はその年代の相違に歸することであり、また他の一つは兩者の系統の相違に基く分布の違ひに歸するにある。假りに前者に依らんか、支那式銅劍と伴出した戈が秦代の遺品たることは、細形銅劍の最も鋭い式の前漢末の宣帝の神爵二年の古錢と伴出した事實との對比から、前者が古く後者のこれにつぐものたるを考へしめ、此の後者に至つて内地に廣く及んだと見ることによつて成立の可能性が生ずる。他方の系統上に於ける見解また我が細形銅劍が支那本土に存すると共に別に沿海州に其の例がある點からすると、支那本土に多

此の類の南
鮮特に内地
に多き理由

い支那式銅劍に對してそこに別の分布を考へる餘地がある様にも見ゆる。然しながら兩者ともに單に一面の觀察にとゞまり、特に形式觀の如き兩者が共にトルコ式短劍と系統上の關係の存在を想像せられるに依つて問題を複雑化せしめる。そして結局甚く處の支那本土並に四隣の考古學的調査のなほ明ならぬに依つてかくの如き問題を單に一局部の事實から輕々に斷ずることの早計なを示すことになる。でこゝには單に右の事實を指摘するにとゞめて將來その疑問を解決する資料の新出を待つことにしやう。

新出資料の
味す他の興

新しく出た資料のうちでなほ一つ吾々の興味を惹くのは平安南道出土と云ふ銅劍の一つが旅順出土のそれと共に幅の甚だ廣い異様なもので一見我が平形銅劍に近いものなること是れである。我が平形銅劍が細形劍を形式化したものなのは既に高橋博士の説かれた如くて、それが邦人の手で作り出された事また多くの人士の一致する處である。それと同じ類の北部朝鮮滿洲等に於ける存在はこれと直接な系統關係を直ちに考へ得ない點から本文に説いた支那製品を異形化した模作が單に日本のみに限らず各地に行はれた事を示す一例として、やがてそれがまた内地と支那との中間に位する地域に存するに依り内地の形式化品の萌芽とも見られること既述の鏡の場合に同じく、本文に説いた兩者の文化關係の考察の一資料たるべきである。最後に彼の土耳其式短劍にして南鮮の出土が確實であるとすると遠い西方の文化の同地に及んだことが考へられることになつて問題を新にするが、右の資料の不確實な點から、いまはそれに觸れることを差控へて此の附録を終ることにする。

圖 版



望遠地在所蹟遺洞隱魚面湖琴 (一)



(蹟遺處の寸間を×) 部局蹟遺上 同 (二)



大寶



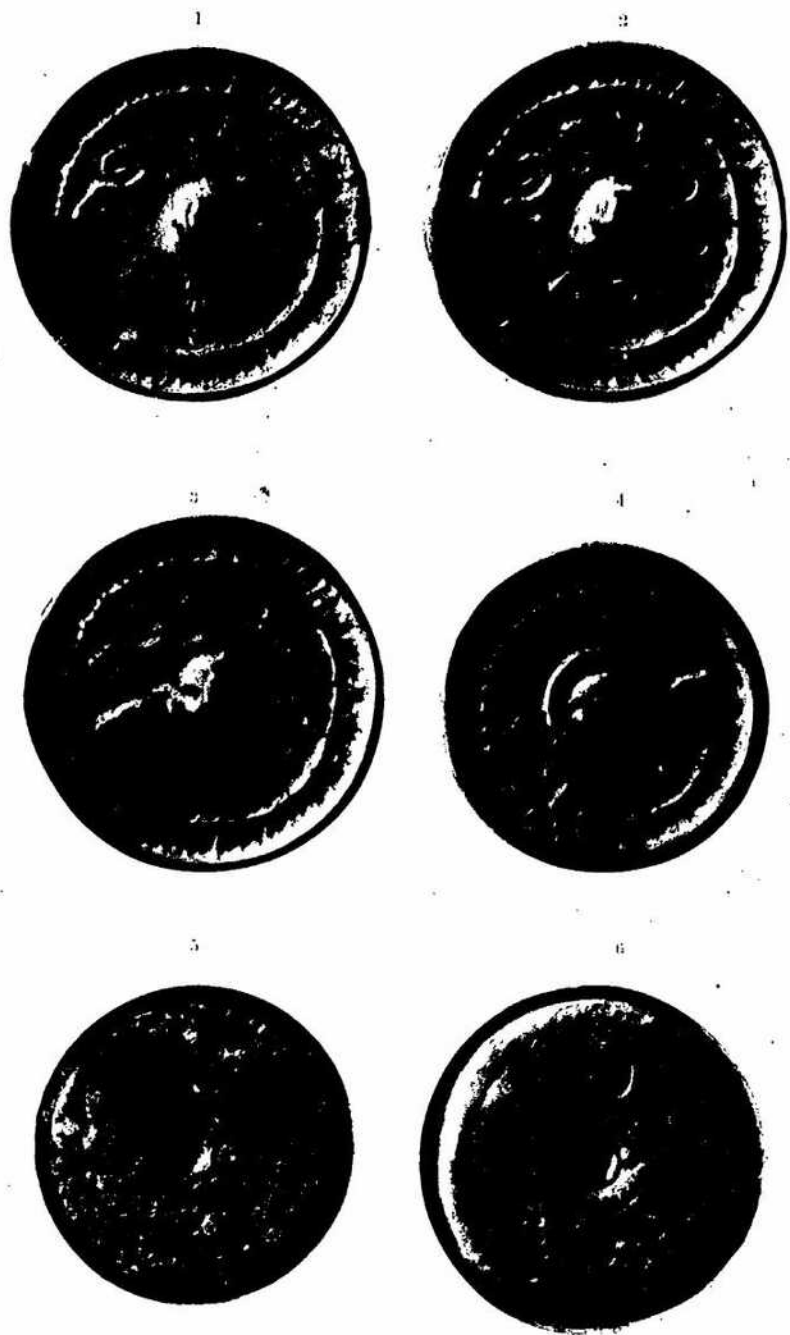
鏡光口見發洞隱魚 (一)



大寶

鏡紋龍虬形變乳四緣平上 同 (二)

圖版第四 永川遺蹟



琴譜面魚降洞金見形形消殺策

本府博物館藏

五
六

圖版第五 永川遺蹟



琴山面魚形銅遺蹟發見變形高枚錢

本府博物館藏

實大

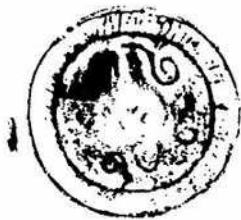
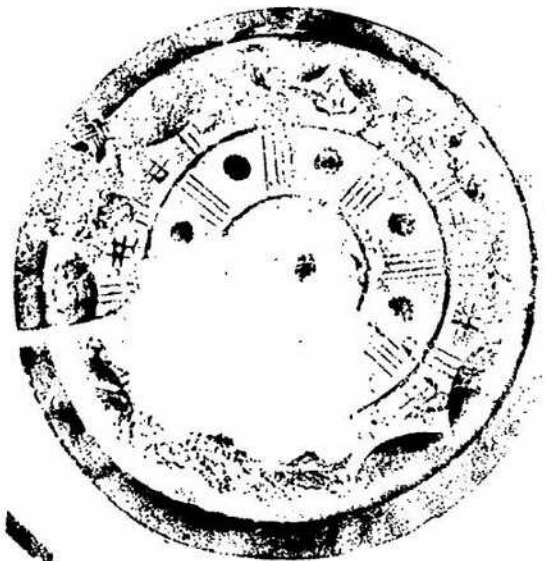
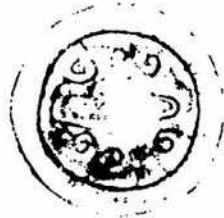
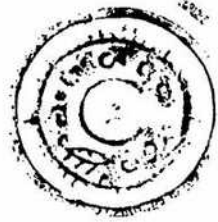
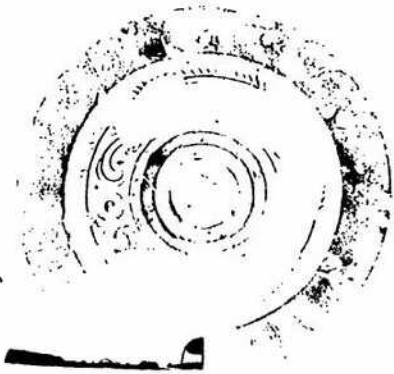
圖版第六 永川遺蹟



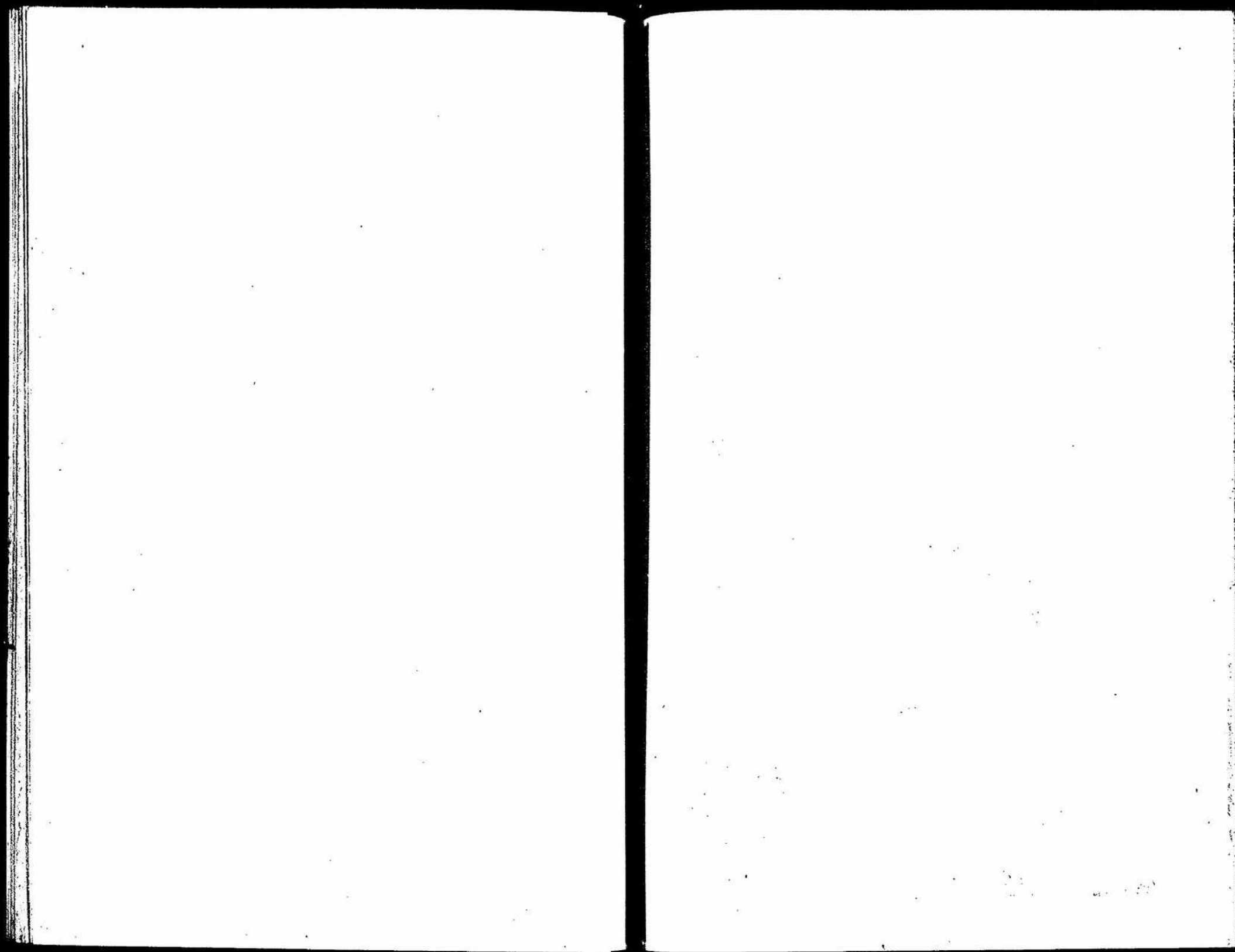
本府博物館藏

琴山面魚形銅貨見形八孔銀貨

圖版第七 永川遺物

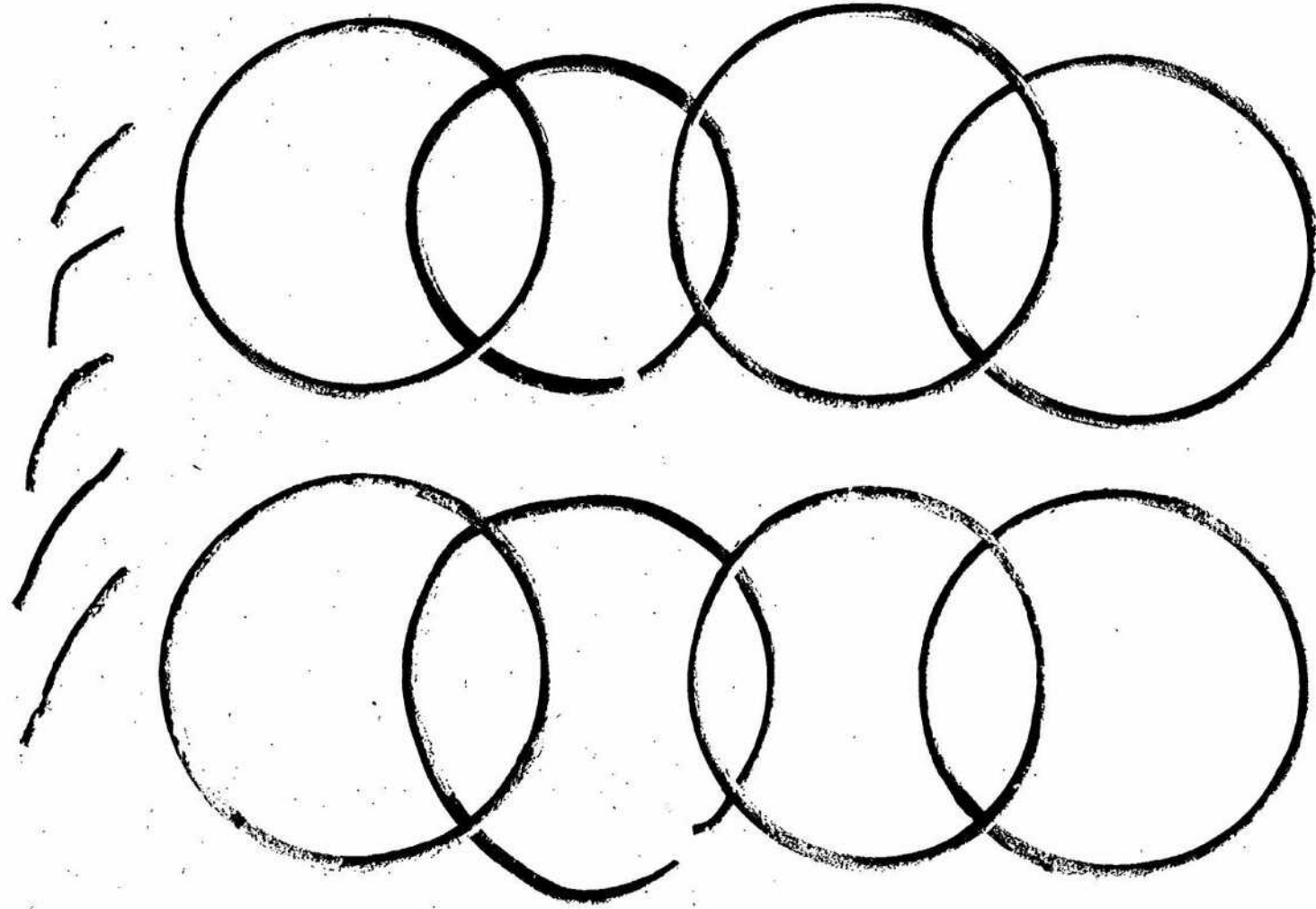


永川琴調面魚形銅貨見古貨拓影



魚隱洞遺蹟發見銅鏡

圖版第八 永川遺蹟



實大

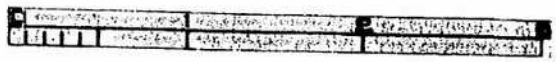
本府博物館藏

裏面白紙

魚隱洞發見虎形帶鉤（表）



實大



圖版第九 永川遺蹟

木府博物館藏

裏面白紙

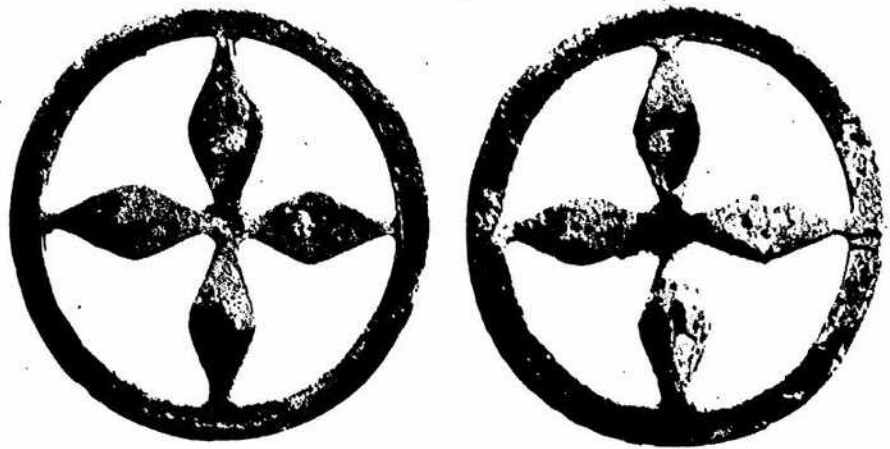
圖版第一〇 永川遺蹟

永川博物館藏

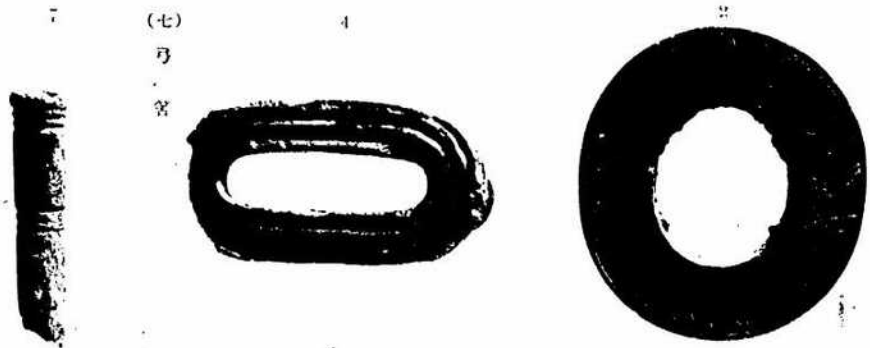


琴淵面魚隱柄遺蹟
發見銅製馬形帶鉤
及夾實刀

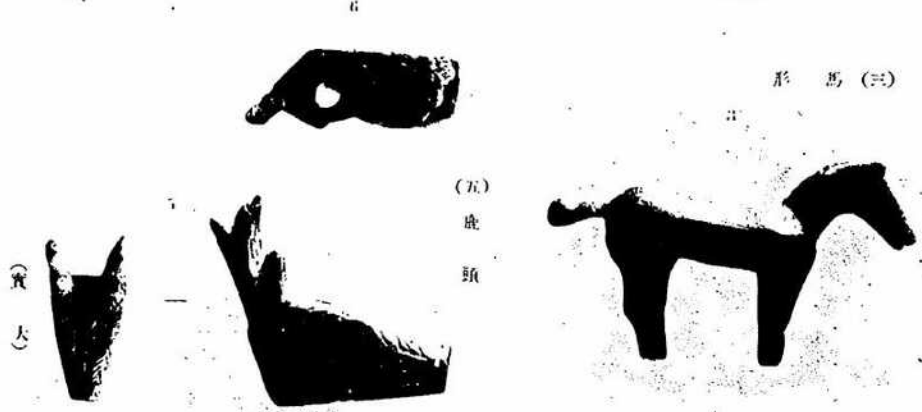
圖版第一一 永川魚隱洞遺蹟發見各種小銅製品



(一) 車輪狀金具



(二) 環狀金具



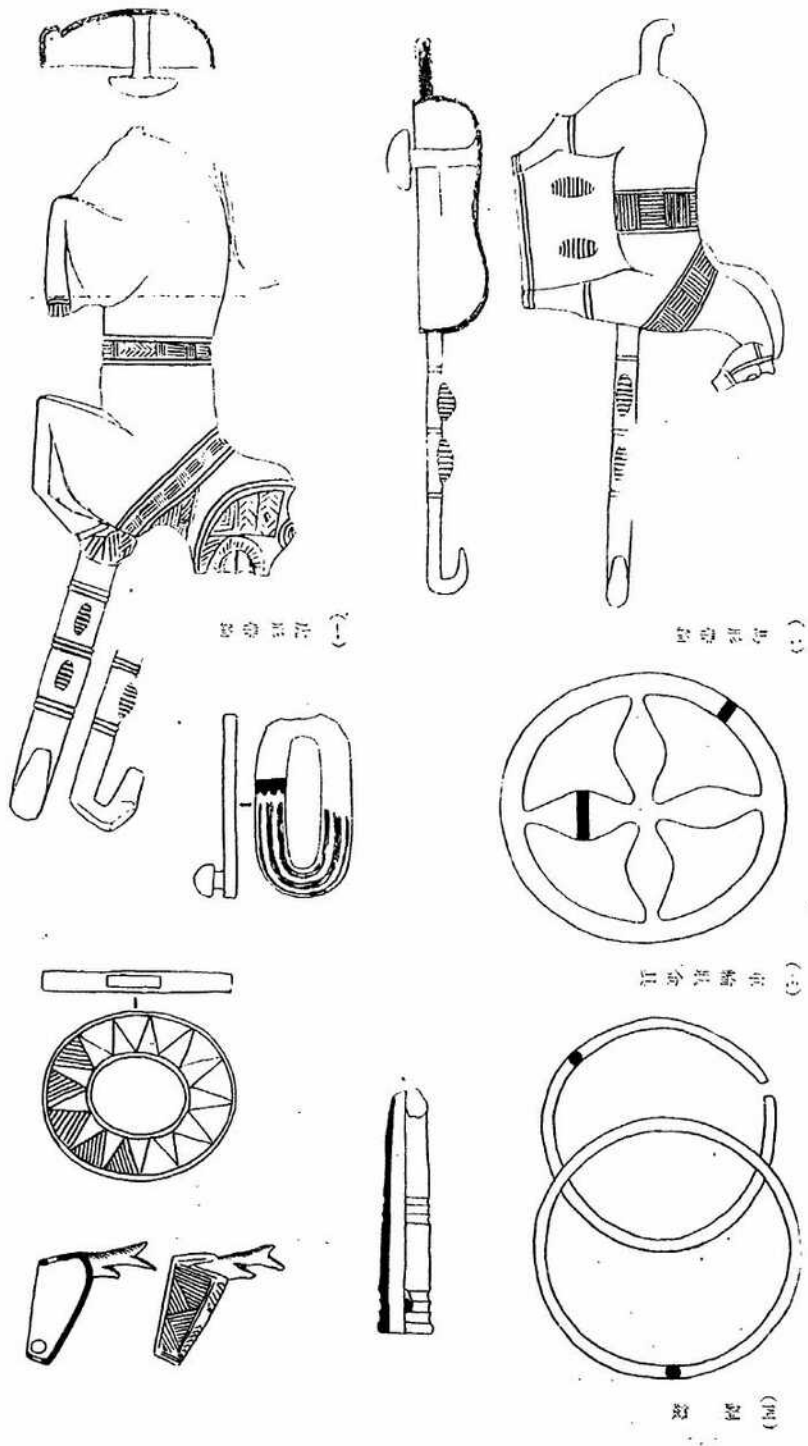
(三) 馬形

(五) 鹿頭

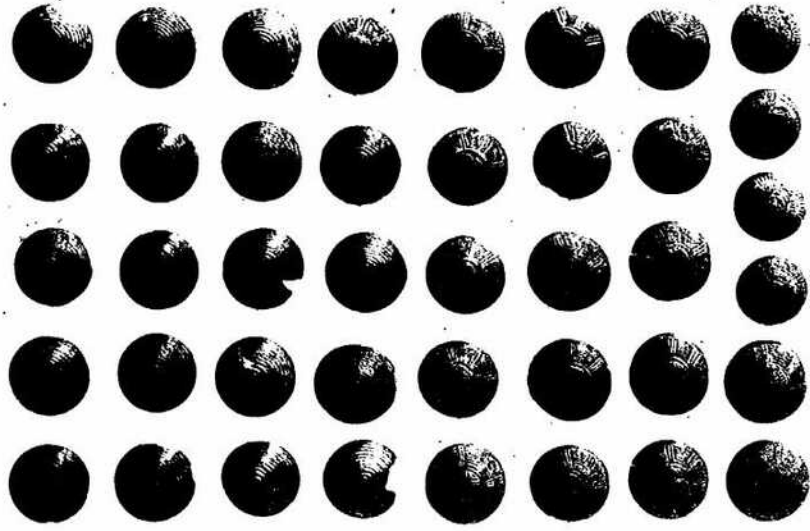
(六) 大

京都府博物館

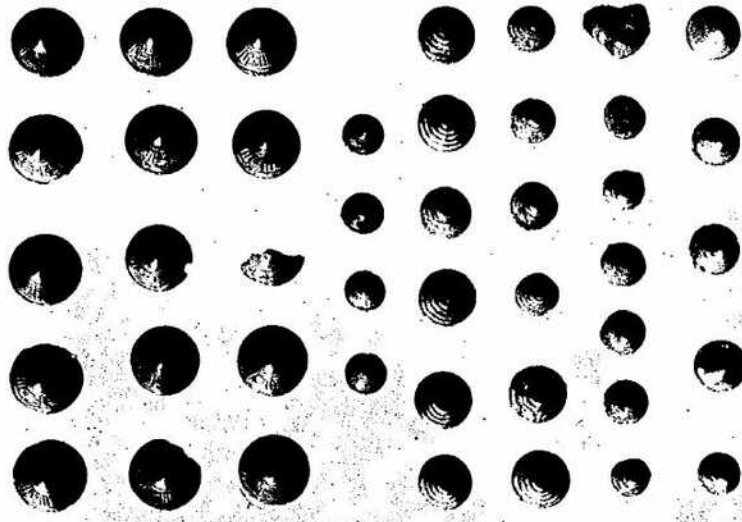
圖版第一二 永川魚隱洞遺蹟發見各種銅製品湖圖 (前段)



魚隱洞遺蹟發見古銅製小圓形飾具集成



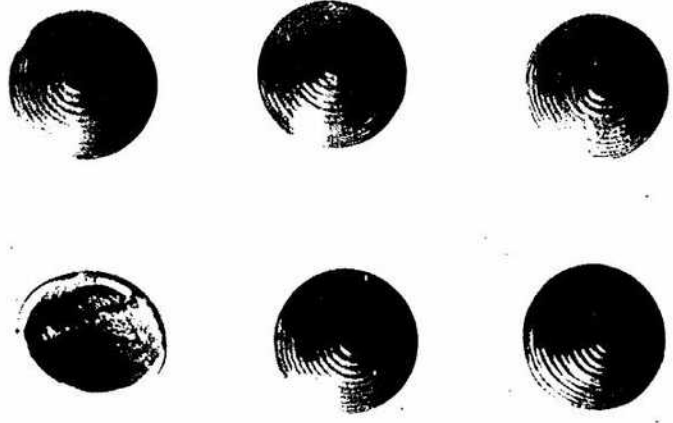
圖版第一三 水川遺蹟



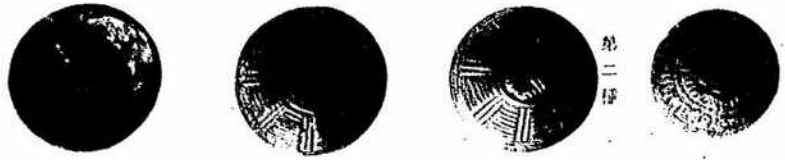
本府博物館藏

魚際洞發見青銅製小圓錐形飾具 (一部實大)

第一種 (大)



第三種



第五種



第一種 (小)



第二種



第四種

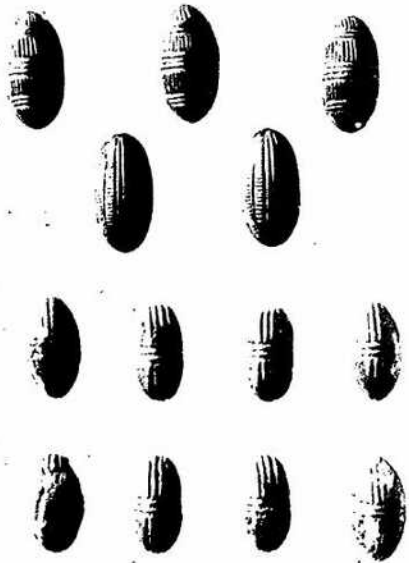


圖版第一四 永川遺蹟

(一) 魚隱洞發見鞋形小飾具 (二倍大)



(二) 同上發見楮圓形小飾具 (全部)



(三) 同上楮圓形飾具 (實大)

第一種

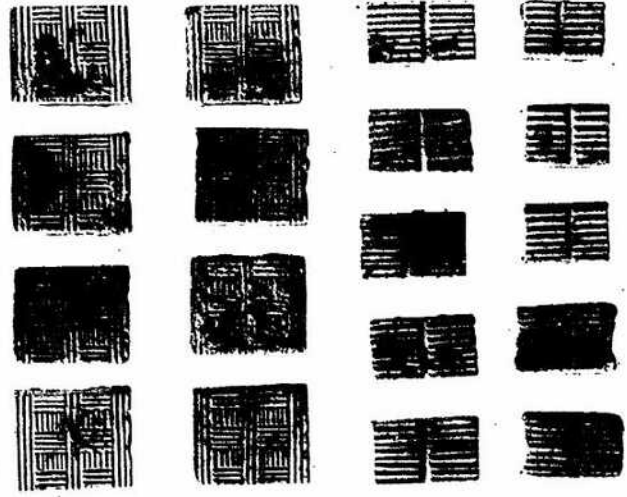


第二種

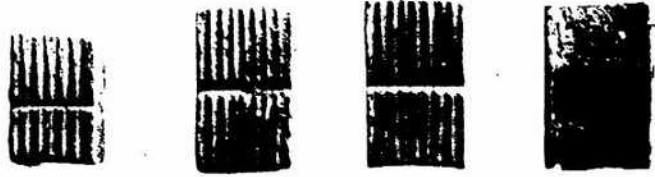


第三種



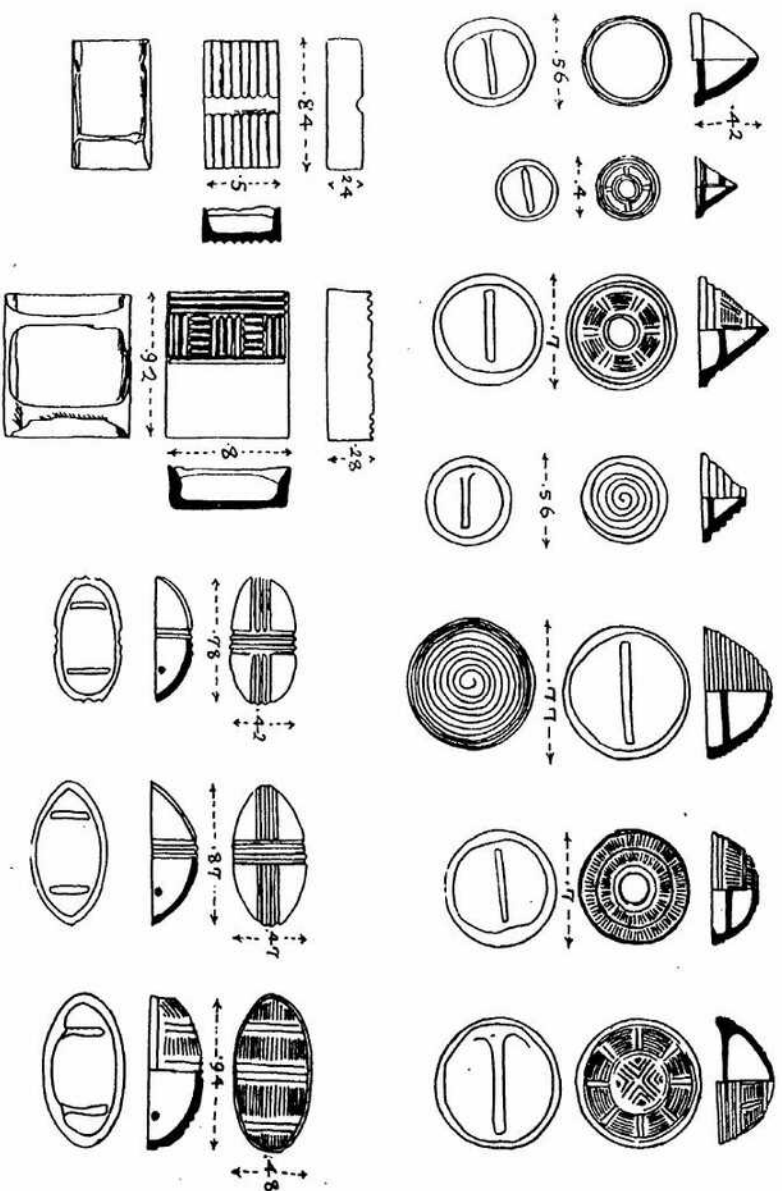


(一) 魚隱洞發見銅製長方形小飾具 (全部)



(二) 同上 (二部實大)

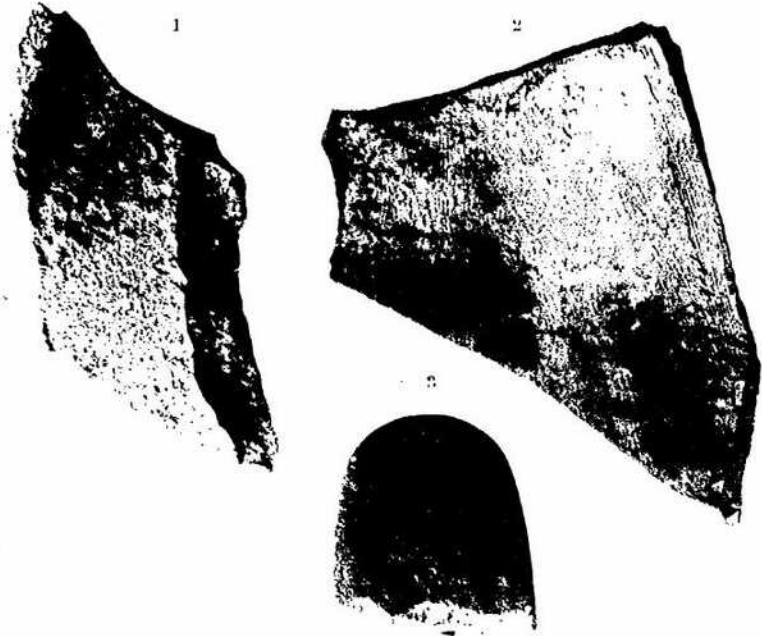




永川琴湖而魚隱埋發見各種飾金貝質測圖(分)

圖版 六

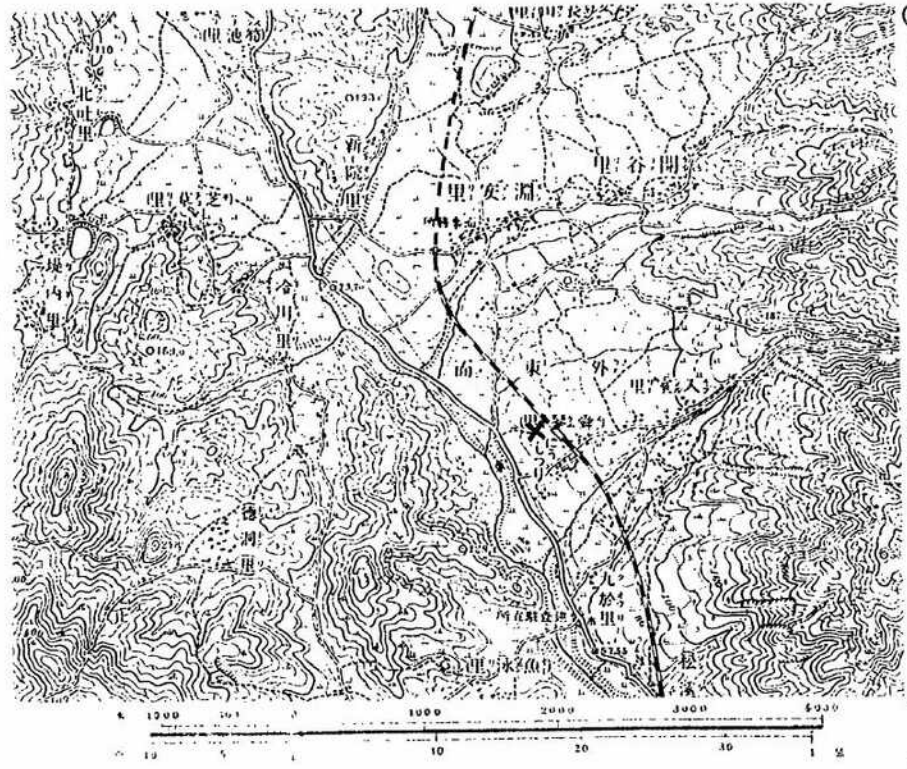
圖版 第一七 永川遺物



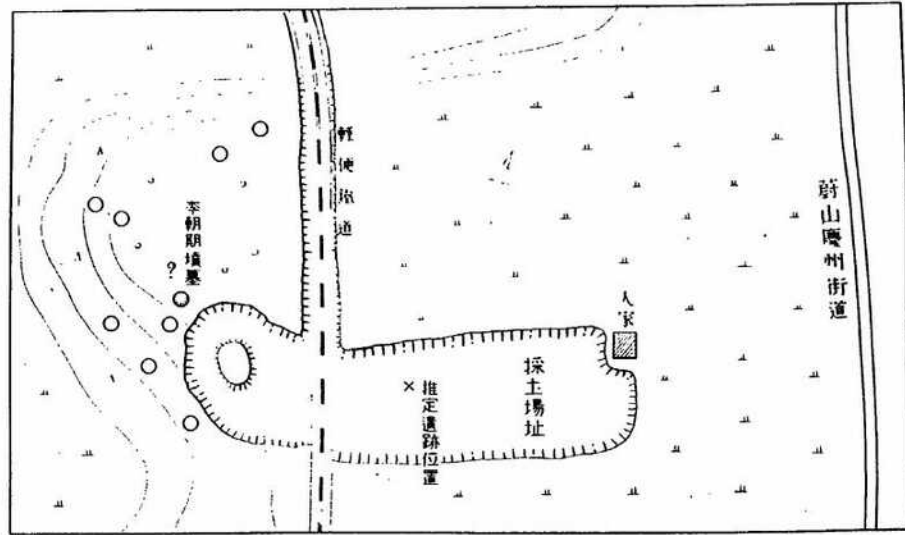
(一) 永川魚隱洞發見土器片及礫石 (實大)



(二) 同上土器片 (調査員等採集)

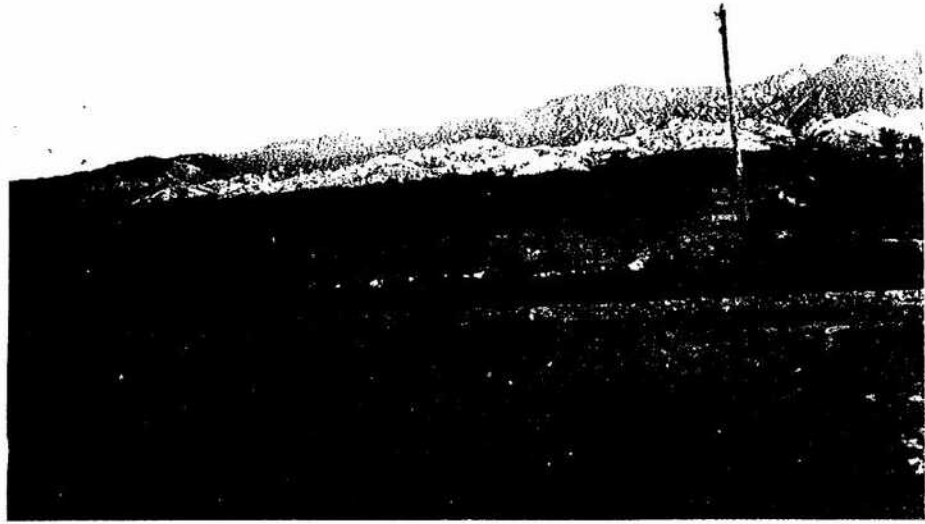


(一) 慶州入室里遺蹟地附近圖 (地形圖分裁) (五方分一)



(二) 同上遺蹟地略圖





入室遺蹟附近の状況 (一)



(×地部局を示す)

(二) 同上

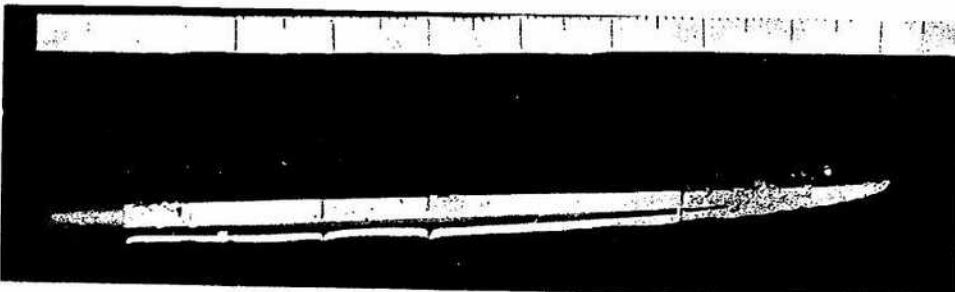
水滸里遺蹟



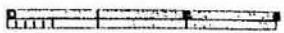
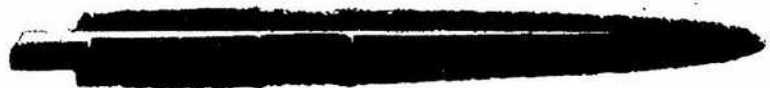
(一) 水滸里發見狹鋒銅劍二口 (長各長尺寸)

5cm

慶州保存會保存



(二) 水滸里發見細形第一號銅劍 (全長)



上(寬)

同



大室里發見細形第二號劍及クリス形銅劍(發)

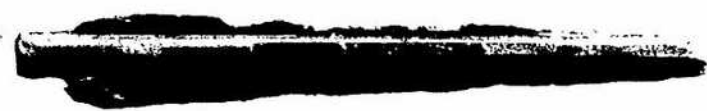
水府博物館藏



(二) 入窰里發見細形第四號銅劍 (亦出 河非朝細氏製)



(一) 同。上細形第三號及第六號銅劍 (發見於牙)



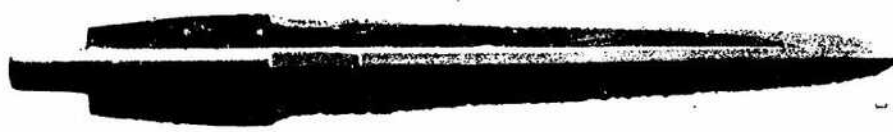
2 (第六號)



1 (第三號)



2



1

本府博物館藏

入室里遺蹟發見細形銅劍

(一) 細形第一號劍



慶州保存會保管



(二) 細形第四號劍



河井朝雄氏藏

(三) 細形第五號劍

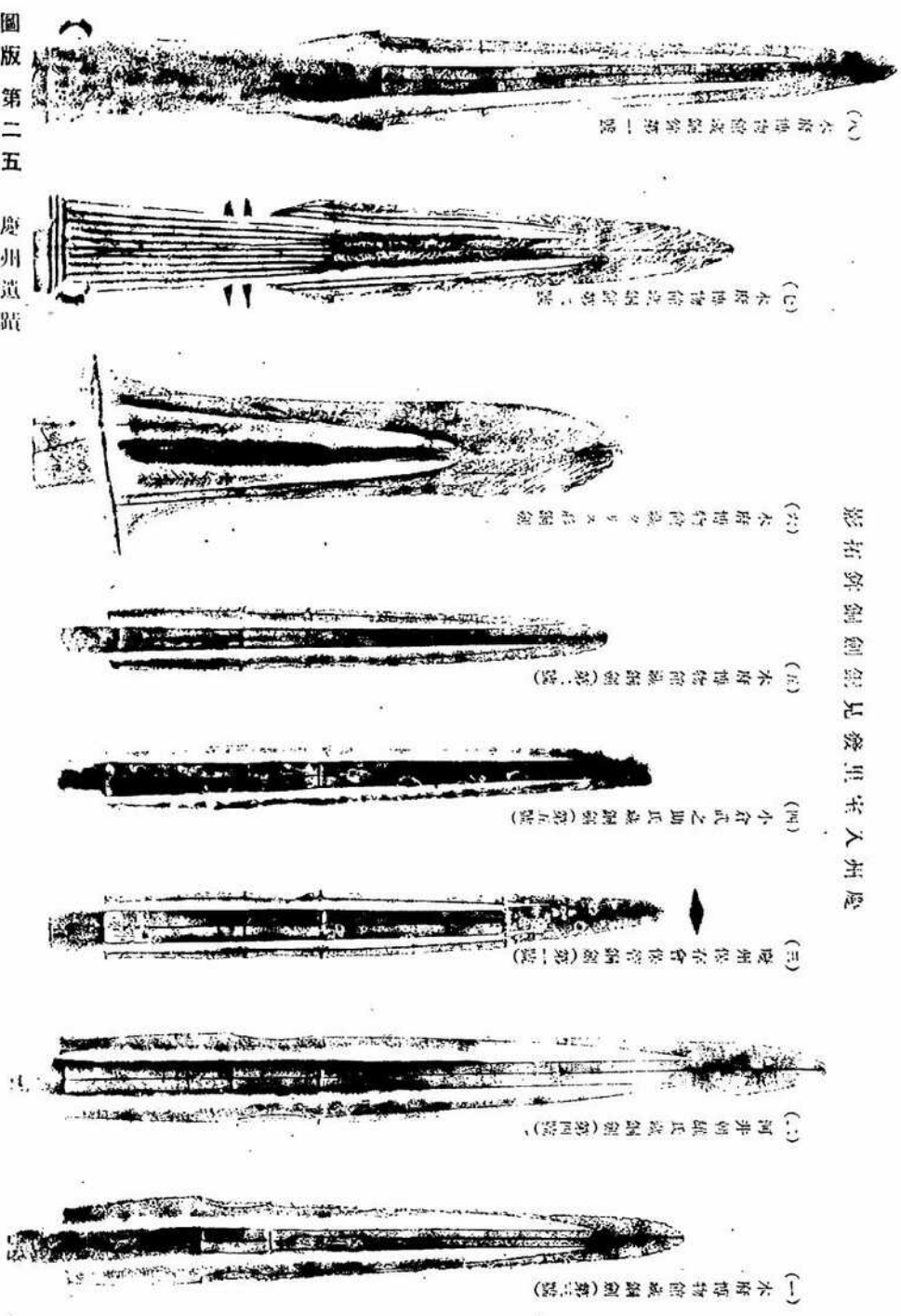


小倉武之助氏藏



圖版第二四 慶州遺蹟

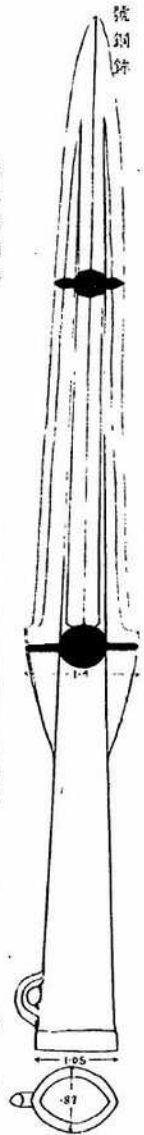
影相銅劍劍凡幾里字入州慶



圖版第二五 慶州遺蹟

慶州入室里發見銅鋒劍實測圖(局部)

第一號劍鋒



第二號劍鋒



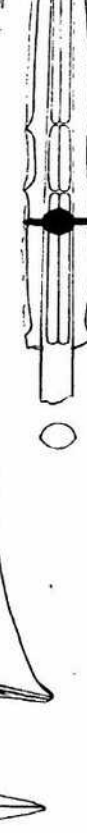
第一號細形銅劍



第二號細形銅劍



第三號細形銅劍

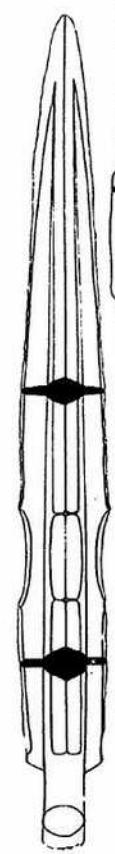


クリス形銅劍

第六號細形銅劍



第四號細形銅劍



圖版第二六 慶州遺蹟

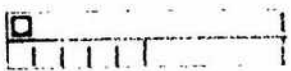
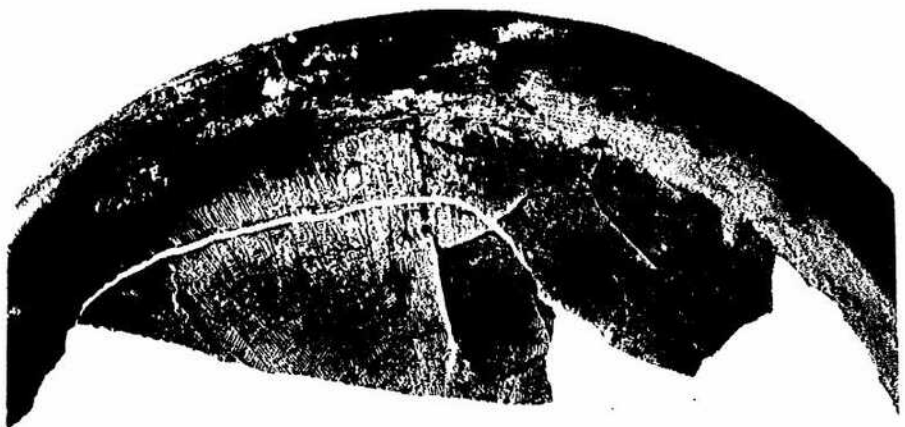


入室里發見蒲筍緣細紋鏡 (五六)

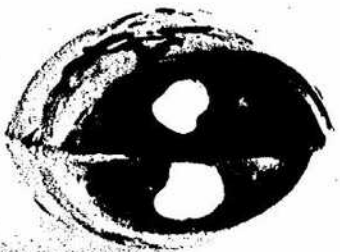


圖版第二七 慶州遺蹟

河井樹雄氏法



(一) 蒲針綠細紋鏡一部擴大



銘形

河井別館氏藏



側面觀

(二) 入窪里發見小銅鐸 重二

實大

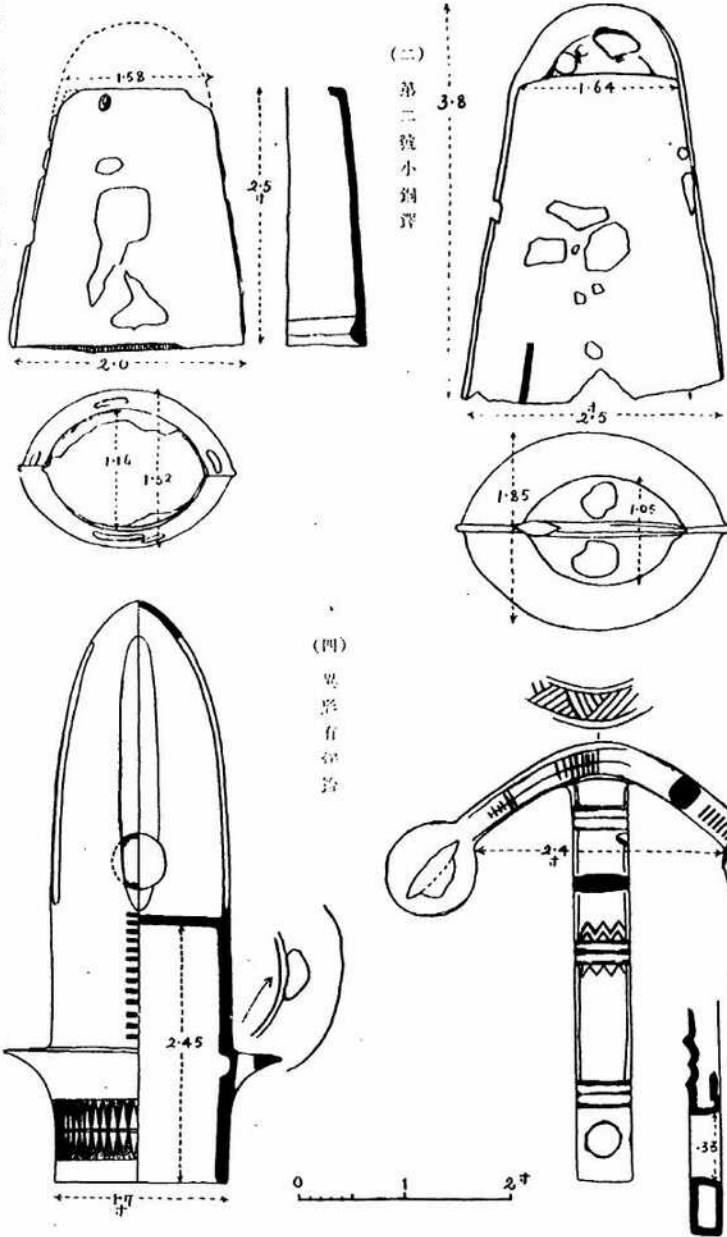


(一) 慶州入室里發見小銅鈴 (Ⅱ三)

(二) 慶州入室里發見鐘形銅鈴側面形



鐘鹿央雄君所藏



入室里發見各種銅器測圖 (每厘米)

(一) 第一號小銅環

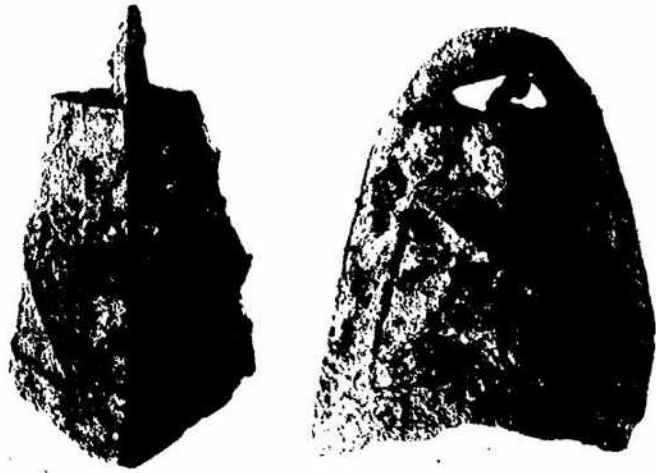
(二) 第二號小銅環

(三) 鐲形銅管

(四) 長形銅管



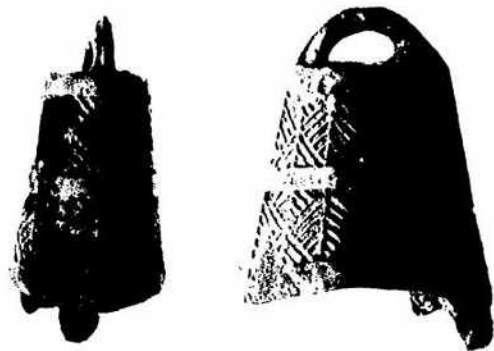
(三) 入室里發見棒狀金具



(大 寬) 鐸馬製銅見發里室入 (一)
漢氏助之武倉小



(四) 同
上銅鑲



(大 寬) 鐸馬小上 同 (二)
漢氏助之武倉小



(二) 大坂氏最小子馬鐸



(一) 鐸馬最氏遺蹟 (一)

(三) 大坂鐸馬最氏坂大 (三)



(四) 慶川保存會保存鐵斧頭



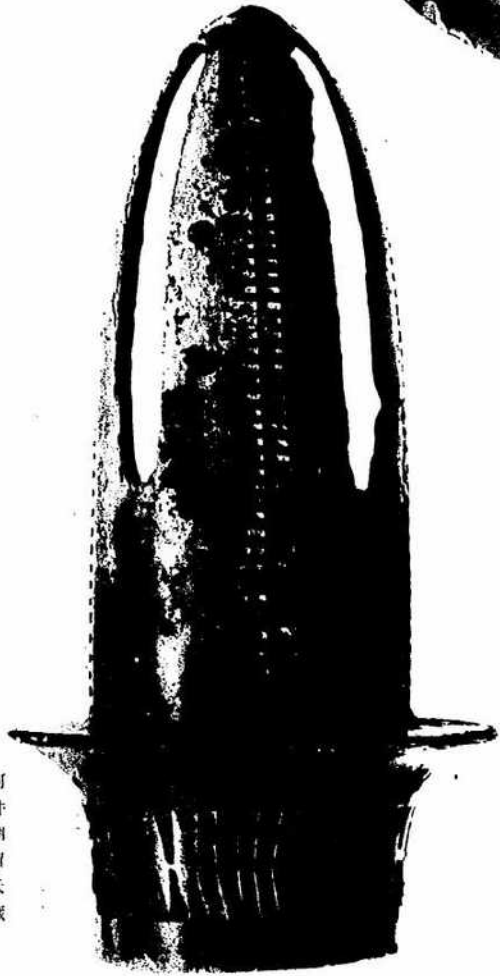
頭斧製鐵及鐸馬製銅見發里室入

圖版第三 慶州遺蹟

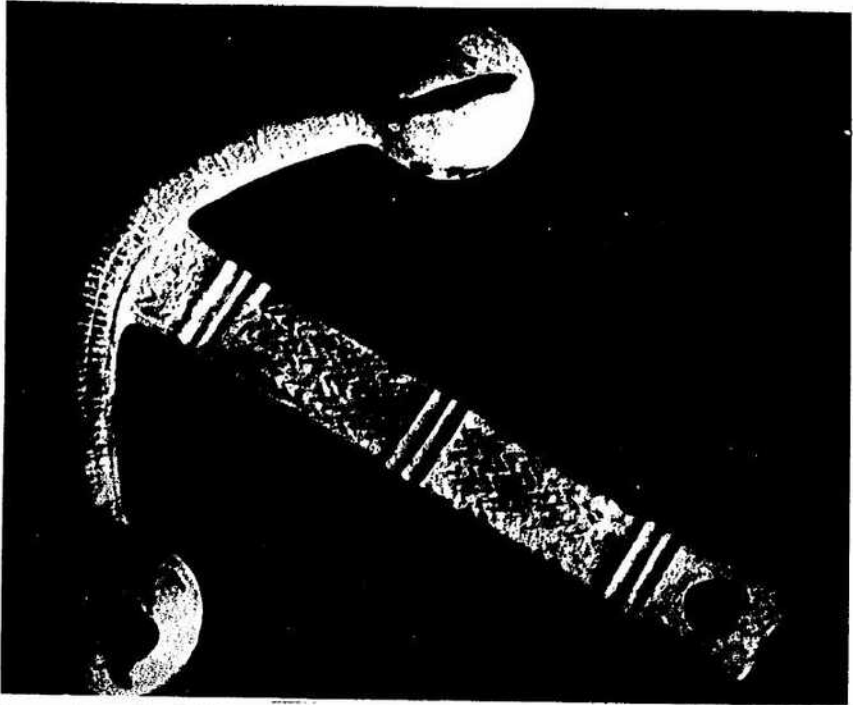
器形圖製



入室里發見銅製異形有鈴鈴 (實大)



河井瀧雄氏藏



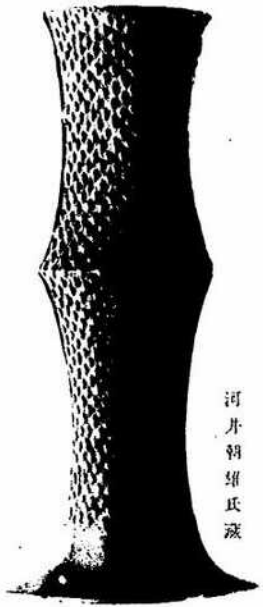
長尺劍形劍



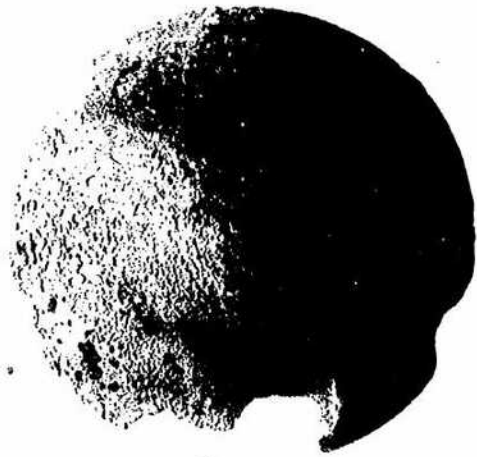
(六尺前州) 劍形劍製銅長尺入州慶



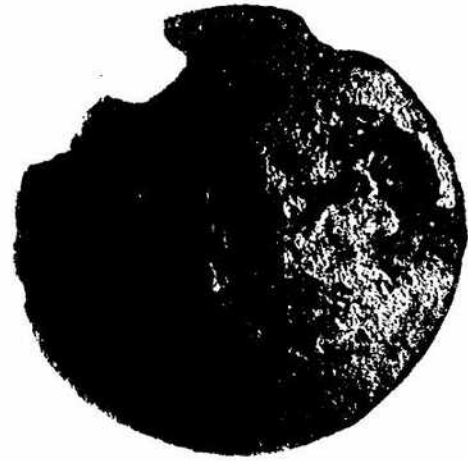
(二) 同 上銅製劍柄



河井朝雄氏藏



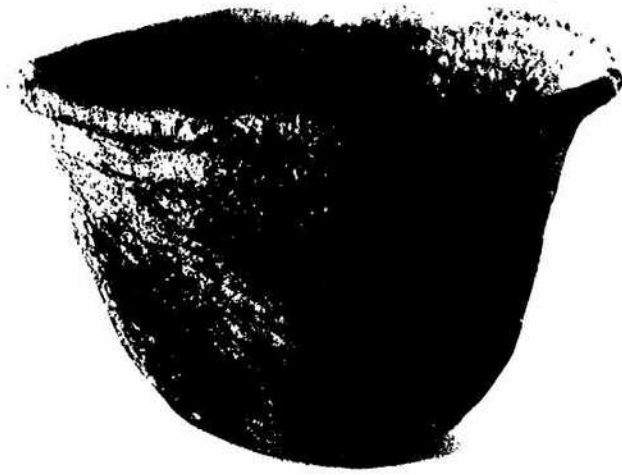
表面



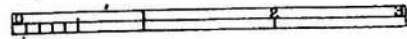
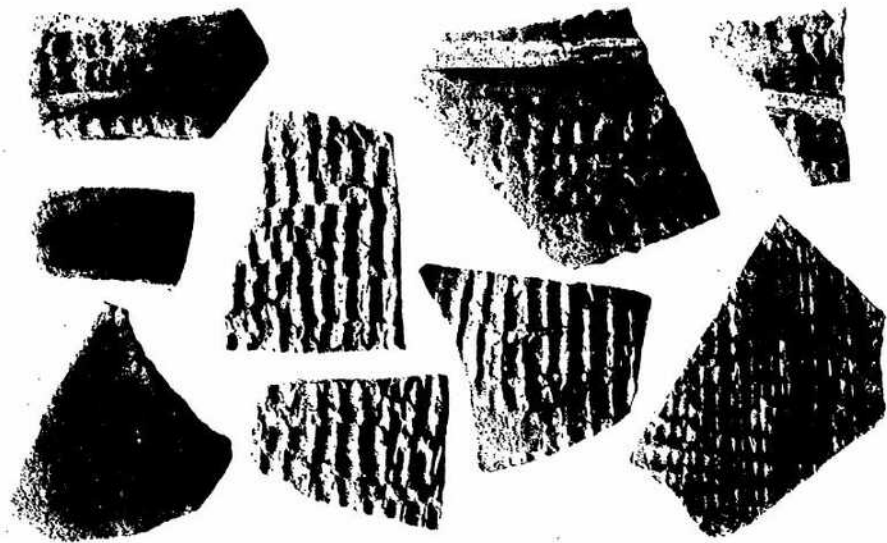
内面

(一) 入室里發見銅製笠形金具

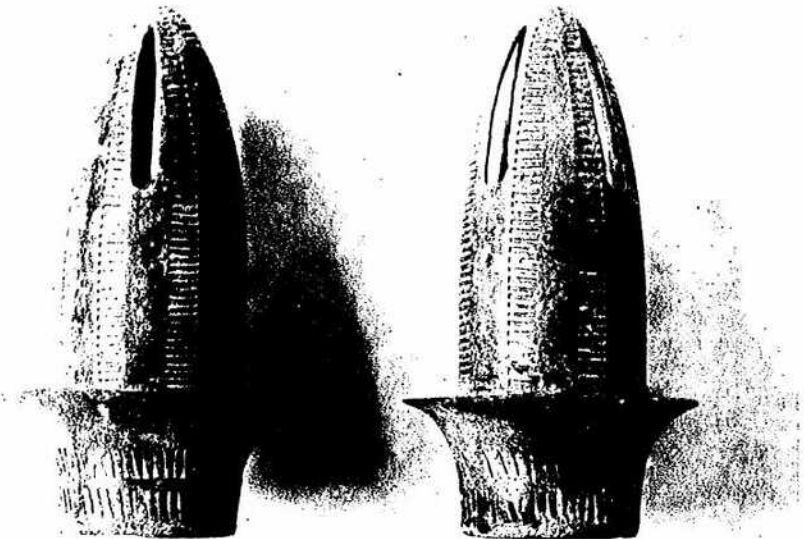
小倉武之助氏藏



小倉武助氏藏 慶州入室里發見碗形土器(一)

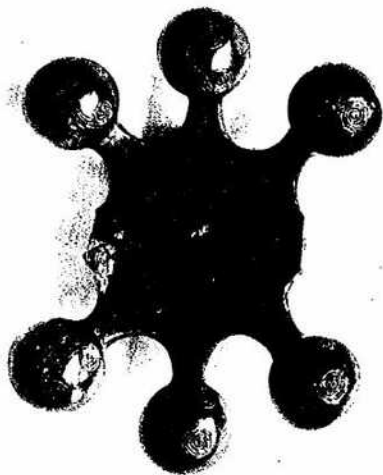


本府博物館藏 慶州內南面塔里遺蹟發見土器片(二)

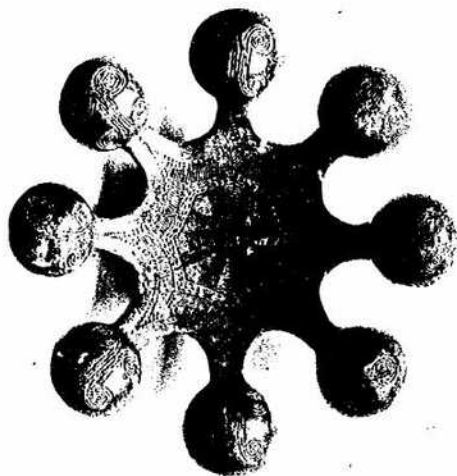


畿氏進之房貝結

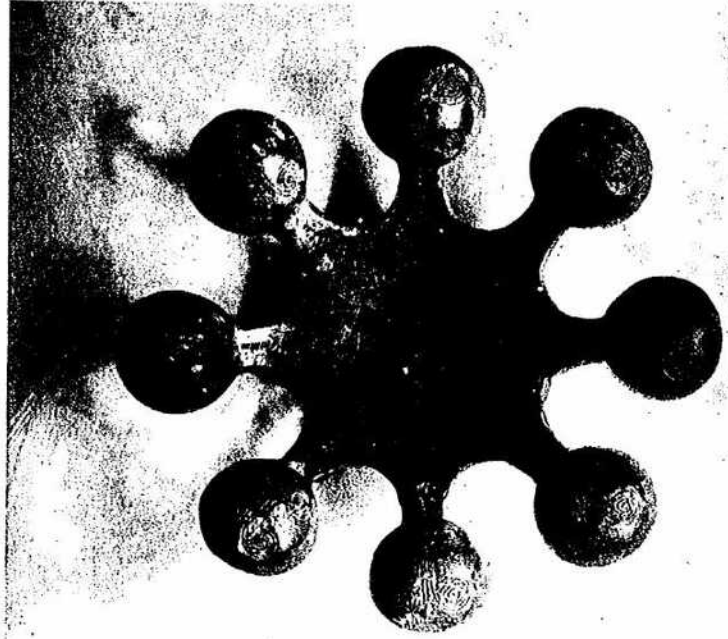
鈴形異土出城流江東洛傳(一)



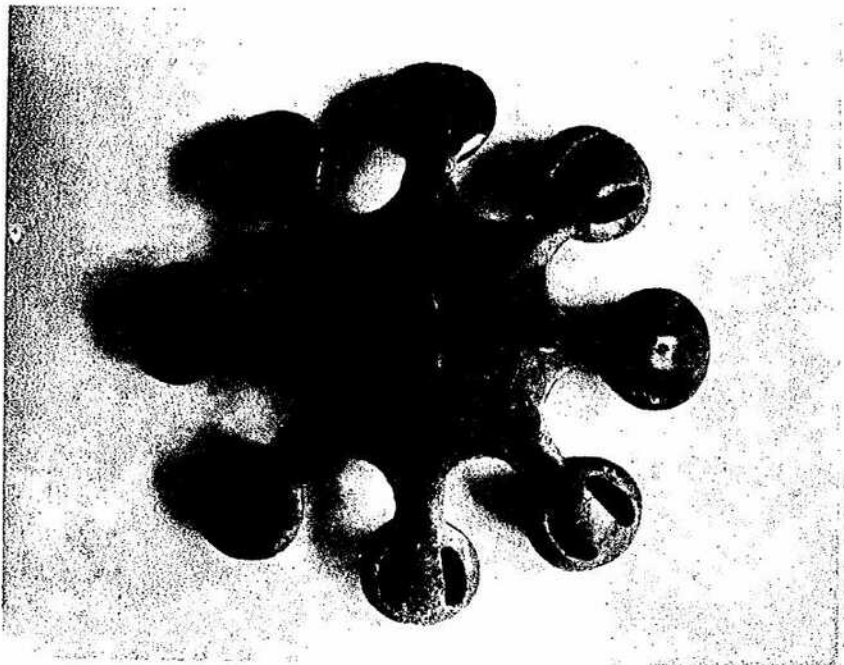
上 同



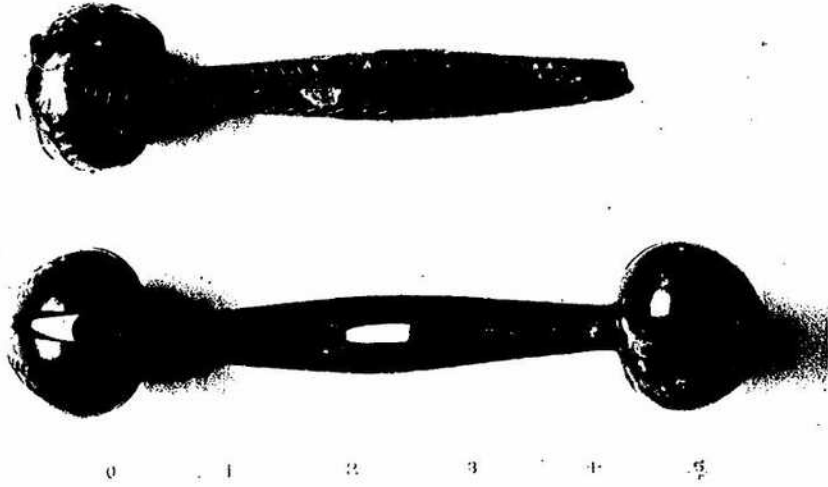
鈴形手八土出上 同(二)



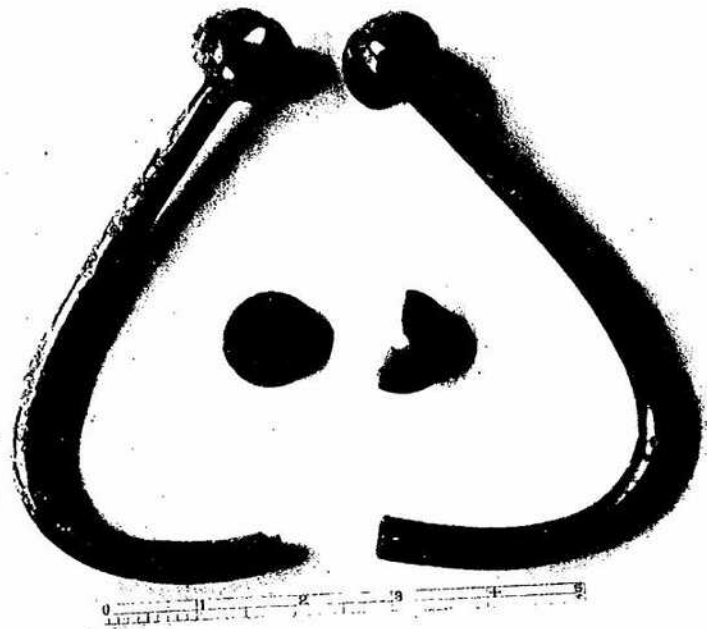
傳洛東江流域出土銅製八手形鈴 (表裏)



結貝房之蓮氏藏

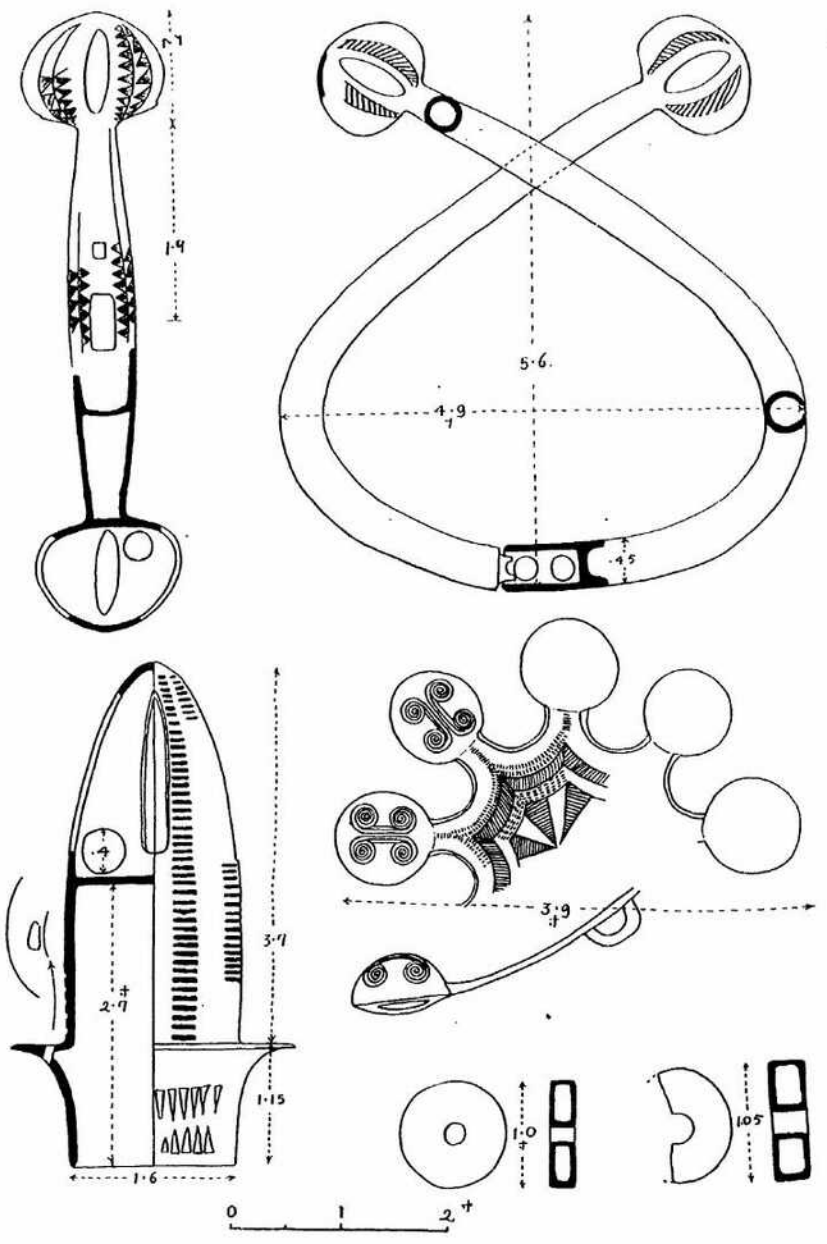


鈴頭甬土出城流江東洛傳(一)

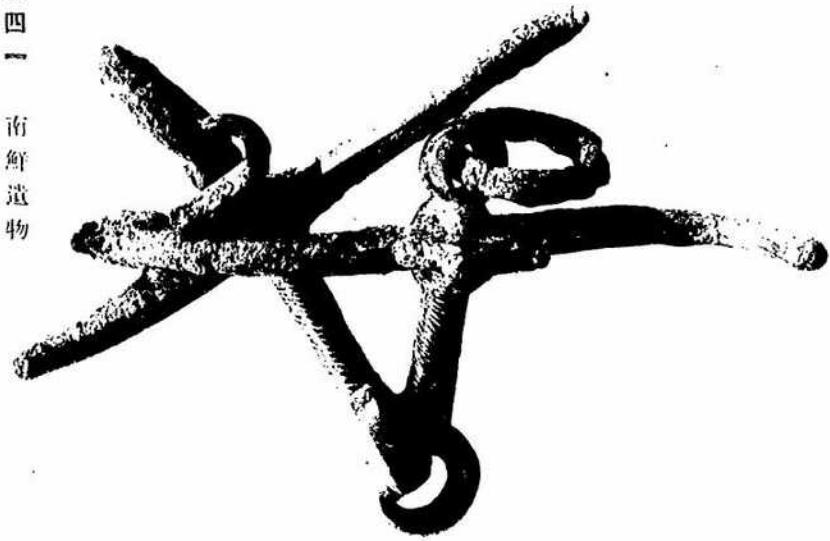


車鍾紡及鈴頭甬狀環土 同(二)

圖版第四〇 南鮮遺物



傳洛東江流域出土各種銅鈴及紡錘車實測圖(百原)



(一) 禮製銅見發里塔面南內州慶(一)



漢氏羅央鹿諸

(二) 上

同(二)



(二) 傳慶尙北道尙州發見細形銅劍狹鋒銅鏃

河村基助氏藏

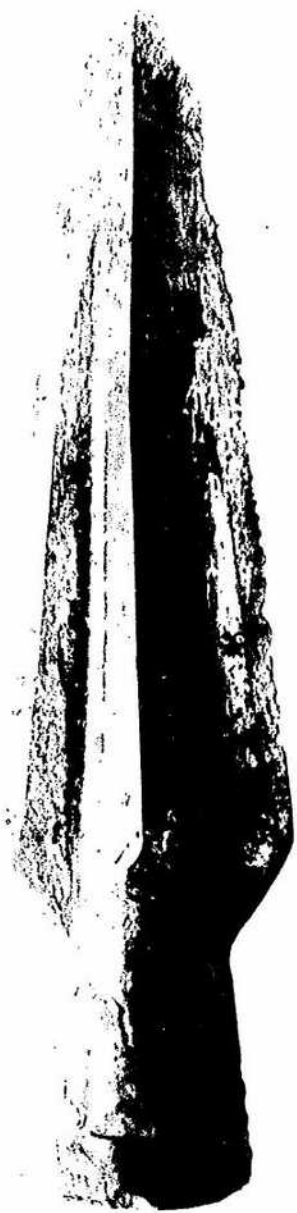


(一) 全羅北道全州郡草浦面發見細形銅劍

本府博物館藏



圖版第四三 南釘遺物



大和興次郎氏藏

(二) 同 上狹鋒銅針



(一) 忠清南道牙山郡重浦面出土細形銅劍



圖版第四四 兩件遺物



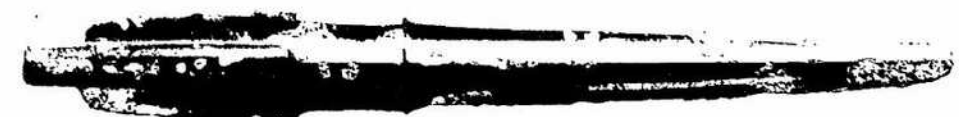
本府博物館藏

忠清南道唐津郡唐津面插谷里發見細形銅劍 (姜 2)

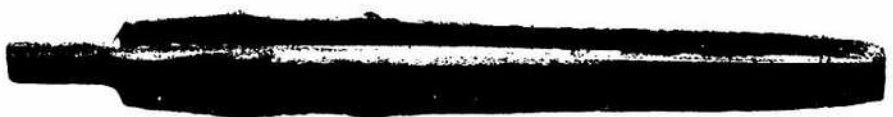




(四) 黃海道黑橋里出土細形銅劍



(三) 傳全羅道出土細形銅劍



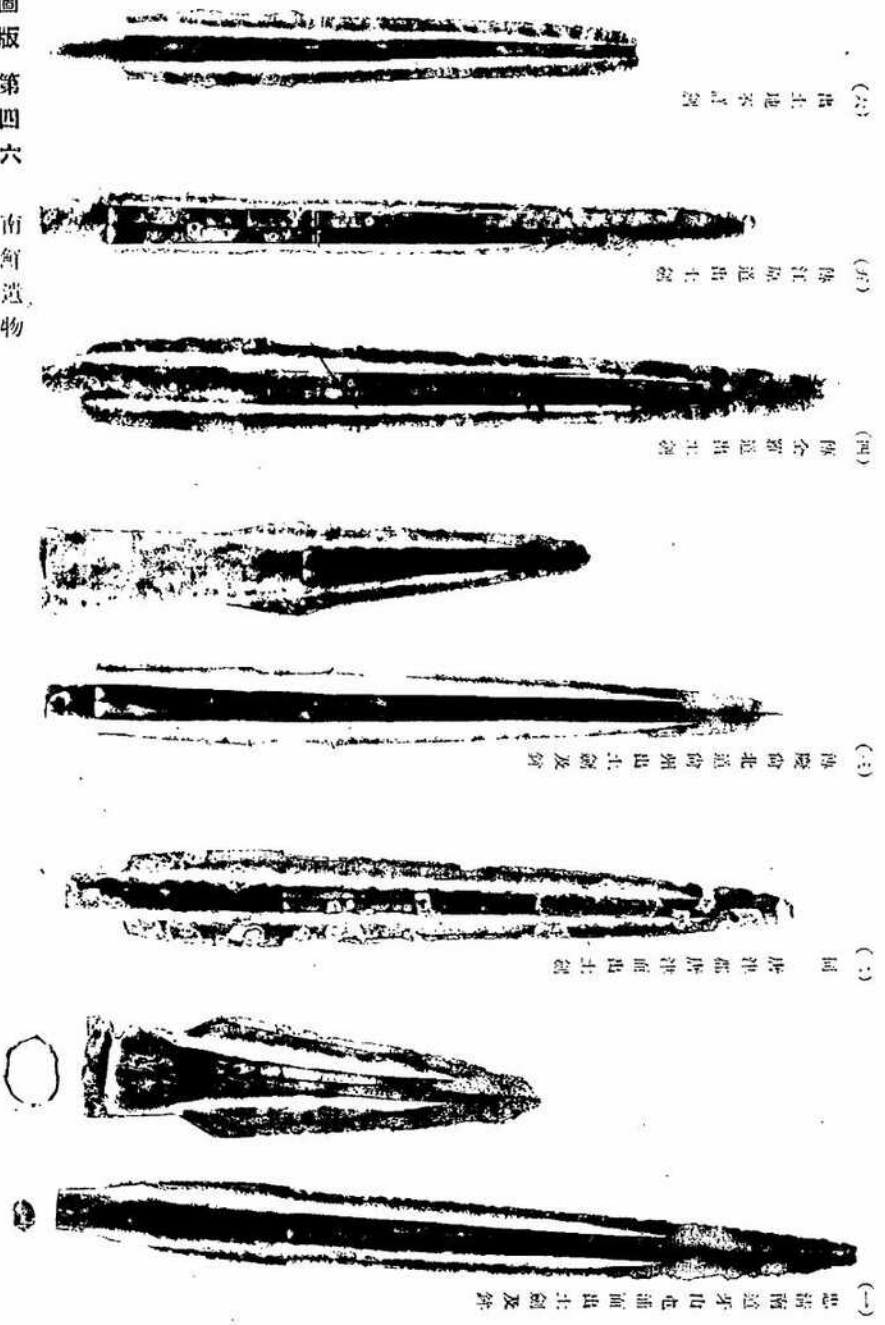
(二) 出所不詳細形銅劍



(一) 傳慶尙南道金海郡漕村面出土銅劍 (慶島居委以覽也)

釜山博物館藏

圖版第四六
南甯遺物



(一) 忠清衛道牙山屯浦出土劍及斧

(二) 同 廣津區唐津面出土劍

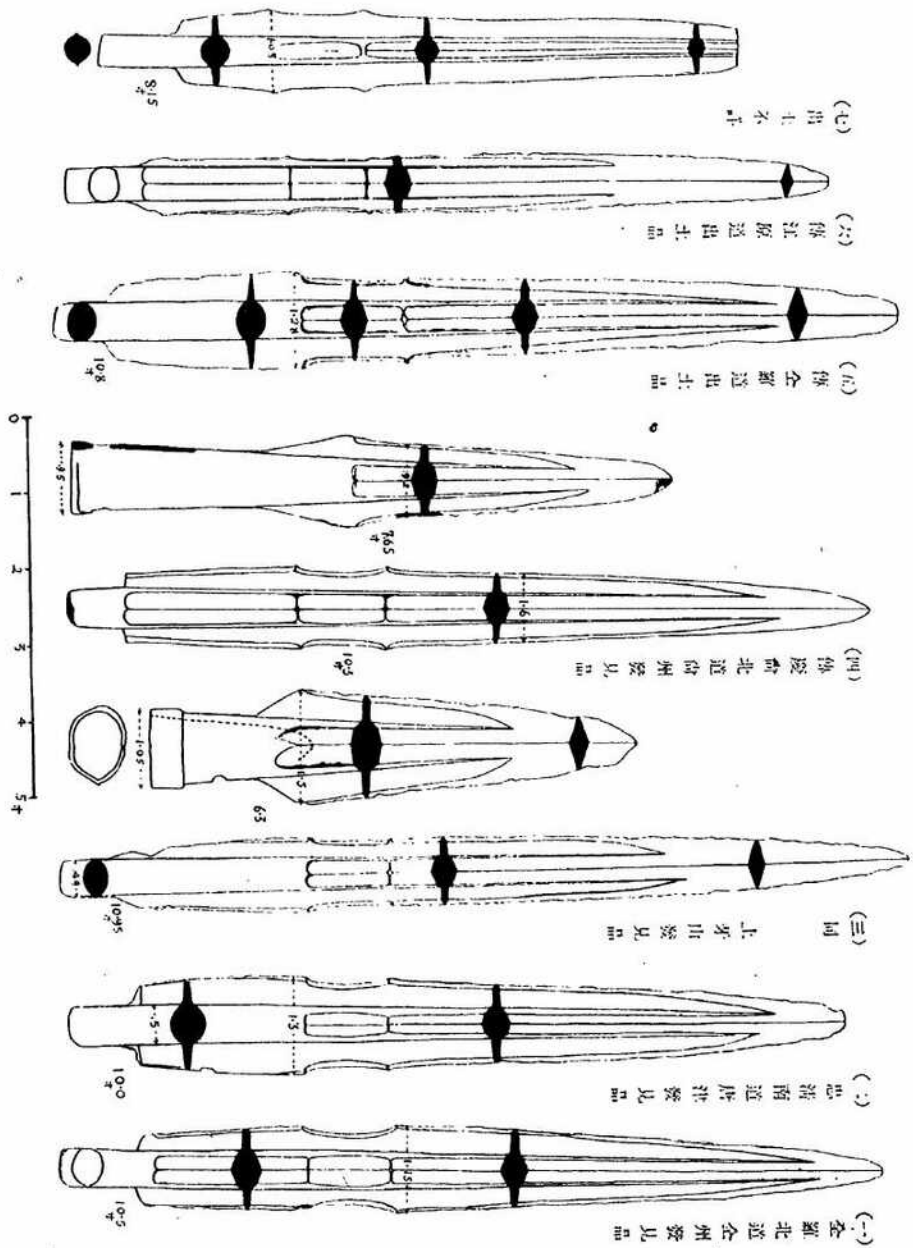
(三) 忠清衛北道會州山出土劍及斧

(四) 廣全郡遺出土劍

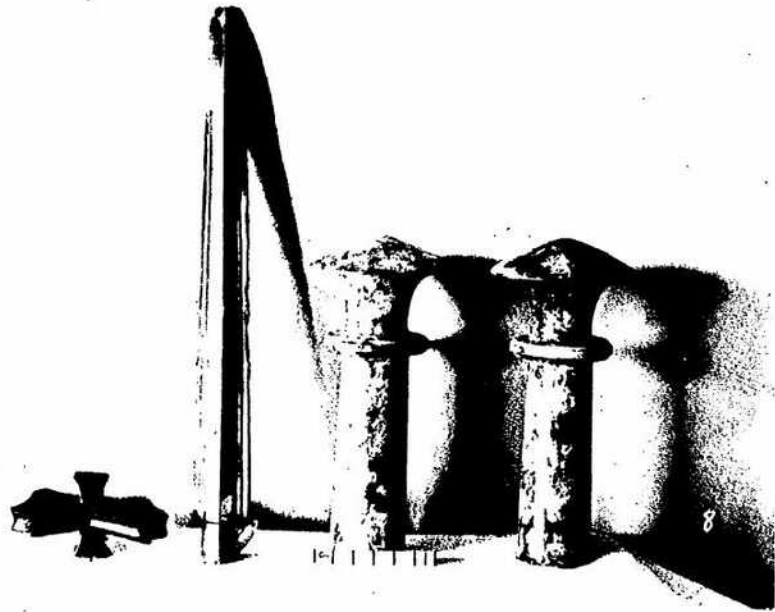
(五) 廣江原道出土劍

(六) 忠玉地出土劍

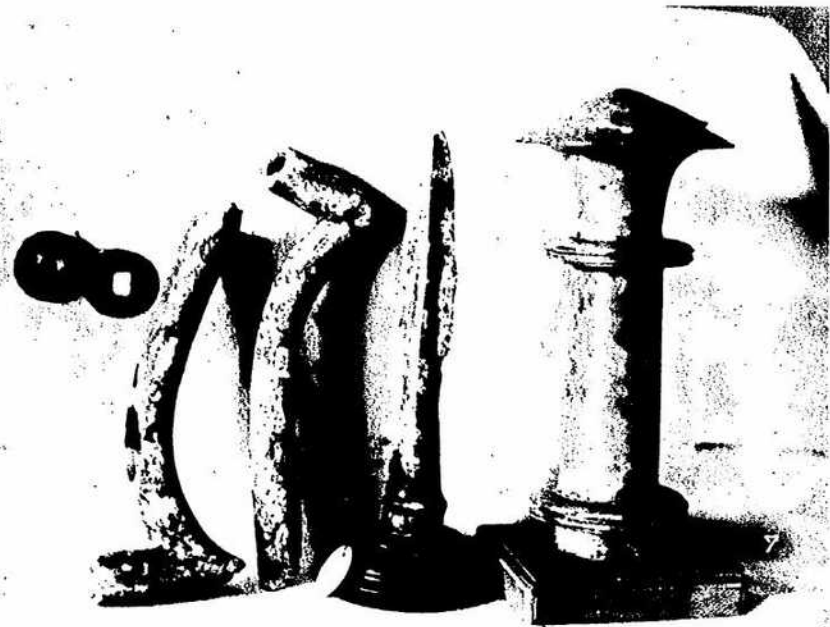
圖版第四七 南鮮遺物



南鮮發見銅劍實測圖(蘇貫、板、小泉)



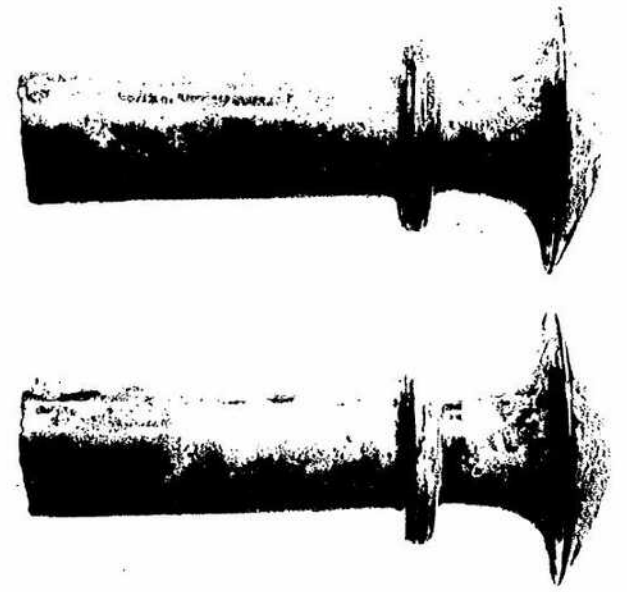
(一 其) 物遺見發面橋黑郡州黃道海黃(一)



(二 其) 上

同(二)

圖版第四九 北部朝新遺物



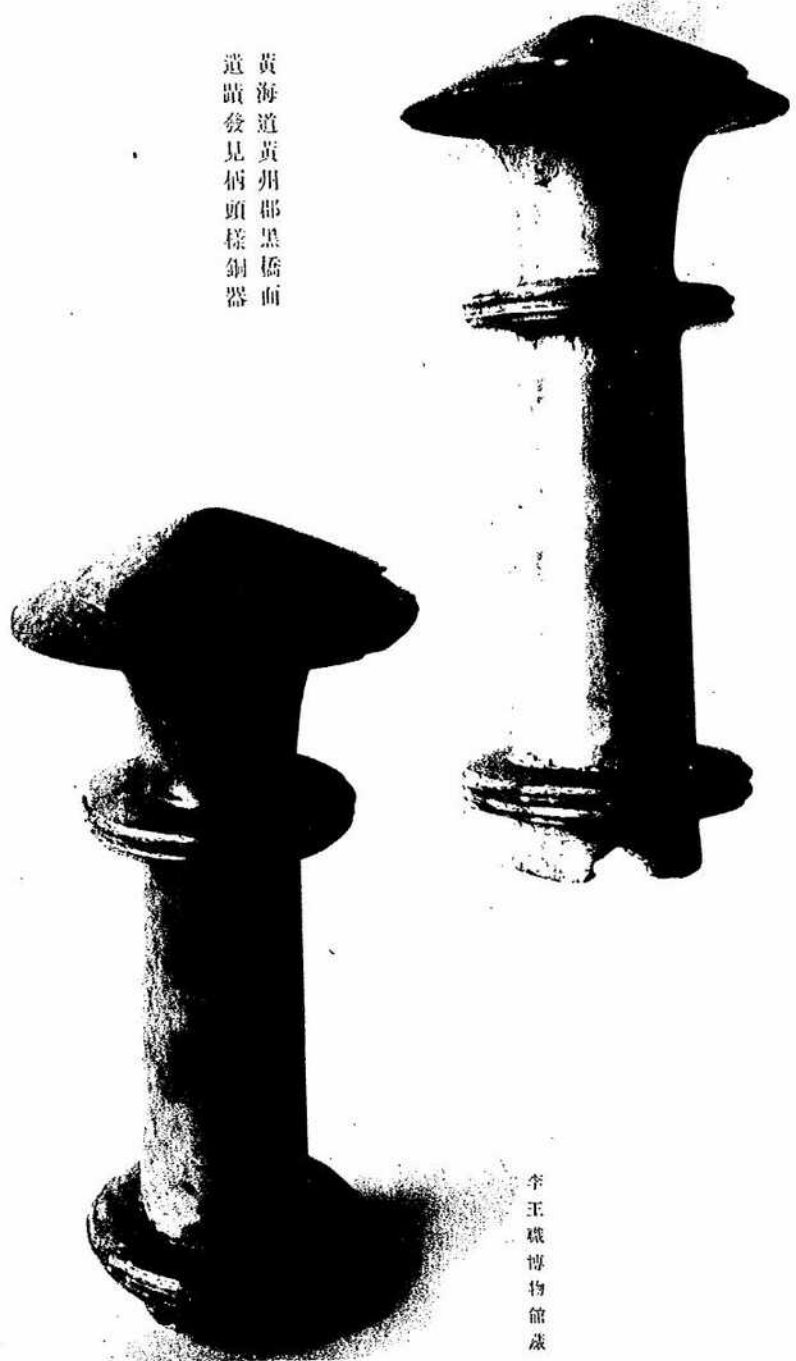
(二) 同上柄頭樣銅器 (全長1)



(一) 黃海道黑橋面遺蹟出土箭狀銅器殘缺



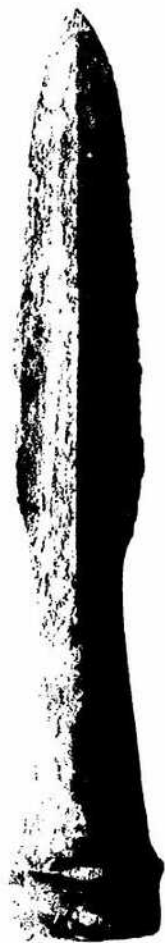
黃海道黃州郡黑橋面
遺蹟發見柄頭樣銅器



李王城博物館藏

圖版第五〇 北部朝鮮遺物

圖版第五一 北部匈奴遺物



(一) 狹鋒劍鋒



(二) 黃海道黃州郡黑橋面出土各種銅製品 (實大)



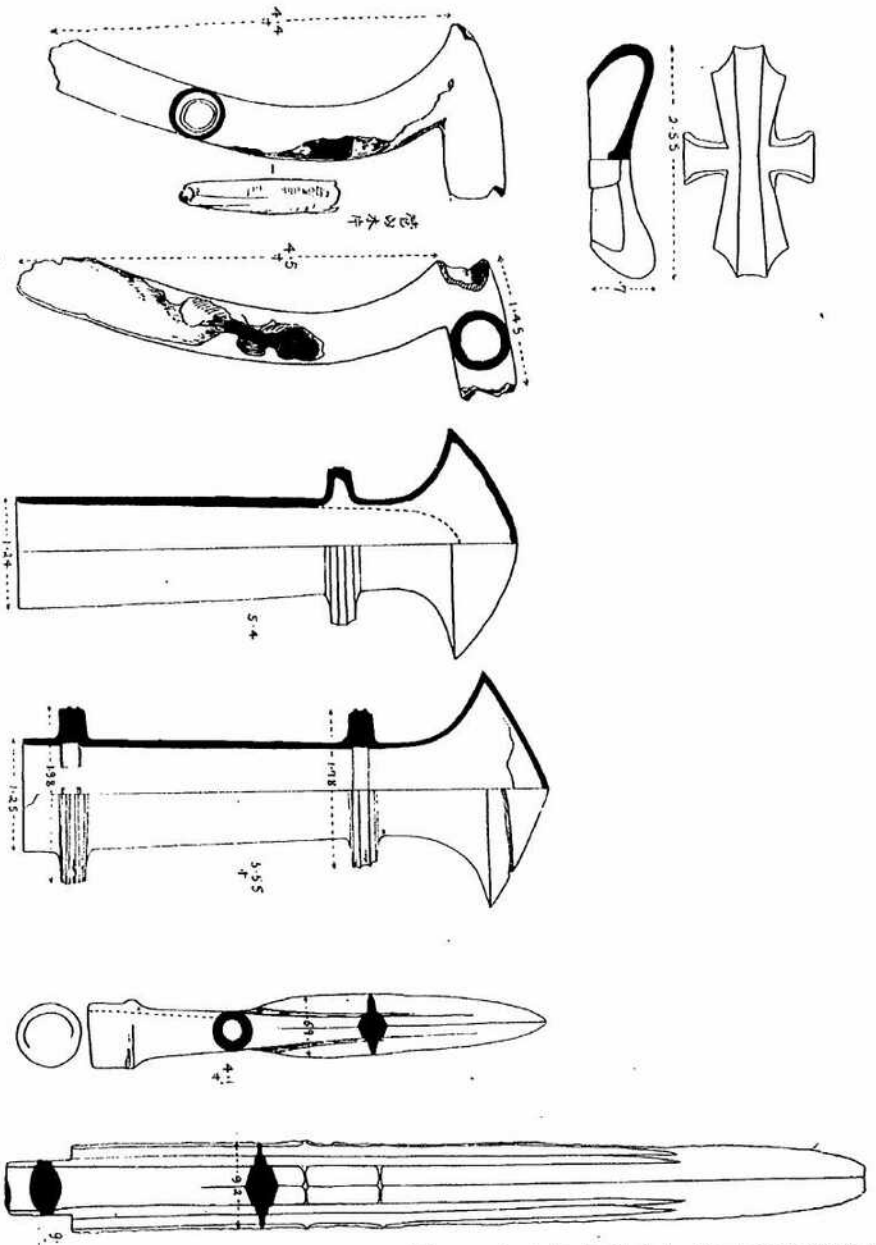
同 (五)

枚二 錢林五 (三)

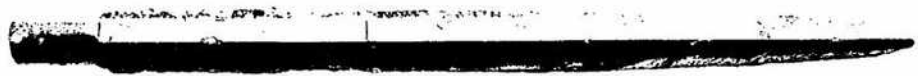


李王職博物館所藏

圖版 第五二 北部朝鮮遺物

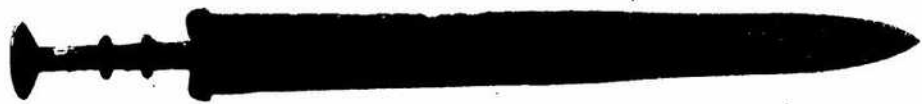


黃海道黑橋面發見各種銅器實測圖 (羅司小惠)



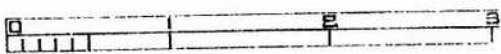
(一) 傳江原道發見細形銅劍

平壤博物館藏



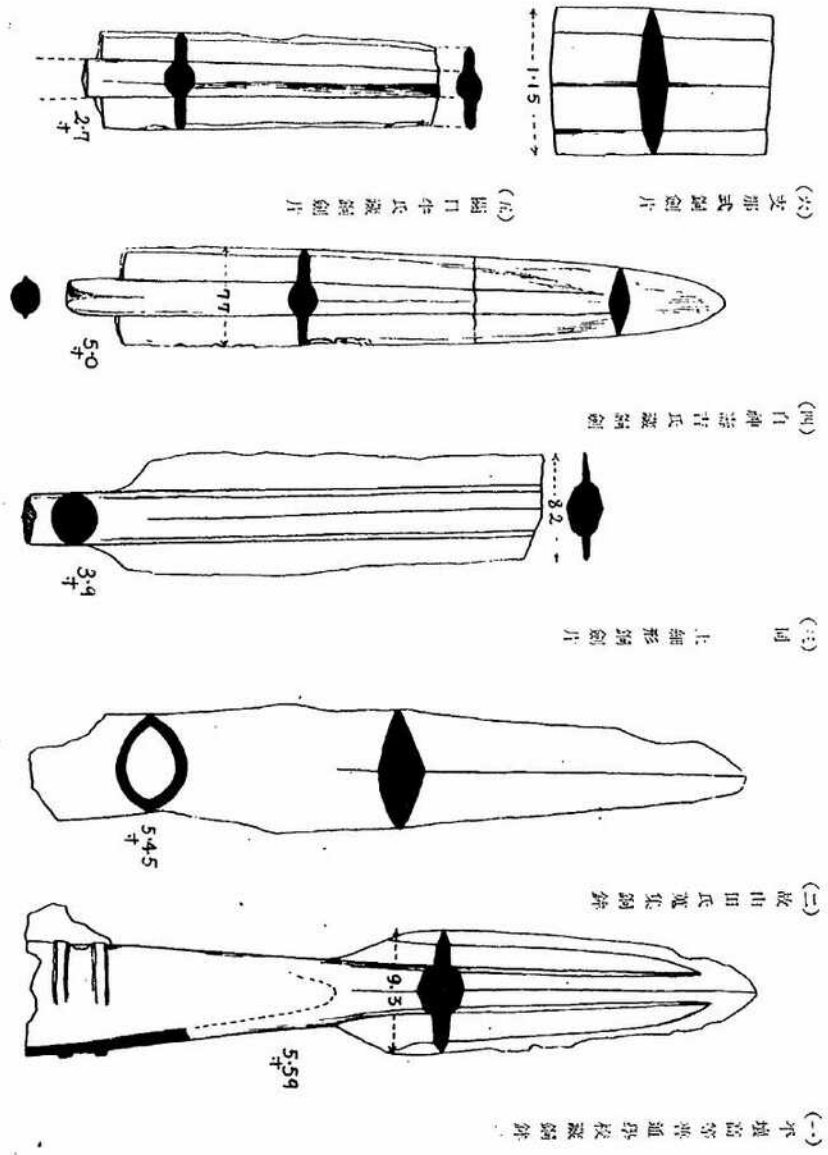
(二) 平安南道用土支那式銅劍

新昌邑之崔氏藏



(三) 平安南道大同江面土城里發見銅劍劍銜

本府博物館藏



圖版第五四 北部朝鮮發見銅劍銅劍實測圖(每原·小景)

圖版第五五 北部朝鮮遺物



—



(一) 上 (二) 下



—



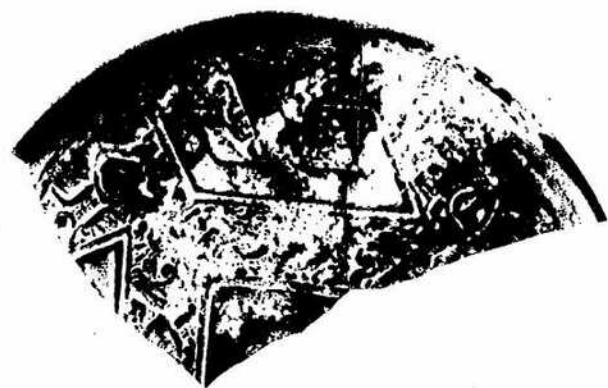
(一) 平安南道大同江面石巖里發見銅劍 (二)

(一) 白神岩古氏藏
(二) 關口牛氏藏
(實大圖)

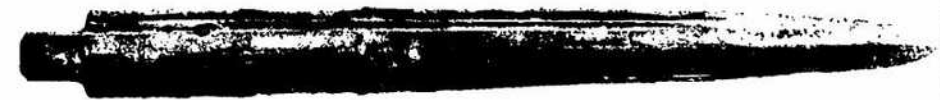
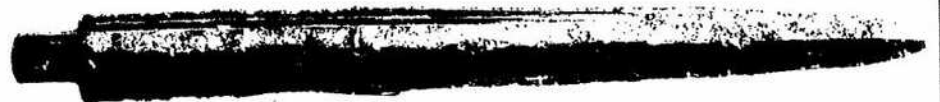
圖版 第五六 北部朝鮮遺物



鏡紋花行內式異見發里嚴石江同大 (-)
(藏氏吉壽碑石)



(藏氏半口關) 鏡字丁格方式異上 同 (二)



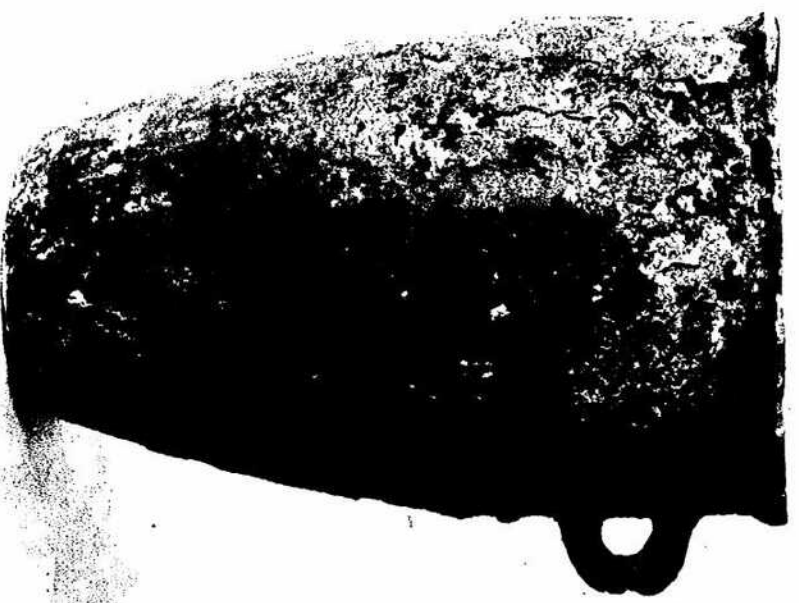
小野又一兵衛

圖版 第五七 北部朝鮮遺物

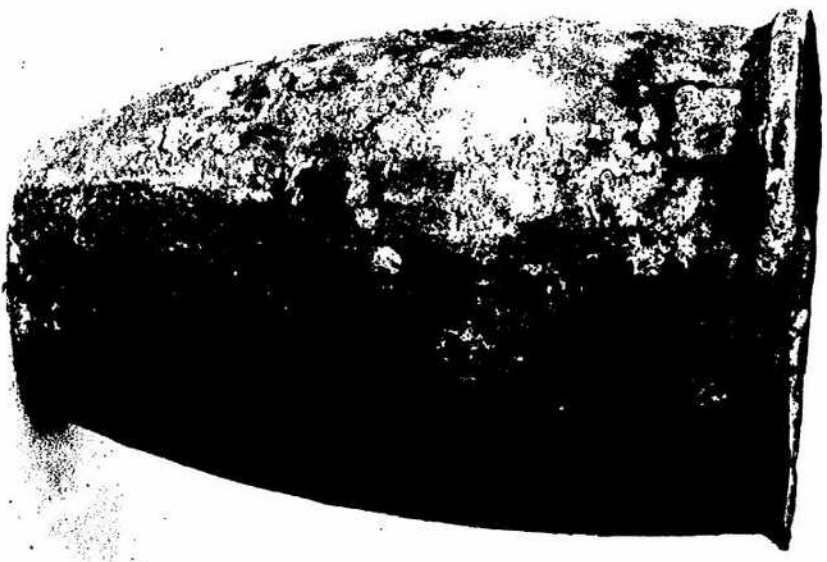
(二) 同上發見細形銅劍(長形)



(一) 大同江面東大院里許山發見管狀翼形銅器
水府博物館藏

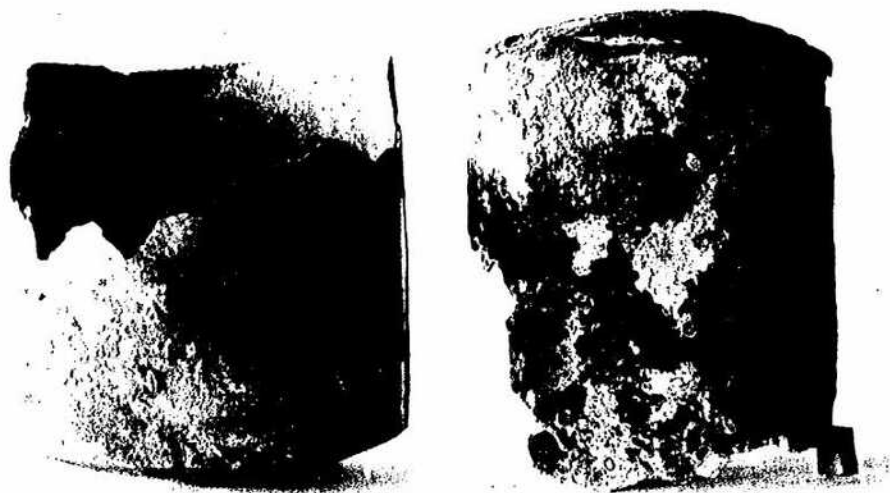


(一) 東大院里許山發見片耳附銅壺

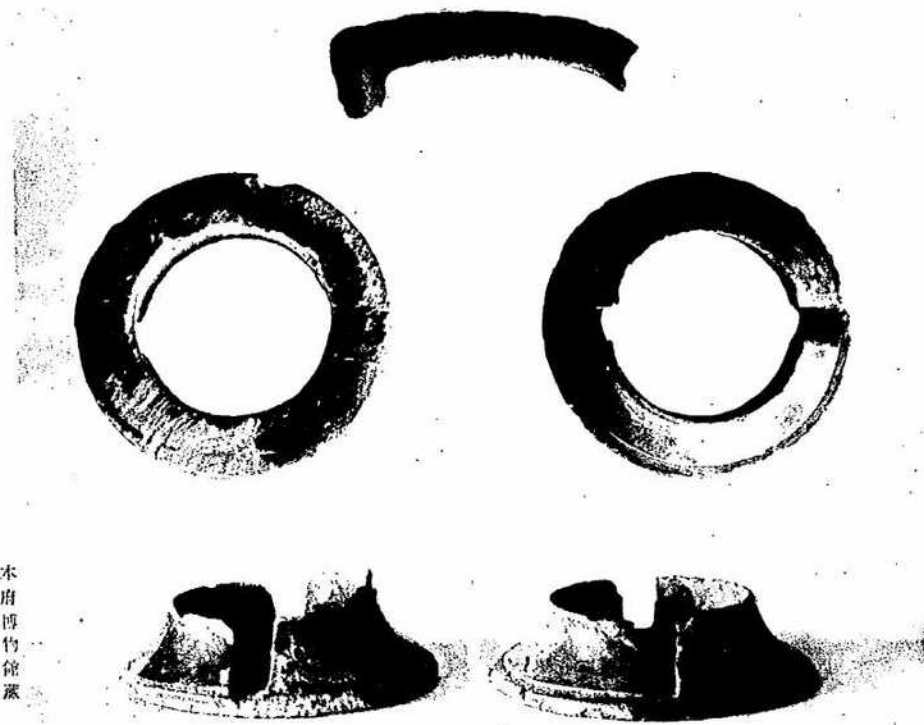


(二) 同
上 (瓶の企せしを亦す)

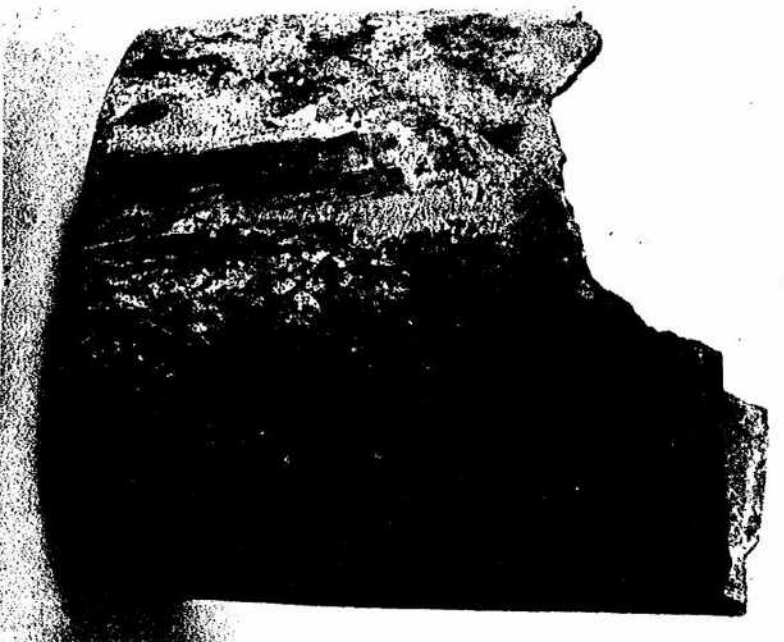
小野文、氏撰
圖版第五八
北部朝鮮遺物



(一) 東大院里山發見筒形銅器

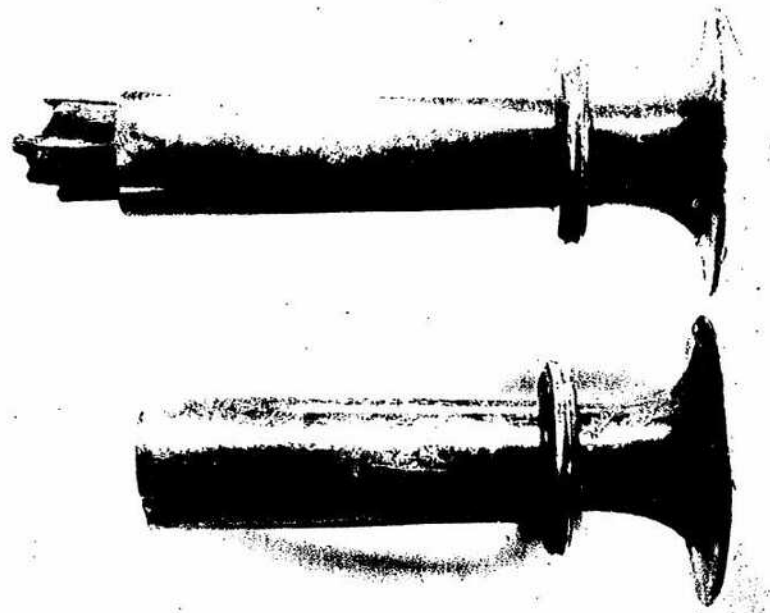


(二) 同 上發見車軸頭破片及銅頭樣金具片



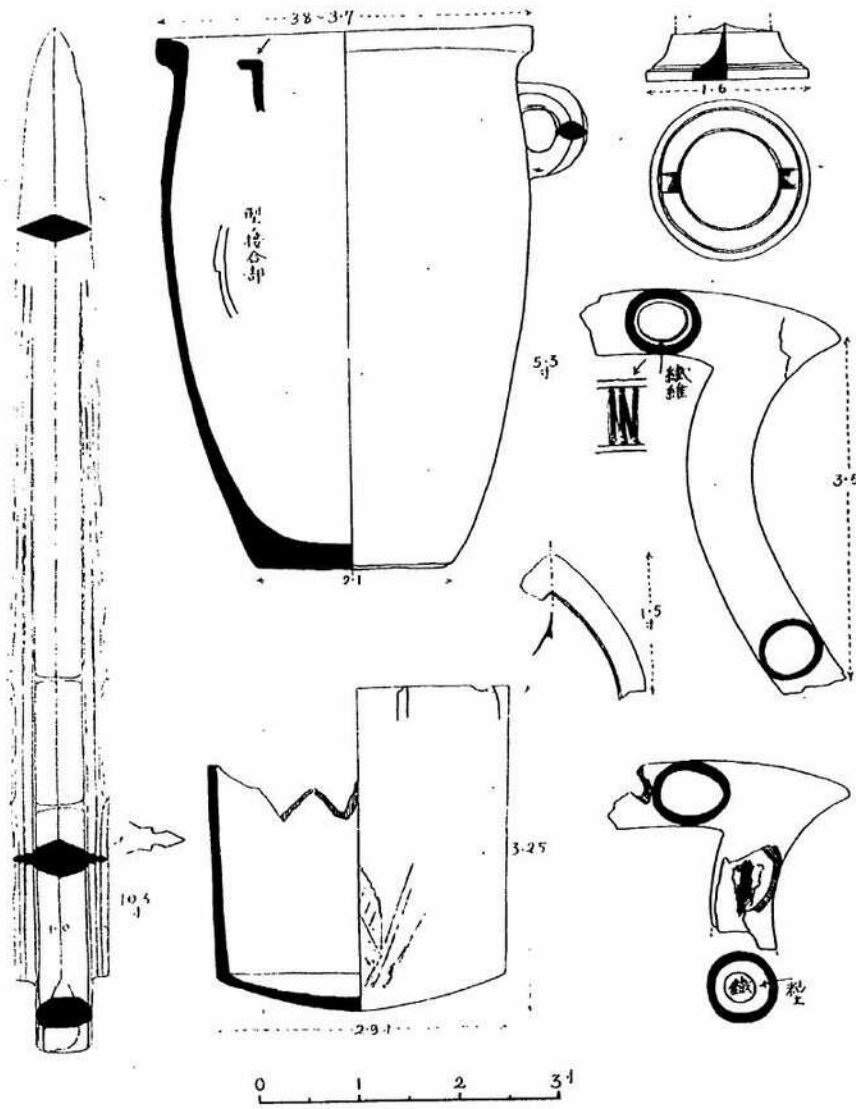
水府博物館蔵
圖版第六〇 北部朝鮮遺物

(一) 東大院里許山發見筒形銅器 (本器の磨蝕を去り)



(二) 東大院里引込線工事の際出土の柄頭様銅器

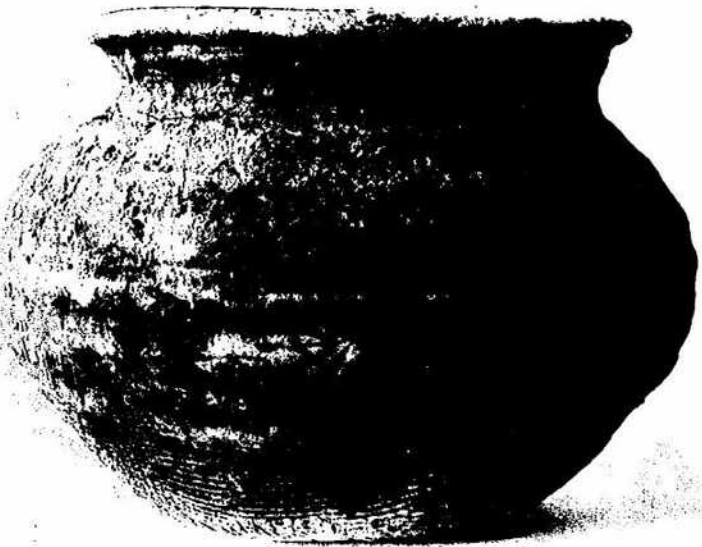
圖版第六一 北部朝鮮遺物



平安南道東大院里許山發見銅製品實測圖 (藤田、小泉)



(甲) 類器銅見發蹟遺山許里院大東(一)



藏館物博府本 壺見發部割掘山許上 同(二)



片器土見發蹟遺面橋黑道海黃(一)



本府博物館藏

片器土見發近附蹟遺山許里院大東道南安平(二)

圖版第六四 北部朝鮮遺物



(三)

上

滿岡榮治氏藏



(二)

大同江面古墳發見鋼劍

多田春臣氏藏



(一)

大同江面梧野里煉瓦採土場發見鋼劍及石突

橋部芳樹氏藏



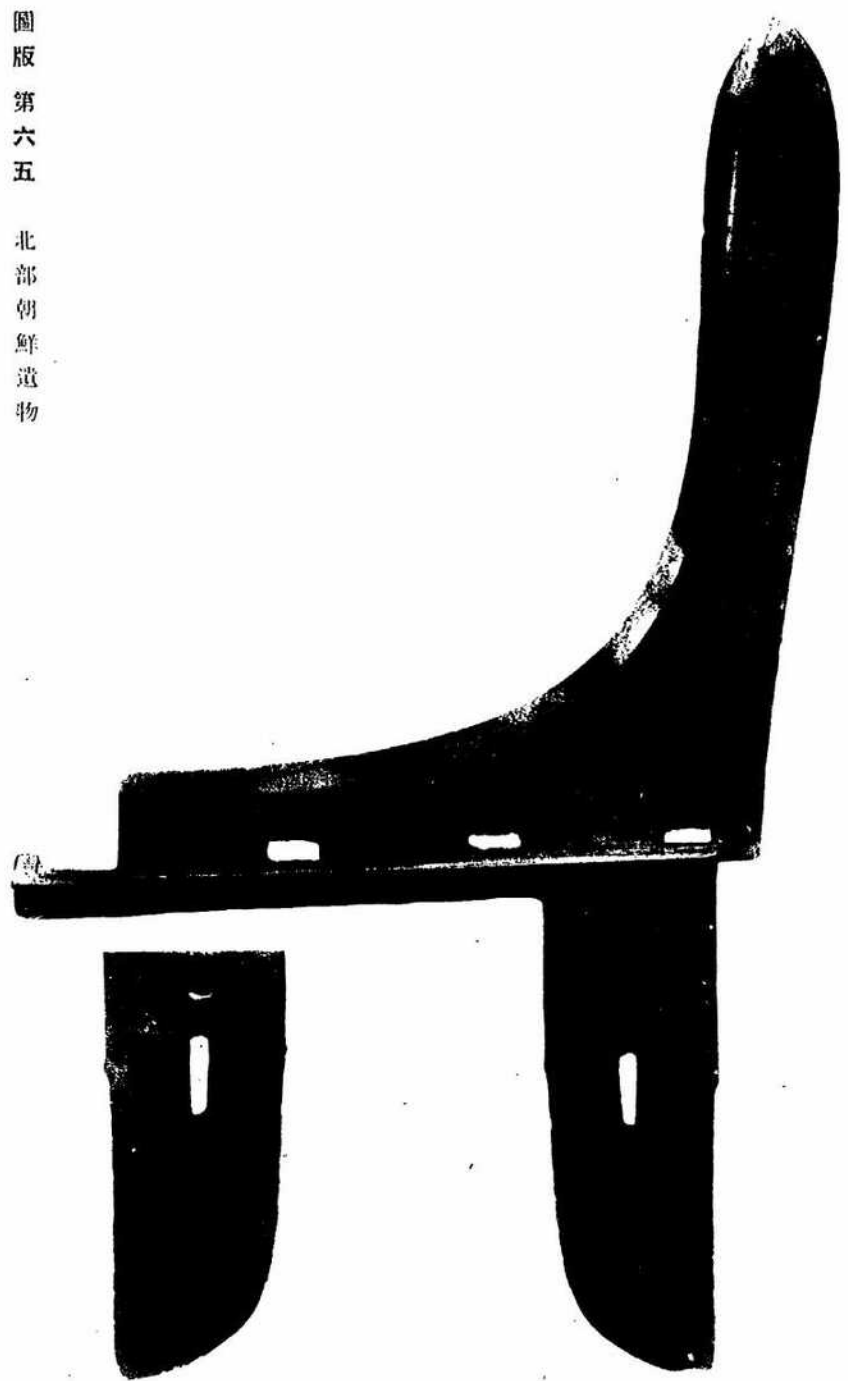
(四)

大同江面古墳發見飾柄附支那式鋼劍

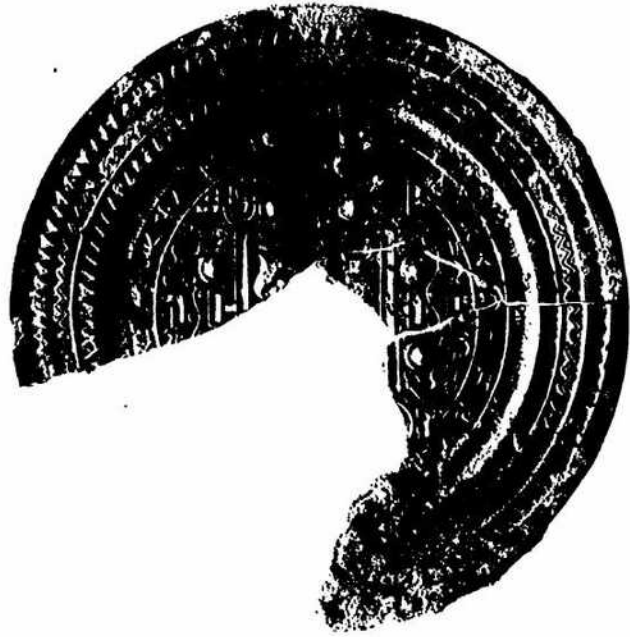
平壤中學校藏

平安南道大同郡大同江面發見戈(實大)

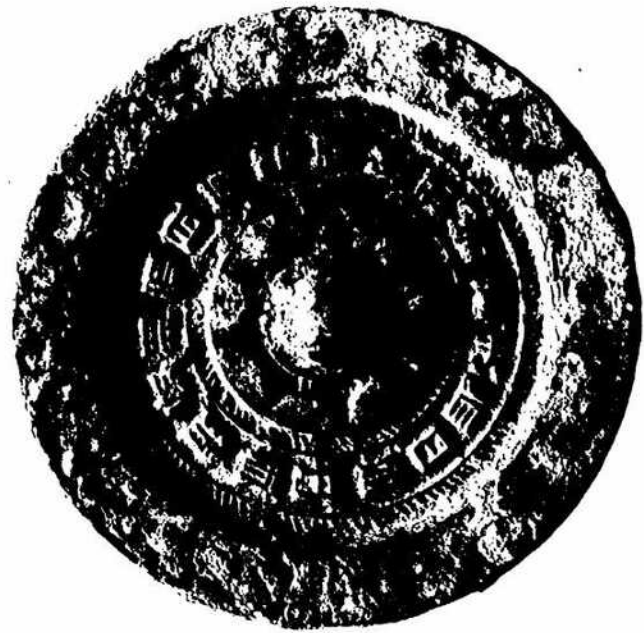
平壤高等普通學校藏



圖版第六五 北部朝鮮遺物



(直径三寸五分) 鏡神四格方紋波 (一)



(直径三寸三分) 鏡光明紋内行内 (二)

平安南道大同郡大同江面梧野里煉瓦採土場發見古鏡 (銅鏡、作也)

圖版 第六七 北部朝鮮遺物



(實大)

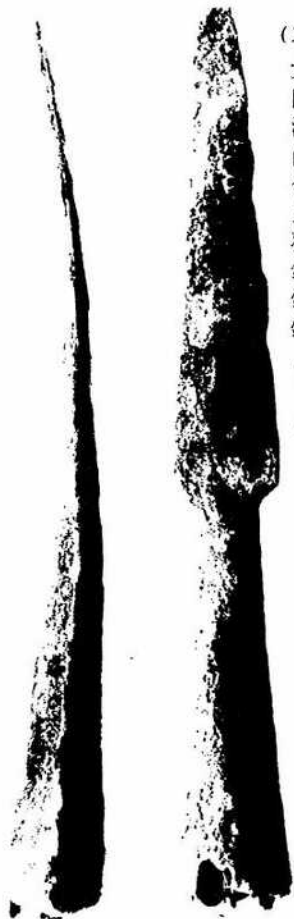
平壤高等普通學校藏

(一) 大同江面發見狹鋒銅劍 (重二)



多田春臣氏藏

(二) 大同江面發見狹鋒銅劍 (重三)



圖版第六八 北部朝鮮遺物



木府博物館藏

(二) 咸鏡南道北青郡青海面發見細形銅劍



(一) 平安南道大同江面發見細形銅劍片

羅野氏藏

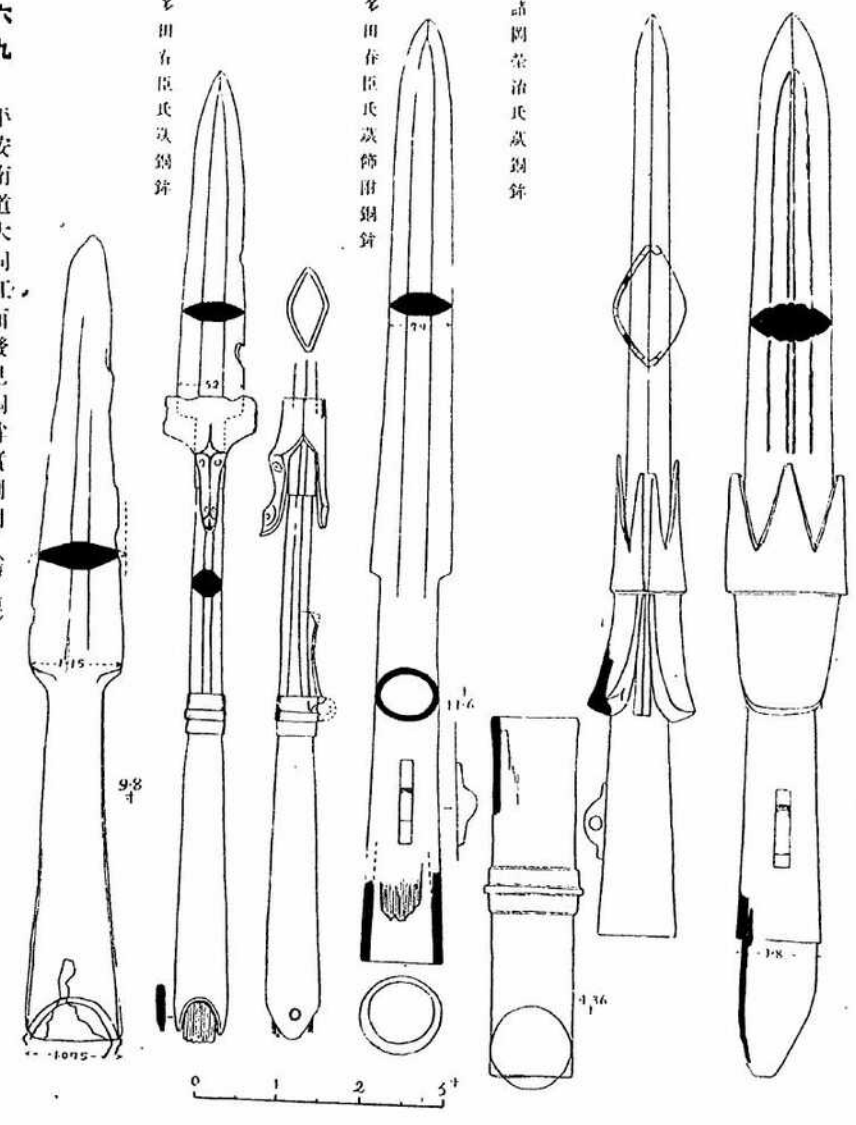
圖版第六九 平安南道大同江面發見銅針實測圖 (梅原)

(一) 橋部方樹氏藏飾用銅針並に石突

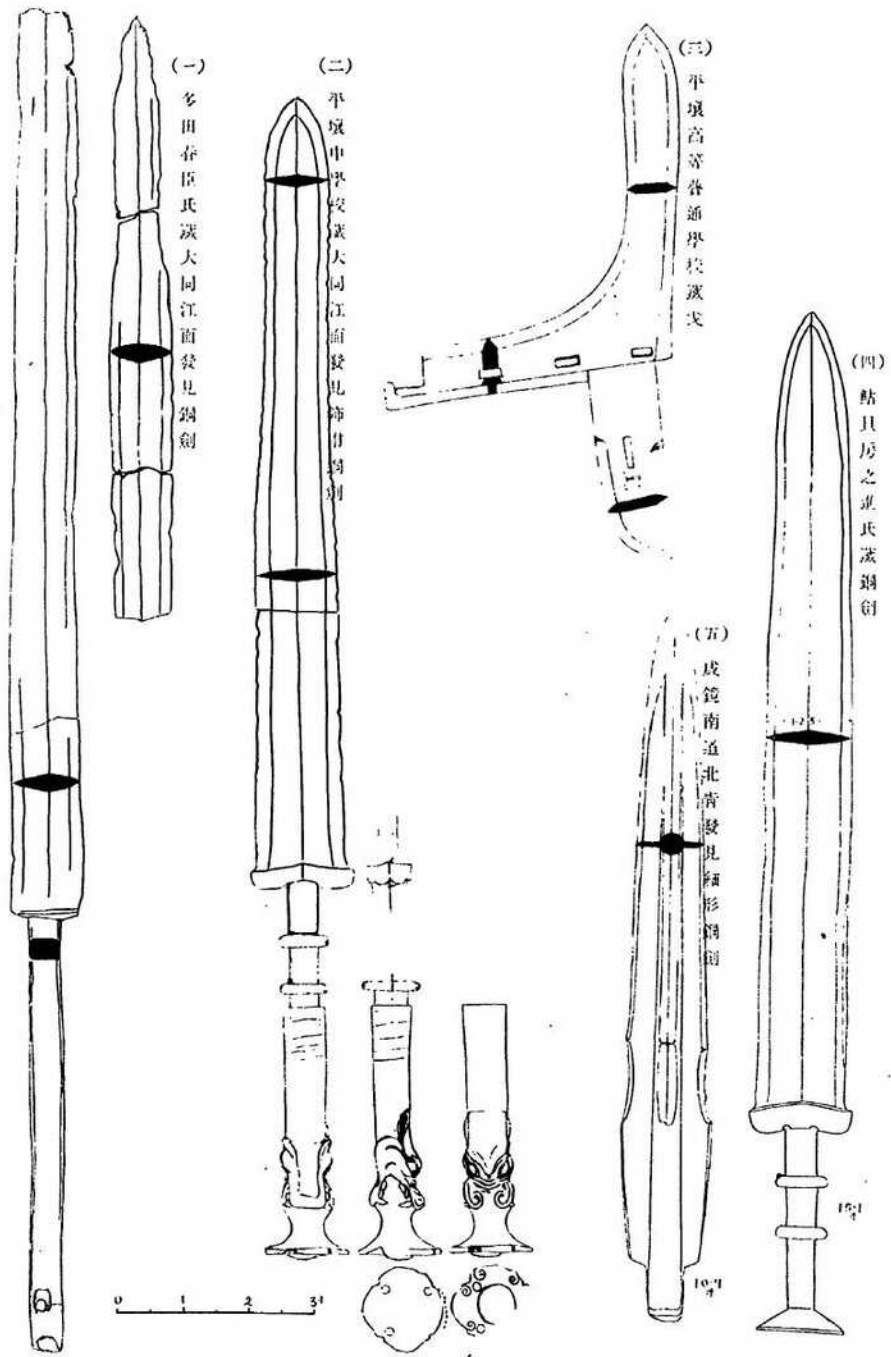
(二) 請岡榮治氏藏銅針

(三) 多田春臣氏藏飾用銅針

(四) 多田春臣氏藏銅針



圖版第七〇 北部朝鮮發見銅劍類實測圖 (粉原、小基)



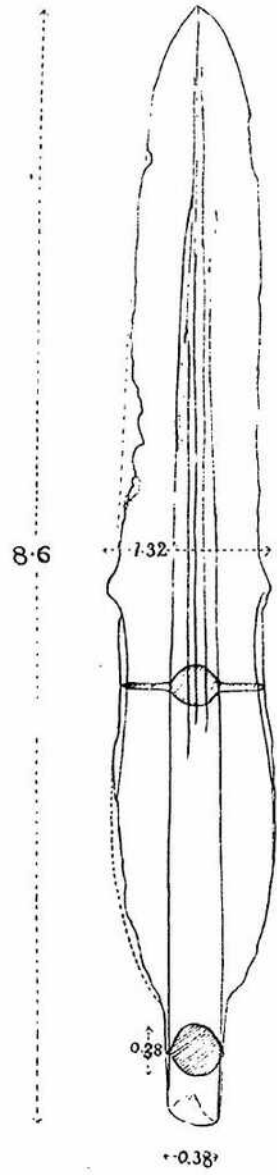


(二) 平安南道發見廣斧劍(兩把)

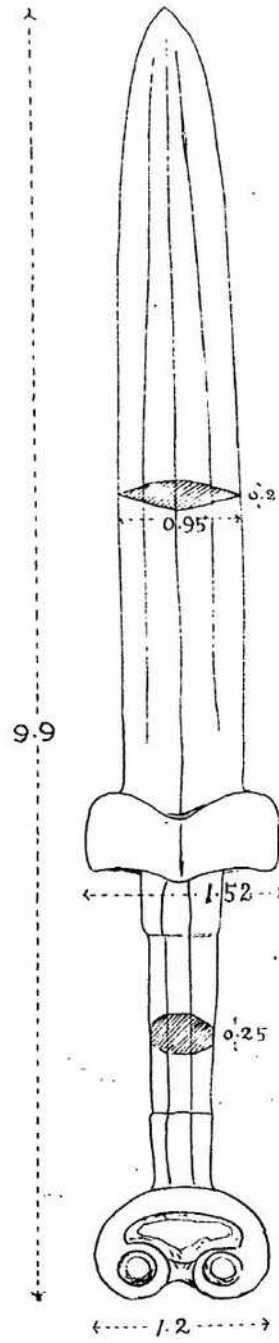
本府博物館藏



(一) 傳南鮮出土銅劍(兩把)



(二) 平安南道發見廣鋒銅劍實測圖(同)



(一) 傳南鮮出土銅劍實測圖(羅田)

大正十四年十一月二十日印刷
大正十四年十一月三十日發行

朝鮮總督府

印刷者 京都 株式會社似玉堂